

博士論文

早稲田大学政治学研究科

政党独裁体制におけるエリート選抜制度とその帰結：

ソ連とメキシコにおける比較事例分析

豊田 紳

目次

図表一覧.....	6
組織名一覧.....	7
謝辞.....	8
序論.....	10
第1章.政党独裁国家における競争選挙という問い.....	14
第1節.独裁国家の政治制度研究の問題点と本稿の問い.....	14
分類問題.....	16
1.競争的一党制という政治体制類型.....	16
2.政党独裁国家・ソ連とメキシコの政治改革.....	20
理論的問題：独裁体制における議会・独裁政党・競争選挙.....	25
1.議会.....	25
2.政党.....	26
3.競争選挙.....	27
博士論文の課題.....	30
第2節.新たな類型と理論：エリート選抜制度の差異に着目して.....	31
第3節.方法.....	34
1.時系列変化に基づく差異法とシステム間差異最大化デザインの組み合わせ.....	34
2.システム間差異最大化の事例選択：メキシコとソ連の共通点.....	37

3. システム間差異最大化の事例選択：メキシコとソ連の差異	38
4. 資料について.....	42
第2章. エリート選抜制度の3類型	45
第1節. 理論の基本設定	46
1. 射程範囲.....	46
2. 政治アクター.....	47
①独裁者.....	47
②体制内エリート	49
③治安機関	50
④組織化された野党.....	51
⑤大衆	53
第2節. 独裁者の課題.....	53
1. 体制内コントロールと社会コントロール.....	54
2. 二重の権力闘争.....	54
3. 体制内エリートの忠誠確保と大衆蜂起の抑制のトレードオフ.....	55
4. 暴力行使の危険性	58
5. 独裁者の課題：政治体制と体制内エリート選抜制度.....	60
第3節. エリート選抜制度の3類型.....	61
1. 上からのエリート選抜=支配政党のヒエラルキーを通じた指名制.....	62
2. 下からのエリート選抜=大衆の参加する複数候補者間競争選挙制.....	64
3. 上と下からのエリート選抜=複数政党制を通じた指名と競争選挙の融合.....	65
第4節. 結論	67
第3章. 3つのエリート選抜制度の帰結および検証方法.....	68
第1節. 上からのエリート選抜：指名制	68
1. 指名制のメリット	69
エリート間の水平的権力闘争の緩和.....	69
独裁者=エリート間関係の安定	70
2. 指名制のデメリット	70
独裁国家における本人=代理人問題	70
エリート間水平的権力闘争と指標歪曲の問題.....	71
業績評価手段の併用？	75
人治への接近.....	77
エリートの質の劣化と大衆側の不満の蓄積・治安機関の肥大化.....	78
選挙結果に関する指標歪曲	79
3. 小括.....	81
第2節. 下からのエリート選抜：複数候補者間競争選挙制.....	82

1. 複数候補者間競争選挙制のメリット	83
2. 複数候補者間競争選挙制のデメリット	84
エリート同士討ちとヒエラルキーの崩壊	85
指名制の起源としての複数候補者間競争選挙	87
3. 小括	89
第3節. 上と下からのエリート選抜:複数政党制	90
1. 独裁者の課題の再定義	90
2. 複数政党制のメリット	93
複数政党制下における選挙結果の指標歪曲の困難	94
3. 複数政党制のデメリット	94
4. 小括	96
第4節. 3つの理論的命題	97
第5節. 結論	98
第4章. メキシコにおける指名制と	99
複数候補者間競争選挙制の循環	99
第1節. メキシコ政治を見る視覚の通時的な変化	100
第2節. 「革命」政党による指名制の成立	102
1. 個人独裁者ディアスとメキシコ革命	103
2. 国民革命党の結党と指名制の段階的制度化	105
連続再選禁止（1933年）と地方政党の解体	106
候補者指名制度の変遷	108
3. 政治権力の独占と経済権力の集権化	110
第3節. 1960年代の政治改革	114
1. 党内予備選挙	114
2. 1963年選挙制度改革	121
3. マドラソとクリストリーブ	128
第4節. 指名制への回帰と選挙結果に対する指標歪曲	129
1. 指名制への回帰	129
2. 指名制における選挙結果に対する指標歪曲	132
第5節. 結論	135
第5章.	136
ソ連における指名制と複数候補者間競争選挙制の循環	136
第1節. 資料・パラダイム論争・歴史認識の政治	137
1. 歴史認識の政治	138
2. パラダイム論争	143
3. なぜ修正主義歴史学者の資料を用いるのか	146

第2節. 共産党による指名制の成立.....	148
1. 成立直後の共産党内におけるノメンクラトゥーラ制の成立	148
2. ノメンクラトゥーラ制とスターリンの権力掌握.....	152
3. 政治権力と経済権力の超集権化.....	153
第3節. スターリンの「ペレストロイカ」	157
1. 1934年の憲法改正の発議から1937年2-3月党中央委員会総会まで	157
2. 選挙と大テロルの相関	162
3. 選挙・大テロル・国際関係	167
第4節. ゴルバチョフのペレストロイカ	169
1. フルシチョフ時代とブレジネフ時代.....	169
2. ゴルバチョフ統治初期（1985～1987）	172
3. 連邦レベルと地方レベルの競争選挙制導入（1989～1990）	176
4. ソ連崩壊（1991）	180
第5節. 結論	184
第6章. メキシコにおける複数政党制の成立	185
第1節. レジェス・エロレスと政治改革	186
第2節. 1977年制度改革.....	189
1. 野党に対する政治改革のインパクト	191
2. 制度的革命党に対する政治改革のインパクト.....	194
3. 新自由主義改革の進展と制度的革命党の分裂.....	197
第3節. 野党・国民行動党の組織化とその帰結.....	198
1. 国民行動党の組織化と複数政党制の成立.....	198
2. 制度的革命党内の集合行為問題.....	202
3. 制度的革命党の分裂後：国民行動党の「協定」締結路線と民主化	204
第4節. 複数政党制の下での選挙結果に対する指標歪曲の緩和.....	211
1. 指標歪曲・選挙不正・不自然な投票率	212
2. 投票率100%超の選挙不正と野党.....	214
3. 公表された投票率と選挙競争性	217
5節. 結論	219
第7章：結論	221
第1節. 議論の要約.....	221
第2節. 含意	222
第3節. 他の残された課題.....	225
1. 実証的な課題.....	225
2. 理論的な課題.....	227
第4節. 結論：政治学一般にわたる本稿の意義.....	227

参考文献表	231
日本語文献.....	231
非日本語文献	240

図表一覧

図

図1-1. 世界における政治体制類型の時系列変化 (1946-2008)	19
図1-2. 野党・国民行動党の連邦下院議員選挙参加率	23
図6-1. 制度改革以前／以後の市町村首長選挙における制度的革命党得票率変化	196
図6-2. 市町村首長選挙における全野党の得票率推移 (1970-2000)	216
図6-3. 投票率100%を超える市町村数の推移 (1970年-2000)	216

表

表1-1. 理論の要約	34
表1-2. 方法とケースの要約	42
表4-1. バハ・カリフォルニア州およびチワワ州予備選挙結果	117
表4-2. チワワ州・1962, 64, 65年選挙と65年予備選挙の得票比較 (19自治体)	118
表6-1. メキシコにおける集合的動員件数 (政治・民主主義とそれ以外)	206
表6-2. 1990年代の国民行動党と民主革命党の選挙後紛争	210
表6-3. 野党の競争選挙参加と投票率100%越え市町村のクロス集計表分析	217
表6-4. 市町村首長選挙における選挙競争性と投票率 (1970-1987/1988-2000)	219

組織名一覧

国民行動党 (Partido Acción Nacional)

国民行動党・調査資料研究センター (El Centro de Estudios, Documentación e Investigación Sobre el Partido Acción Nacional)

制度的革命党 (Partido Revolucionario Institucional)

ソ連共産党 (Коммунистическая партия Советского Союза)

民主革命党 (Partido de la Revolución Democrática)

メキシコ国家文書館 (Archivo General de la Nación)

メキシコ政治社会調査局 (Investigaciones Políticas y Sociales)

メキシコ連邦公安局 (Dirección Federal de Seguridad)

謝辞

博士論文の執筆は、想像を遥かに超える大変な仕事であった。この長い工程において、本当に様々な方にお世話になった。まず、早稲田大学政治学研究科博士課程在学中にメイン・アドバイザーを務めてくださった久保慶一先生は、いつまでたっても博士論文を書き進めない筆者に対して、辛抱強く待ってくださり、お忙しい中であるにもかかわらず、鋭いコメントを下された。私の頑固な気質から、研究指導で明確な方針が出なかった日には、夜に論点を整理するメールを送っていただいたこともある。本当に有難うございました。

また、同じく博士課程在学中にサブ・アドバイザーを務めてくださった高橋百合子先生にも大変にお世話になった。高橋先生は、研究のターニングポイントとなる部分で的確なコメントをいただいただけではなく、お会いするたびに「博士論文はどうですか？」と激励をいただき、博士論文を執筆する上での気力を頂いた。感謝を申し上げる。

河野勝先生には、大学院の1年目から河野研のゼミナールに参加させて頂き、このゼミこそ学部の際に真面目に政治学を勉強していなかった私が政治学という学問分野を学ぶことのできる機会となった。また、後に、河野先生は私をRAとして雇用して下さり、そのおかげで私は研究生活上、もっとも難しい時期を乗り越えることができた。有難うございました。

伊東孝之先生は、学部ゼミ「民主主義と独裁の間で」に参加して以来、私にとって常に羅針盤のような存在であった。思い起こされることは、2003年のイラク戦争前夜、学部ゼミで私が「日本のようにイラクも民主化できるのではないか」と私が無知をさらけ出した時、いつもは温厚な伊東先生が「空爆して民主化することはできない」と怒りと共に言下に否定されたことである。イラク

のその後の成り行きは、伊東先生の判断の確かさを証明した。私が学問の力を知ったのは、この時だと言ってよい。

在外研究に出たメキシコでも多くの人にお世話になった。CIDE における在外研究の受け入れ教官となってくださった **Julio Ríos-Figueroa** 先生に感謝を申し上げます。**Alejandra del Palacio**、そして **Juan Martínez** は、スペイン語が未だ不自由な筆者の話を辛抱強く聞いてくれ、孤独でストレスの多い在外研究生活を楽しいものにしてくれた。

また、隠岐理貴・中井遼・東島雅昌の3氏にも大学院以来の長年の友情に感謝したい。修士部屋で過ごした日々は、懐かしい青春の思い出となっている。

最後に、博士課程入学から10年もの間、支えてくれた家族に感謝する。

序論

本稿は、政党独裁国家メキシコとソ連の二か国の政治史について、その政治制度の変遷に着目して分析、記述を行うものである。このように一見して全く異なる二か国を分析するにあたって、本稿の記述を導くのは、近年の比較政治学において急速に発展を遂げている独裁体制の政治制度研究である（e.g., Gandhi 2008; Magaloni 2008; Svobik 2012）。先行の独裁体制研究の成果を批判的に摂取し、精緻化すると、メキシコとソ連という大きく異なる2つの独裁国家の歴史を、独裁者による一つの課題をめぐる歴史として把握することが可能になる。

その独裁者の一つの課題とは、統治の実務に携わる国家機関や党機関の公職ポストを占める人材、すなわち「体制内エリート」の選抜制度の問題である。これらの体制内エリートを、独裁者が政党組織を通じて「上から」指名する場合、独裁者と体制内エリートの関係は上意下達の関係として安定し、政治秩序がもたらされる一方で、一般大衆には不満が蓄積される。しかし、大衆の不満を緩和するために公職ポストを競争選挙によって「下から」選挙する場合、体制内エリート相互の、そして体制内エリートと独裁者の間での権力闘争を招き、独裁者の権力基盤、ひいては政治秩序そのものが危うくなる。大規模な政治的暴力が行使されることもある。

本稿の記述が示すのは、メキシコについては1977年まで、ソ連に関してはその存続した全期間について、上からの指名による相対的な政治秩序の安定期と、下からの競争選挙による政治的混乱期の間を振幅したことである。

では、相対的な安定をもたらす上からの指名と、政治的混乱をもたらす下からの競争選挙に代わるエリート選抜制度は存在しないのか。本稿はここで、上

からの指名と下からの競争選挙の二つの特徴をあわせもつ体制内エリート選抜制度として、「複数政党制」が存在すると論じる。複数政党制の下では、独裁者は、選挙の際の候補者指名権限を通じて体制内エリートを指名し、その後、独裁者に指名された体制内エリートが野党の候補者と競争選挙を行うことになる。1977年以降、2000年に民主化するまで、メキシコの体制内エリート選抜制度は、この複数政党制であったと考えられる。

ただしこのことは、「複数政党制」が独裁者にとって唯一の最適な選択肢であることを意味するわけではもちろんない。複数政党制を導入すれば、体制内のエリート選抜は相対的によりうまくいくかもしれないが、選挙で敗北することによって独裁体制そのものが崩壊してしまうリスクが存在するからである。実際にメキシコでは、1977年以降に複数政党制を採用したことの帰結として、2000年の民主化が生じたのであった。したがって、競争選挙は、野党を伴わない複数候補者間のそれにせよ、野党を伴う複数政党制下でのそれにせよ、独裁体制の政治秩序を破壊する可能性のある潜在的に危険な制度であるということ、本稿の議論は示唆している。それでも独裁者は、指名制の下で秩序の安定と引き換えに生じる問題を解決するために、競争選挙を導入せざるを得ないと考えることがあることを、本稿の事例分析は示している。ここに、独裁者が置かれているジレンマを見て取ることができるのではないだろうか。なお、本稿は、競争選挙とは政治秩序を破壊する可能性のある潜在的に危険な制度であると捉えている。この議論も、独裁体制一般に広く妥当するだろう (e.g., Hegre et al 2001)。

要するに、本稿は、独裁体制における体制内エリート選抜制度には3種類すなわち上からの指名制、下からの競争選挙そして上からの指名と下からの競争選挙の特色を併せ持つ複数政党制があると考えているわけである。

体制内エリートの選抜制度の在り方に着目したこの議論の価値は、第一義的にはメキシコとソ連という、一見したところ全く異なる二か国の政治史を首尾一貫した形で記述可能にしてくれる点にある。また、この分枠組の射程はソ連とメキシコを超えて独裁体制一般に届くであろう。いかなる政治体制であれ、何らかの形で体制内のエリートを選抜する必要がある、世襲貴族制といった血縁によって体制内エリートを選抜することがほぼ不可能となっている現代では、上からの指名か、あるいは下からの競争選挙か、さもなくば複数政党制か、という3種類の体制内エリート選抜制度から、採用する制度を独裁者は選ばねばならないのである。

以上が、かけ足でみた本稿の議論である。この主張のため、本論は次のように構成される。まず第1章は、先行の独裁体制研究を批判的にレビューし、本稿の議論を要約した上で、ソ連とメキシコを「システム間差異最大化デザイン」という方法で比較することを明示する。第2章と第3章は理論的考察にあてられる。第2章では、独裁体制の政治を理解する鍵はエリート選抜制度にあること、第3章は3つのエリート選抜制度の特徴を詳しく論じ、理論命題を導く。第4章から第6章は、実証にあたる。第4章は1930-1960年代のメキシコにおいて、体制内エリート選抜制度が、上からの指名制と、下からの競争選挙制（複数候補者間競争選挙制）の間で揺れ動いたことを見る。第5章は、ソ連のエリート選抜制度が、指名制と複数候補者間競争選挙を痙攣的に振幅したことを確認する。第6章では、メキシコの内務大臣レジェス＝エロレスが主導した政治改革によって、体制内エリート選抜制度が複数政党制に移行したことを見る。第7章は、全体の結論を述べる。

なお、本博士論文は、筆者が既に公表あるいは公表予定の論文（豊田 2013a; 豊田 2013b; 豊田 2015; 豊田 2017; 豊田 2018）を加筆修正した上で再構成した

ものを含んでいる。本博士論文の記述のうち、既出論文の表現を含むパラグラフについては、当該パラグラフ冒頭の一文に脚注をつけ、もととなった論文との関係を明示した。

第1章.政党独裁国家における競争選挙という問い

ぼくが王で石工——評判の腕利きの親方——だったとき
ぼくは王にふさわしい宮殿をつくろうと、みずから土地を切り開いた
ぼくは布告を発し、満足いくところまで掘り下げる
やがて泥土の下に昔の王がつくった宮殿の残骸を見つけた

流行にはほとんど無縁で——計画には無頓着——
あちこち勝手に、くずれた土台が置かれ——
石組みは粗雑ででたらめ、それでもどの石にもこう刻まれていた
「われののちにつくり手は来たらん。
彼に告げよ、われもまた知れり」と

ラドヤード・キップリング『王宮』

第1節.独裁国家の政治制度研究の問題点と本稿の問い

2000年代半ばから急速に発展した「独裁体制」¹研究は、それ以前から存在した独裁体制の政治構造や政治過程の知見を統合しつつ、「独裁者」²が権力を維持するにあたっては、二種類の脅威が存在すると考えている。すなわち、一つは独裁体制内部で統治の一翼を担う「体制内エリート」による「クーデタ」であり、いま一つは、「大衆」が街頭に押し寄せる中で、独裁者が権力を喪失

¹ 本稿において「独裁体制」とは、競争的かつ公正・公平な選挙によって国家の指導者が選ばれていない非民主主義体制を指す。

² 独裁者の定義については、第2章1節参照。

する「大衆蜂起」である (Gandhi 2008; Svobik 2012) ³。

そして、独裁国家に見られる「議会」「独裁政党」「競争選挙」といった政治制度は、これら体制内エリートによるクーデタと大衆蜂起という2つの脅威を抑え込む上で有益であるとしてきた。詳しいレビューは後に行うが、簡単に述べれば、議会は、社会内部に存在する様々な利益を「取り込み (co-opt)」、独裁者と政策調整を行う場であるとされる。独裁政党は、体制内エリートのキャリア・パスを安定させることで体制を安定させる。競争選挙は、大衆に蓄積された不満の程度を知り、体制内エリートの仕事ぶりを評価すると同時に、大衆への利益配分メカニズムおよび体制内エリートの離反を抑止する装置として使われる。

しかしながら、これらの先行研究には、以下で見るような3つの問題があった。第1の問題点は、政治制度の類型論という経験的問題である。すなわち、先行研究は「一党独裁体制の枠組の下で競争選挙を実施する「競争的一党制」という政治体制類型を抽出できておらず、競争的一党制下で何が起きるのかという問題を考察できていない。その結果、同じ一党独裁体制に分類されるソ連とメキシコにおいて行われた政治制度改革がもたらした結果の差異を分析できなくなっている。

この類型論の問題は、2番目の理論問題にも関連する。というのも、一党独裁体制を維持したまま競争選挙を実施する競争的一党制とは、独裁政党と競争選挙という先行研究では別々に分析される政治制度が組み合わさった体制であるが、先行の理論研究は、「議会・独裁政党・選挙」といった政治制度を個別に分析する一方で、独裁政党と競争選挙が同時に存在する政治制度が互いに両立可能か否かを検討してこなかったからである。

³ 「体制内エリート」「大衆」という用語の定義は、第2章第1節で行う。

この制度の両立可能性の問題と関連して、第3番目の論点としては、先行研究は政治制度の効果を総合的に検討してこなかった。すなわち、先行研究は、議会・独裁政党・競争選挙といった政治制度は、体制内エリートの結束を維持し、あるいは大衆による蜂起を抑止するための情報を収集するために用いられているとしてきた。しかし、先行研究は、特定の政治制度が体制内エリートのクーデタ抑止と大衆の不満の緩和という2つの効果を同時に有しているかを検討してこなかった。

以下では、先行研究のレビューを通じて以上3つの問題点が存在することを明確にしよう。

分類問題

1. 競争的一党制という政治体制類型

先行の独裁体制研究は、実証的研究を行うにあたってそれぞれに異なる政治体制類型論を基礎に置いてきた。ゲッデスらの研究は、独裁体制を「個人独裁」「政党独裁」「軍事独裁」「君主制」へと分類した上で、それぞれの独裁体制の持続期間が異なること、そうした持続期間の差が現れる原因を独裁体制の政治制度の特徴に求めている。これに対しガンディーの研究は、政治体制を「無政党制」「一党制」「複数政党制」という形で政党の数から分類している（Gandhi 2008）。さらに、複数政党間で競争選挙が実施されているが、選挙制度が与党・独裁者に著しく有利となっていたり、選挙不正を用いて与党・独裁者がほぼ確実に選挙に勝利する体制は、「競争的権威主義体制」あるいは「選挙権威主義体制」として、独特な独裁体制として分類する研究もある（Levitsky and Way 2010; Schedler 2006）。

しかし、上述のような類型化によっては捉えることができない政治体制類型が存在する。このことを示すのが、1949年から2008年にかけての様々な政治体制類型の構成比の変化を示した図1-1の積み上げグラフである。図1-1は、政治体制を「民主主義」と非民主主義体制を意味する「独裁体制」に分類した上で、その独裁体制の下位類型に分けている。独裁体制はまず「王政」と「軍事独裁」「無政党独裁」および複数政党制を採用する独裁体制として「選挙権威主義体制」が存在することが見て取れる。これらの分類は、先行研究で指摘されてきた通りである。

しかし、分類上、本稿にとって重要なのは、一党独裁体制である。複数政党の存在を許さない体制は、一党独裁体制であることは容易に分かる。さらに、一党独裁体制とは、選挙に際しても有権者に複数の候補者からの選択を許さない体制であると思われるかもしれない。だがこれは正しくない。一党独裁体制でありながら、選挙においては複数候補者からの選択を許す体制も数多く存在したのである。複数政党の存在は許さない一党独裁体制であるが、複数の候補者からの選択を許すこうした体制を、「競争的一党制」と呼ぶことができるだろう。そして、一党独裁体制かつ複数候補者からの選択を許さない政治体制を「非競争的一党制」と呼ぶことができるだろう⁴。

そこで全世界の政治体制を、7つの類型に分類することができた。まず「民主主義体制」がある。そして、非民主主義体制として独裁体制の6類型がある。

⁴ 政治体制のうち、複数候補者間競争選挙制度を採用していた政治体制を識別するために、「民主主義体制と独裁体制 (Democracy and Dictatorships)」すなわち「DD データセット」(Cheibub, Gandhi and Vreeland 2010)、およびハイドとマリノフの「民主主義国家独裁体制横断国政選挙データセット (National Elections Across Democracy and Autocracy)」 「NELDA」 (Hyde and Marinov 2012) を用いた。最初に、全政治体制を DD により民主主義体制と独裁体制に分類した後 (Democracy ==1)、文民独裁・軍事独裁・王政でさらに分類した (“Regime” 変数)。その上で、法的に無政党制であるか、一党独裁体制であるか、あるいは複数政党制であるか否かを DD によって分割 (“dejure 変数”)、ハイドとマリノフの “NELDA5” 「投票にあたって候補者の選択肢が存在したかどうか」を用いて、一党独裁体制を無競争一党独裁体制と、競争的一党独裁体制に分割した。

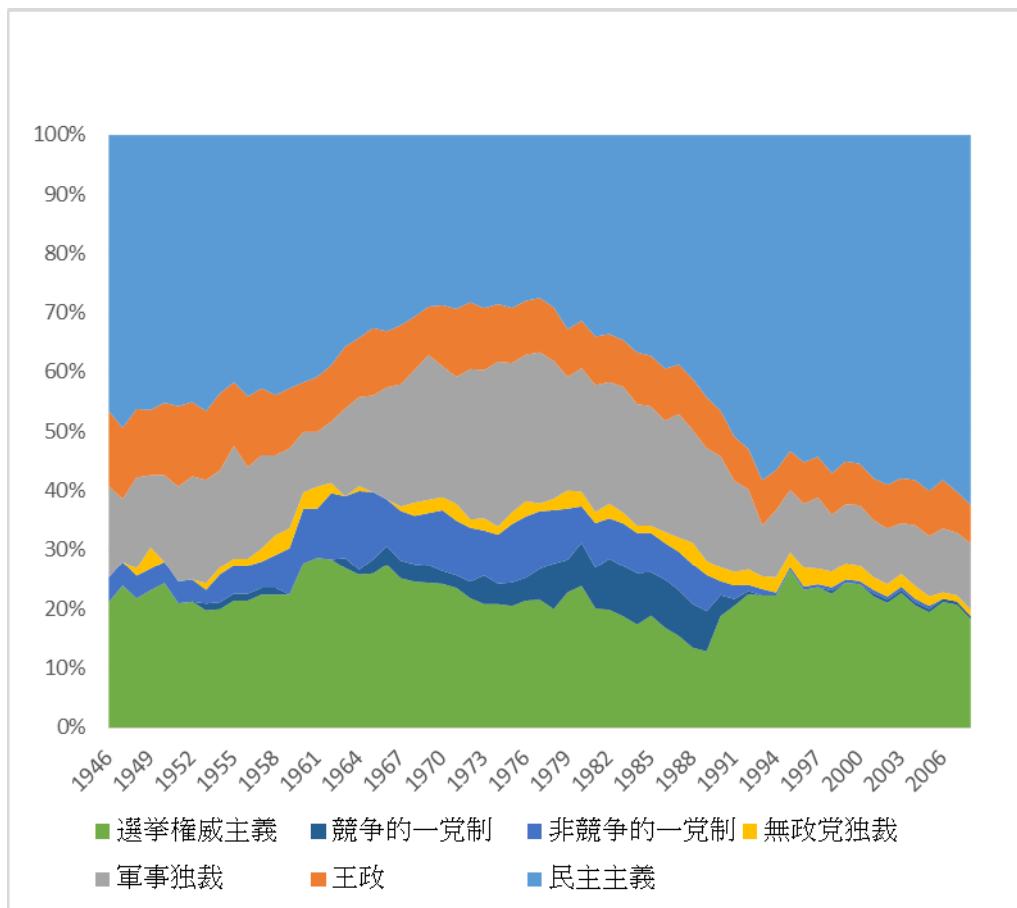
すなわち、「王政」「軍事独裁」「無政党独裁制」「非競争的一党制」「競争的一党制」「選挙権威主義体制」である。なお、ゲッデスらの「個人独裁」「政党独裁」は、外形的基準によって分類できないため、図1-1に示すことができなかった。

図1-1の7類型の政治体制の推移は、3つの点で重要なことを示している。第1に、近年の研究では無視されてきた競争的一党制という政治体制類型が、相当数、存在する（した）ことである。実際、かつて地域の事情に通じた研究者たちは、一党体制でありつつ競争選挙を行うような体制を「半競争（semi-competitive）」体制とか（Barkan and Okumu 1978）、「競争的一党（competitive one party）」体制とか（Bratton and van de Walle 1997）、「準ヘゲモニー政党制」（松本 2011）などと名づけ、純粋な一党制とは区別してきた。図1-1は、これら競争的一党制という体制がかなり一般的に存在したことが示している。

第2に、非競争的一党制と競争的一党制が占める割合は、時間の経過とともに変動したことが図1-1から分かる。当初は非競争的一党制が競争的一党制を圧倒していたが、競争的一党制の割合が徐々に増加したのである。最盛期には、競争的一党制が全政治体制類型の10%近くを占めるまでに至っている。しかし、1990年ごろを境に、非競争的一党制・競争的一党制ともに制度的にほぼ淘汰された。

第3に、非競争的一党制と競争的一党制が消滅するとほぼ同時に、複数政党制に基づく独裁体制、すなわち選挙権威主義体制が独裁体制の中で最も大きな割合を占める体制になったことも、図から読み取ることができる。

図1-1. 世界における政治体制類型の時系列変化 (1946-2008)



出所：Cheibub, Gandhi and Vreeland (2010) および Hyde and Marinov (2012) にもとづき筆者作成。詳細は注4参照。

さて、近年になって急速に発展している独裁体制の政治制度研究は、ここでいう競争的一党制という政治体制類型を独立して取り上げていない。従って、こうした体制において何が起きるのかについて、先行研究は沈黙している。

もちろん、いかなる形で政治体制を類型化すべきかという問題は、本質的に研究者がいかなる現象を分析したいと考えているのかによって決まる。しかしながら、競争的一党制という政治体制類型を認めることは、独裁国家で行われる政治改革を理解する上で重要である。このことを示すのが、次に見る政党

独裁国家・ソ連とメキシコの政治改革の事例である。

2. 政党独裁国家・ソ連とメキシコの政治改革

競争的一党制および選挙権威主義体制という政治体制を考察するにあたって、メキシコとソ連は興味深い事例である。周知のように、1919年に成立したソ連では、建国直後にソ連共産党による一党独裁体制が成立、1991年まで存続した。またメキシコでは1929年から2000年まで制度的革命党による支配が続いていた。これら2か国は、先行研究においてともに「政党独裁」体制に分類されている (e.g., Geddes, Wright and Frantz 2014)。本稿の観点から重要なのは、メキシコの場合、野党との間での政党間競争性を高める複数政党制に基づく選挙権威主義体制を志向する改革を行ったが、ソ連の場合、一党制の枠組の下で競争性を高める、すなわち非競争的一党制から競争的一党制へと移行を図った点にある。

先行研究は、メキシコとソ連をともに政党独裁体制であると分類する。これは、両国ではともに党を通じた人事権支配が行われていたからであることに鑑みれば、納得のいく分類である。ソ連の場合、こうした人事制度は「ノメンクラトゥーラ」制と呼ばれた。ノメンクラトゥーラという言葉は、もともと「目録」という意味を持ったが、転じて「その人事が上級の党、ソヴェト、労働組合組織の承諾を必要とする役職の一覧表」、ひいては「役職に就く資格のある人々に関する一覧表」を意味するようになった (伊東 1984: 55)⁵。ノメンクラトゥーラ制の下では、各レベルの党書記たちが下位のノメンクラトゥーラを作成する権限を持つため、ポストの確保と昇進を期待するヒエラルキー下位者は

⁵ ソ連のノメンクラトゥーラ制に関する研究として、Ogushi (2008: Appendix 1) を参照。

上位者に服従する。ノメンクラトゥーラの頂点に位置するごく少数の個人は、体制内の全エリートの絶対的な服従を期待できることになる。

他方、制度的革命党の統治下にあったメキシコでもやはり、「デダソ (dedazo)」と呼ばれるインフォーマルながら人事権支配制度が存在した。もともとは「指」を意味する「デド (dedo)」という言葉に起源を持ち、人を指さす動作から転じて、公職者・公務員を恣意的に指名していくやりかたを指すこのデダソ制の下でも、上位者は公職ポストを配分する権限を持つ。ヒエラルキーの最上位に位置する大統領は、独裁的権限を持つことになる。大統領府報道局長を勤めたエスクルディアは、1968年に出版された著書において、メキシコの制度的革命党がきわめて厳格な階層体系をなしていること、ヒエラルキーの頂点には大統領が存在すること、選挙時の候補者指名問題が大統領の権力の源泉になっていると指摘している (Escurdia 1968: 110-111, 142, Cited by ルイス＝レイナ 1980: 37-38)。もちろん、ソ連のノメンクラトゥーラ制は半ば公式化された制度であり、メキシコのデダソ制はより非公式的であったと考えられるが、ポストをめぐる人事を通じた支配が基礎にあった点で、共通点がある。

しかし、人事支配を軸に政党独裁体制として安定しているかに見えたソ連とメキシコは、その存続期間中、ともに選挙の競争性を上昇させる制度改革を行った。さらにその改革の方向性は、ソ連とメキシコでは大きく異なっていた。メキシコの場合は、複数政党制を強化する方向で改革を行ったのであるが、ソ連は一党制を堅持しつつ競争的一党制への移行という形で改革を行ったのである。

もちろん、メキシコは名目上、常に複数政党制を採用していた。しかし、連邦上下院・州知事・州議会・市町村首長までほぼすべての公職ポストを、支配

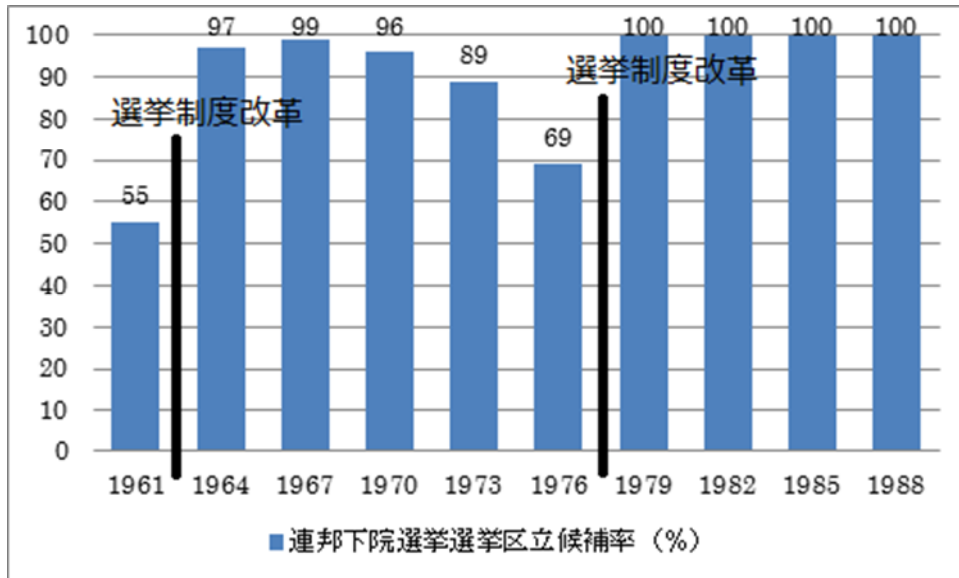
政党・制度的革命党が独占していた。野党は完全な泡沫勢力で、選挙に候補者を擁立しないことも多かった。そこで、制度的革命党の統治者層自ら、野党に選挙参加を促す制度改革を行ったのである。図1-2は、1963年と1977年に行われた選挙制度改革によって、メキシコの最大野党・国民行動党の連邦下院議会選挙参加率（候補者擁立数を全小選挙区数で除して100を乗じたもの）が上昇したことを示している。

改革の意図が野党の強化にあったことは、メキシコの独裁者層の発言から明らかである。例えば、1977年の選挙制度改革を主導した当時の内務大臣レジエス＝エロレスは、「国家は、健全な野党を必要としている。我々とは異なる考えをもつ者が、国家生活に参加することを、我々は必要としている」と述べ（Reyes Heróles 1996: 71）、野党に積極的な位置づけを与えている。1980年、メキシコ大統領ポルティエーヨ（在任1976～1982）もまた、1977年の政治改革後の一般教書演説で、「諸野党の政治活動の自由は、民主主義の実践を活気づけ、行政の行為を粛正するのに貢献する」としている（López Portillo 1980）。

他方、メキシコと大きく異なって、競争的一党制という方向で制度改革を行ったのがソ連である。周知のように、ソ連では野党（ひいては複数政党制）は極めてネガティブに捉えられていた。建国直後にあらゆる野党勢力が排除され、1936年憲法第126条はソ連共産党を「勤労者の前衛部隊」と定め、1977年に改正されたソ連憲法もまた第6条に「ソ連共産党はソビエト社会を指導し、方向づける力であり、その政治機構、国家機関および社会団体の中核である」と定めることで、事実上、複数政党制を禁じていた。複数政党制への忌避と一党制は、ソ連の国是にも等しかったのである。

図1-2.野党・国民行動党の連邦下院選挙区立候補率

((候補者総数 / 下院選挙区総数) * 100)



出所：Molinar Horcacitas（1991:40, 70, 101）および Lujambio（2001: 57）をもとに筆者作成（豊田 2015: 5）。

このような姿勢は、1980年代後半、ゴルバチョフが書記長に就任した後に開始された政治改革、すなわち「ペレストロイカ」の時代になっても変わることにはなかった。1989年に実施された、比較的自由に公正な国政選挙「人民代議員大会選挙」は、複数候補者間の競争選挙を可能にするものであったが、一党制の枠組みそのものは維持していた。

ペレストロイカ期ソ連の政治改革の方向性をめぐる模索は、いわゆる「ソ連の社会主義的多元主義」論争に見ることができる。1989年、モスクワ大学共産党委員会が「自発的に」主催したシンポジウムの記録によると、シンポジウムの参加者の一人は、次のように述べている。すなわち、一党制・党の鉄の統一（党内分派禁止）・人民の鉄の統一（自発的な社会団体の組織化の禁止）という制度的特徴を持つソ連の改革にあたっては、①一党制を維持したまま党内分

派の形成を許容する、②一党制を維持したまま、自発的な社会団体や運動に政治的ロビーの役割を担わせる、③共産党が指導的な役割を握った上で多党制に移行する、④そして共産党の指導的役割なしの多党制という4つ方向性がある。そして、シンポジウムの参加者は、一党制を維持したまま、自発的な社会団体や運動に政治的ロビーの役割を担わせる方向が、「私が理解するかぎりでは上からの支持を受けているように見えます」としている（モスクワ大学共産党委員会主催シンポジウム 1990: 95-96）。ほぼ同じ時期、ソ連の政治学者ミグラニャンは、政治家と民主主義に対し、官僚と官僚主義が優位となっており、「発展の必要条件である矛盾や制度化された紛争が欠けて」おり、「許したくない」が、「政治体制の多元主義は、多党制を通じてだけ存在する」必然はなく、「各地区、市、共和国、全国の規模で固有の利害」をもつ「市民社会の諸制度」が、「それぞれの利害団体の役割を演じ、立法・執行機関の選挙では、彼らの利害を代弁し、これらを政治的決定作成に際し、主張してくれる候補や、政治家を押し、ソ連共産党は「これらの利益の仲裁と和解」という役割を果たせばよいと述べている（ミグラニャン 1989: 94, 106）。「官僚」と「官僚主義」が批判されると同時に、その弊害を矯めるために一党制の枠組み内での競争選挙制が志向されていたのである。実際、ゴルバチョフを補佐した党中央委員会宣伝部長ヤコブレフは、1985年末の段階で複数政党制への移行を進言したところ、ゴルバチョフは「まだ早い」と返答した（ブラウン 2008: 224）。

このように、ノメンクラトゥーラとデダソというヒエラルキーに基づく人事支配を布いていた政党独裁国家ソ連とメキシコにおいて、野党および競争選挙の在り方は大きく異なる形で捉えられていた。しかし先行研究は競争的一党制という政治体制を、分析の視界に入れていない。このことのコロラリーとして、ソ連型の競争的一党制と比較して、複数政党制すなわち選挙権威主義の特徴を

明らかにすることもできなくなっている。競争的一党制の存在そのものが認識されていない以上、これは当然のことである。

そして、複数政党間の競争選挙と一党制の枠組の下の競争選挙が区別できないというこの問題は、実際には独裁体制の政治制度研究の理論全体に関わってくる。この点を見るため、次に先行研究の理論的問題を考察しよう。

理論的問題：独裁体制における議会・独裁政党・競争選挙

ここでは、独裁体制の政治制度、具体的には議会・政党・競争選挙に関する先行理論の批判的レビューを行う。批判の骨子は次の2つである。第1に、先行研究は議会・政党・競争選挙という政治制度を単独で考察しており、制度の両立可能性という問題が考察されておらず、その結果として競争的一党制が理論的に考察されていなかった。第2に、先行研究は、独裁体制の政治制度が体制内エリートによるクーデタの抑止と大衆による蜂起抑止という2つの効果を、同時に満たしているかを考察してこなかった。以下、具体的に見ていこう。

1. 議会

まず、独裁体制における議会とは、しばしば不逮捕特権や議会内での言動に対する免責を保証した上で、独裁者と一堂に会した体制内エリートが、直接的に政策を交渉、認可する場だとされる。独裁者は、議会を通じて体制内エリートや社会内の諸利益を「取り込み (co-opt)」を行うと考えられているのである (Gandhi 2008)。

この取り込み論においては、無政党に比べて一党制の議会が、一党制に比べ

て複数政党の議会において、独裁者と体制内エリートとの交渉が容易になるとされる。政党が一つではなく、複数あれば、より反政府的な傾向を有するエリートは野党に所属するなど、自らのタイプに見合った政党に所属するようになる。その結果、独裁者とエリートの議会における交渉はより効率的になるという (Gandhi 2008: 79)。

本稿の観点からすれば、この議論は、政党の数には言及するが、一党体制下で競争選挙を行われる場合に何が起こるかを明示していないという問題があった。つまり複数政党制と競争的一党制が同じ「取り込み」の効果を持つか否かは検討されてないのである。従って、ソ連とメキシコの事例を説明することはできない。

2. 政党

次に、「独裁政党」を見ていこう。先行研究によれば、ヒエラルキー構造をもつ独裁政党は、独裁者と体制内エリートの「権力分有」に役立つとされる。具体的には、政党のヒエラルキー構造は、党上位者による党下位者に対する一元的な人事支配を可能にする (Svolik 2012; 伊東 1995)。支配政党は次のような3つの特徴を持つ。第1に、かつて党下位者であった際に投入した努力に見合う利益は、党上位者になってはじめて回収できる。従って党上位者には、現体制を擁護するインセンティブが生まれる (Svolik 2012)。第2に、独裁者は党組織に対して人事権を委譲する。その結果、党内の体制内エリートは、一定の身分保証を与えられる (Magaloni 2008: 2)。最後に、党組織を通じて、大衆のなかから野心的な人材がリクルートされ、体制内エリートに転換される。大衆に、社会的地位上昇の手段が提供される。ポーランドの反体制派知識人にし

て理論家のクーロンが述べるように、社会主義国ではエリートが絶えず国家に吸収されて大衆が孤児として残されるため、変化に対して本当の意味での利益を見出す勢力がなくなるのである（伊東 1995: 136）。

以上のような条件下にある政党独裁国家は、いったん成立すれば極めて頑強となるとされる。支配政党を通じて体制内エリートに十分な利益を配分できる限り、また大衆を次々と体制内エリートに転換できる限り、存続し得る（Geddes 1999; Magaloni 2008）。政党の果たす効果に着目するこの議論は、政党独裁体制の安定性をうまく説明する。

しかしながら、この議論については次のような2点の批判が可能である。第1に、独裁者が独裁政党を通じて体制内エリートとの協調を行うことは論じられるが、大衆の不満を緩和する効果が独裁政党に存在するかどうかは不明確である。

第2に、政党独裁体制と競争選挙という政治制度は、相互に対立する公算が高いにもかかわらず、これら二種類の異なる制度が両立するか否かは分析されることがなかった。政党独裁体制の特徴がソ連のノメンクラトゥーラ制やメキシコのデダソ制などを典型とする人事権による支配であるとするれば、競争選挙制度を導入することは、政党独裁体制の支配の要となっていた党上位者の人事権の消滅をもたらすと考えられる。とすれば、政党独裁体制と競争選挙という政治制度は両立せず、相互に相反する効果をもつ可能性が高いが、この点は分析されてこなかったのである。

3. 競争選挙

最後に、競争選挙という制度に関する先行研究の議論を検討しよう。先行研

究では、競争的な選挙を行うことで、独裁体制は短期的には不安定化するものの、中長期的には安定するという実証結果が得られている (Knutsen, Nygård and Wig 2017)。そうした実証結果が導かれるメカニズムとして考えられるものとして、先行研究は、競争選挙が独裁者に3つのメリットをもたらすとす。すなわち、(1) 情報収集効果、(2) 抑止シグナル効果、(3) 資源配分効果の3つである。まず第1の情報収集効果から見ていこう。この議論によれば、投票率や得票率によって示される競争選挙の結果は、当該地域の有権者がどれほど投票所を訪れたか、独裁者及び独裁者の擁立した候補者がどれほどの支持を受けたかを示す。投票率や得票率が振るわない場合、独裁者は当該地域の大量に不満が蓄積していると判断し、各地に割り当てられる資源配分量を調整する。選挙結果は、独裁者が当該地区選出の体制内エリートの人気や動員力、忠誠心を判断し、その処遇を決定するための指標ともなる。また選挙で選出されたエリートは、体制側ではなく大衆側に立った政策を実行する (e.g., Ames 1970; Magaloni 2006; 鷲田 2014; Han 2014; Miller 2015)。

第2の議論は、選挙の抑止シグナル効果に関連している。この議論によれば、独裁者は圧倒的な投票率、得票率をもって選挙に勝利することで、既存体制を打ち負かすことは不可能であるという認識を体制内エリート一般に与え、体制内エリートを独裁者に服従させるとされる (Magaloni 2006; Geddes 2006; Simpser 2013)。

第3の資源配分効果とは、対立候補が立つ競争的な選挙は、体制内エリートから大衆に向けた再分配効果をもつとする議論である。公職ポストの獲得にあたって、体制内エリートが競争選挙に勝利しなければならないよう仕向ければ、体制内エリートは選挙運動の一環として自身の手持ちの資源を大衆に投下するようになる。独裁者が自らの資源を投入することなく、体制内エリートに大衆

に向けた資源配分を行うよう強制するこのような競争選挙は、「全資源投入オークション」とも呼ばれる (Blaydes 2011) ⁶。

これら3つの議論は、独裁者に競争選挙を実施するインセンティブが存在することを指摘するものであるが、これまでと同様の観点から、2つの批判が可能である。第1に、いずれの議論も競争選挙という政治制度をそれ単独で分析しており、政党独裁体制という別の政治制度の両立可能性を分析しておらず、競争的一党制下と、複数政党間の競争選挙は、理論的に区別されない。メキシコの政治改革とソ連の政治改革は区別されないのである。なお、一党体制の下での競争選挙が、複数政党間の競争選挙を機能的に代替するという議論がこれまでも存在したことからわかるように (Huntington 1970: 4, 39-40; デュベルジェ 1970: 300-301; Geddes 2006: 22)、一党体制下の競争選挙と複数政党下の競争選挙を区別する理論はこれまで存在していない。

第2の批判は、先に挙げた競争選挙の3つの効果すなわち「情報収集」「抑止シグナル」「資源配分」は、体制内エリートの「クーデタ」を抑止するものなのか、「大衆蜂起」を起こさないよう大衆の不満を鎮めるものなのかが不明確となる点である。まず、競争的な選挙がエリートの業績に関する「情報収集」「資源配分」効果を持つとする議論は、いずれも大衆の不満を緩和するものと言える。他方、この議論はそれ自体では、独裁者と体制内エリートとの結束を固める効果があるとは論じていない。体制内エリートのクーデタを抑止し、独裁者と体制内エリートの結束を固めるのは政党組織であるが、政党組織という制度と、「情報収集」「資源配分」効果をもつ競争選挙という政治制度の両

⁶ とはいえ、このメカニズムをオークションと呼ぶには語弊がある。オークションの場合には、落札できなければ自らが提示した価格を支払う必要はないが、選挙の場合には、候補者が選挙キャンペーンにつき込んだ資源は、たとえ落選したとしても選挙後に戻ってくることはないからである。従って、選挙は「オークション」というよりも、コストのかかる「ハイリスク・ハイリターンなくじ引き」と考えるのが妥当であろう。

立可能性については何も述べられていないからである。

これに対し、抑止シグナル論には、逆の批判があてはまる。抑止シグナル論によれば、選挙に圧倒的な投票率・得票率で勝利することで、独裁者は体制内エリートの離反を抑止し、体制内エリートのクーデタを防止すると論じる。この議論が正しければ、選挙において99%の投票率と得票率で体制側の候補者が勝利するような選挙において、体制内エリートに対する抑止効果は最も強くなるだろう。しかしながら、もし実際に99%の得票率・投票率で選挙に圧勝するならば、選挙結果は先に見た「情報」伝達効果を持つことなく、大衆の不満の程度について独裁者に伝達することはなくなるだろう。とすれば、抑止シグナル効果が最大になった場合には、体制内エリートの団結を維持することができるが、選挙に圧勝するならば、競争選挙の「情報」効果は失われ、大衆に対する不満を鎮静化する効果が失われてしまうという関係が成立する筈なのである。

博士論文の課題

以上、独裁体制の政治制度研究の経験的および理論的な問題点を考察してきた。まとめよう。経験的には、非競争的一党制・競争的一党制および選挙権威主義体制が区別されておらず、その結果として、ソ連で行われた一党体制の枠組を維持したまま行う競争選挙と、メキシコが志向した複数政党の選挙競争性を高める改革を分析できなくなっていた。

さらに理論的問題として、議会・独裁政党・競争選挙という制度が、体制内エリートのクーデタ抑止と大衆蜂起の抑制という2つの課題にとって同時に役に立っているか否かを分析してこなかった。

ここから本稿の課題が導かれる。ソ連とメキシコのような政党独裁国家にお

ける政治改革を記述するためには、競争的一党制と複数政党制下の競争選挙を区別し、政治制度が体制内エリートの忠誠を確保すると同時に大衆蜂起を抑制するための大衆の不満の緩和という2つの課題を同時に解決しているか否かを分析する必要がある。本稿が取り組むのは、そのような分析枠組の構築である。

第2節. 新たな類型と理論：エリート選抜制度の差異に着目して

以上の課題に取り組むために、本稿は、既存研究における政党独裁体制や競争選挙といった政治制度の知見に依拠しつつ、それら政治制度の組み合わせを異なる形で概念化する新たな政治体制類型を提示する。この政治体制類型の特色は、①非競争的一党制を典型とする「指名」制、②競争的一党制を含む、競争選挙に政党が介在することのない「複数候補者間競争選挙」制、そして③組織化された野党（後述）と独裁政党との間で政党間の競争選挙が行われる「複数政党」制を、それぞれ異なるタイプの独裁国家における体制内エリート選抜制度として分析し、その体制内エリート選抜制度がもたらす結果を分析する点にある。この枠組みは、ソ連とメキシコのような政党独裁国家の制度改革の帰結をうまく説明するだろう。

なぜ体制内エリート選抜制度に着目するのかについて、詳細は第2章で展開するが、ここでは簡単に議論を要約しておこう。第1に、政党独裁体制における人事支配体制や、競争選挙という制度は、いずれも体制内エリートを選抜する制度の一種である。つまり、政党独裁体制の人事支配体制を、上からの「指名」によるエリート選抜制度であり、競争選挙制度は、下からの「競争選挙」を通じたエリート選抜制度と考える。そして、これら指名および競争選挙という制度の組み合わせによって、独裁国家のエリート選抜制度を類型化できる。

具体的には、①ソ連のノメンクラトゥーラ制やメキシコのデダソ制などの政党独裁体制は、上からの人事権支配をその特色とする「指名」制となる。②一党制の枠組みにおける競争選挙すなわち競争的一党制や、組織化された野党が存在しない場合に行われる競争選挙は、「複数候補者間競争選挙」制と呼ばれる。③そして組織化された野党が存在し、与野党間の競争選挙によってエリートが選抜される「複数政党」制は、上からの指名と下からの競争選挙を混合したものとなる。

これら3つのエリート選抜制度はそれぞれ、異なる利益と不利益を独裁者にもたらす。①指名制は、独裁者の権力の維持および政治秩序の安定という意味ではすぐれている。その最大の特徴は、党ヒエラルキー上位者がヒエラルキー下位者の人事権を掌握する点にある。上位者が人事権を独占するため、ヒエラルキー上位者は、下位あるいは同級のエリートから挑戦を受けてポストを失うことを恐れなくともよくなる。その結果、各級エリートは一定の利益を保証され、下位者は上位者に絶対服従するため、秩序が安定する。他方、デメリットとして、党下位者は自らの仕事ぶりを示す様々な客観的・数量データを歪曲（「指標歪曲」あるいは **gaming**）するため、党上位者ひいては独裁者は体制内エリートを監督できなくなり、統治効率の低下と大衆の不満蓄積という結果を招く。党下位者は、選挙結果データをも歪曲の対象にするため、選挙結果データの信ぴょう性も疑わしくなる。

②の複数候補者間競争選挙制のメリットは、複数候補者間での競争選挙を強いられる体制内エリートが、大衆の欲求に対しより応答的となる点にある。指名制の下では、体制内エリートには大衆の欲求に応答する制度的インセンティブは全く存在しないのであるから、大きな違いがある。他方、デメリットも極めて大きい。複数候補者間競争選挙は、体制内エリートに大衆に応答するイン

センティブを与えるが、同時に、党下位者が党上位者に服従するインセンティブは消滅するので、支配政党内部のヒエラルキーは破壊されてしてしまう。結果として、政治秩序崩壊の危機に結びつく。政治秩序が危険となるため、独裁者の統治にあたっての情報収集の困難という論点は問題とならない。

③の組織化された野党が存在する場合には、複数政党制が成立する。そのメリットは、支配政党内のヒエラルキーと政治秩序を維持しつつ、独裁者は競争選挙を通じて特に体制内エリートの人気振り、能力、動員力、大衆の不満の程度に関する情報を入手し、統治効率を改善できる点にある。野党が選挙に参加して選挙管理プロセスを監視するため、選挙結果の歪曲（選挙不正）は相対的に難しくなる。ここで、複数政党制の下で独裁者が支配政党のヒエラルキーを維持できるのは、組織化された野党との競争にさらされた支配政党の体制内エリートは、野党を退けるために一致団結しなければ、選挙に敗北してしまうからである。そのため、本来的には対立している体制内エリートたちに凝集力が働く。また支配政党の候補者擁立権を党ヒエラルキー上位者に譲り渡す。この複数政党制にももちろん、独裁者にとって明白なデメリットもある。選挙で野党に敗北すれば、権力を喪失してしまうのである。

この議論は、本章の冒頭で挙げた既存の類型が捉えることのできなかつた類型をうまく捉えた上で、体制内エリートの結束の問題と、大衆の不満の程度に関する情報の問題を一つの統一的枠組みの下で分析できている。以上の3つの類型は、表1-1のように要約できるだろう。

表1-1. 理論の要約

エリート選抜制度	エリートの結束	情報の質	選挙敗北リスク
指名制	安定	劣化	なし
複数候補者間競争選挙制	崩壊	—	あり
複数候補制	安定	改善	あり

第3節. 方法

本節は、前章で論じた3つの理論命題を検証するための方法を論じる。より具体的には、「時系列分析に基づく差異法」アプローチと「システム間差異最大化デザイン」を組み合わせると論じる。

1. 時系列変化に基づく差異法とシステム間差異最大化デザインの組み合わせ

以上の理論的枠組みを、ソ連とメキシコの比較事例分析を行うことで検証する。もちろん、ソ連とメキシコを比較する本稿に対しては、少なくとも2つの点で批判が寄せられるだろうことは、筆者も自覚している。第1の批判は、筆者の専門とする地域はメキシコであって、ソ連の分析については純粋に語学上の問題からもっぱら二次資料を用いざるを得ない以上、ソ連の分析はあくまで二次的なものではないか、というものであろう。第2の批判は、メキシコとソ連はそもそも極めて大きく異なっているため、比較可能性がないというものだろう。

このうち1番目の批判については、全くその通りである。確かに、ソ連の分析は、本稿においてあくまでも二次的なものである。筆者はロシア語を習得した上で、ロシアとメキシコの一次資料を用いた本格的な研究を行うべきである。この点は、今後の課題としたい。

だが、このような非対称的な比較であっても、ソ連とメキシコを比較する方法論的メリットとして、2つを挙げることができる。第1に、理論の妥当性を確認するためには、一国内でエリート選抜制度の変化があることが望ましいが、ソ連とメキシコの両国はともに、指名制と複数候補者間競争選挙制というエリート選抜制度の間で変遷を重ねた。従って独立変数にバラツキがあり、理論通りの帰結がもたらされるか否かを観察することができる。すなわち、エリート選抜制度の変遷を分析することは、一国内での「時系列分析に基づく差異法」(Lijphart 1971: 689)を用いることに等しくなる。

具体的には、ソ連においては1920年代なかばから指名制（ノメンクラトゥーラ制）が採用された。しかし、1936年12月に制定されたスターリン憲法下で複数候補者間競争選挙制の導入が図られると（複数候補者間競争選挙制への移行）、68万人超の銃殺者を出す「大テロル」が勃発した（スターリンのペレストロイカ）。その後は指名制へと回帰した。1989年から急進化したソ連のゴルバチョフによるペレストロイカもまた、複数候補者間競争選挙を導入するものであり、共産党組織の分裂を招き、最終的には国家そのものを消滅させた。

これに対してメキシコは、指名制と複数候補者間競争選挙制の循環を繰り返しつつも、最終的には複数政党制へと移行した。前述したように、デダソと呼ばれるインフォーマルな指名制を採用していたメキシコでは、1960年代半ばの制度改革によって複数候補者間競争選挙制へと移行したが、党の分裂と政治秩序の不安定化を招き、1970年代には指名制へと回帰していった。しかし、1977年の選挙制度改革によってメキシコの歴史上はじめて組織化された野党が出現し、この野党と制度的革命党との間で政党間競争選挙が行われるようになったことから、複数政党制への移行が果された。競争選挙は独裁者に対して正確な情報を伝達するようになった。このように、ソ連とメキシコではその存続

期間中に複数回の政治制度改革が行われており、一国内での時系列比較を行うのに適当なのである

また、メキシコ・ソ連という一国内の時系列分析にとどまらず、メキシコとソ連という異なる二か国間で比較を行う方法論的なメリットもある。先に述べたように、メキシコとソ連は確かに、政党独裁国家であったという共通点を除いて全く異なっており、一般的な比較の方法である差異法を適用するには不適である。しかし、分析対象が極端に異なる場合、比較には別のメリットがある。すなわち、ソ連とメキシコほど大きく異なる二か国において、指名制と複数候補者間競争選挙制が「同じ」効果をもつと、時系列分析に基づく差異法によって示せれば、ソ連とメキシコの間多くの差異は、結果に影響を及ぼしていないことになる。そして、ソ連とメキシコほど異なる国でも、エリート選抜制度の変化が同じ結果をもたらすのであれば、それ以外の政党独裁国家でも、同様の事態が起きるのではないかと推測することが可能になる。このように全く異なる条件下で同じ効果がもたらされることを示して、分析結果の一般的な妥当性を主張する方法は、方法論的には「システム間差異最大化デザイン」と呼ばれる (Przeworski and Teune 1970)。

なお、しばしば誤解されるが、システム間差異最大化デザインと J・S・ミルの「一致法」は全く異なる方法である。ミルの一致法においては、原因と見なされる変数 X は分析中、変動しない。そのため変数 X の変動の存在を前提とする差異法に対して、一段劣った比較手法である。しかし、システム間差異最大化デザインにおいては、変数 X の変動は前提である⁷。本稿において、変数 X とは、エリート選抜制度の変化である。メキシコでもソ連でも、エリート選抜制度は指名制から複数候補者間競争選挙制へと変動するからである。

⁷ この点は、久保慶一先生による教示による。特に記して感謝したい。

繰り返すが、筆者の語学上の限界もあって、本稿はメキシコの時系列的あるいは歴史的な分析を主としている。しかし、以上の2つの理由から、メキシコの事例に、二次文献を中心としたソ連の事例を付け加えることには一定の意義がある。

2. システム間差異最大化の事例選択：メキシコとソ連の共通点

具体的に、メキシコとソ連が類似する点および相違する点を列挙していこう。システム間差異最大化デザインを適用するにあたってこの二か国が好適であるのは、両国には比較が可能となる類似点が存在するからである。いくらシステム間差異最大化デザインが分析単位間で共通するものを持たない場合により有効なものになるとしても、そもそもメキシコとソ連に全く共通点がなければ、分析することはできない。

ここで、メキシコとソ連の共通点を4つ挙げておきたい。第1に、両国はともに文民による独裁国家であり、政党独裁国家であった。この点で、本稿の理論枠組みの射程範囲に入る。この点は、次章で述べる。

第1の点と関連して第2に、メキシコとソ連の独裁体制では、複数回の党組織及び選挙制度改革が行われた。先に述べたように、こうしたエリート選抜制度に変動があったからこそ、時系列分析による差異法を通じて、エリート選抜制度の変化が独裁体制内の権力闘争の在り方に影響すると、内的妥当性ある形で主張しうる。

第3に、メキシコとソ連の政党独裁は、上述のような複数回の改革を行うに足るだけの長期間に渡って、安定した形で持続したことも見落としてはならない。多くの独裁体制は、政党独裁国家として成熟する前に崩壊してしまう。こ

の点で、メキシコとソ連は都合が良い。

最後に、ソ連とメキシコでは国際情勢がそれほど大きな役割を果たしていないという共通点もある。メキシコとソ連の諸改革は、いずれも冷戦終結以前、ソ連の崩壊までに起きている。従って、ソ連とメキシコのエリート選抜制度の変化は、冷戦の終結という国際環境の変化によって生じたものではないと言える⁸。改革は、それぞれの国家の国内要因のみから説明しなければならないのである。先行研究は、冷戦の終結という国際情勢の変化が、複数政党に基づく独裁体制すなわち選挙権威主義体制への移行をもたらしたと論じているが (Levitsky and Way 2010)、この議論はメキシコとソ連には妥当しない。

3. システム間差異最大化の事例選択：メキシコとソ連の差異

ここまで、メキシコとソ連がともに政党独裁国家という母集団に属すると前提できる程度の共通点を持っていることを見てきた。次に、メキシコとソ連は、システム間差異最大化デザインを適用可能なほど、その背景条件が大きく異なることを見て行こう。

第1に、メキシコとソ連は、政治制度において大きく異なる。前者は、実質的に一党制であっても、公式制度上は常に複数政党制を取っていた。後者は、実質的にも公式制度上も一党制であった。また、メキシコでは独裁者たる大統領は、党を支配することを通じてメタ憲法的権力を行使したが、時間的には一期6年のみで再選は不可能であった。従って、メキシコでは個人独裁の傾向は弱かった。他方、ソ連の事情は大きく異なる。共産党の指導者層には定まった

⁸ただし、ハンガリーおよびポーランドにおいて先行して実施されていた諸制度改革がソ連におけるゴルバチョフのペレストロイカに影響を与えた可能性は否定できず、この点を明らかにするのは今後の課題である。

任期がなく、実質的に終身制となっていた。途中で失脚したフルシチョフ、ソ連国家そのものの崩壊に立ち会ったゴルバチョフを除き、他の指導者はその寿命が来る日まで、独裁者であり続けた。

第2に、経済制度が大きく異なる。周知のように、「現存する社会主義」国家ソ連では、生産手段の所有は不可能で、経済運営に対する国家統制の程度は極大であった。他方のメキシコは、国家による経済介入が最大限に達した1970年代前半においても、生産手段の私有という基本原則は守られていた。この点に関連して、国内の経済的不平等の程度も大きく異なった。ソ連では経済格差は小さかったが、メキシコは世界でも類を見ないほど不平等がいちじるしい。

第3に、国際政治上の重みが全く異なる。1919年に成立してから、1991年に最終的に崩壊するまで、ソ連は国際政治の主要なプレイヤーであり、特に第二次世界大戦後はアメリカ合衆国と並ぶ超大国であった。他方、北にアメリカ合衆国が控えるメキシコは、国際政治において独自の役割を果たすということはほとんどなかった。

第4に、文化圏が大きく異なる。メキシコは旧スペイン植民地であり、スペイン語文化圏あるいはラテンアメリカ文化圏に属する。他方のソ連は、スラヴ文化圏に属すると言えよう。

第5に、歴史的経緯が異なる。メキシコは19世紀に独立を達成するまで長くスペインの植民地であったが、ソ連はヨーロッパ列強の一国、ロシア帝国をその前駆国家としている。

第6に、メキシコとソ連では、公式イデオロギーの強さが全く異なる。メキシコでは体系的に整備された世界観たるイデオロギーは成立することがなかったが、ソ連にはマルクス＝レーニン主義・史的唯物論という、極めて精緻なイデオロギーが存在した。

第7に、前述のイデオロギーの差異は、政治学の発展に大きな影響を与えた。マルクス＝レーニン主義下のソ連では、下部構造、つまり経済と階級分析が主であって、政治制度は単なる上部構造にすぎなかった。そのため、上部構造の分析や考察をもっぱら行う政治学には価値が認められなかった。スターリン体制下の社会科学の抑圧、ソ連体制に先立つ帝政ロシア時代の権威主義的統治といった要因とあいまって、政治学の発展はソ連では大きく遅れ、1960年代のフルシチョフ改革期になってはじめて独立した学として認められたにすぎない（下斗米 1999: 20-21）。恐らくその唯物史観と関係してのことであろうが、ソ連の指導者層はいわゆる工学系バックグラウンドをもつ者が多く、その人文的・社会科学的教義は、キャリアの昇進段階でいわば付け焼き刃的に教授されるにすぎない。その結果として、「ロシアの政治指導者は問題に対して純工学的に接近し、『人間的ファクター』を理解しないとしばしば言われる」（松里 1996: 94）。

他方、メキシコの場合は大きく異なる。メキシコでは19世紀から、人文的教養を身に付けた者が、同時に政治家として活躍することがままあった。また体制が特定のイデオロギーを採用することもなかった為に、社会科学の進歩が阻害されることもなかった。こうしたことから、メキシコでは政治学が学として独立し、発展するのも早かった。1950年代には他の学問分野とは独立したものとして政治学は確立していたと言われる。そして、政治学を修めた大学卒業者は、官僚層に取り込まれていった（メイエル・カマチョ 1981; Raymond 1973: 28）。政治学の発展と受容の程度を比べた場合、メキシコはソ連を上回っていたといえるだろう。

このように、メキシコとソ連のあいだには、党が長期間に渡って支配した政
党独裁国家であったという最低限の共通点しかない。「政治制度」「経済制

度」「国際政治上の重み」「文化」「歴史」「イデオロギー」「政治学の発展度合い」に至るまで、これほどまでに異なる2カ国を見つけ出すのは難しいのではないかと思われるほどである。

そして、システム間差異最大化デザインを適用する場合には、こうしたメキシコとソ連の差異は、比較に適していることを意味する。その差異にもかかわらず、指名制と複数候補者間競争選挙制というエリート選抜制度がソ連とメキシコで同じ結果をもたらすならば、メキシコとソ連を離れた他の事例でも同じことが起きると主張する根拠が生まれるのである。以上の議論は、表1-2にまとめた。

表1-2. 方法とケースの要約

			エリート選 抜制度	エリートの 結束	情報の質
システム間差異最大化デザイン	4章 時系列 分析	1960年代以前 メキシコ	指名制	安定	劣化
		1960年代メキ シコ	複数候補者 間競争選挙 制	崩壊	——
	5章 時系列 分析	1936年以前の ソ連	指名制	安定	劣化
		1937-38年 のソ連	複数候補者 間競争選挙 制	崩壊	——
	5章 時系列 分析	1988年以前ソ 連	指名制	安定	劣化
		1989-91年 のソ連	複数候補者 間競争選挙 制	崩壊	——
	6章 時系列	1977年以前メ キシコ	指名制	安定	劣化
	分析	1977年以後メ キシコ	複数政党制	安定	改善

4. 資料について

本稿の資料的基礎について。ソ連については、筆者の語学力という純粋に技

術的な問題から、英語・日本語の二次資料に基づいて記述する。ソ連に関して、1960年代以降のソ連史については、管見の限りで研究者の間で標準的となっている解釈が存在するが、1920年代から1930年代のスターリン台頭からスターリンの権力掌握期にかけては、歴史家の中で激しい（しばしば政治化された）対立がある。本稿は、このスターリン期については、もっぱら「修正主義」歴史家の議論を採用する。詳細は、第5章第1節で論じる。

メキシコについては、英語・スペイン語の二次資料および、制度的革命党内に設置されていた「政治教育部（Instituto Capacitación Política）」による「党史文書資料集（以下 PRI-ICAP と略記）」、および1972年から75年まで党幹事長、76年から79年まで内務大臣を務めた制度改革のキーパーソンであるレジェス＝エロレス（Reyes Heróles）の著作集を利用した（Reyes Heróles 1996）。さらに、「メキシコ国家文書館（Archivo General de la Nación、以下 AGN）」で近年、利用可能になった内務省の情報機関「政治社会調査局（Investigaciones Políticas y Sociales、以下 IPS）」および「連邦公安局（Dirección Federal de Seguridad、以下 DFS）」の資料も用いた⁹。また、野党・国民行動党が設置する「国民行動党・調査資料研究センター（El Centro de Estudios, Documentación e Investigación Sobre el Partido Acción Nacional、以下 CEDISPAN）」に所蔵された党内文書も適宜、用いた。CEDISPAN の資料は未だにアーカイブとしての文書整理が終了していないため、「一件書類（expediente）」番号までのみを引用した¹⁰。残念ながら、メキシコ制度的革命党の党内資料は、未だに利用不可能である。また内務省資料

⁹ これらの資料は、メキシコの党組織・選挙制度改革に関する筆者の既刊論文（豊田 2013）でも一次資料として用いており、資料に関する記述は同論文と重複している。以下を参照（豊田 2013: 125-126）。

¹⁰ これらの資料についても、筆者の既刊論文（豊田 2015）で一次資料として用いており、資料に関する記述は同論文と重複している。以下を参照（豊田 2015: 6, 16fn3）。

もその多くが公開されていないと思われる。しかし、メキシコ国家文書館資料および野党・国民行動党のアーカイブ資料は、管見の限りこれまで広く利用されておらず、これらの一次資料を用いたことが本稿のメキシコ事例研究の一つの特色である。

第2章. エリート選抜制度の3類型

極端な無政府状態は必然に自己の否定としての強力な専制を招き
逆に専制政治が極点に達するほどそれは必然に
自己の否定としての無政府状態を内包するようになる

丸山真男 『人間と政治』

前章において、独裁体制研究は非競争的一党制、競争的一党制および複数政党の間で競争選挙が行われる選挙権威主義体制を区別できておらず、これらの政治体制がもたらす帰結を分析できないことを見た。また、理論的には、先行研究は、議会・独裁政党・競争選挙という3つの政治制度を単独で考察の対象としており、それぞれの制度の相互の両立可能性の問題を考察していなかったこと、体制内エリートの結束と大衆の不満の緩和という問題を同時に分析していなかったことを確認した。

そこで本稿の課題は、議会・独裁政党・競争選挙という政治制度の両立可能性を考慮し、かつ競争的一党制と複数政党制下の競争選挙を区別した上で、体制内エリートの結束と大衆の不満を同時に分析できる理論を構築することになる。

本章および次章の目的は、この課題を解決することである。具体的には、第1節で理論の射程範囲および政治アクターを確定し、第2節で独裁者が直面する課題を明確にし、第3節で政党独裁国家における様々な政治制度を、3類型のエリート選抜制度のあり方の差異として再構築できることを論じる。具体的には、①指名制、②複数候補者間競争選挙制そして③複数政党制の3つが存在す

ることを示す。第4節は結論である。

なお以上の理論設定に関しては、その議論の一部は先行研究（Brownlee 2007; Gandhi 2008; Magaloni 2008; Gandhi and Lust-Okar 2009; Svobik 2012）に依拠しているが、政治制度の問題をエリート選抜制度のデザインの問題として体系的に分析した研究は管見の限り、存在しない。従って、以下に続く議論は、本稿が独自に構築したものである。

第1節. 理論の基本設定

本節では、理論の射程範囲および分析の軸となるアクターを論じる。

1. 射程範囲

まず以下で展開する理論の対象を限定しておきたい。本稿は、競争的かつ自由で公正な選挙によって政治指導者が選ばれていない「非民主主義的」な政治体制を「独裁体制」と捉える。しかし、本稿の理論は全てのタイプの独裁体制を扱うものではない。本稿が対象とするのは、独裁体制のうち、エリートが貴族や軍人から選出されない「文民独裁」である。このような限定を付すのは、本稿が対象とする「文民独裁」国家のエリート選抜制度と、貴族政と軍事独裁政のエリート選抜制は著しく異なっているからである。

貴族政では、統治実務を担うエリートの選抜はまずはもっぱら血縁による。貴族政においては、「血縁で選抜される貴族」と「それ以外」という形で、エリートと大衆は厳然と隔離される。血縁エリートたる貴族は、大衆による大衆蜂起に対して、ほぼ確実に独裁者（貴族制の独裁者もまた血縁によって選抜される「君主」となるだろう）を支持するだろうから、独裁者（君主）は、エリ

ートたる貴族層の支持をほぼ確実に当てにすることができる¹¹。但し、貴族政では、能力に欠ける者がエリートになってしまうという弊害がある。

軍事独裁政とは、軍組織の有力者がエリートとなり、軍内の最有力者は独裁者として君臨するような体制である。独裁者およびエリートが国家内で最強の暴力機関である軍と一体化するため、独裁者による軍の統御は容易となる。他方、軍はその内部に独自の選抜・昇進基準を有する組織であり、いわば素人がその本来的任務ではない統治を担うことになるという欠点がある。

これに対して本稿が分析するのは、血縁でも軍組織でもない形でエリート選抜が行われる独裁体制である。こうした政治体制を、本稿は文民独裁制と呼んでいる。ただし、以上の概念化はあくまで理念的なものである。文民独裁制においても、地縁や血縁が重要な役割を果たすことはあり得るからである。

2. 政治アクター

文民独裁制を取る国家には、以下のような5つの政治アクターが存在すると想定する。すなわち、①「独裁者」、②「体制内エリート」、③「治安機関」、④「組織化された野党」そして⑤「大衆」である。このアクターの設定が先行研究と異なるのは、「治安機関」および「組織化された野党」を独立の政治アクターとして設定している点にある。以下、5つのアクターについてその定義および特徴を1つずつ議論していきたい。

①独裁者

¹¹ 貴族制として、例えばクウェートをはじめとした湾岸諸国のエスノクラシー制を含めることができるかもしれない (Longva 2005)。血縁によって与えられる市民権が特権的地位と結びつくのであれば、これを貴族制と考えることも可能だからである。

独裁体制を支える「体制内エリート」層（後述する）のうち、最上層に位置して統治に当たる人々を「独裁者」と呼ぶ。

この独裁者という政治アクターについて、4点ほど指摘しておきたい。第1に、独裁者は個人とは限らない。より正確に言えば、純粹に個人として支配した独裁者は歴史上、存在したことがないと思われる。（軍事独裁体制ではあるが）チリのピノチェト将軍による独裁体制は、実際には陸軍・海軍・空軍・警察による集団支配であったし（Barros 2002）、個人支配体制的傾向の強いソ連のスターリン支配も、スターリンと彼らを取り巻く側近とで構成される「チーム」支配であった（Fitzpatrick 2015）。もちろん、独裁者をチームとして捉えたとして、どこまでを独裁者という政治アクターに含めるかは、相対的な問題である。筆者はここでは、最上級の支配階層、すなわち、支配政党の最上位レベルの執行部、最重要閣僚・最高級官僚層までを独裁者に含むものと想定している。

第2に、独裁者を終身制と考える必要もない。たとえば、2018年に変更されるまで、中国共産党の最高指導者は10年の任期制であった。そうした任期が存在したとしても、巨大な権限を有する中国共産党の最高指導者層を独裁者と呼ぶのは、それほど不自然ではないだろう。同様に、制度的革命党支配下のメキシコ大統領は、6年1期のみという任期制限を受けていた。他方、メキシコ大統領は、長年に渡って選挙不正が常態化した選挙に勝利しつつ、制度的革命党の実質的指導者として、党所属エリートに絶対的な党規律を及ぼすことができ、憲法改正すらも自由に行うことができた。ここから、メキシコの大統領（および彼の側近）もまた独裁者と呼びうるだろう。

第3に、独裁者は体制内エリートと大衆に対して、自身の意思を押し付ける能力（権力）をもつが、その能力の大小は独裁体制毎に異なるだろう。同様に、

独裁者毎に、治安機関への依存の度合いや、物理的暴力の行使の程度も異なるだろう。繰り返しになるが、競争的かつ自由で公正な選挙によって選ばれていない国家の指導者（層）を、一括して「独裁者」と呼んでいるにすぎず、独裁者の統治様式そのものは分析から捨象する。

最後の論点として、独裁者の目的あるいは選好は「権力の維持」であると仮定しておく。この仮定には、実際には大きな問題がある。古今の独裁者たちはそれぞれ独自の目的を持っており、その目的を達成するために権力を行使したことは否定し難く思われる。とはいえ、権力喪失は独裁者が自らの目的を達成するのを妨げるものであるから、さしあたっては独裁者の目的を権力維持として分析を進めたい。

②体制内エリート

体制内エリートとは、最上級層の「独裁者」を除く、様々なレベルの公職ポストを確保している、あるいは確保する現実的見込みがある層のうち、独裁者に服従しているか、少なくとも野党に所属していない人々を指す。ここで念頭に置いている公職ポストとは、共産党一党独裁体制であれば各級党第一書記ポスト、政府・官庁内の公職ポストであり、共産党一党独裁でなければ、各級政府の首長ポスト（州知事・県知事・市町村長）や各級議会議員（国会・州県議会・市町村議会）ポストである。州知事や上院議員などは上級のエリート、市町村議会議員などは下級のエリートと呼べる。

体制内エリートの特徴は、以下の6点にまとめられる。第1に、体制内エリートは、非エリートである「大衆」（後述する）よりも大きな利益（生活水準・特権・権威）を得る。第2に、エリート層が獲得する公職ポストは、おおむね

三角形のヒエラルキーを構成しており、上級のポストほど大きな利益をもたらすと同時にその絶対数は減少していく。第3に、以上のような構造が存在するために、大衆は下級エリートに昇進することを欲し、下級エリートは現任のポストを維持しつつ、昇進しようと欲している。従って、公職ポストを獲得しようと欲しているエリート層の数（すなわち「需要」）は、各級の公職ポストの数（すなわち「供給」）より、常に大きい。第4に、この需要過多のために、エリート間に常に利益の対立が発生している。1つの公職ポストにつき、複数のエリートがそのポストを獲得するために争っているのである。

第5に、これ以降の議論では、ある1つの公職ポストをめぐる、2者（あるいは2派閥）のエリートが競合していると考え。このような単純化は一方では純粹に便宜的なものであるが、理論的な正当化を与えることもできる。というのは、例えエリート A・エリート B・エリート C・エリート D...といった形で、2者以上の派閥が存在したとしても、対象となる公職ポストが1つであれば、エリート間に合従連衡が生じ、エリート A 対エリート B という2派閥間の対立に収斂するだろうからである。

第6に、定義より、体制内エリート層の最上位に位置するのが独裁者である以上、昇進を望む体制内エリートは、最終的には独裁者の地位を欲するだろう。そのため、独裁者と上級の体制内エリート層の間にも潜在的な利益の対立が常に存在する。

③治安機関

先行研究には、国内治安維持にあたる軍や秘密警察を明示的なアクターとしてはいないものがある（e.g. Blaydes 2011: x）。これに対し本稿は、国内治安

を預かる軍・警察・秘密警察組織を一括して治安機関と呼び、独立した単独あるいは複数の政治アクターと捉えたい。つまり、本稿においては体制内エリートとはあくまで統治の実務に携わる層であり、既存研究よりエリートの定義が狭められている。

体制内エリートと治安機関を別個の政治アクターと捉えるのは、本稿の理論が対象とするのはあくまで統治の実務に携わるエリート層の選抜制度であって、専門性が高く、通常の統治エリートとは異なる任務と独自の選抜制度を有する治安組織と同列に扱うことはできないと考えるからである。

もちろん、治安機関の組織デザイン、要員のリクルート、選抜、昇進にかかわる制度は、独裁体制の政治ダイナミクスを理解するために重要だろう。この点は、今後の大きな研究課題である。しかしながら、本稿の議論は、さしあたって治安機関の選抜原理・組織原理とは無関係に展開することができるというのが本稿の立場である。

④組織化された野党

「組織化された野党」という政治アクターは、先行研究では明示されていないアクターである。組織化された野党の定義とは、「全国レベルで執政権を持たず、議会では過半数以下の議席のみを有し、党執行部を頂点とする階層構造及び内部での党員・党役職者・選挙に出馬する候補者を決定するメカニズムを有し、かつ特定のイデオロギーあるいは民族集団など確固たる支持基盤を背景に、競争選挙に参加することを通じて権力を獲得しようとする合法政治組織」としておきたい¹²。

¹² この定義は、筆者の既刊論文（豊田 2017）で用いたものとほぼ同じである。以下を参照（豊田 2017: 163）。

その特徴は以下の4点である。第1に、組織化された野党は寡頭制的傾向を持つため、一枚岩の組織として行動することができる。第2に、複数政党間での競争選挙が行われず、公式の一党独裁体制には組織化された野党は存在し得ない。違法だからである。第3に、公式には複数政党制が採用されていても、上述の「組織化された野党」の定義を満たさない場合、そこに「党」と呼ばれる何かが存在したとしても、「組織化された野党」が存在するとは見なさない。第4に、組織化された野党の執行部および野党内の党上位者や公職ポストの獲得者は、一定の特権や利益を享受しているものとする。すなわち、エリートの一部を構成する（野党エリート）。

組織化された野党が存在するか否かに関する操作定義としては、さしあたり次のような3つの基準を与えることができる。第1に、定義より、他とは明確に区別されるイデオロギーを有していなければならない。

第2に、これも定義より、野党内部でエリート選抜メカニズムが存在していなければならない。すなわち、地方レベルから国政レベルまで、野党政治家のキャリア・パスが確立しているか否かが重要になる。この条件は、党がヒエラルキー構造を持っている場合には満たされる条件であろう。他方、選挙ごとに他の政党からの鞍替え候補を受け入れているような場合には、野党内部のキャリア・パスは制度化されておらず、従って組織化された野党の定義には当てはまらなくなる。

第3に、末端レベルで支持者を有しているかどうかも重要な基準となる。党員資格についての定めがあり、党員証が発行されており、党に帰属意識をもつ支持基盤が存在するか否かが重要である。逆に言えば、党名が頻繁に変更され、合従連衡が繰り返され、党員の帰属意識が弱体化しているならば、その党は組織化されているとは言えない筈である。

⑤大衆

独裁者でも体制内エリートでも治安機関の要員でも野党（員）でもない残余のものは全て大衆である。これについても4点を指摘しておきたい。第1に、この消極的な定義に則れば、大衆には、ブルーカラー労働者、専門職、一般公務員、農民、事業家、学生や知識人まで全てが含まれる。第2に、組織化された野党の平党員は大衆に分類できるが、組織化された野党の党首や公職ポストを獲得している層、ひいてはポスト獲得の見込みが存在する人々は、野党エリートとして、大衆とはみなさない。第3に、これほど雑多な人々から構成される大衆は、特定できる単一の利害および目的を有して一枚岩に行動できない。従って、戦略的に行動するアクターではない。

第4に、平均すれば体制内エリートに劣る利益を享受している大衆は、ささいな契機から、怒りに駆られて街頭を埋め尽くす大衆蜂起へと訴える可能性がある。大衆蜂起にあたって、独裁者が治安機関および体制内エリートの団結を維持できなければ体制は崩壊する。そのため大衆の動きは決定的に重要である。この点は先行研究の想定する通りであるが、より詳しく後述する。

第2節. 独裁者の課題

以上のようなセットアップの下で、独裁者の課題を考える。本節は、(1) 体制内コントロールと大衆コントロールという先行研究が設定する問題に加えて、(2) 独裁体制には更に体制内エリート相互の権力闘争が存在するため（二重の権力闘争）、(3) 体制内エリートのコントロールと大衆コントロールの間にはトレードオフが存在し、(4) 治安機関に頼った体制内／大衆コントロー

ルは非効率的であると論じる。その上で、(5) 独裁者の課題を新たに特定する。以下、順に見て行こう。

1. 体制内コントロールと社会コントロール

先行研究に倣って、独裁者は権力を維持するにあたって体制内エリートと大衆からの脅威にさらされていると考える (Gandhi 2008; Svobik 2012)。匿名的な大衆が街頭に押し寄せる中で、独裁者が権力を喪失するのが、「大衆蜂起」である。他方、体制内エリートが独裁者を倒し、独裁者が交代する場合を「クーデタ」と呼ぶ。この「クーデタ」には、軍が必ずしも関与しなくてもよい。このうち、独裁者にとって脅威の度合いが大きいのは大衆蜂起ではなく、体制内エリートによるクーデタである。スヴォリクの統計によれば、1946年-2008年の期間において、憲法によらない手段で権力を失った316の独裁者のうち、205 (68%) は体制内エリートによるクーデタであり、大衆蜂起は11%を占めにすぎない (Svobik 2012: 4-5, Figure 1-1)。

ここまでは先行研究の想定に従っている。しかし、独裁者にとって体制内コントロールと社会コントロールという課題は、先行研究が想定するよりもさらに困難な課題であるというのが本稿の立場である。なぜなら、「体制内の二重の権力闘争」および「体制内コントロールと社会コントロールのジレンマ」という先行研究が無視してきた問題が、独裁者の権力維持にとって決定的な重要性をもつからである。次に、これら2つの論点をみていこう。

2. 二重の権力闘争

先に、体制内エリートは、非エリートである「大衆」よりも大きな利益（生

活水準・特権・権威)を得ており、かつ、上級公職ポストほど大きな利益をもたらすがポストの絶対数は減少するため、エリート間には常に公職ポストをめぐる対立が発生すると論じた。

これはつまり、体制内エリート間には常に「水平的」な権力闘争が発生しているということである。水平的権力闘争とは、現在のところ体制内エリートとして各級の公職ポストを保持している者と、そのポストを狙う同級あるいは下級のエリートとの間で争われる闘争である。

さらにこのおおむね同格の体制内エリート間で争われる水平的な権力闘争の延長線上に、上級エリートと最上級エリートである独裁者の間で展開される「垂直的」権力闘争が存在する。上級エリートからしてみれば、宮廷クーデタを起こして独裁者の座を得ることで、最大の利益を得られる。このことを知っている独裁者は、上級体制内エリートの忠誠心を心から信じることはできない。独裁者と上級エリートの間では、常に疑心暗鬼を伴う権力闘争が繰り広げられているのである。

独裁体制には、独裁者と体制内エリートの間で繰り広げられる垂直的権力闘争と、各級の公職ポストをめぐる体制内エリートたちが展開する水平的権力闘争とがあり、これら2つの権力闘争が並立している。本稿はこの同時進行する権力闘争を指して、「二重の権力闘争」と呼ぶ。

3. 体制内エリートの忠誠確保と大衆蜂起の抑制のトレードオフ

では、水平的・垂直的な権力闘争に引き裂かれているはずの独裁体制において、体制内エリートがそれでも既存体制を支えるのは何故か。一つの理由は、二重の権力闘争が激化して体制が崩壊した場合に、体制内エリートがあまりに

も多くのものを失うからであろう。

重要なことは、体制が存続する場合にエリートらが享受する利益水準と、体制が崩壊した後にエリートらが得る利益水準が乖離しているからこそ、大衆による蜂起に際して、体制内エリートらは体制の存続に利益を見出し、ひいては独裁者に従順になる点である。

現状で大衆が得る利益と、体制内エリートが得る利益の大きさが乖離していればいるほど、大衆に転落することを恐れる体制内エリートは、既存体制に「しがみつき」、その全面的崩壊を回避しようとするだろう。逆に、体制内エリートと大衆間の利益格差が縮小すれば、体制内エリートが独裁者に服従するインセンティブは弱くなる。その結果、大衆蜂起に際して体制内エリートが独裁者を見限る可能性が高くなる。

この条件下では、権力維持を追求する独裁者は、体制内エリートの得る利益と大衆が得る利益の間に格差を設けようとする筈である。独裁者にとって、体制内エリートの忠誠をつなぎ止め、大衆蜂起の際に体制内エリートの支持を確実とするためには、大衆とエリート間の格差を大きくしておくのが最も簡単で確実だからである¹³。

なお、体制内エリートと大衆間の格差こそ、体制内エリートが独裁者を支持するテコになるという観点は、ハンチントンが1970年に示唆している。ハンチントンによれば、一党体制では党員にプレミアムが与えられているが故に、シ

¹³ このことは、首長制をとる湾岸アラブ諸国にも妥当するかもしれない。2011年の「アラブの春」をほぼ無傷で乗り越えた湾岸アラブ諸国であるが、その安定の要因として、例えばクウェートにはエスノクラシーという体制が布かれていたという説得力ある仮説が存在する。すなわち、クウェートではクウェート市民権を持つ国民が、石油資源に由来する豊かな物質的利益を、主に公務員ポストという形で受け取る一方で、人口の大半を占める外国人労働者はそうした利益の分配構造から除外されている (Longva 2005)。このような体制は、党員資格ではなく市民権そのものがプレミアムであり、市民権を持つクウェート国民にとって、むしろ市民権を持たない外国人労働者の不満こそが真の脅威の源なのである。

システムが強靱となること、逆に、誰でも黨員になれた独立後のアフリカ諸国、あるいはエジプトのナセルやミャンマーのネ・ウインの体制は、軍事クーデタによって容易に打倒されたり、そもそも一党独裁体制の樹立に失敗したと論じている (Huntington 1970)。実際、(アメリカ軍によって打倒されたが) イラク、フセイン大統領支配下のバース党は、組織として頑健であったが、体制崩壊後の内部資料から、バース党は黨員の若返り、世代毎のクォータ、女性黨員の増加を促しつつも「バース黨員は、いかなる場合にも全人口比で低い割合でなければならない」と公式に黨員を限定していたことは、特筆に値する (Sassoon 2012 : 52-56)。

だが、体制内エリートと大衆の間の格差が拡大すれば、取り残された大衆には強い不満が蓄積され、怒りが充満していくことは避け難いだろう。いわゆる「相対的剥奪」のメカニズムが働くだろうからである¹⁴。従って、たとえ大衆の絶対的な利益水準が増加していても、体制内エリートが大衆を上回る速度で利益を得、相対格差が拡大する限り、大衆の怒りは深く沈潜し、突発的な大衆蜂起が発生する可能性は高まる。

従って、ここにはトレードオフが存在する。大衆と体制内エリートの格差の拡大を独裁者が促せば、大衆側に怒りと不満が蓄積するかもしれないが、体制内エリートには、独裁者ひいては現在の体制を支持するインセンティブが生まれる。他方、大衆と体制内エリートの格差が縮小すれば、大衆の怒りは沈静化するかもしれないが、体制内エリートにとって独裁者を支えるインセンティブは弱まる。

以上から、独裁者にとって、体制内エリートのクーデタと大衆蜂起を同時に

¹⁴ 「相対的剥奪」論の妥当性についてはこれまでも繰り返し議論となってきたが、近年の実験経済学および霊長類学研究は、フェアネスや公正と怒りの間に密接な関係があることを示しており (e.g., 長谷川・長谷川 2009)、相対的剥奪論の正しさを示しているように思われる。

抑え込むのは極めて難しい課題であることがわかる。

4. 暴力行使の危険性

物理的暴力の行使は、体制内エリートによるクーデタと大衆による大衆蜂起という二つの脅威を排除するのに効率がよいやり方ではない。もちろん、治安機関による暴力は、重要である。治安機関を通じて、独裁者は大衆蜂起を抑えこみ、かつ、体制内エリートの二重の権力闘争を無秩序的なむき出しの政治闘争と墮させずに一定の範囲内に留めることができるからである。独裁者は、秘密警察のネットワークを張りめぐらし、反逆の意図ありと目された人々を収容所に送り込み、大衆の集合行動を断固として禁じ（King, Pan and Roberts 2013）、あるいは精神病院に政治犯を押しこめ、自らの支配に対する危険を取り除こうとする（e.g. van Voren 2010）¹⁵。

¹⁵ 独裁者が、複数の弾圧手段のうち、もっぱらどの手法を選択するのか、それぞれの手法のメリットとデメリットは何かといった点に関する研究は、管見の限りでは存在しない。ソ連では、「遅発性統合失調症 (sluggish schizophrenia)」なる独自の偽精神病概念を開発し、多くの反体制派と目された人々を精神病院へと収容した (e. g. van Voren 2010; van Voren 2012; van Voren 2016)。「ディシデント」のソ連の歴史家ゲフテルもまた、精神病院への入院を強制されたため、和田春樹が国外から支援の手をさしのべている (和田1996: 74)。なお、精神医療の濫用そのものは民主主義国家においても見られるようである。オランダ防衛省が社会運動家の弾圧を目的として診断を偽造した事例 (van Voren 2016: 32)、また「民主主義国家では、大企業による暗黙の非合法的行為に対する『告発者』が、精神医療制度の政治濫用の対象になってきた」 (van Voren 2010: 237, fn1)。実際、精神医療の政治的弾圧の利用については、東西の陣営を問わず報告されている。1940年代後半に精神外科すなわちロボットミー手術が政治的関心を低下させるという医学論文が発表され (Rylander 1947)、冷戦の渦中にあったアメリカではロボットミー手術を共産主義者に適用することがメディアで議論された。また、CIAはロボットミー手術の利用を真剣に検討していたことが、近年になって公開されるようになった内部資料から明らかになっている (エル＝ハイ2009: 416-420)。日本国内でも同様の動きがあった。1950年代後半から、「保安処分」すなわち「犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合」に予防的な国家的処置を可能とする刑法改正の動きがあり、この保安処分の対象者に医学的根拠の不明確な「精神病質」者を含めようとしていたからである。この保安処分については、政治運動を含めた社会運動がターゲットとされるのではないかという懸念が刑法学者や精神科医の間で共有され、反対運動が繰り広げられ、保安処分の採用は見送られた (喜多 2013; 喜多 2016)。なお、「心理戦 (psychological warfare)」を一般社会のコンテキストで、マニュアル的に扱ったものとして、アンダーグラウンド書籍 (Santoro 1994) がある。

しかし、治安機関を通じた統治は、少なくとも3つの危険を伴う。第1の問題は、治安機関の不服従である。街頭を埋め尽くす反体制の大衆蜂起が発生した場合を考えてみよう。街頭を埋め尽くす大衆に対して「発砲せよ」と独裁者が命じたとしても、治安機関が命令に服従するとは限らない。独裁者の命じる通りに大衆を弾圧したにもかかわらず、最終的に体制が崩壊するならば、弾圧に加担した治安機関は独裁者と共に全てを失いかねない。他方、大衆蜂起にあたって独裁者の命令に従わず、大衆側に立って既存体制を転覆させれば、治安機関は新体制下で影響力や特権を保持できる見込みが立つかもしれない。いざという時、治安機関には、不服従を選ぶ強いインセンティブが存在するのである。

第2に、いったん治安機関による暴力に頼った独裁者は、治安機関の行動をコントロールできなくなり、その傀儡になってしまう危険がある¹⁶。

第3に、暴力と恐怖によって支配する独裁者は、効率的に統治できない。政策課題の設定にはじまって、政策の立案、遂行、政策効果の評価および修正という一連の公共政策の立案・遂行プロセスが、政治的理由から極度に歪むからである。恐怖に怯えた体制内エリートには、独裁者に歪んだ情報を伝達する強いインセンティブが生まれるであろう。また、体制内エリートは独裁者の歓心を買うために独裁者が個人的に好む政策ばかりを立案するかもしれない。処罰を逃れるために、不都合な情報を歪曲、隠蔽するかもしれない。いずれの場合にも、恐怖による支配にさらされた体制内エリートと大衆は自身の本心を明かすことができなくなるため、独裁者は外界の動向から遮断されていく（Wintrobe 1998; Kuran 1995: Chap 7, Part IV）。

¹⁶ ブラジル軍政は左派ゲリラを鎮圧するために当時のソ連諜報機関を上回る巨大な権限を持つ情報機関 SNI を創設したが、初代長官を務めたシルバ将軍は、後になって、怪物をつくってしまった、と嘆くことになった。SNI の軍人たちに、「自分たちの人事的な野望を追求したり、あるいは SNI の特権と政策に敵意をいだくと思われる大統領候補や軍人の昇進を妨げるために、情報装置を利用」する機会が与えられたからである（ステパン1989: 22-23, 32-33）。

以上から、直接的な暴力の行使は、独裁者にとって有効な統治手法とは言えないことがわかる。もちろん、これは独裁者が暴力を行使しないということの意味しない。独裁者にとって、暴力行使の可能性を担保しておくことは、支配のための基本的な要件である。また、暴力以外に体制内エリートと大衆の服従を調達する方法が存在しないならば、独裁者は躊躇することなく暴力に訴えることだろう。それでも、暴力を行使して支配することと、暴力の行使可能性を背景にして支配することは、全く別の問題だと考えるべきなのである。

5. 独裁者の課題：政治体制と体制内エリート選抜制度

まとめよう。以上の議論から、文民独裁体制下の独裁者は極めて困難な課題に直面していることがわかる。独裁者は、治安機関への依存を最小限度に留めつつ、大衆蜂起を抑制するために大衆に最低限度の利益を配分すると同時に、大衆蜂起発生の折には独裁者を支持せざるを得ない程度には、二重の権力闘争にある体制内エリートに対して特権と利益を保証し、その忠誠を確保しなければならない。

これは明らかに困難な課題である。まず、大衆への利益配分は必須である。大衆に利益を配分しなければ、大衆蜂起が起きる。しかし大衆への利益配分を重視し、体制内エリートに対して大衆を上回る利益を保証し損ね、その利益を脅かした場合、体制内エリートには独裁者を頂点とする政治体制を維持するインセンティブが失われ、独裁者の支配は危うくなる。

独裁者の課題をこのようにまとめると、統治の実務に携わる体制内エリートの選抜制度をいかにデザインするかが決定的に重要な問題になることがわかる。統治の実務に携わる体制内エリートに大衆へ利益を配分するよう誘導しつつ、

かつ、二重の権力闘争状態にある体制内エリートに対して、利益と地位を保証するような体制内エリート選抜制度をデザインできるか否かが重要となってくるのである。

先行研究で指摘されてきた、議会・独裁政党・競争選挙といった独裁国家の政治制度は、上で見た体制内エリート選抜制度の問題と捉えることができる。すなわち非競争的一党制あるいは政党独裁体制で見られる人事支配は、政党組織を通じた体制内エリートの選抜制度の一つと見ることができる。同様に、競争選挙とは、大衆が参加するタイプの公職ポスト配分制度と捉えることができる。政党独裁や競争選挙といった政治制度は、それぞれ異なる特徴を有する体制内エリートの選抜制度として捉えられるのである。

そこで続く節では、3つのエリート選抜制度の類型を提示し、そのメリットとデメリットを論じていく。

第3節. エリート選抜制度の3類型

ここで本稿は、文民独裁体制における独裁者には利用可能なエリート選抜制度は3類型が存在すると考える。すなわち、基本的な体制内エリート選抜制度として「指名」と「競争選挙」の2種類¹⁷および「指名」と「競争選挙」の混合

¹⁷ 歴史的にいえば、本稿で扱う「指名」と「選挙」以外の（エリート）選抜制度として「くじ引き」が存在した（Manin 1997: 51）。くじ引きによる選抜は、エリート間の選挙暴力や党派間対立を抑制する効果があると考えられていたが（Dowlen 2008: chap 3-4）、公式制度としては廃れた。近年になってくじ引きを見直す試みがあるが（吉田 2015）、未だに実験の段階にとどまっている。独裁国家の場合には、中国共産党は最下級党員の任地を定めるにあたって一種のくじ引きを用いている（Bell 2015: 118, 246fn45）。また、非公式制度として、くじ引きが用いられてきた形跡がある。例えば、前期ステュアート朝イングランドのように、競争選挙の実施が治安の悪化に繋がると考えられていた時代には、下院議員の選抜にあたって事前の候補者調整が失敗し、対立する候補者が立つ競争選挙が行われそうになった際にはくじ引きを行うよう助言がなされ、実際にくじがひかれたこともあった（Hirst 1975: 15-16）。戦後日本の地方選挙でも、候補者調整が難航した場合にはくじ引きが用いられたことがある（杉本 2007: 84-87）。なお人間の選抜制度ではないが、マフィア組織が利権化した公共事業を割り振るにあた

形態としての「複数政党制」である。具体的には、(1) 「支配政党のヒエラルキーを通じた指名制」あるいは「上からの選抜」、(2) 「大衆の参加する複数候補者間競争選挙制」あるいは「下からの選抜」、そして(3) 組織化された野党とヒエラルキー構造をもつ支配政党が競争選挙を行う場合に成立する「複数政党制」あるいは「上と下からの選抜」の3類型が存在すると考える。

なお、本稿の議論は、軍事独裁体制でも貴族制でもない文民独裁体制は、これら3つのうちいずれかのエリート選抜制度を採用していると前提している。この前提は、3類型に当てはまらない文民独裁体制が存在しえないと断言するものではない。とはいえ、今までのところは、このいずれかの類型に当てはまってきたように思われる。

以下、これら3つのエリート選抜制度類型が具体的にどのようなものであるかを確認しよう。

1. 上からのエリート選抜=支配政党のヒエラルキーを通じた指名制

出自・門戸といった血縁による選抜が行われない文民独裁政においては¹⁸、上からの「指名」とは、すなわち支配政党組織の上位者による指名という形態をとる。つまり、支配政党の各レベルの上位者が、下位の公職ポストをめぐって競合しているエリート A、エリート B のうち、いずれがポストを獲得するかを決める。そして、そのように下位の公職者を指名した当人もまた、上位に位置するエリートに選抜、指名されるために、やはり同級のエリートと競い合うという構造を持つ。この競合と選抜の連鎖は、ヒエラルキー上位ほどポストの

ってくじ引きを用いることも知られている (e.g. Gambetta 1993)。

¹⁸ 出自・門戸などがエリート選抜過程で決定的な役割を果たす体制は、貴族制であり、本稿の分析の射程からは外れる。

数が少なくなるピラミッド型の階層構造をなしており、その頂点はごく少数あるいは単一の個人に帰着する。本稿の言葉遣いでは、このピラミッドの最上位層が独裁者と呼ばれる。

支配政党を通じた指名制にも、いくつかの類型がある。最も単純な指名制は、共産主義諸国で支配的であった一党制とノメンクラトゥーラ制の組み合わせである¹⁹。そこでは競争選挙は行われず、各レベルの党ヒエラルキー上位者が、下位の公職者を指名する。ヒエラルキーの最上級者は拒否権を行使したり、提示された候補リストの中から選ぶといった部分的な選択は可能であっても、最重要なアクターは指名権をもつ各レベルの党上位者である。

こうした指名制に当たる体制として、例えばフセイン支配下のイラクを挙げられることもできるだろう²⁰。そこでは、バース党の支部同士を相互に競争させて、その仕事ぶりを指標によって評価していたことが、フセイン政権崩壊後に利用可能となったアーカイブ資料から明らかになっている。そうした指標は、組織活動・文化事業・公衆関係・政治／治安活動そして財政というカテゴリーに分けられ、カテゴリー毎の重み付けも行われていた (Sassoon 2012: Chap3)。中国共産党も同様に、明示化された指標を使って党ヒエラルキー下位者の仕事ぶりを測定している。具体的には、経済成長率・資本導入額・安全事故指標・社会治安指標・陳情人数指標などがある (毛里 2012: 14)。中国におけるエリート選抜のやり方は、近年になって「政治的メリトクラシー」と名付けられている (Bell 2015)。

しかし、指名制は共産主義体制だけに限定されるものでもない。公式制度上

¹⁹ 一党制およびノメンクラトゥーラ制が組み合わさると、第一章で述べた非競争的一党制になると考えられる。

²⁰ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

は複数政党制を採用しており、競争選挙が実施可能になっていても、対立候補が出馬しなかったり、選挙不正が一般化しており、支配政党の擁立した候補者以外、選挙に勝利する見込みが事実上、存在しないのであれば、支配政党から指名された体制内エリートが、事実上すべての公職ポストを独占していることになる。この公職ポスト独占の下では、支配政党から候補者指名を受けることが即、公職ポストの獲得と等しくなる。このような体制もまた、エリート選抜制度として指名制を取っているものと分類できる。

2. 下からのエリート選抜=大衆の参加する複数候補者間競争選挙制

第2のエリート選抜制度「複数候補者間競争選挙制」は、大衆が参加する競争選挙を通じてエリートを選ぶが、その競争選挙が、独裁者の選んだ候補者と「組織化された野党」との間で行われるものではなく、単に複数候補者間で行われるにすぎないもの全般を指す。このカテゴリーには、一党体制を維持したまま競争選挙を実施する競争的一党制から、複数政党制を採用していても、野党が組織化されておらず、各候補者が事実上、個人として選挙戦を行うような体制すべてを含む。

複数候補者間競争選挙制は、読んで字の如く、あくまで個人を選ぶエリート選抜制度である。1970年代のケニアや、ムバラク政権下のエジプトなどは、複数候補者間競争選挙制の理念型に近いだろう。ケニアの「ケニア・アフリカ人全国同盟（Kenya Africa National Union）」は、事実上の一党制となった1969年の議会選挙以降、党内予備選挙を実施して候補者を選出する一方で、党間の競争選挙を行なわなかった。すなわち、競争的一党制であった。一党制であるから、イデオロギーは問題にならず、党内予備選挙はエリートと大衆のパ

トロン=クライアント関係に基づいて行われた。政府も党執行部も選挙結果をコントロールしないため、現職議員の再選率は50%を割り込むなど、党内予備選挙の競争性そのものは極めて高かったが、エリートが独自資源を用いて選挙に挑むのだから、党執行部側が当選したエリートたちにかかる党規律は弱かった。この時期のケニアは無政党制に接近しているとさえ言われた（Barkan and Okumu 1978: 91-92, Table V.1）。

1970年代のケニアと類似した状況は、ムバラク下エジプトでも発生していた。1980年代半ば、エジプトはそれ以前の公式一党体制から複数政党制に移行したが、支配政党と組織化された野党という形で政党システムが制度化されることはなかった。野党は極めて脆弱で、議会選挙は実質的には支配政党・「国民民主党」に属するエリート間の対立となった。競争選挙は、国民民主党の公認候補者と、国民民主党に属するが公認を得られなかったが為に、無所属で公認候補者に挑戦するエリートとの間で行われていた。選挙の競争性は極めて高く、2005年の議会選挙の再選率はわずか19%にまで落ち込んだが²¹、同じ政党に所属する個人間の対立であるから、イデオロギー上の争点は存在せず、候補者たちは自らの才覚で選挙資金を集め、当選した暁には投資を回収すべく汚職に勤しんだ（Blaydes 2011）。

3. 上と下からのエリート選抜=複数政党制を通じた指名と競争選挙の融合

²¹ エジプトの議会選挙の競争性は一貫して上昇していった。比例代表制が採用されていた1987年議会選挙で議員の再選率は40%であったが、その後、比例代表制に対して違憲判決が下され、無所属候補者の立候補が可能になり、小選挙区制度に移行した1990年の議会選挙では「激しい党内選挙競争が発生し」た（Blaydes 2011: 52）。再選率は選挙のたびに低下し、2000年には26%、2005年には19%まで落ち込んだ（Blaydes 2011: 52-53, 57, Table 3.1）。この数値を、アメリカ連邦議員の再選率と比べると、その激しさがわかる。アメリカの場合、1956年-2006年の連邦下院議員の再選率は90%以上、上院でも80%以上である（待鳥 2009: 58-59, 図2、図3）。

第3のエリート選抜制度は、「組織化された野党」がヒエラルキー構造をもつ支配政党の候補者に挑戦する場合に成立する、「複数政党」制を通じた選抜である。複数政党制は上述の指名と競争選挙の2つの特徴を同時にもつ。なぜなら、党上位者からの指名と、大衆の参加する競争選挙という2つの関門を突破しなければ、エリートは公職ポストを獲得できないからである。

指名制や複数候補者間競争選挙というエリート選抜制のもとでは、エリートが公職ポストを獲得するための関門は1回のみであった。すなわち、上位者から指名されるか、あるいは選挙に勝利するだけで、公職ポストを得ることができた。

しかし、複数政党制による選抜制のもとでは、2度に渡る相異なる選出者から支持を受けなければ、公職ポストを獲得できない。野党内あるいは支配政党内での候補者選抜競争に勝利し、晴れて公認候補者に選ばれた上で、大衆が参加する与野党間競争選挙に勝利しなければ、公職ポストを獲得できないのである。

第一関門の党内競争において重要なのは、当該エリートの党上位者に対する忠誠であろう。第二関門である党間競争選挙では、与野党の掲げるイデオロギー・ラベルと、党および候補者個人の動員力が大きな役割を果たすだろう。このような特徴をもつ複数政党制は、上からの指名と複数候補者間競争選挙制の2つのエリート選抜制の特徴をあわせもつ（詳細は次章）。

文民独裁体制のエリート選抜制度は、基本的にはこれら3つのタイプのいずれかであると考えられるだろう。次章では、それぞれのエリート選抜制度のメリットとデメリットを論じていくことにしよう。

第4節. 結論

本章では、非競争的一党制、競争的一党制および選挙権威主義体制を区別し、議会・独裁政党・競争選挙という3つの政治制度の両立可能性の問題を考察する理論を構築するための準備作業を行った。具体的には、独裁体制には独裁者・体制内エリート・治安機関・組織化された野党・大衆という5種類の政治アクターが存在すること、独裁者は自らの権力を維持するために大衆蜂起を抑制しつつ体制内エリートに利益を保証するという課題に直面しており、この課題は体制内エリートをいかに選抜するかという選抜制度の問題に帰着すると論じた。

その上で、文民独裁体制下の独裁者に利用可能な体制内エリート選抜制度として、政党組織を通じた上からの指名、一般大衆の参加する複数候補者間競争選挙（ここに競争的一党制も含まれる）、そして指名と競争選挙を混合した複数政党制が存在するとした。

次章では、これら3つのエリート選抜制度類型を詳しく分析しよう。

第3章. 3つのエリート選抜制度の帰結および検証方法

制限政体を作るには、各種の権力を結び合わせ
調整し、緩和し、活動させねばならぬ
いわば、その一つにバラストをあたえて
他の一つに抵抗できるようにしなければならない
これは立法の傑作であって、偶然によって作られることはまれであり
慎重が制作を委ねられることもまれなのである

モンテスキュー 『法の精神』

前章において、独裁者の課題は、統治の実務に携わる体制内エリートに大衆に利益を配分するよう誘導しつつ、かつ二重の権力闘争状態にある体制内エリートに対して利益と地位を保証できるような体制内エリート選抜制度をデザインすることであり、エリート選抜制度には指名・複数候補者間競争選挙制および複数政党制の3つが存在するとした。

本章は5節から構成される。前半の第1節から第3節は、前章で展開した指名制・複数候補者間競争選挙制・複数政党制という3つのエリート選抜制度が、上述の独裁者の基本的課題を満たしているか否かを、それぞれの制度のメリットとデメリットを明らかにしつつ論じる。第4節は、それぞれの体制内エリートの選抜制度がもたらす帰結に関する理論命題を導く。第5節は結論である。

第1節. 上からのエリート選抜：指名制

本小節は、指名制に基づくエリート選抜制度のメリットとデメリットを論じる。具体的には、(1) 指名制は下位者の上位者への絶対服従を通じて、独裁体制内部の二重の権力闘争を抑制するが、(2) そのデメリットとして、本人＝代理人問題の深刻化と「指標歪曲」によるエリートの質の劣化、結果として大衆の不満の蓄積と治安機関の肥大化を招く。

1. 指名制のメリット

指名制のメリットは、第1章でレビューしたようなヒエラルキー構造をもつ独裁政党のメリットとほぼ一致する。指名制においては党執行部ひいては独裁者がエリートの選抜・昇進権限を独占する。このとき、ヒエラルキー上位者は実質的にヒエラルキー下位者の選抜昇進を決定する。また、党ヒエラルキー上位者は大衆よりも大きな利得を得ているため、大衆蜂起が起きた際には、既存体制ひいては独裁者を支持する。ここまでは、おおむね先行研究が論じた通りだと言えよう。

エリート間の水平的権力闘争の緩和

エリートの選抜・昇進の権限を党上位者が握る指名制では、公職ポストをめぐるエリート間の水平的権力闘争は緩和される。ポストをめぐる争うエリートにとって、昇進するために必要なものは、大衆の無定形の支持ではなく、上位者から具体的に下される様々な任務や仕事に対する業績評価、また上位者への忠誠心の強さとなるからである。

そして、ヒエラルキーが存在する限り、昇進をかけた支配党内の競争に敗北したからと言って、その支配党内のエリートはただちに全ての特権や身分を失

うわけではない。出世競争に敗北したエリートに対し、上位者は以前とは別の重要性が劣るポストに配置することで、エリートに対し一定の利益を保障できるからである。このため、党内で行われる出世をかけた競争の激しさは、一定程度に制限される。

独裁者=エリート間関係の安定

支配政党ヒエラルキーの各級エリートに対して一定の利益保障が行われている限り、最上級エリートたる独裁者とそれ以下のエリート間の関係は安定する。独裁者がヒエラルキー構造を通じてエリートを指名している限り、上～下級のエリートも独裁者の恣意をさほど恐れなくとも済むからである。こうして、独裁者とエリート間の垂直的権力闘争は抑制される。

2. 指名制のデメリット

しかし、指名制には大きなデメリットがある。本人=代理人問題が極度に悪化するのである。

独裁国家における本人=代理人問題

指名制の下では、党ヒエラルキーの最上位者である独裁者ひいてはヒエラルキーの上位者一般にとって、下位のエリートをどのように選抜・昇進させるかが大きな問題となる。ここで、各級のエリートを選抜するにあたっては、上から降ろされる業務を遂行する能力や、上位者に対する忠誠心を考慮することは当然のこととして、大衆蜂起が起きない程度の利益を、体制内エリートが大衆

に配分するよう保証することも重要である。

問題の核心は、ヒエラルキー上位者と下位者の間には情報の非対称性が存在するため、独裁者およびヒエラルキー上位者と下位のエリートの間には、本人=代理人問題が発生することにある。この問題は、いわゆる「善良な専制君主」が直面する問題に近似する。すなわち、善良な専制君主は、「臣下の大群のなかから、監督と統制の下で公共行政各部門を運営するのに適した、多数の誠実で有徳な人々」だけでなく、「徳と才能において傑出した少数の人びとをも、識別し選び出すことができなければなら」ない（ミル 1997: 69）。しかし、独裁者はそのような能力と熱意をもつエリートをいかにして選べるのか、という問題があるからである。

もちろん、いわゆる契約の経済理論は、本人=代理人問題を解決するために様々な手段が存在すると論じている。例えば、業績評価のための指標を定めて、指標と全国の公職ポスト間の転勤を組み合わせるという手法がある。あるいは、複数の契約メニューを提示することもできる。すなわち業績を上げられなかった場合は失職するが、成功すれば大きな利益を得、昇進を見込めるようなハイリスク・ハイリターンな契約形態と、雇用は安定しているが低賃金かつ昇進の機会が限られているような雇用形態を与え、リクルートの段階で、自らの能力に応じてエリートが選抜されるよう組織をデザインすることもできる。

では、独裁者と体制内エリート間の本人=代理人は、これらの手段で改善することができるのだろうか。できない、と考えられる。次に見るように業績評価の段階で「指標歪曲」の問題が発生するからである。

エリート間水平的権力闘争と指標歪曲の問題

業績評価のために用いられる（もっぱら）数量的な指標が、測定しようとするものを正確に捉え、かつ、そうした数量的指標を正しく集計できる場合、党上位者は本人＝代理人問題を緩和して有能な人間を選抜できる。

しかし、業績評価の基礎となる数量的指標が、計測しようとしているエリートたちの「仕事ぶり」「能力」「努力」を正確に反映するとは限らない。昇進・選抜されようと欲しているエリートたちは、業績評価に用いられる指標を歪曲し、自分の働きを過大に見せることができるからである。

指標によって評価されるアクターが、評価指標そのものを操作・歪曲することは **gaming** と呼ばれるが、以下、この **gaming** を「指標歪曲」と呼びたい。指標歪曲という現象は、近年になって経済学者や行政学者によって指摘されはじめたものであり、管見の限りで、政治学者は未だにほとんど言及していない。そこで、先行研究に依拠しつつ²²、指標歪曲とは何かをまず論じ、その上で指名制を採用している独裁国家で指標歪曲が著しく深刻な問題となることを指摘したい。

行政学者ベヴァンとフッドは、指標歪曲を「目標を達成して、ポイントを外す (**hitting the target and missing the points**) 」あるいは「評価 (**target**) が適用されない部分でパフォーマンスを低下させるような、対応的反逆的行為」と定義している (**Bevan and Hood 2006: 521**) 。

ベヴァンとフッドに基づき、民主主義国家の行政機関に発生した指標歪曲の実例を見よう²³。イギリスのブレア政権下では「結果志向の政府 (**results driven government**) 」の掛け声の元、公共医療供給者に指標による評価制度

²² 指標歪曲あるいはゲーミングという現象は、資本主義体制下の営利企業でも発生する。例えば大湾 (2011: 19) を参照。

²³ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

が導入されたが、指標歪曲を招いた (Bevan and Hood 2006)。例えば、救急車の現場到達に8分以上を要したか否かを指標としたところ、どのみち8分では現場に到着できない田舎から、都市部に重点的に救急車が配置されるようになったと言われる (Bevan and Hood 2006: 531)。その結果、救急車8分以内到達割合は改善したが、遠隔地での医療サービスそのものは逆に劣化した可能性がある。あるいは、術中死亡率で医師の業績を評価する場合、術中死亡リスクのある患者（そして手術をもっとも必要とする患者）が手術されなくなってしまう可能性がある。指標歪曲の問題は、ひどい医療サービス提供者が最高評価を、実際には素晴らしい仕事をしている医療サービス提供者が最低評価を受けうる点にある (Bevan and Hood 2006: 532)。指標による管理が行われる民主主義国家の行政機関内で、指標歪曲が行われているという指摘は枚挙に暇がない (大湾 2011; 原田 2016: 185-186)。

指標歪曲の問題が深刻であるのは、事柄の性質上、体系的な統計資料によってその全容を把握できないからである。指標歪曲が行われているという証拠は、統計的イレギュラーや散発的なケーススタディを通じてのみ確認できる。そして、この指標歪曲の問題が先鋭化するのが、全経済・行政機構を指標によって、効率的にコントロールしようとしたソ連をはじめとする独裁体制だった。そもそも、イギリスで導入された指標を通じたコントロール制は、ソ連のものを薄めたようなものにすぎない (Bevan and Hood 2006: 518-519)。

例えばソ連では、生産の計画がトン数で表示されたことから、「薄板銅板は重すぎるように作られた。顧客の薄板の注文に応じると、計画の達成が脅かされた」からである (ノーヴ 1982: 428-429)²⁴。あるいは、フルシチョフ政権下

²⁴ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

のソ連で起きた「リャザン事件」がある。フルシチョフの号令を受けて、従来の3倍の食肉を政府に引き渡すとしたリャザン州党第1書記ラリオノフは、「近隣諸州から食肉や家畜を買いあさり、繁殖のことを考慮せずに州内の家畜を屠殺しまくる」（松戸 2011: 126-127）ことで目標を達成した。事件が発覚すると、ラリオノフは自殺した。1980年代後半、鄧小平時代以降の中国では、「幹部に対する客観的で科学的な評価を可能にするため、考査基準の定量化ないし『数値化』が推進された」（角崎 2016: 50）ところ、確かに経済成長率が高い地方党組織の指導者が昇進しているという証拠も得られているが（Jia, Kudamatsu and Seim 2015）、同時に「任期経済循環」の存在も指摘されている。すなわち、地方共産党幹部たちは、自身の業績をよく見せようと、任期切れ直前に経済を過熱させ、地方 GDP を人為的に押し上げているというのである（Li 2011; Wallace 2016）。これらの指標歪曲の事例は、中国語で言うところの「上有政策、下有対策」すなわち「上に政策あれば、下に対策あり」という言葉がよく表している²⁵。

指名制の下で支配する独裁者が、「身内」たる支配政党内の体制内エリートを猛烈に批判しはじめるのは、こうした文脈の下ではじめて理解できる²⁶。キューバのカストロは、ゲバラ没後20周年演説で次のように語っている。キューバは「官僚主義の泥沼にはまって」いる。「一年に8000ペソ相当を生産したように見せかけながら」「すべてが終わってみると、年に4000ペソ相当かそれ以

²⁵ 2012年に権力を掌握した習近平政権の「反腐敗」（党風廉政建設および反腐敗闘争）キャンペーンの核心は、まさにこの「上に政策があれば、下に対策があることを絶対に許さ」ないことであるが（角崎 2016: 46）、反腐敗キャンペーンは習近平による強権政治に繋がっていると言われる。読売新聞中国駐在編集委員である杉山裕之は、取材の過程で著名な外交問題専門家が、「皆がいま、非常に恐れているのは、文化大革命の再来」であると語ったのを聞き、耳を疑ったという（杉山 2016: 33）。

²⁶ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

下しか生産して」いかなかったりする。「生産計画を詐欺まがいのしかたで実現し、過剰実現するために、1月に行く仕事を12月にやったと記載するような会社がある」。キューバは、「額面を上げることばかりや」ろうとする「お役所の、時代遅れなノルマの、罫の、うその泥沼」に陥っていた、とカストロは言う（ゲバラ 2006: 235-236）²⁷。社会主義政権がしばしば行う「官僚主義」批判²⁸という形態を取っているが、この時に念頭にあるのは指標歪曲現象であると言ってよいだろう。厳格なヒエラルキーによってエリートが選抜される指名制の下では、指標歪曲がもたらす弊害が大規模かつ深刻な形で現れると考えられる。

業績評価手段の併用？

複数の客観的指標を併用しても、指標歪曲問題は解決できない。個々の指標はそれぞれ個別に指標歪曲の対象とされえるし、加えて、多数の指標を用いれば、指標間で矛盾が発生しやすくなるからである。全ての指標で平均的な業績を上げたが為に、平均的な業績評価を受けた者と、特定の指標で抜群の成果を上げたが、それ以外では並以下の評価を受けたが為に平均点な評価を受けた者がいた場合、果たしていずれを選抜すれば良いのか。指標間の重み付けのため的一般的基準が存在しない以上、この問題は解決困難である。

もちろん、より質的あるいは主観的な情報を用いるというやり方もある。直

²⁷ 工業大臣時代のチェ・ゲバラは、経済の問題は手強く嫌気がさすこと、同志たちも事なかれ主義に陥って現実から逃げようとしていると言っている。また、微妙な言葉であると留保しつつも「官僚主義」が大きな問題だと言っている（ゲバラ 2007: 170）。

²⁸ ソ連、より広くは社会主義国家における「官僚主義」とは「特定の地域・分野・人脈などの個別利害を自分勝手に優先する。身内の人に対して融通をきかせすぎる。インフォーマルな人的結合による規則無視の特殊利害追求」といった意味合いで使われることが多かった（塩川 1999: 168）。

接監査は、そうした方法の1つである。民主主義国家の事例ではあるが、未解決事件数で業績を評価されるインドの警察署は、なるべく事件を受理せず、事件化しないよう試みる。そこでおとりを使って直接監視を行い、事件化率を上昇させた例がある（バナジー・デュフロ 2012: 320-322）。塩川は、ソ連でも「特定地域の党・ソヴィエト・司法関係者などが共謀関係にある場合、その地域内では統制のしようがないが」、「上級の党機関あるいは全国新聞などに投書をする」ことで、「上部から派遣されてきた人間が「水戸黄門」的に事件を解決するという例がしばしば見られた」とする（塩川 1999: 173-174）。

実際、独裁者は様々な手段を用いてエリート選抜制度を改善しようとしている。いくつかの例を挙げれば、「監査による直接監視」「新聞などマス・メディアの利用」「密告の奨励」「地方暴動の許容」「行政訴訟制度の整備」「秘密警察の利用」などがある。だが、これらの制度を利用して指名制の弊害が除去されるとは必ずしも言えない。複数の明らかな難点があるからである。そもそも直接監視には膨大なコストがかかるし、非専門家が専門的な事柄を直接的に監視するのでは、逆効果になりかねない。地方暴動を許容することによる治安上の問題は言うに及ばず、密告制度の導入も深刻な欠陥を抱える。そもそも密告内容が真であるという保証はなく、密告をそのまま人事査定に用いれば、エリートたちの足の引っ張り合いに利用されるだろうことはほぼ確実である²⁹。

²⁹ 密告の応酬は、特に独裁体制に限定されない。例えば、「アメリカ証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）」は、インサイダー取引を規制するために、インサイダー取引を通報した者に対し、損害金の1/10を上限とした賞金を与えるとする制度を採用したところ、個人的復讐を目的とすると思われる通報が殺到した（Kiewiet and McCubbins 1991）。日本における内部告発報道を扱ってきたジャーナリストの深町隆もまた「内部告発の現場も美談ばかりではない」と述べる（深町・山口2016: 146）。内部告発は「競合する企業をおとしめるためのものもあれば、組織内派閥闘争の手段として用いられる場合」「会社と対決する労働組合の闘争手段として用いられる場合」、「腹いせや意趣返し、強請り、さらには単なる攻撃本能の現れといったケース」、「自らの不行跡が明らかになって何らかの処分等が予想される場合、職員や会社側からの先制防御手段として内部告発が使われること」もある（櫻井 2006: 13）。民主主義体制であれ独裁体制であれ、公式法規と企業・官庁内の実際の運用や慣習との間にはしばしば乖離が発生するのであるから、内部告発の制度化と厳格な運用は、組

マス・メディアを通じた監視に対しても、密告と同じ危険がある。秘密警察を通じた人事評価も、あり得ない。活動実態を公に監視されることのない秘密警察がエリート選抜にあたって大きな役割を果たすことになれば、それは秘密警察支配である。

こうした困難を反映して、独裁者は時に滑稽にさえ見える監視・評価制度を導入する。中国には「陳情（中国語で言う親訪・上訪）」という制度が存在する。この制度は、一般大衆が党や政府組織に対して、法律違反その他の問題を訴えることを可能にする制度であり、中国政府は陳情制度に「情報伝達」「政治参加」「紛争解決」という複数の「機能」を与えている。この陳情制度の問題は、多くの陳情者が逆に処罰されるというパラドクスが存在することにある。陳情件数そのものが党幹部の業績評価に用いられているために、地方政府は陳情件数を引き下げるために陳情者を処罰しようとする。中央政府が地方政府による陳情者の弾圧を黙認するのは、地方政府による陳情者の弾圧をくぐり抜けて陳情を続けた場合にのみ、実際に深刻な問題があったと中央政府が判断するからだと推測される。地方政府による陳情者の処罰を、中央政府はスクリーニングに用いているわけであるが（応星 2013: 58-59、61-62注1）、制度の本来の趣旨からすれば本末転倒であるという印象はぬぐえない。

人治への接近

経済指標のような客観的指標であれ、中国の陳情件数のような質的な指標であれ、あるいは両者の指標を併用した場合にも、党ヒエラルキーの上位者は下位者の働きぶりを、完全に客観的に、歪みなく、知ることはできない。評価者

組織内権力闘争を激化させうる。

である上位者は、常に複数の要因を考慮した上で、総合的にエリートの昇進・選抜を決める必要があるが、各要因にいかなる重みをかけるのが適切なのかを決定するための基準は存在しないからである。

従って、評価を下す立場にある上位者と下位者の「相性の良し悪し」や、上位飛車による「えこひいき」が評価プロセスに入ってくることは避け難い。どれほど数量的あるいは客観的指標に基づいて上からの指名制を運用しようとしても、実際には上位者による属人的支配に接近する傾向があると言えよう。

エリートの質の劣化と大衆側の不満の蓄積・治安機関の肥大化

その結果、指名制下でエリートの質は劣化してゆく。指名制という選抜制度それ自体に、指標歪曲を行うタイプの人間を体系的に選び出す性質があるため、この結果は避けがたい。「悪貨が良貨を駆逐する」のである。元来、指標歪曲を行わなかったタイプの人間は、出世競争に敗北し、淘汰されていくであろうし、指標歪曲を行う者が昇進・選抜されていく冷酷な現実直面した者は、指標歪曲に手を染めるようになるだろう。ソ連で広く流布していた政治アネクドートは、この点をうまく突いている。いわく、「神は社会主義国の国民に対して、賢さ、誠実さ、党派性の3つの資質を用意した。しかし、ひとりに3つ全てを同時に与えることはなかった。つまり、賢くて誠実な人間は、共産党員ではない。誠実な共産党員は、賢くない。賢い共産党員は、誠実ではない」。

指標歪曲によってエリートの質が劣化していくならば、エリートが立案・実行する政策は、いずれも大衆に利益を与えることはない。大衆に利益をもたらす政策を実行しようにも、独裁者は体制内のエリートを通じてのみ政策を実行できる以上、当の体制内エリートが指標歪曲によって腐敗してしまえば、独裁

者には大衆に利益を配分するためにできることは殆ど無い。大衆が得ている利益に関する指標を設定し、これをエリートの業績評価に組み入れたところで、再び指標歪曲の問題が発生するのみであろう。

この状況では、当然のことながら大衆に不満が蓄積され、大衆蜂起の危険性は上昇する。大衆蜂起の発生を抑制するため、独裁者は治安機関を拡充せざるを得ない。指名制の下で、体制内エリートには体制を支えるインセンティブがあるが、エリートの質の劣化と治安機関の肥大化は、体制全体の統治効率を低下させるだろう。

選挙結果に関する指標歪曲

第1章で論じたように、先行研究は、大衆の不満の程度、体制内エリートが大衆にどれだけ支持されているか、大衆に対する動員力をどれだけ有しているかを知るために、独裁者が選挙を行っていると言っている (e.g., Ames 1970; Magaloni 2006; 鷲田 2014; Miller 2015)³⁰。しかし、前述の指標歪曲に関する議論が妥当ならば、体制内エリートによる指標の歪曲操作は、選挙にも及ぶはずである。体制内エリートは、選挙不正に従事することで自らの選挙区の投票率・得票率を操作し、独裁者による評価を改善しようとするであろう。

特に、体制が擁立した単一の候補者のみが選挙に出馬する無風選挙では、選挙結果の歪曲は極めて容易となるだろう³¹。選挙不正を発見するインセンティブをもつ政治主体が当の独裁者以外に存在せず、正確な選挙結果を独裁者に伝達する制度が整備・運営される筈もないためである。独裁者と体制内エリート

³⁰ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

³¹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

の間の本人＝代理人問題より、独裁者は体制内エリートが自らの選挙結果を人為的に押し上げようとしているか否かを直接的に知るのは極めて難しい。

さらに指標歪曲による選挙不正を容易にするのが、経済発展途上にある独裁国家でしばしば見られる急速な人口の移動である³²。選挙区毎の人口は、国内移民や出稼ぎといった要因から常に変動している。独裁者にとって選挙結果が大衆の不满を信ぴょう性ある形で示すものとなるには、そうした流動する人々の所在を把握している必要がある。特定地域内に住む有権者資格を持つ人間の頭数を把握できなければ、得票率や投票率といった数値は意味を持たないが、そうした人口の把握に大きなコストがかかる。

そもそも、選挙を行うにあたって必要となる有権者の管理は、中央政府による地方政府に対するコントロールと統制、すなわち独裁者による体制内エリートの統制が可能になってはじめて実現可能である³³。だが、選挙人名簿の作成にあたるのが地方の政府機構である限り、当の政府機構を占める体制内エリートには、正確な選挙人名簿を作成するインセンティブが存在しない。このためであろうか、選挙人名簿の作成に独裁者は大きなコストを費やすことがある。例えば、インドネシアのスハルト政権は、1971年、独裁体制であるにもかかわらず有権者登録に巨大な資源を投入している（Slater 2008: 264-265）。広く知られているように、ソ連では、99%の得票率と投票率によってソ連共産党と各社会団体の統一候補が選挙に「勝利」していたが、そこでもやはり選挙人名簿作成にあたっては膨大な人的、金銭的リソースが割かれていた。ソ連の選挙委員や地方ソヴィエト執行委員会には、選挙人名簿を作成し、更新するよう、非

³² 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

³³ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

常に強い圧力がかけられていた (Friedgut 1979: 80) 。また、「遅参または出頭しない選挙人に代わって当の選挙委員が用紙を投票箱に投ずる場合もまれではな」く、選挙条例違反がますます頻繁になったとされる (メドヴェーデフ 1974: 173) 。これらは高い投票率および得票率を達成するよう上から圧力がかけられていたためだと考えられる。こうしたこともあってだろうが、ソ連でも1967年には3、1969年には6の選挙が選挙条例違反のために無効にされている (Jacobs 1970: 70) 。

3. 小括

以上、指名制をとる独裁者が直面する問題を記述してきたが、指名制のもつこれらの問題点については、当事者たちが早くから認識していたことは特筆すべきである。ここではそうした当事者の一人、ブハーリンの論文を紹介しておこう。ブハーリンは1920年代のソ連最高指導者の一人で、経済学者であった。1920年代を通じてソ連のエリート選抜制度が指名制 (ノメンクラトゥーラ制) に転じていく過程で、集権化と官僚層を一貫して批判するが、権力闘争に敗れて失脚、最終的には処刑された人物である。1920年末、スターリン下のソ連共産党がおよそ不可能な目標を掲げて第一次五カ年計画を開始する直前、すでに影響力をほぼ失っていたブハーリンは、ドイツの社会学者による著書の書評を装った「イソップの言葉」で、超集権化に対する批判を続けた (ブハーリン 1978b: 96-97; コーエン 1979: 362) 。曰く、「中央集権的官僚主義的組織は現実からの乖離がはなはだしくならざるをえない」。なぜなら、「命令、指令、報告、上申調書、が全作業の中心となり、自己目的へと転化」し、「『かくも不条理に、しばしば統計が濫用され』、「管理費が全費用を食い尽く」すから

である（ブハーリン 1978b: 185）。「それは一方においては『指令』にもとづいて作業し、他方においては『報告』にもとづいて作業する。そしてその際、『指令』は普通『報告』にもとづいて構成される。情報源として役立つのは、生きた指導経験ではなく、調書、報告書、上申」となる。「官僚主義的中央集権化の根拠は個人に対する直接的監督と企業の複合性を不可能にする経営体の巨大性である。しかし、審級行程が長くなればなるほど、全機構を運営することはますます困難となる」（ブハーリン 1978b: 191-192）。

こうした認識を持っていたブハーリンは、別の論文で「真の大衆の真の参加」を強調していた。レーニンを引きつつ、ブハーリンは言う。「多数の人民を集めることはできても、それは真の大衆ではなかろうし、また彼らをあたかも『参加する』かのごとく召集することはできても、彼らは真に参加はしてないであろう。そこで、『真の大衆の真の参加』という定式が生じる」（ブハーリン 1978a: 136）。

次に、「真の大衆参加」を述べた際にブハーリンが念頭においていたであろう選挙に基礎を置く第2のエリート選抜制度「複数候補者間競争選挙」制のメリットとデメリットについて論じよう。

第2節. 下からのエリート選抜：複数候補者間競争選挙制

第2のエリート選抜制度は、組織化された野党が存在せず、従って、競争選挙が政党単位ではなく複数の個人間で争われる競争選挙である。この制度のメリットは、体制内エリートに大衆の意向を気にかけるよう強制し、彼らに大衆への利益配分を促すようにさせる点にある。他方、独裁体制における二重の権力闘争が激化するというデメリットがある。

1. 複数候補者間競争選挙制のメリット

複数候補者間競争選挙制のメリットは、「民主主義」国家の政党間競争選挙とおおむね一致する。この制度は、公職ポストをめぐって競合するエリート A とエリート B のうち、いずれかが公職ポストを得るかを大衆が参加する選挙を通じて決めるものである。このとき、エリートたちは選挙に勝つために大衆の欲望や希望、あるいは願望を充たそうとする。指名制のもとで、党上位者の評価をもとめて競争する場合には、エリートには大衆に利益をもたらすインセンティブは、全く見られなかった。

複数候補者間競争選挙制、ひいては競争選挙という制度の最大の特徴は、有権者たる大衆が、エリート選抜にあたって自らの評価基準を全く明確にしない点に求められる。より正確に言えば、雑多な人々から構成されている以上、当然であるが、大衆は、明確な評価基準というものをもたない。そして、逆説的ではあるが、自らの欲するものを選挙にあたって明示的に明らかにしないという大衆側の在り方こそ、大衆がエリートを自らのために働かせる上で強力な武器となる。

大衆が、自らの望むものをエリートに対して明示的に指令するならば、そしてその指令されたことを実行するだけで再選されるならば、エリートたちは選挙時に明示化されたことだけを行い、他に大衆の利益となることが明らかな事柄があっても、そうした政策を大衆のために実行する必要はなくなる。これは、大衆に明らかな不利益をもたらす。他方、自らの評価基準を開示しなければ、大衆が「何を評価し何を評価しないのか」を推測することそれ自体がエリートの仕事となる (Manin, Przeworski and Stokes 1999)。エリートは、大衆にと

って利益になる（従って再選される見込みが高まる）と推測されることの全てを、実行するよう強制されるのである。

これはもちろん、公職ポストを獲得しているエリートの行動や振る舞いが、大衆の投票行動に影響を与えない、ということではない。経済成長率や株価から、自らの所得変動まで、様々な要素が大衆の投票行動に大きな影響を及ぼすだろう。また、経済的な問題だけではなく、汚職やスキャンダル、エリートの個人的資質まで、全ての要素が大衆の投票行動に影響するだろう。

そして、そうした様々な要素が、個々の有権者においていわば「集計」され投票に結びつく。換言すれば、集計された競争選挙の結果とは、エリートの仕事ぶりに関する有権者ひとりひとりの総合的あるいは質的な評価を、量的に集計し、表示した上で、エリートの公職ポスト獲得の成否が決まるのである。

この点、指名制と複数候補者間競争選挙制を比較すると興味深い。指名制においては、複数の指標からなる客観的で量的な指標が、ヒエラルキー上位者によって質的に集計、評価されていたが（属人的支配への接近）、複数候補者間競争選挙制では、大衆一人ひとりの主観的評価が、選挙結果として量的指標に変換され、この指標を用いてエリートが選抜されるのである。

2. 複数候補者間競争選挙制のデメリット

しかし、複数候補者間競争選挙には、独裁体制内の二重の権力闘争を激化させるという独裁者にとって致命的なデメリットがある。二重の権力闘争とは、前述のように、各級エリート間の公職ポストをめぐる水平的権力闘争と、独裁者とエリート間での垂直的権力闘争のことである。

エリートの同士討ちとヒエラルキーの崩壊

複数候補者間競争選挙制においては、支配政党に属する体制内エリート間の同士討ち選挙が極めて発生しやすい。その論理を見てみよう。ここで、合従連衡により2者に集約されたほぼ同規模の動員力を有する体制内エリート A と B が、特定の公職ポストをめぐる争っているとしよう。さらに、エリート A を支配政党から公認を受けた「公認エリート」、エリート B が公認を受けられなかった「非公認エリート」としよう。このとき、非公認エリートは、非公認であることを受け容れ、支配政党内に留まるだろうか。あるいは、公認エリートに対して選挙で挑戦するだろうか。后者であれば、支配政党内で同士討ちが発生することになる。

組織化された野党が存在しない場合、非公認エリートは党に留まらない可能性が高い。競争選挙にあたって、公認エリート、非公認エリートそして支配政党外に反対派（「オポジション」）が存在する場合を考えよう。そして、オポジションは、一定の反政権票を引きつけることができると考えよう。ここで、3者の集票能力が、公認エリート > 非公認エリート > オポジションだとしても、集票能力において非公認エリート + オポジション > 公認エリートだとすると、非公認エリートはオポジションと選挙協力を行うことで、公認エリートに挑戦できる。こうして支配党内エリートの同士討ちが起きる。

エリート間の同士討ちが発生し、非公認エリートが選挙に勝利して公職ポストを獲得できるならば、党上位者による下位者に対する人事統制権は消滅する。その結果として、支配政党のヒエラルキーも消滅する。指名制のもとで独裁者（及び党上位者）が党下位者をコントロールすることが出来たのは、党上位者が公職ポスト配分権を握ることで、党下位者の将来利得と党上位者に対する服

従をひき換えにしていたからである。だが、複数候補者間競争選挙制の下では、党上位者によって公認を受けたとしても、公職ポストを獲得できる保障はない。

このヒエラルキーの崩壊は、次のような論理から、二重の権力闘争の激化と政治秩序の危機をもたらす。エリートたちの身分保証が不安定化するので、エリートたちは公職ポストを確保するために、選挙活動に莫大な資源を投入するようになる。選挙に資源を投入しても勝てるとは限らないが、予め予想するのが難しい大衆の投票行動にポスト獲得の成否がかかっているエリートたちは、焦点となっている公職ポストの価値が高ければ高いほど、それに見合った多くの資源を投入せざるを得ない。

そうした厳しい選挙を勝ち抜いてポストを獲得したエリートたちは、選挙に投下した資源を回収するため、ポストの特権を最大限利用するだろう。極めて深刻な汚職が起きるだろう。政治闘争は、ますます「勝者総取り」の形を取るようになり、暴力や民族問題を扇動することで選挙に勝利しようとする者も出てくるだろう。

エリート間の水平的政治闘争が激化すれば当然、エリートと独裁者の関係も緊張する。指名制下のような身分保証がなくなった今、エリートには独裁者に従属すべき理由はないからである。エリートの中から独裁者の地位を狙う者も現れるだろうし、それを知っている独裁者は、エリートの服従を調達するために、むき出しの暴力行使に訴えかけるより他なくなるかもしれない。その結果は、二重の権力闘争の激化と政治秩序全体の危機である。

選挙の競争性の上昇が、独裁体制の政治秩序を危険にさらすことを示す証拠は数多い。例えば、1990年、対立する政党を合併して成立した「ジンバブエ・アフリカ民族同盟愛国戦線」内部には、2大派閥間の対立が残存していた。ここで党内競争選挙が実施されると、派閥間対立が表面化し、汚職とパトロネー

ジが蔓延した (Makumbe and Compagno 2000: 308-309)。その後のジンバブエでは、党規律の回復を1つの目的として、党青年部を利用した大規模な政治暴力が起きた (Le Bas 2006: 29)。ムバラク時代のエジプトでも同様に、競争選挙のたびに流血の事態に至り、当選した議員は選挙に費やした資源を回収するべく汚職にはしった (Blaydes 2011)。あるいは1970年代のケニアでは、一党制の枠組みを維持しつつも、予備選挙という形で競争選挙を実施していたために、党執行部による規律が弱体化し、エリート間対立が激化していた (Barkan and Okumu 1978)。

国家間ラージ N 統計分析の結果もやはり、競争選挙が危険であることを示している。すなわち、完全な独裁体制でも完全な民主主義でもなく、民主化途上にある国で内戦が発生し易いとする分析結果や (Hegre et al 2001)、競争選挙には民族間対立や民族意識を強化するという研究がそれである (Bates 1974; Eifert et al 2010; Higashijima and Nakai 2016)。

指名制の起源としての複数候補者間競争選挙

そして、この政治秩序崩壊への恐れは、独裁者が指名に基づく政党独裁国家を樹立するために持ち出す論拠であり、エリートたちが独裁者を頂点とするヒエラルキーによる支配を受容する理由ともなる。ケニアと台湾の事例を挙げることができる。1970年代のケニアでは、一党制の枠組みを維持しつつも、予備選挙という形で競争選挙を実施していたために、党執行部による規律が弱体化し、エリート間対立が激化していた。そこに権力の集中を図る独裁者モイが登場し、ケニアは公式に一党体制へと移行した上で、党内予備選挙を公開投票にすることで競争選挙を有名無実化した。複数の敵対する派閥に分裂していた党

内エリートはモイのこの試みに目立った抵抗をせず（Widner 1992）、権力を掌握したモイはその後、閣僚人事の割り振りで民族間のバランスに大きな注意を払いつつ統治した。ソ連崩壊後、「複数政党制」への移行を求める圧力が高まった時点で、モイは、「複数政党制を主張する者は、ケニアが混乱と流血に陥ることを望んでいる」「政治的安定が破壊されるだろう」と語っている（津田 2009: 90）。「民主化」後、閣僚割当てにおいて民族間バランスに対する配慮は存在しなくなり（津田 2009）、野党と与党の間で競争選挙が繰り返されるにつれ、選挙暴力が発生し、2008年大統領選挙では1000人を超える死者と65万もの国内避難民を出す大規模な選挙暴力を引き起こした（津田 2016: 31）。

対日戦争が終結した後の中国国民党は、「性急に憲法制定と各中央民意代表選挙を強行した」。その結果「人事抗争と憲政移行に伴う各種選挙よって（豊田注：国民党内派閥であるC・C派と三青团の）対立が深刻化・表面化し」、その後の「憲法草案の修正作業、中央民意代表の候補者選定、選挙活動、そして当選後の議席調整等は、国民党の派閥間対立を極限まで推し進めてしまった」。この国民党内部の派閥対立の激化は、中国国民党が中国共産党との内戦に敗北した一因であったかもしれない。「蒋介石自身も、後に中央民意代表選挙が、民衆の国民党への自信を失わせた最大の原因であると発言」している（松田 2006: 188-189）。その後、台湾に移った蒋介石率いる国民党政権は、立法院の競争選挙を停止した³⁴。政権上層部での派閥争いは沈静化し、蒋介石は至高の領袖としての立場を確立した。

³⁴ もちろん、ここには競争選挙を実施できないという客観的な条件もあった。

3. 小括

本節は、複数の候補者が個人として競争選挙に参加する場合、自身の立場が不安定化するエリートたちには、大衆の隠された欲望に応答する強いインセンティブが与えられることを論じた上で、競争選挙に莫大な資源を投入するようになると二重の権力闘争が激化し、政治秩序が危険にさらされることを見た。

なお、競争選挙が政治秩序を破壊するという本稿の議論は、さして目新しいものではない。それどころか、政治思想史的には常識の範疇のものであることは強調しておきたい。そもそも、イタリア都市共和国の時代にも、競争選挙が政治秩序を破壊しうることは広く知られていた（Manin 1997: 53）。

また、その破壊的な効果を知らずに競争選挙を導入した政治家たちも、遅かれ早かれ、その危険性を認識することになった。日本においても、立憲君主制をとる1890年制定の大日本国帝国憲法の下で実施された競争的な議会選挙は、従来7万あった市町村が15000程に統合される過程で先鋭化した町村内利益対立と結びつくことで、「ムラの騒擾」と呼ばれる激しい対立を生み出した（季武2011: 86-89）。競争選挙の弊害を認識した明治憲法のデザイナー伊藤博文は、1899年、「憲法行脚」と呼ばれる全国遊説中、次のように情勢を分析している。すなわち、選挙には莫大な費用がかかり、選挙の「競争の激甚なる殆ど他国に類例を見ざる」状況があったため、「競争の極、往々腕力に訴うるという如きことが屡々あり」、「此十年間の選挙々々の度毎に意外なる結果を生じた」（瀧井2011: 122-123）。そして、激しい競争選挙による「党派の軋轢」が、「甲の党派が勢力を得て居る時には己れ独り事を恣にし、而して其勢力を失したという云う時には、乙の党派が政治を把って、予ねて酷い目に逢った敵討をする」ような、「敵討の政治になりはせんかと云うことを私は大いに恐る

るのである」と語っている（瀧井 2011: 218）。1900年、伊藤博文が自由党を改組し、総裁権限を強化した政友会を結成しその総裁に就任したのは「国民すべてから支持をうける単一政党として一党優位政党制をめざした」からであった（季武 2011: 96）。

第3節. 上と下からのエリート選抜:複数政党制

これまでの議論から、指名制と複数候補者間競争選挙という2つのエリート選抜制度には、相互にトレードオフが成立していることが明らかになった。すなわち、指名制の下ではエリートの服従を調達できる一方、指標歪曲が一般化して大衆の利益は等閑視される。複数候補者間競争選挙では、エリートには大衆への利益配分を行うインセンティブが生まれるが、選挙に敗北して特権を失うことを避けようとするエリートたちは独裁者に服従しなくなり、二重の権力闘争が激化するために、政治秩序が危険にさらされる。

1. 独裁者の課題の再定義

ここから、独裁者の課題を再定義できる。すなわち、指名制の有するヒエラルキーを通じた水平的・垂直的な二重の権力闘争の抑制というメリットと、競争選挙を通じたエリートの大衆に対する応答性の上昇というメリットをともに与える政治制度が必要になるのである。換言すれば、競争選挙を実施しつつも、支配政党のヒエラルキーを独裁者は維持しなければならない。

競争選挙を実施しつつも支配政党のヒエラルキーを維持するための条件は、支配政党から公認を得ることができなかった「非公認エリート」が、公認を受けた「公認エリート」に対して、競争選挙で挑戦することがないようにするこ

とにある。非公認エリートが支配政党のヒエラルキー内部に留まり、独裁者を頂点とする党執行部に服従し、支配政党内での同士討ちが起きない限り、独裁者は支配政党のヒエラルキーを維持できる。

そのような条件を満たすにあたって登場するのが、組織化された野党である。組織化された野党は、先述した通り、「全国レベルで執政権を持たず、議会で過半数未満の議席を保有し、党執行部を頂点とする階層構造を持ち、かつ特定のイデオロギーや民族集団などの支持基盤を持って競争選挙に候補者を擁立することで権力を獲得しようとする合法的政治組織」である。定義より、組織化された野党内には独自の「野党エリート」を選抜する制度が存在し、かつ、党の掲げる特定のイデオロギーを支持する一部の大衆を、核心的な支持者としている。

この「組織化された野党」の特徴は、イデオロギーや権力に対する志向が異なる支配政党の非公認エリートと、選挙において協力関係を築くのが極めて難しい点にある。ここには2つの理由がある。第1に、イデオロギーが異なる筈の支配政党所属エリートと選挙協力を行えば、組織化された野党の基幹支持者層は、選挙に勝つためだけに行われる選挙協力で嫌悪感を抱き、元来支持していた野党への投票を控えると予想できる。

第2に、支配政党の非公認候補者と選挙協力を行ってしまえば、組織化された野党内に存在するキャリア・パスが攪乱されてしまう。野党が組織化されているということはすなわち、野党内に政治的キャリア・パスが確立しているということである。従って、野党組織内には、該当する公職ポストの立候補者の人材プールが存在する筈である。にもかかわらず、野党執行部が支配政党の非公認エリートと選挙協力を行うとすると、野党内の政治家との軋轢が生じ、野党組織が破壊されかねない。

組織化された野党の第1と第2の特徴から、複数政党制においては、支配政党内部で公認を得られなかったエリートが、支配政党の候補者に挑戦するのは難しくなる。支配政党で公認を得られなかった非公認エリートが、野党に鞍替えしたり、野党との間で統一候補を擁立するといった形で選挙協力を行うのがより難しくなるからである。

非公認エリートが野党と選挙協力を行うのが困難である場合に何が起きるかを考えるために、ここで再び、得票能力という点から見て、公認エリート > 非公認エリート > 野党という勢力分布が成立していると考えてみよう。仮に、非公認エリート + 野党 > 公認エリートという勢力関係が成立していたとしても、先ほどの複数候補者間競争選挙の場合とは異なり、非公認エリートは野党と選挙協力を行って、公認エリートに挑戦することができない。従って、非公認エリートは党に留まる。

組織化された野党が勢力を伸ばし、各アクターの集票能力の関係が異なっても、支配政党のヒエラルキーは維持される。仮に野党 > 公認エリート > 非公認エリートとなったとしても、公認エリート + 非公認エリート > 野党という関係が成立するならば、公認エリートと非公認エリートは選挙で協力することを選ぶだろう。野党勢力の伸長は、逆に支配政党の団結を強化するのである。

このように、複数政党制の下では支配政党のヒエラルキーは維持されやすい。政党間競争選挙が、支配党のエリートに集合行為問題を突き付けるからである。野党の努力が伸びれば伸びるほど、公認エリートにとって非公認エリートの協力を仰ぎ、一致団結して野党と選挙を闘う必要が大きくなる。

問題は、当選した公認エリートが非公認エリートに利益を分配するとは限らない、という点にある。公認エリートは、公職ポストから得られる利益を、非公認エリートの支持基盤を掘り崩すために用いるかもしれない。次回選挙を見

すえて、今回の非公認エリートを弱体化させておくインセンティブが、今の公認エリートに働くからである。しかし、そのことを知っている非公認エリートは公認エリートを、今の選挙で支援しないかもしれず、そうなれば支配政党の候補者は選挙に敗北するかもしれない。こうなるとは、公認エリート、非公認エリートはおろか、支配政党の執行部ひいては独裁者にとっても不利益が大きい。

この種の集合行為問題を解決するもっとも単純な方法は、党上位者への候補者指名権限の移譲である。すなわち、政党執行部に候補者指名権限を譲り渡し、また公認エリートがその任期中に非公認エリートの支持基盤を掘り崩すことのないよう、公認エリートを服従させるのである。

こうして、組織化された野党と支配政党の間で競争選挙が行われる場合には、支配党内での水平的権力闘争と、エリートと独裁者との間の垂直的権力闘争をともに抑えこむことができる。独裁者は、競争選挙のもつメリットと支配政党のもつメリットを両立させることができる。

2. 複数政党制のメリット

複数政党制のメリットは明らかであろう。組織化された野党が存在する場合には、独裁者は指名制と競争選挙制のメリットを2つながら得ることができる。すなわち独裁者は、候補者指名権限という形で、支配党内のヒエラルキーを維持して二重の権力闘争の激化を抑制しつつ、かつ、政党間競争選挙を通じて体制内エリートの大衆への応答性を高めることができる。選挙結果は、体制内エリートの動員力その他の情報を独裁者に伝達するものとなる。競争選挙によって大衆の不満は小さくなると考えられるので、大衆蜂起を抑えこむために投

入されていた治安機関への資源投下量も減少するだろう。

複数政党制の下では、競争選挙が政治秩序の崩壊をもたらす危険性は低い。支持基盤が拡大し、選挙結果が遵守される限りで、組織化された野党の執行部（野党エリート）は既存体制の枠組み内で、それを壊さずに、勢力を拡大するのが得策だからである。政治秩序そのものを危機にさらすような選挙活動や、国家を分断するような政策 이슈を打ち出せば、野党執行部として現在、享受している（そして将来、見込める）特権や利益を全て失いかねない。組織化された野党の執行部は、既存体制の継続から利得を得る広義の体制内エリートだからである。

複数政党制下における選挙結果の指標歪曲の困難

先に、体制内エリートによる指標歪曲は、選挙結果を歪めるためにも行われると論じた。しかしながら、組織化された野党が競争選挙に参加する場合、選挙結果に対する指標歪曲は緩和される。なぜなら、公職ポストを獲得するために選挙に参加する野党は、分権化された選挙不正監視メカニズムとして働くからである。複数政党制の下で競争選挙に参加して公職ポストを獲得しようとする野党は、体制内エリートの選挙不正を監視し、公正な選挙を実施しようとするであろう。具体的には、独裁者が擁立した体制内エリートが選挙人名簿の水増しをしていないか、投票所が正しく運営されているか、投票の秘密がしっかりと守られているかといった諸点について、目を光らせるだろう。その結果として、独裁体制の体制内エリートが指標歪曲を行う機会が減少する。

3. 複数政党制のデメリット

独裁者にとって、複数政党制にもデメリットは存在する。独裁体制の候補者が選挙に敗北するという可能性がそれである。しかし、選挙に敗北する可能性が生まれるというデメリットを独裁者が受け入れてはじめて、複数政党制のメリットは現実化することには注意を払う必要がある。支配政党の公認エリートが選挙に敗北する恐れがあるから、支配政党エリート間に前述の集合行為問題が発生するのである。そして、集合行為問題が存在するからこそ、独裁者あるいは支配政党の執行部が候補者指名権限を通じたヒエラルキーを維持できる。

ここから導かれるのは、複数政党制の下では独裁者は選挙結果を尊重しなければならない、ということである。選挙結果を独裁者が事後的に無効にできるなら、支配政党内エリートの中に集合行為問題は発生しなくなる。また、野党と真剣に競争するインセンティブも与えられないだろう。選挙に最低限の公平性や中立性がなければ、そもそも野党は選挙に参加せず、ボイコットするであろう。複数政党制の利点である競争選挙のもたらすメリットを独裁者は享受することはできなくなる。

要するに、選挙を一定程度まで公平かつ中立的に行い、支配政党の候補者が選挙に敗北した場合にその結果を認めるというデメリットを独裁者が受け入れる限りで、複数政党制のメリットは発生するのである。複数政党制のメリットとデメリットは、表裏一体の関係にあって切り離せない。

とはいえ、選挙に敗北することが独裁者にとって最悪のシナリオというわけでもない。独裁者自らが選挙に敗北することになっても、野党が組織化されている限り、野党の間で独裁者および独裁体制の死活的利益を保障する協定を結ぶことで、「民主化」できるからである。

4. 小括

本小節を閉じるにあたって、19世紀半ばまでに現代的意味での政党制が唯一成立していたアメリカ合衆国（デュベルジェ 1970: 1）における複数政党制の正当化の論理を引用し、結論に代えておきたい³⁵。すなわち、アメリカにおいて多数党の首魁としてあくまで権力政治を追求したヴァン=ビューレンは、反対派を「取り込む（incorporate）」ことなく、むしろ完全に排除することで、政権与党の指導者は自党派に対する規律を維持できると認識し、「恒常的な反対派（permanent opposition）」というアイディアに歴史上はじめて、積極的な意義を与えたとホフスタッターは書いている（Hofstadter 1969: 226）。ソ連の異論派サハロフから、ソ連=現代ロシアの体制派政治学者ミグラニャンまで、このホフスタッターの著作『政党システムというアイディア』を1つの重要な参照軸にしている（Brown, D. 2006: 208; Migranyan 2015）。実際、「統一ロシア」という支配政党に支えられたプーチン政権は、大統領自らの肝いりで「公正ロシア」をはじめとした穏健左派野党を育成しようとしている（長谷 2007）。

ここで一点、留保しておきたいことがある。複数政党制が成立している文民独裁国家は、ほとんど民主主義ではないかと思われるかもしれないが、やはり民主主義体制ではない。というのは、組織化された野党と独裁者の率いる与党が定期的に競争選挙を争うという観点からみれば、複数政党制の独裁国家は民主主義体制に極めて接近しているだろうが、他方で本稿の言う複数政党制においては、選挙法や選挙区割りをはじめとする様々な点で独裁者と体制内エリートが有利となっても構わない。その意味では、組織化された野党が選挙を

³⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 148）をもとに、加筆修正したものである。

ボイコットしない程度には野党側を妨害するような政治体制が、複数政党制であると言える。

第4節. 3つの理論的命題

本章は、統治の実務に携わる体制内エリートが大衆に利益を配分するよう誘導しつつ、かつ、二重の権力闘争状態にある体制内エリートに対して利益と地位を保証できるような体制内エリート選抜制度をデザインすることを独裁者の課題とした上で、指名、複数候補者間競争選挙制、および複数政党制の3つのエリート選抜制度のメリットとデメリットを分析した。

まとめよう。指名制をとるか、複数候補者間競争選挙制をとるか、複数政党制をとるかによって、以下のような帰結が導かれる。

命題1：指名によるエリート選抜制の下では、二重の権力闘争は抑制されるが、本人＝代理人問題の悪化、エリートらによる指標歪曲の問題が発生し、選挙結果もまた指標歪曲の対象となり、統治の効率性が低下する。

ここで統治の効率性の低下は、大衆の不満の蓄積をもたらす。他方、大衆の不満を緩和するための複数候補者間競争選挙制は、次の結果をもたらす。すなわち、

命題2：大衆の参加する複数候補者間競争選挙を実施すれば、独裁体制内部の二重の権力闘争が激化し、体制内エリートの結束が崩壊する。

そして、第3の複数政党制は、二重の権力闘争の緩和と競争選挙のメリットを享受するもので、その命題は以下のようなになる。

命題3：組織化された野党が存在し、これが支配政党に対し競争選挙を通じて挑戦する複数政党制の下では、二重の権力闘争は抑制されると同時に、選挙結果の指標歪曲の問題は緩和され、選挙結果は大衆の支持の度合いに関する正確なデータを伝達する。

第5節. 結論

本章では、文民独裁国家における3つのエリート選抜制度が独裁者にもたらすメリットとデメリットを明示し、観察可能な含意を導いた。続く第4章から第6章では、以上の議論を基にソ連とメキシコの政治史を記述する。

第4章. メキシコにおける指名制と

複数候補者間競争選挙制の循環

始めなのか終わりなのか、原因なのか結果なのか、問題なのか解決なのか
いったいわれわれは何を生きているのか？ 理性は新たにこうした問いを發した

カルロス・フエンテス 『テラ・ノストラ』

「第三世界」の循環と痙攣を見てください。われわれがその世界の始祖です
その世界へ道を通しました——発展に育まれた力によって
そして発展に逆行する力によって
どうです——他のあり方が可能でしたか

ミハイル・ゲフテル 『スターリンは昨日死んだ』

第3章では、以下の命題を導いた。すなわち、

命題1：指名によるエリート選抜制の下では、二重の権力闘争は抑制される

が、本人＝代理人問題の悪化、エリートらによる指標歪曲の問題が發生し、選挙結果もまた指標歪曲の対象となり、統治の効率性が低下する。

命題2：大衆の参加する複数候補者間競争選挙を実施すれば、独裁体制内部の二重の権力闘争が激化し、体制内エリートの結束が崩壊する。

本章の目的は、1910年から1976年までのメキシコにおけるエリート選抜制度の長期的な変遷を記述し、上述の命題と事実が合致するか否かを検討することである。記述を通して、メキシコ革命の勃発後に成立した革命政党におけるエリート選抜制度は、指名制と複数候補者間競争選挙制の間を循環したことが示されるだろう。

本章の構成は以下である。次節は、メキシコ制度的革命党体制に関する研究史について触れ、メキシコ政治に関する観点の変遷を述べる。第2節で、メキシコ革命の勃発から1950年代の指名制の成立までを記述する。第3節で、指名制の弊害が表面化した1960年代に行われた党内制度改革と選挙制度改革を記述し、それらの制度が体制内エリート間の水平的な権力闘争を激化させたことを見る。第4節では、複数候補者間競争選挙制が淘汰され指名制に回帰したこと、指名制の下で選挙結果に対する指標歪曲が生じていたことを確認する。第5節は結論である。

第1節. メキシコ政治を見る視覚の通時的な変化

メキシコのエリート選抜制度の変遷と淘汰の過程を扱う本章および第6章は、おおよそ1910年から1988年までの長期間を扱う。このような長期間をカバーするには、二次資料に大きく依拠せざるを得ず、ここで資料および事実の選択基準が重要となる。もちろん、メキシコについては政治学者だけではなく、歴史学者、民族学者によって学問領域横断的に研究が行われている。網羅的であることを期待することはできないが、メキシコの体制把握に関する時系列的な

変化を、可能な限り明らかにしておきたい³⁶。

問題は、メキシコを支配した制度的革命党（およびその前駆政党）の支配が、自由で平等な選挙をメルクマールとする最小限定義に照らしても決して「民主的」なものではなく、その体制をいかに位置づけるかが研究者にとって重要な課題であった点にある。アメリカ合衆国の著名なメキシコ政治研究者ブランドンブルクはかつて、「メキシコ人は6年毎に独裁者を解任することによって個人独裁政治を回避している」と述べた（Brandenburg 1964: 141）。この時期の代表的な政治学者であるクラインはさらに一歩進んで、制度的革命党の支配を「単一政党による民主主義」体制であるとした。制度的革命党内には多様な利益が存在しており、党の下で組織化された3階級（農民・労働者そして一般部会）が、国家コーポラティズム体制を構成して社会の諸利益を吸い上げるが故に、メキシコは民主主義の名に値するとしたのである（Cline 1963）。

その後、1968年にトラテロルコ学生運動弾圧が起きた。未だに詳細に不明なところが多いが、メキシコ・シティのトラテロルコ広場に集結した学生運動の集会に対して、治安機関が発砲した事件であり、多数の死傷者が出た。事件の余波を受け、1970年代以降の研究者はメキシコをリンス流の「権威主義体制」と見なした上で、権威主義国家としてのメキシコの政策決定過程や官僚機構の分析を行うようになった（Kaufman Purcell 1973; Grindle 1979）。

比較政治学者もまた、メキシコの政治体制分類に苦心している。1970年のハンチントンの研究は、メキシコを「一党体制」に分類した（Huntington 1970）。サルトーリは、制度的革命党支配下のメキシコを、共産党が支配するポーランドと同じ「非競合的政党システム」としての「覇権政党システム」に分類した（サルトーリ 2000）。野党との間で、有意味な競争選挙が行われている

³⁶ 以下の記述は、主にマイエル（1980）に依っている。

るとみなされていなかったのである。

その後、野党勢力が大きく伸長して以降のメキシコ政治研究は、政治制度の分析を重視するようになる。これらの研究は、大統領による権威主義的な統治の基礎となった「連続再選禁止」規定などの役割を重視する（Weldon 1997; Nacif Hernández 1997）。

他方、比較政治学では「競争的権威主義」「選挙権威主義」という概念が発明され、メキシコはそうした体制の典型的事例と見做されるようになった（Schedler 2006; Levitsky and Way 2010）。ここで競争的権威主義・選挙権威主義体制とは、複数政党が存在して議会あるいは執政府のポストをめぐる競争選挙は行われるものの、制度的に支配政党側が圧倒的に有利となっている体制を指すとまとめられるだろう。2000年代に入ってから現れたこの概念は、メキシコに遡及適用され、制度的革命党がメキシコを支配した全期間を、競争的権威主義あるいは選挙権威主義と見なしていると考えられる。

このように、メキシコ政治を見る視点は、時代によって大きく変化してきた。この視点の変化は、おそらく主要な分析対象である制度的革命党そのものが変化したことを反映している。そこで以下の記述は、制度的革命党およびその前駆政党を、一枚岩の主体ではなく、中央＝地方間の垂直的な利益対立および各レベルの政府や党機構における水平的な対立に引き裂かれていた存在と見た上で、選挙制度と党組織のデザインを、そうした垂直的・水平的な対立に対応したエリート選抜制度の変化として、時系列的に記述していくことにしたい。

第2節. 「革命」政党による指名制の成立

本節は、制度的革命党の支配下で指名制が成立する1950年代までを扱う。具

体的には、(1) ディアスの個人独裁体制の崩壊とメキシコ革命の勃発、(2) 革命政党的の成立、(3) そして1950年代における指名制の成立までを記述する。

1. 個人独裁者ディアスとメキシコ革命

独立後のメキシコで終わることなく続くかと思われた内戦、外国勢力の侵入と領土喪失を終わらせ、まがりなりにも一定の政治秩序をもたらしたのは、ディアスによる個人独裁体制であった。軍人出身のディアスは、1877年にはじめて大統領に就任して以来、メキシコ革命が勃発する1910年大統領選挙まで、最高権力者として君臨した(1884年からは、連続再選)。この「ディアス時代(ポルフィリアート)」において、当時最先端の思想を奉じる「科学者たち(científicos)」と呼ばれる人々をブレーンに、外資導入による鉄道整備や鉱業の発展などのメキシコ近代化が推進された。

ディアス独裁の特徴は、暴力の直接的な行使を控え、各地の有力者とパトローネージ関係を結んで支配する点にあった。この体制においては、選挙こそ憲法の規定通り定期的に行われるが、選挙そのものは非競争的なものとするため、大統領ディアスが各地方の勢力と周到な候補者調整を行っていた(Smith 1975: 242-245; Garner 2001: 79-85)。

だが、外資導入による経済成長は貧富の格差を拡大させ、大衆には不満が蓄積された。加えて、個人独裁体制は、鍵となる独裁者の高齢化と、それに伴う後継者選抜問題に対して脆弱となる。1908年、78歳を迎えて、以前から健康不安が取り沙汰されていたディアスは、次期大統領選挙には出馬しないと米国人ジャーナリスト・クリールマンとのインタビューで表明した(Creelman 1908)。英語で発表されたこのインタビューは、ただちに日刊紙『エル・イン

ペルシアル』に翻訳が転載され、メキシコ国内で大きな反響を呼んだ（Javier Garrido 1982: 30）。インタビューでディアスは、自分はこれまでも大統領職から退きたかったが、自身が病気であると報道されるだけで株式市場が7ポイント下げるような状況では、それはかなわなかった。だが、次回1910年大統領選挙の時点で80歳を迎えると語る老独裁者は、友人や支持者が何を言おうとも今期で引退し、次回選挙では野党（オポジション）を許し、野党を祝福して、邪悪なものを見なさいと述べた（Creelman 1908: 247, 240-242）。

歴史家たちは、ディアスのこの発言の真意を量りかねている。というのも、次回大統領選挙には出馬しないという言葉がディアスは結局、守ることなく、1910年の大統領選挙に出馬したからである。ディアスの翻意の背景には、各州の政治闘争が激化し始めていた事実があるだろう。1909年のモレロス州、シナロア州、ユカタン州、コアウィラ州の知事選挙では、各勢力が独自に活動するようになり、連邦政府は中立の立場をとることができなくなった（ウォーマック 1970: 32）。1909年のモレロス州知事選挙では、ディアスが推す候補に対立候補が立ち、暴動、選挙不正と暴力といった混乱に見舞われた（Katz 2004: 65）。

だが、この1910年大統領選挙には対立候補が立った。北部出身のマデロである。ディアスはマデロを逮捕することで、大統領選挙そのものには難なく勝利したが、反ディアスを掲げるマデロは、1910年11月20日付けで全土での武装蜂起を呼びかけた。マデロの呼びかけたこの蜂起は当初、散発的で小規模なものであったが、軍のクーデタを恐れるディアスが連邦軍をおそらくは意図的に弱体化させていたこともあり（Katz 2004: 54-57; Meyer 2004: 47-48）、早期に鎮圧することができなかった。軍の弱体を見て、各地で続々と蜂起が続き、政権は急速に瓦解した。メキシコ革命の勃発である。

1911年、ディアスはマデロと協定を結んでパリに亡命したが³⁷、いったん火のついた政情不安は、すぐに沈静化することはなかった。ディアスから大統領職を譲られたマデロは、クーデタによって暗殺された。この過程で、州レベルそして州レベル以下の地方ボス、そうしたボスに付き従う人びとは、それぞれの生存・利益・イデオロギーをかけて極めて複雑な合従連衡を繰り広げた (e. g., Knight 1986)。

大規模な内戦は、公式的には1917年のメキシコ憲法が制定され、選挙を通じた公職ポストの選出が行われるようになったことで終結した。しかし、4年任期で再選が禁止された大統領の任期が終わりに近づく度に、体制は不安定化した。また、サパタやビリャ、そしてカランサといった大統領経験者を含む革命の大物たちは次々に暗殺された。1928年、強引に大統領に再選した革命の首魁の一人オブレゴンが暗殺されると、メキシコの政治情勢は再び緊迫化した。革命の勃発からすでに17年が経過していた。

2. 国民革命党の結党と指名制の段階的制度化

このとき現在に至るメキシコ政治の基礎を築いたのが、暗殺されたオブレゴンの右腕で、現職の大統領であるカジェスだった。カジェスは、無数の地方ボ

³⁷ ディアスは、1915年パリで客死した。ベラクルス港から落ち延びるディアスは、次のように語ったとする伝説がある。「マデロは虎を解き放った！虎を手懐けられるものか、見せてもらうことにしよう」。ディアス派のチワワ州知事・駐アメリカ大使でもあったクリールは、亡命したパリのディアスに次のように書き送っている。「歴史、そしてメキシコの人々は、あなたを最大の公正さをもって遇するようになるでしょう」 (Garner 2001: 15)。また、メキシコ革命の余燼が冷めやらぬ1921年、異端派知識人ブルネスは次のように書いた。ディアスの「敵たちが何を言おうと、独裁は全社会階級によって、巨大な恩恵として歓迎されていた。平和は、国にとって新しい、魅力的な発展だった」 (Garner 2001: 13)。

スによる個人「政党」を糾合することを目的に、「国民革命党（Partido Nacional Revolucionario）」の結党を呼びかけた（Javier Garrido 1982: 63）。この国民革命党には、全国各地から148の地方「政党」が加入した（Javier Garrido 1982: 92）。その後、1929年7月までに1800前後の地方「政党」が国民革命党の傘下に入った（Javier Garrido 1982: 108）。1929年3月1-4日、ケレタロで結成大会が開かれたまさにその時、軍人による武装蜂起が起きたが、ただちに鎮圧された（Javier Garrido 1982: 93-95）。

とはいえ、結党当初の国民革命党は、単なる地方政党（ひいては地方に勢力を張る有力者）の寄り合い所帯でしかなかった。カジェスの下で組織された党結成委員会が準備した党則案第二条は、明確に「国民革命党は、連邦構成主体における諸政党の地方問題に関する自律性を絶対的に承認する」としていたほどである（Javier Garrido 1982: 80）。

当然のことであるが、国民革命党は内部に激しい派閥対立を抱えていた。結党後、国民革命党の議員が227の連邦下院議席のうち実に221議席を占めたとはいえ、党内は「赤（los rojos）」と「白（los blancos）」の二大派閥に分かれ、互いに激しく対立したのである。また、国民革命党の成立時点で、党則は候補者選抜制度を全く定めていなかった。選挙のたびに、国民革命党内部の公認争いが激化した。例えば1930年4月の連邦議員の選出をめぐって、対立する派閥による議場での発砲事件が起きている。地方選挙も同様であった（Javier Garrido 1982: 117）。選挙における候補者選出と選挙の実施は、党内での対立を引き起こしていたのである（Javier Garrido 1982: 123）。

連続再選禁止（1933年）と地方政党の解体

このような背景の下、その後のメキシコ政治を特徴付ける「連続再選禁止」制度が導入される。1932年1月、選挙関連法を全国的に統一するという名目で「全国諸議会大会（Congreso Nacional de Legislaturas）」が招集され、連続再選の禁止、独立候補の立候補の禁止、そして選挙管理プロセスの上位党組織への移譲を柱とする選挙改革案を提出したが、改革案は否決された（Javier Garrido 1982: 136）。党上層部は戦略を変え、1932年にアグアスカリテンテスの「臨時全国党大会（convención nacional extraordinaria）」において、同一公職ポストへの連続再選の禁止が決議された。大統領再選の絶対禁止、連邦上下院議員・州議会議員・市町村首長の連続再選の禁止が決議され、1933年の連邦議会で憲法が改正された（Javier Garrido 1982: 141-145）。この1933年の再選禁止条項がなぜ可決されえたのかという問題については、管見の限り、未だに決定的な説明は存在しない。とはいえ、この連続再選禁止は、上下院議員の任期延長とセット（下院議員は2年から3年、上院議員は4年から6年）になっていたことは特筆すべきであろう。

連続再選禁止制の狙いについても議論が分かれている。ある解釈によれば、この制度は州知事のもつ権力を抑制するものであった。すなわち、州知事が自身の子飼いの連邦議会議員や州議員を選出するために大統領の権力が制約されていたため、連邦議会議員の再選禁止を定めて、大統領の権限強化を目的としたという（Hernández Rodríguez 2008: 28-30）。

だが、当初の狙いが何であれ、連続再選禁止によって、大統領は州知事を含む各レベルのエリートに対して優位に立つことになった（Weldon 1997: 248）。あわせて党の集権化も進んだ。1933年に開催された第2回国民革命党大会の決議において、国民革命党のメンバーは6か月以内に自身の地方政党を解散しない限り、党から除名されると決議されたからである（Javier Garrido 1982: 157,

160-161)。連続再選禁止と地方政党の解体は、メキシコ大統領の権限を強大化した。

候補者指名制度の変遷

とはいえ、これでただちに指名制が確立したとはいえない。革命政党が指名する候補者がほぼ確実に選挙に勝利したとはいえ、候補者指名プロセス自体は未だに固定されず、変遷を重ねたからである。また、第二次世界大戦中には、政権の締め付けが厳しくなり、選挙は実質的には意味を持たなくなった。しかし、大戦が終結しつつあった1944年以降、自由化と民主化の要求が大きくなる。1946年1月、グアナフアト州レオンにおいて軍が選挙結果に抗議する大衆にマシンガンを浴びせて鎮圧したことから、政治制度改革の声が大きくなる。事態を受けて直ちに特別党大会が開催され、1946年、党は制度的革命党に改組される。1946年、制度的革命党の大統領候補者指名受諾演説において、候補者アレマンは「裏取引、詐術、暴力抜きで、例えその結果が不利なものであっても投票を通じた民主主義の勝利に向けて奮闘する」と述べた。これら一連の「民主化」発言は、内務省のエージェントの報告によれば、大きな反響をもたらした。実際、1939年に結党した野党、国民行動党は連邦議会選挙で4議席を獲得し、新大統領アレマンは選挙後暴力を起こしたチアパス州とオアハカ州の知事を、憲法の規定により罷免した。イギリス大使館を含め、民主化への希望が高まった（Gillingham 2014: 161）。

当時の党則は、黨員個人が参加する予備選挙制度によって候補者を選出する方法を採用した（PRI-ICAP 1982 a: 277, Artículo 56）。変更の事情は詳らかではないが、それ以前のコーポラティズム組織と中央からの指令に基礎をおく

候補者指名の方式が、「非民主的」だと考えられていたことが理由の1つとして挙げられている。日刊紙『エクセルシオール』は、事情通のコメントとして、予備選挙制度が導入された複数の理由の一つは「党内選挙における指導者層の支配から投票者が自由になるためである」としている（PRI=ICAP 1982 a: 213-214）。ただし、この予備選挙制度は、秘密投票制度ではなく公開投票制度を採用していた。

1949年1月、選挙法が改正され、選挙法は党内予備選挙の実施を義務付けた。しかし、わずか9ヶ月後に選挙法は再び改正され、選挙法から予備選挙を義務付ける規定は削除された。続いて、1950年の制度的革命党大会で党則が再び変更され、党内予備選挙制度は廃止、代議員集会制度となった（Gillingham 2014）。それだけではなく、1951年選挙法第30条第一項は、候補者選出手続きは「公式選挙と類似した公式行事（actos públicos）であってはならない」と予備選挙の実施を明示的に違法化した（García Orozco 1988: 264）。この後、1977年の政治改革まで、党内予備選挙は選挙法によって禁止される。

この一連の動きは、選挙が紛争を引き起こしたためであったとも考えられる。メキシコ国立文書館の内務省資料は、ゲレロ州およびベラクルス州における市町村選挙後の紛争発生割合を示している。この資料によれば、党内予備選挙を実施していた1948年の選挙では36%の市町村で紛争が発生しているが、1950年と1952年のゲレロ州市町村選挙では、全市町村のうちそれぞれ8%と13%で紛争が発生していることが示されている。同様に、ベラクルス州の1949年選挙では31%の市町村で紛争が発生したが、1952年には17%となっている（Gillingham 2014: 159, Table 6.1）。

同時期の選挙法改正は、選挙に出馬するために必要な公式政党認可要件を厳格化した。ここに至って、エリート選抜制度として指名制が確立したといえる。

連続再選禁止、党内予備選挙ではなく党上位者が強い影響を及ぼしうる党代議員集会による候補者指名制度、制度的革命党内の造反派が独自に選挙に出馬することを困難にする公認政党認可要件の厳格化という各種制度は、各級の公職ポスト獲得を目指す体制内エリートに、上位者への服従を強制したからである。

制度的革命党を割った体制内エリートが、大統領選挙で制度的革命党候補に挑戦することも、1952年を契機に見られなくなった。次にそうした大分裂が起きるのは、実に36年後の1988年である（Langston 2006）。この点については第6章で記述する。

第1章で述べたように、大統領府報道局長を勤めたこともあるエスクルディアは、1968年に出版された著書において、党全体がきわめて厳格な階層体系をなしていること、ヒエラルキーの頂点には大統領が存在すること、選挙時の候補者指名問題こそが権力の源泉になっていると指摘している（ルイス＝レイナ 1980: 37-38）。

3. 政治権力の独占と経済権力の集権化

こうして成立した制度的革命党の支配は、1960年代のマテオス政権の時代までに、安定の極限に達した。全ての州知事ポスト、連邦上院議員ポストを独占し、連邦下院についても1946年から1961年の議席占有率は94%を超えた（Nacif Hernández 2002: 100-101, Cuadro I）。市町村首長についても、野党・国民行動党は年間わずか1市町村で勝利するのがやっとであった（Mizrahi 2003: 63, table 3.2）。大統領選挙における制度的革命党の得票率は1946年には78%、1952年には75%から1958年には実に91%に達するなど、政治権力の集中が進んだ（Banamex 2001）。

政治権力の集中と並行して、経済活動に対する国家統制も強められた³⁸。この時期のメキシコ政府の政策目標は工業化であり、そのために連邦政府に強力な権限が与えられることになったのである。具体的には、1951年に憲法49条および131条が改正され、大統領に極めて広範な経済統制権限が与えられた

(Weldon 1997: 240)。1950年代なかば以降、メキシコ政府は、インフレーションを抑えこむことを目的とした生活必需品、燃料、エネルギー、農作物、運輸などの価格固定 (Izquierdo 1995: 85-6)、広範な輸入の割当て制 (Haber et al. 2008)、民間貯蓄を実質的に政府財政に取り込む (岡部 2009) など、経済への統制を強めた。国家による強力な経済統制政策の下、1950年代半ばから1970年までのメキシコは、比較的高い経済成長率と低インフレーションを両立させる「メキシコの奇跡」と呼ばれる経済成長を実現する (1950年代後半から1970年は、年率2%のインフレーションと年率平均8%の経済成長率)。産業構造も一変した。1950年のメキシコは労働人口の58%が一次産業に従事する農業国であったが、1970年にはこの数字は37.5%にまで低下した³⁹。それと同時に大都市に人口が流入し、スラムが拡大した。貧富の差も拡大した。

経済活動の大幅な統制を通じた工業化は、汚職や非効率の源泉となった⁴⁰。インフレーション抑制政策の犠牲となった農業セクターでは、貧窮化と同時に汚職が深刻な問題となった。例えば、エヒードと呼ばれる、本来は貸借・譲渡が禁じられている共同体的な土地所有地のヤミ貸借やヤミ売買が問題となった。物価を抑制するために、小売価格が極めて低く抑えられた砂糖産業における汚職の問題はよく知られている。価格が固定化され、経営が悪化した製糖産

³⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 78) をもとに、加筆修正したものである。

³⁹ この時期の労働運動については、例えば (恒川 1988: 第5章参照)。

⁴⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 79) に基づいている。

業に対して、政府は融資を与えて生産の近代化を図ったが、製糖工場主はこの融資を横領したのである。のちに、ある経済官僚は、「そもそも製糖工場主が経営者として無能だったのは事実だ。しかし、砂糖価格の値上げを認めないことでわれわれは彼らを絞め殺し、無能な経営者から泥棒に変えてしまった

(Kaufman Purcell 1981: 221, fn26) と述べている。また、原材料であるサトウキビ生産農家には補助金付きの肥料等が与えられたが、市場価格との差から転売が起きていた (Maturana Media 1970: 116-7)。

指名制の下で、統計も歪められた⁴¹。1957年以来、メキシコ農政に携わったイェーツは、「デリケートな問題である」と留保しつつも、「市町村の下級公務員は、前年比で穀物生産高が低下したと報告すれば直属の上司の不興を買うと知っているため、数字を『調整』」していること、「同じ事は、地方自治体から州政府、州政府から農業省、農業省の官僚から次官への報告の際に次々と繰り返され」ているとする (Yates 1981: 274)。制度的革命党幹事長として1965年に市町村レベルでの党内競争選挙の導入を試み、失脚したマドラソは、1967年の講演で次のように語っている。すなわち、現職の大統領が、閣僚のなかから後継者を指名するメキシコのような体制においては、「上の者が下の仕事を邪魔し、下の者が互いの仕事を邪魔し、後ろの者が前の者の邪魔をする」状況が生まれ、政策担当者は「水増し (統計) 数字、新聞記事 (での報道)、理論上は獲得している財のニュース」ばかりを気にかけている。このような状況においては、「国民経済の計画を立てることはできない」 (Madrazo 1972: 116)。これらの主張は、指標歪曲が行われていたことを示しているだろう。

独裁体制の上層部といえども、汚職や様々な機会主義的な行動を前にして、

⁴¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 79-80) に基づいている。

単に手をこまねいていたわけではない⁴²。1960年、大統領マテオスは、激しい言葉で汚職を攻撃している。すなわち、「共和国政府は（・・・）農業法規に拘束されていると感じずに、エヒード（注：農村共同体）の土地を所有しようとする者、特に不誠実な官僚と公務員（・・・）、また、共謀したエヒード指導者層に対して、断固たる態度をとる。同様に、クレジットや種子、肥料、農機具の売買についてエヒードの構成員を騙し、搾取するものに対する訴追を続ける」（López Mateos 1960）。こうしたスタンスは、この時期の大統領に共通する。1965年9月、大統領オルダスの一般教書演説は、次のように問題を率直に提起している。「我々の憲法は、連邦行政府に大きな権限を与えている。だがそれに応じた責任もある。これを意識し、権力の濫用や怠慢を避けるためにわれわれは努力を続ける。（・・・）わが協力者たちに、ただ一つのことを命じたい。メキシコ民衆に、清潔に、忠義を持って仕えよ」（Díaz Ordaz 1965）。

1950年代の終わりごろから、政府系の新聞の論説にも、過度の集権化を批判する記事が掲載されるようになっていた（Rodríguez Kuri 2004: 279-280）

43. こうした事情を背景にして、選挙が重視されるようになった。マテオス大統領は、1960年の議会教書演説において、農村共同体・エヒード内の指導部を選出するにあたって、選挙原則を正面から打ち出している。すなわち「（昨年）7634のエヒード（農村共同体）の指導者層が交代した。（・・・）エヒード総会で自由に票が行使され、（・・・）エヒード共同体の指導者層を定期的に改選することこそが、（・・・）（指導者層の）人間の固定化を防ぐ原則である。人間の固定化こそ、共同体内部での、より広い範囲でのボス支配をもた

⁴² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 80）に基づいている。

⁴³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 81）をもとに、加筆修正したものである。

らす」 (López Mateos 1960)。

政治権力の集権化、指名制の弊害は比較的、早期から認識されていたのである。こうした背景の下、1960年代の政治改革が行われる。

第3節. 1960年代の政治改革

1964年12月に大統領に就任し、1970年までその任を務めたオルダス大統領の下で、指名制からの脱却がこころみられる。ここで、メキシコの歴史について知識がある読者は、オルダス政権を権威主義的で統制を重視し、暴力の行使をも辞さなかった強権的な政権であると記憶しているかもしれない。こうした印象は、その任期後半の1968年10月に、トラテロルコ事件という学生運動弾圧事件が起きたこともあって、決定的に強められているだろう。

しかし意外なことに、その任期初期の事績は、政治改革を通じて体制の自由化を進めようとするものであった (Loaeza 2008)。具体的には、連邦下院議員選挙の競争制を上昇させる効果をもった1963年の選挙制度改革と、1964年に制度的革命党幹事長幹事長に就任したマドラソの下で導入された党内予備選挙制度の導入がある⁴⁴。本節は、まず (1) 1965年党内予備選挙制度と (2) 1963年連邦選挙制度改革がもたらしたものを記述した上で、(3) この改革の主要登場人物であった制度的革命党と国民行動党の幹事長のその後を記述する。

1. 党内予備選挙

⁴⁴ それ以前にも1961年にソノラ州では市町村レベルで党内予備選挙が実施されている (Gillingham 2014: 165)。

党内予備選挙制度から見ていこう⁴⁵。1964年12月、オルダス新大統領は制度的革命党・全国執行委員会幹事長にマドラソを指名した。マドラソは、既存の党組織運営に極めて批判的であった。幹事長就任直後の1965年2月、マドラソは「全ての指導層を、下から上へと再編」し、各州の「不満を正確に知り、州を指導する人材の長所を知り」「避けねばならない最悪の問題が何であるかを知るため」データを収集すると述べた (Antonieta Benejam 1980: 47)。さらに北部チワワ州の州党執行部人事をめぐるマドラソがチワワ州の知事と衝突した際、マドラソは「党は政府ではなく、政府に追従すべきでもない」と、制度的革命党と国家機関の相互独立を主張し、周囲に衝撃を与えた (Antonieta Benejam 1980: 37)。

マドラソが招集した第4回党大会において、市町村首長に限ってであるが、党内予備選挙制度が導入された⁴⁶。メキシコ・シティの日刊紙『エクセルオール』紙ジャーナリストとのインタビューで、マドラソは「党則に定められた民主主義的方法によって、党は最良の人材を見つけ出」し、「各州で党員は、(指導者層の)能力、忠誠、熱意そして献身を評価する」と述べている (Antonieta Benejam 1980: 62)。1965年11月までに、1151の市町村で党内予備選挙が実施された (Hernández Rodríguez 1991: 177)。加えて、党書記長オルテガは、1965年5月、予備選挙制度を州議会議員および連邦下院議員、さらには州知事の候補者選出にも順次、適用していく考えを示した (Hernández Rodríguez 1991: 151)。

しかし、マドラソは就任から1年を待たずに失脚した⁴⁷。予備選挙制度に対し、

⁴⁵ 本小節および本小節中の表4-1、表4-2は、筆者が既に公刊した論文 (豊田2013b) に依拠しつつ、一部、加筆修正を加えたものである。なお、本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 126-7) に基づいている。

⁴⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013b: 127) に基づいている。

⁴⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013b: 127) に基づいている。

党内から強い反発があり、大統領オルダスがマドラソを更迭したからである。党内予備選挙の実態については、これまでほとんど知られていなかったが（Hernández Rodríguez 1991: 150; Pozas Horcasitas 2008: 70fn34）、内務省・政治社会調査局のアーカイブより、党内予備選挙が党組織にもたらした混乱の一端を知ることができる。

予備選挙は、実際に激戦であった⁴⁸。予備選の候補者は、有権者に飲食を提供し、対立相手の立候補を妨害し、有形無形の圧力を行使していたとある報告は述べている⁴⁹。実験ベースで行われた、北部のバハ・カリフォルニア州予備選挙においては、いずれの候補者も得票の4割も獲得できていなかった（表4-1a）。記録の存在するチワワ州44市町村において、一位候補の平均得票率は56%であり、一位候補と二位候補の得票率の差の平均は21%である（表4-1b）。ドゥランゴ州ゴメス・パラシオの予備選挙では、1位候補5449票、2位候補5259票、3位候補は5247票という大接戦となり、候補者が襲撃される事件が発生した⁵⁰。

さらに、チワワ州フアレスの予備選挙実施にあたって、1965年3月31日付けの報告で政治社会調査局のエージェントは、党内予備選挙が「制度的革命党の、（注：コーポラティズム団体）セクターへの分裂を引き起こし、結果として党の弱体化をもたらし、野党を利することになるだろう」と⁵¹、党分裂を懸念している⁵²。実際、この懸念を立証するような表が、政治社会調査局作成のアーカイブから見つかった（表4-2）。

⁴⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 127）をもとに、加筆修正したものである。

⁴⁹ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1284, f 208.

⁵⁰ AGN, Sala 2, IPS, Caja1287, fs 483, 486.

⁵¹ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1284, fs225-226.

⁵² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 127）に基づいている。

表4-1. バハ・カリフォルニア州およびチワワ州予備選挙結果

市町村	一位	二位	三位	その他候補総得票	総投票数	一位得票率	接戦率
エンセナーダ	3539	3453	2749		9741	0.363	0.009
メヒカリ	10044	4609	2468	9735	26856	0.374	0.202
テカテ	773	557	318	543	2191	0.353	0.099
ティファナ	5514	3918	3324	6875	19631	0.281	0.081

総投票	一位候補総得票数	一位候補得票率			接戦率*		
		平均	最大	最小	平均	最大	最小
160327	69026	55.6%	100.0%	23.3%	21.1%	100.0%	0.5%

*=一位候補と二位候補の得票率差

出所) バハ・カリフォルニア州について AGN, Sala 2, IPS, Caja1282, fs45-8, 343にもとづき、チワワ州について AGN, Sala 2, IPS, Caja1284 fs, 177-187にもとづき、筆者作成(豊田2013b: 128)。

予備選挙を経て、本選挙後に作成されたこの表は、チワワ州内19市町村の制度的革命党候補の得票について、終わったばかりの65年の予備選挙の得票数と本選挙の得票数、そして1962年と1964年の本選挙の制度的革命党の候補者の得票とを比較している⁵³。時系列的に票の動きを読むことが、表が作成された動機だったと思われるが、記載された多くの市町村において、1962、64年の過去の選挙と比較して、党内予備選挙後の1965年本選挙において、制度的革命党の候補者の得票が低下したことが見て取れる。予備選挙の結果として地方の党組織内部が分裂し、敗北した候補者が、本選挙に向けて自身の支持者を動員しなかった結果だと解釈できる。また、一部の市町村(サン・フランシスコ・デル・オロやメオキ、パラルなど)については、政治社会調査局の別の報告書は「(本選挙の)投票率が95%以上」になっており、「馬鹿げており、この選挙

⁵³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文(豊田 2013b: 128)に基づいている。

結果は水増しされている」と報告していた⁵⁴。選挙結果の信ぴょう性について、政治社会調査局のエージェント自身が疑問を呈しているわけであって、興味深い。

表4-2. チワワ州・1962,64,65年選挙と65年予備選挙の得票比較
(19自治体)

自治体名	党内選挙	1965年／本選挙		1962年	1964年
	総票数	PRI ²	PAN ³	PRI	PRI
アルダマ	1214	584	716	1449	1230
カマルゴ	3316	1963	809	4796	3244
カサス・グランデス	1847	1004	248	981	1392
クアウテモック	6131	2049	985	2521	3185
チワワ	22048	15369	4046	16188	29456
デリシアス	4724	4030	225	5781	6468
ゲレロ	3251	1863	626	3329	3606
シュダー・ファレス ¹	58232	63598	255	50762	66491
ヌエボ・カサス・グランデス	3480	1400	538	1859	2429
オヒンガ	2772	1767	718	1901	2065
マデラ ¹	2777	3934	178	4118	3915
イダルゴ・デル・パラル	8398	6161	1504	8280	11275
メオキ ¹	3811	4728	0	4322	2356
ヒメネス	2832	1963	1554	2175	3247
サウシーヨ ¹	1305	4365	0	2463	2654
サンタ・バーバラ ¹	1714	1961	1236	3358	4091
サン・フランシスコ・デル・オロ ¹	1744	3385	422	2742	2861
ヴァジェ・デ・アジェンデ ¹	1214	1224	0	2240	2200
ヴィジャ・アウマダ	2302	918	391	1252	1060

(出所) AGN,Sala 2, IPS,Caja 1284, fs 291-292にもとづき、筆者作成 (豊田2013b: 129)。

予備選挙のもたらした混乱をもっともよく伝えるのは、南部貧困州オアハカでの事態の推移であろう⁵⁵。オアハカ州では、65年10月に予備選挙、12月に本選挙が実施されたが、本選挙の当選者が暗殺されるなど、政治情勢が緊迫化し

⁵⁴ AGN, Sala2, IPS, Caja 1284, fs 245-6, f 291.

⁵⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013b: 128) に基づいている。

たため⁵⁶、複数の市町村に軍が派遣された⁵⁷。またオアハカ州南部テワンテペク地峡の自治体フチタンでは、予備選挙を契機にコミュニティ内に発生した亀裂が20年以上も水面下で継続した（Rubin 1997:74-77）。

事態が混乱したため、1966年5月6日、オアハカ州の一部市町村で再選挙が行われた⁵⁸。オアハカ州の知事はこのとき、国内治安を預かる内務大臣エチェベリア（エチェベリアは次期大統領である）に宛てて、二度と予備選挙を実施すべきではないと進言している。知事によれば、党内選挙において「あるグループが、別のグループに対して相対多数で勝利したと認識した場合、敗者たちは同盟を結んで、（筆者注：本選挙において、予備選挙の）勝者側に挑戦」するため、党が分裂の憂き目を見ているという。州知事は、65年11月のマドラソ辞任後、幹事長代理を務めるオルテガが率いる制度的革命党・全国執行委員会が直面するのはこの問題であると述べた上で、こうした「事態を避ける唯一の方法は、候補者に自由な出馬を許さず、各（筆者注：コーポラティズム組織である）セクタートップに、コントロールさせ続けることだろう」として、統制にあたって具体的な術策をいくつも提案している⁵⁹。実際、予備選挙制度は死文化しつつあった。1966年10月15日付けの、イダルゴ州の政治社会調査局のエージェントによる報告は、候補者調整が首尾よく行われたために対立が発生しなかったと述べていた⁶⁰。

予備選挙が制度的革命党の分裂を招いていたとしても、大統領オルダスがマドラソの党内改革をある時期まで支持していたこともまた確かである⁶¹。とい

⁵⁶ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1300, fs322-324, fs 327-329, f 342.

⁵⁷ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1300, f 335.

⁵⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 129）に基づいている。

⁵⁹ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1300, fs 356-360.

⁶⁰ AGN, Sala 2, IPS, Caja 1278, f364.

⁶¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 83）をもとに、加筆修正したものである。

うのは、1965年9月1日の一般教書演説で、オルダスは、「われわれ革命党の内部では、永続的な形でアイデア交換や人材の発掘という意味で民主主義を実践している（・・・）人材面からは、ショックを乗り越え清潔な人材が現れるであろう」としていたからである（Díaz Ordaz 1965）。

風向きが急激に変わったと思われるのは、1965年9月23日、キューバのモンカダ兵営襲撃を思わせる軍兵営の襲撃事件が起きて以降のことである⁶²。その後、1965年11月にはシナロア州知事セリスがマドラソの路線に公然と反旗を翻した。「マドラソの制度は新しくない。1946年と47年にも同じことを試み、途方も無い分裂を招いた」（Castro 2007: 181）。「改革は失敗を運命づけられていた。制度的革命党の党员には民主主義への準備ができていない。分裂と党内闘争を引き起こしていただけた」（Hernández Rodríguez 1991: 164-5、傍点部筆者）。マドラソに対する攻撃は日増しに強まり、国内治安を司る内務省の元高官の筆になるとされる反マドラソの怪文書が流布され、新聞に掲載されるに至った。怪文書は、マドラソは大統領の付託を濫用し、個人的な利益を追い求めて、不正と暴力を容認していると批判していたのである（Hernández Rodríguez 1991: 173）。上院議員デ＝モラは、予備選挙は「理論的にはよいが、実際には破滅的だ」と批判している（Excelsior, 19, nov, 1965, Cited by Gillingham 2014: 165）。

1970年代に行われたインタビューで、ある匿名の政府高官は、党内予備選挙が撤回されたのは、執行部の長による党に対する統制を低下させ、大統領の至高性に対する脅威として捉えられたためだと告げている（Kaufman Purcell 1973: 24）⁶³。同様に、外国特派員との会見において、制度的革命党幹事長レ

⁶² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 83）をもとに、加筆修正したものである。

⁶³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 130-131）をもとに、加筆修正した

ジェス＝エロレスは、予備選挙について興味深い説明を行なっている。記者から、1965年のマドラソ改革について質問を受けたレジェス＝エロレスは、マドラソの試みが挫折したのは、予備選挙と本選挙という形で二度、選挙を行うことになるような制度を採用したためであると答えた。重ねてその発言の真意を問うた記者に対し、レジェス・エロレスは「党の幹事長には、ある程度まで、調整者となり、諸利益間の闘争を和らげる義務があります。そして（党幹事長は）諸利益の対立と正面から衝突しないようにする義務があるのです」と述べている（Reyes Heroles 1996: 304-305、傍点部筆者）。

2. 1963年選挙制度改革

マドラソによる党内改革が失敗に終わった一方、1960年代後半には、野党・国民行動党が各地の市町村選挙で躍進した⁶⁴。それまで毎年わずか1～2の市町村選挙で勝利するのがやっとであった国民行動党は、1968年には10の市町村で勝利した。これ以降、国民行動党が次に2ケタを越す市町村で勝利するのは1982年のことである（Mizrahi 2003: 63, Table 3.2, 81, table 4.2）。

国民行動党の勢力拡大には、当時内務大臣であったオルダスが深く関与した1963年改正選挙法が関連している。1963年選挙法は、内務大臣オルダス、制度的革命党からは1964-65年に下院議長、1968-70年に制度的革命党幹事長を務めたドミンゲス、そして野党・国民行動党幹事長クリストリーブらの間の協議の上で制定されたとされる（Fárias 1992: 93）。

1963年選挙法の最大の特徴は、それまで純粋な小選挙区制によって選出され

ものである。

⁶⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 130）をもとに、加筆修正したものである。

ていた連邦下院選挙に、「党議員」制を導入した点にある。この党議員制は、小選挙区で勝利しなくとも、全体で2.5%以上の得票を獲得した政党には、20議席を限度に、得票0.5%ごとに1議席（これが党議員と呼ばれる）を与えるものであった。

この選挙制度改革の目的について、制度的革命党の政治家たちは野党の勢力拡大が制度的革命党を強化するのだと繰り返し述べている⁶⁵。1964年まで制度的革命党幹事長を務めたデル・ロサルは、1963年の制度改革の狙いは「議会で我々をよく代表するように、よりよい我々の人材を選抜することである」と述べているし（PRI-ICAP 1982 b: 693）、マドラソも「ロペス・マテオス政権で行われた（・・・）（注：1963年の）選挙制度改革は、憲法上、野党を強化するのに役立つだけではなく、我々の党をも強化する」としている（PRI-ICAP 1982c: 419）。

選挙法の審議過程においては、当時下院議員であったレジェス＝エロレスも以下のように演説している。レジェス＝エロレスは、1972年から75年まで制度的革命党幹事長、1976年から1979年まで内務大臣を務め、第6章でみるように後の制度改革のキーパーソンとなるが、この1962年には、選挙法改革を支持して次のように語っている。「政治権力が真に完全であるには、助けるものと、それに責任をもって抵抗するものが、ほとんど同じ程度に必要なのである」

（Garabito Martínez 2005: 19-20）。この1963年選挙法に賛成したことについて、レジェス＝エロレスは後に自己批判を加えることになる。これについては、後述する。

1963年選挙法は確かに目覚ましい効果をもたらした。野党の議席率が大きく上昇したのである。1961年の旧選挙制度の下で行われた中間選挙では、野党・

⁶⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 132）に基づいている。

国民行動党の議席率はわずか2.8%であったが、新選挙法の下で議席率9.5%まで伸びた (Nacif Hernández 2002: 100-101, caurdo 1)。また、連邦下院選挙における国民行動党の候補者擁立が急激に活発となった。1961年中間選挙では国民行動党の選挙参加率は55%に過ぎなかったところ、新選挙法の下で行われた1964年選挙の参加率は97%まで急上昇している (Molinar Horcacas 1991: 40, 70, 101, cuadro 1.2, 2.3, 3.1)。

しかし、この党議員制には野党・国民行動党の党内対立を激化させるという不備があった⁶⁶。党議員制とは、20議席を上限に、野党・国民行動党に議席を割り当てるものである。ここで、党議員として議席を得るのは、各地の小選挙区で立候補した国民行動党候補のうち、得票率上位20名であった。また、当時の国民行動党の支持基盤はメキシコ・シティをはじめとする一部地域に限定されていた。そのため、メキシコ・シティの選挙区で候補者として擁立されれば、党議員として議席を獲得できる可能性が高くなるが、それは、当選する見込みのない選挙区から出馬した国民行動党候補者が獲得した得票の下ではじめて可能になるという意味で、勝ち目のない選挙区から出馬した国民行動党候補者の犠牲が前提になっていたのである。加えて、国民行動党執行部は、各地の立候補者を援助するだけの資金も持っていなかった。これでは、党内で不公平感が高まるのは避けがたく、組織の一体性を維持するのは難しい。

こうした事情を背景にしてであろう、国民行動党幹事長クリストリーブには国民行動党内部から批判が上がるようになった (Loaeza 1999: 291)⁶⁷。例えば、コアウィラ州トレオンで、国民行動党の若手政治家アルバレスは記者会見

⁶⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2015: 7) をもとに、加筆修正したものである。

⁶⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2015: 7) をもとに、加筆修正したものである。

を開き、国民行動党は制度的革命党と野合していると批判した⁶⁸。また、国民行動党の若者たちが、クリストリーブは国民行動党を制度的革命党のようなタイプの組織にしようとする独裁者であると批判していたことを、内務省のエージェントは報告している⁶⁹。メキシコ・シティで開催された国民行動党第22回全国協議会2月5日ー2月6日の速記録は、幹事長クリストリーブが批判され、罷免直前にまで追い込まれたことを示している⁷⁰。

元来、クリストリーブは、制度的革命党の内部分裂から距離を置こうとしていた。例えば、マドラソのやり方を、「政府機関の上に制度的革命党という党を置くものであり、これはまさにソ連のやり方である」と批判し⁷¹、マドラソによる予備選挙を選挙法違反とも批判していた。また1965年2月20日、新聞“El Porvenir”のインタビューを受けたクリストリーブは、「大統領選挙から市町村のレヒドールまで、全ての選挙活動を、独自候補で戦う」とも述べている⁷²。

しかし、党内からの批判を前に、クリストリーブは路線を転向せざるを得なくなつたようである⁷³。制度的革命党内の候補者指名プロセスで生じた党内権力闘争につけこむことで、党勢の拡大を目指さざるを得なくなつたのである。まず1967年のソノラ州知事・市町村選挙である。当時、おそらくマドラソ改革の余波もあって、制度的革命党の組織は各地で不安定化しており、死傷者を出す対立が内部で発生していた。1967年2月26日、ソノラの国民行動党組織は、制度的革命党の党内闘争敗北組からの支援要請を受けていたが、制度的革命党

⁶⁸ AGN, Sala 1, DFS, 48-2-L27-H188, 13/10/1965.

⁶⁹ AGN, Sala 1, DFS, 48-2-L28-H80, 2/2/1966.

⁷⁰ CEDISPAN, Comité Ejecutivo Nacional, Actas de Sesión, Caja1.

⁷¹ AGN, Sala 1 DFS, 15/5/1965, 48-2-65, L 26.

⁷² AGN, DFS, 20/feb/1965, 100-17-L1.

⁷³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 8）をもとに、加筆修正したものである。

内部の権力闘争に巻き込まれるおそれがあるため、国民行動党は州知事選挙には参加しないことを決議した⁷⁴。これに対して、クリストリーブは、ソノラの州知事選挙に国民行動党が介入すれば、（制度的革命党分裂に由来する）「州内の政治的な扇動と、暴力が再び発生しようとしているので、国民行動党はこれに巻き込まれるおそれがある」ために、「大きな危険がある」としつつも、州知事選挙に制度的革命党に所属していたソノラの有効政治家・公務員を国民行動党の候補者に指名した。内務省のエージェントは、ソノラ州の国民行動党の連邦下院議員候補が、状況を利用しようとしているとしている⁷⁵。また、市町村選挙にも、制度的革命党から離脱して国民行動党から多くの候補者が出馬した。国民行動党は州知事選挙で敗北したが、国民行動党は躍進したのも事実である。

クリストリーブは、制度的革命党からの離党者を国民行動党の候補者に迎え入れるという戦術を、翌1968年のバハ・カリフォルニア州議会・市町村選挙でも採用した。地元の制度的革命党政治家を、国民行動党候補として擁立したのである。この選挙では、結局、制度的革命党候補が勝利したが、極めて露骨な選挙不正と暴力的衝突があったと言われている（Mabry 1973: 79-80）。興味深いことに、この事件については、内務省連邦公安局の資料をほとんど見つけることができなかった。内務大臣エチェベリアの選挙不正への関与を含めて、不明である。

国民行動党が制度的革命党の党内闘争の敗者を受け入れる限り、制度的革命党と国民行動党の間の党間競争選挙に見えるものは、実質的に制度的革命党内のエリートたちの同士討ちにすぎない⁷⁶。同士討ちが行われる限り、制度的革

⁷⁴ CEDISPAN, Comité Directivo Regional de Sonora, Caja 16, Ex 14.

⁷⁵ AGN, Sala 1, DFS, 16/5/1967, 48-2-L30.

⁷⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 130）をもとに、加筆修正したもの

命党のヒエラルキーを維持することは不可能である。1968年に招集された第五回党大会で、マドラソの後を襲った幹事長代理オルテガは、この時期の党組織の崩壊が原因となって辞任した。辞任にあたりオルテガは、党の結束が深刻に脅かされたため、党の統一を保つよう努力してきたこと、党内の結束は、革命の結束の必要不可欠な条件であること、革命勢力の結束なしには国内の結束はなく、国内の結束なくして政治的安定はないと率直に述べている（PRI-ICAP 1982b: 655）⁷⁷。

大統領オルダスは、制度的革命党の全面的な崩壊につながりかねないこの動きに対し、締め付けを強化したと思われる。その結果、大統領オルダスと内務大臣エチェベリア、そしてクリストリーブの関係は悪化していったように見える。1966年ごろまでは大統領オルダスと面接できたが（例えば、1966年の党協議会において、大統領と直接、面談して有権者名簿の改善の約束を受けたと報告している）⁷⁸、管見の限りで、その後の面談を示す資料を見つけることはできなかつたからである。

だが、政権側が、クリストリーブに不信感を深めたことに理由が全くないというわけでもない⁷⁹。クリストリーブは、国民行動党は挑発行為や暴力という手段を選ばないと演説しているが⁸⁰、クリストリーブ個人の意見がどうであろうと、制度的革命党の地方組織が候補者指名をめぐる崩壊しつつあり、候補者

である。

⁷⁷ 1968年6月26日付の内務省連邦公安局の報告によれば（AGN, Sala1, DFS, 26/6/68, 100-1-16 L1）、アグアス・カリエンテス州知事選挙に際して、アグアス・カリエンテス州国民行動党組織は、サンチェスを指名したが、サンチェスは、「自分は国民行動党に所属したことはない。それどころか、制度的革命党党员である」として、辞退する手紙を、クリストリーブに送っている。この過程で、政府からの圧力があつたか否かは不明である。

⁷⁸ CEDISPAN, CEN, Actas de Sección, Caja 1, Informe.

⁷⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 8）をもとに、加筆修正したものである。

⁸⁰ e.g., CEDISPAN, CEN, Actas de Sección, Caja 1, Informe, b-3.

指名を受けられなかった制度的革命党の政治家を、国民行動党の候補者として擁立していたとすれば、クリストリーブの発言には、信憑性がなかっただろうからである。実際、1968年、辞任を5ヶ月後に控えたクリストリーブ自身、国民行動党執行部の無力を事実上、認める驚くべき演説を行っている。少し長くなるが、関連する部分のクリストリーブの発言をそのまま引用しよう。

ここに在る幹事長は、野党と政府とが対話する必要があると主張するために、批判を受けてきました。（・・・）しかし、対話あるいは政府と野党との関係（をもつこと）が、党首と公権力（*poderes públicos*）の間だけに限定されるべきだと言ったことはありません。その反対で、我々の州、連邦選挙区、あるいは市町村の指導者層が、関わる範囲の問題について、それと対応する権力側と交渉する必要があると繰り返してきました（・・・）我々は、活動を分権化しようと務めてきました（・・・）そして、それは民主的な党の発展にとって重要な二つの結果をもたらしました。第一に、明らかで周知のことは、全国で国民行動党の活動と存在が活発になりました。第二に、我々が深い満足を感じたことは、国民行動党のグループがいるところではどこでも、その選挙活動や日常活動が、グループの個人的な努力と資金によってまかなわれたこと、全国執行委員会から援助を受けていないことです（傍点部筆者）

81。

この演説は、クリストリーブをはじめとする党執行部が地方の党組織や候補者擁立を統制する意図も能力もないと自ら認めたものだと解釈できるだろう。

⁸¹ CEDISPAN, Fond IGNACIO LIMÓN MAURER, SECCIÓN PARTIDO ACCIÓN NACIONAL, SERIE, ASAMBLEA/CONSEJO/CONVENCIÓN 1939-1975, Caja 1, ex 5. この演説は、既に発表した論文（豊田 2015: 8-9）でも引用した。

内務大臣エチェベリアや大統領オルダスがクリストリーブを真剣な交渉相手と見なさなかったとしても不思議ではない。

3. マドラソとクリストリーブ

メキシコオリンピックを直前に控えた1968年9月、クリストリーブは国民行動党幹事長を辞した。「メキシコの奇跡」を享受していたはずの首都メキシコ・シティで、左派学生運動に対する軍の銃撃事件（「トラテロルコ事件」）が起きるのは、その直後1968年10月2日のことである。クリストリーブは翌1969年、死去した。

制度的革命党の幹事長を事実上、罷免され失脚したマドラソは、1970年の大統領選挙に出馬するための運動を続けていた。エチェベリアの内務省は、マドラソの動きに神経を尖らせ、連邦公安局はマドラソの私信を開封し、コピーを取り、またその電話を盗聴するなど、その行動を逐一、追跡していた⁸²。1960年代の後半のマドラソは「新祖国（Nueva Patria）」と呼ばれる新政治組織（政党）を立ち上げるべく動いていたからである。国民行動党からもマドラソの新党に合流しようとする動きがあった⁸³。

だが、大統領選挙を翌年に控えた1969年、マドラソは飛行機事故で死亡した。その死については当然、様々な憶測が生まれたが、アーカイブ資料からはこの事故死について決定的な資料は何ら見つかっていない。

1964年、政治改革によって始まったオルダス政権は、暴力と弾圧、都市と農村部に現れた左派ゲリラ勢力との「汚い戦争」に明け暮れつつ、1970年に退陣した。オルダスは、次期大統領に内務大臣エチェベリアを指名し、エチェベリ

⁸² メキシコ国家文書館所蔵の連邦公安局（AGN, Sala1, DFS）マドラソのファイルを参照。

⁸³ AGN, Sala 1, DFS, Madrazo 8, 1968/7/29: 216.

アは1970年の大統領選挙に難なく勝利した。

第4節. 指名制への回帰と選挙結果に対する指標歪曲

章を締めくくる本節では、1970-76年の政治過程において、1960年代に試みられた党内予備選挙制度と連邦選挙制度が、指名制度に回帰していく過程を見る。

1. 指名制への回帰

1970年、「民主的開放 (apertura democrática)」を掲げて大統領に就任したエチェベリアは、1950年代以来の「奇跡」と呼ばれる経済成長を支えた経済政策を大きく転換する。均衡財政とインフレーションの抑制という政策を放棄し、外国からの借款に大きく依存しつつ政府支出を大幅に拡大したのである。エチェベリアの任期中に、公企業の全経済に占めるシェアは大きく拡大した。あわせて若年層を政府機構に大量に登用し、1940年代以降停滞していた農地改革を大きく進めた。既存の官僚機構に対する不信感から、「大衆消費物資供給公社」を大幅に拡大し、貧困層への利益の分配を図った (Grindle 1977)。各地の州知事との衝突した場合には、これを罷免した。同時に、積極的な第3世界外交を展開した。

1972年、制度的革命党幹事長に就任したのが、レジェス=エロレスである。レジェス=エロレスは、1963年の選挙制度改革当時、連邦下院議員であった。その際、議会で改革に対する賛成演説を行っていたが、1971年の制度的革命党の集会では、63年の制度改革を振り返って率直に次のように語った。選挙制度改革に関わる憲法改正案に賛成したとき、私は「あまりに楽観的であった、と

いうことを告白しなければならない」。なぜなら、「政治活動が政党を通じて行われつつあるということ、政治の枠組みを迂回し、社会制度を歪曲し、社会の正しい結合を困難にし、国家の優位をゆるがそうと試みる勢力が弱っているということ信じ」ていたからである（レイエス＝エローレス 1977: 285）。レジェス＝エロレスは、改革の「意図と大体の構想は正しかった」が、「将来に何が待ち受けているかを、だれが知ることができよう？」「予言者は、過去についてのみ、予言を的中させると言われる」。「当時は、将来は、不可知で」あった。しかし同時に、レジェス＝エロレスはさらなる改革への意気込みを述べる。「既存の少数派政党がこれから行われるかもしれない法改正によって強化される可能性はあるだろうか？それはわからないが、政治的真空に直面して、われわれは、新政党の創立と既存の少数派政党の強化を強く望んでいる」。避けるべきは、「社会解体的、反社会的となる複数政党制に陥ること」であった（レイエス＝エローレス 1977: 286、傍点部筆者）。

この時期、野党・国民行動党が危機的状況にあることは確かであった⁸⁴。国民行動党からすれば、制度的革命党の分裂につけ込む形で勢力を伸長するのが合理的であったが、そのような選挙戦術は政府＝制度的革命党の執行部から激しく弾圧された。1973年6月9日、連邦議会選挙キャンペーン中、制度的革命党幹事長レジェス・エロレスの演説は、国民行動党を激しく攻撃している。すなわち政府を助けるために抵抗するはずの野党、なかでも国民行動党には、何ら一貫したイデオロギーが存在せず、ただの機会主義、機会主義につぐ機会主義、超・機会主義者の集団になっている。そして、国民行動党執行部の攻撃的な姿勢は、国民行動党の内部の執行部批判を打ち消すためのものだとする（Reyes

⁸⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 10）をもとに、加筆修正したものである。

Heroles 1996: 61-62)。

とはいえ、国民行動党の執行部には、党勢拡大の道が閉ざされていた⁸⁵。上限が定められた党議員制の下では、その枠に入ることを望めない国民行動党の党员や支持者には、選挙に参加するメリットが全くない。実際、1973年の連邦選挙に際して、候補者を擁立しなかったバハ・カリフォルニア州の状況に関する調査報告書が、国民行動党のアーカイブに残っている。この報告書は、平党员にも、一般市民にも、選挙に参加する意欲が全く存在しないとしている⁸⁶。

国民行動党執行部の陥ったジレンマを緩和するためと見られる制度的な改革が試みられたのは事実である⁸⁷。例えば、1972年に選挙制度が改革され、党議員の最大定員が、従来の20議席から25議席に引き上げられた。だが、5議席の増加では、地方国民行動党組織に選挙参加を促すのに十分であったとはいえないだろう。また、1974年から1977年にかけて、メキシコ州を皮切りに、17州で州議会に党議員制度が導入された。その結果、州議会にも僅かながら国民行動党の野党議員が誕生するようになった (Lujambio 2000: Tabla II, Anexo I)。しかし、国民行動党の選挙参加の低落傾向に歯止めはかからなかった。

もちろん、1972年以降も制度的革命党の側に分裂が起きなかったわけではない⁸⁸。1973年、グアナフアト州で市町村候補が発表されると動揺が広がったし⁸⁹、75年にはコアウィラ州サビナスで、選挙関連の対立が発生した⁹⁰。だがこの時期の分裂があくまでも市町村レベルに留まったことは1974年1月の、「全

⁸⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2015: 10) に基づいている。

⁸⁶ CEDISPAN fondo PARTIOD ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN COMITÉ DIRECTIVO REGIONAL DE BAJA CALIFORNIA 1962-1974, ex13, "El CASO de BAJA CALIFORNIA", 1974/1/19, por HECTOR TERAN TERAN.

⁸⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2015: 10) に基づいている。

⁸⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013b: 131) をもとに、加筆修正したものである。

⁸⁹ AGN,IPS, Caja 1488B, f 249.

⁹⁰ AGN,IPS,Caja1483A, fs313-315.

国統制協議会（Consejo Nacional Reglamentario）」の席上、レジエス＝エロレスが強調した点である。また、レジエス＝エロレスは制度的革命党員の離党を容認する意向も明らかにしている。党中央が離党者にあまりにも過酷な処罰を行うならば、「一方的な政治的迫害」、体制内での「（告発（denuncia）を助長）する」というのである（PRI-ICAP 1984: 366）。このレジエス＝エロレスの発言は、内務省に残された政治社会調査局の資料からも一定程度裏付けることができる。1972年3月7日付けで、制度的革命党の幹事長レジエス＝エロレス宛の匿名密告文書の写しが、内務省・政治社会調査局に残されている。この密告文書によれば、グアナフアト州イラプアトの前州議会議員ポンセ＝ロペスは、州議会議員の任期中に私腹を肥やしたとしている⁹¹。制度的革命党執行部に対しても、多くのこうした告発が送付されていたかもしれない。

いずれにせよ、路線対立から野党・国民行動党は、1976年の大統領選挙に候補者を擁立することさえできなかった⁹²。完全に無競争のまま、制度的革命党の候補者ポルティエヨは大統領選挙に圧勝した。国民行動党による連邦下院議会選挙の選挙参加率は、69%まで落ち込んだ。こうして、メキシコは再び一党独裁体制に接近していった。指名制への回帰は避けがたいように見えた。

2. 指名制における選挙結果に対する指標歪曲

理論は、指名制の下では、選挙結果は指標歪曲によって信憑性がなくなると予測している⁹³。実際、この時期のメキシコの実選挙結果は、体制内エリートに

⁹¹ AGN, IPS, Caja 1488 exp1 f152.

⁹² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 131）をもとに、加筆修正したものである。

⁹³ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

よる指標歪曲によって全く信憑性がないものとなっていた。レジエス＝エロレスは、1974年、確かに過去、政府の命令で選挙不正が行われたことを認めた上で、現在の選挙不正は現場レベルで起きていると発言している（Reyes Heróles 1996: 432-433）。同様に、当時の未公開博士論文におけるインタビューでも、制度的革命党幹事長は、選挙不正は投票所において起きているのであり、そうした選挙不正を正そうとする幹事長による努力は、長年に渡る慣習によって抵抗を受けているとしている（Raymond 1973: 41）。さらに制度的革命党幹事長は、1975年、有権者登録名簿の作成に問題があつて、有権者数が現実と合わずに水増しされていること、国内移民や出稼ぎのために、人口の移動を追跡するのが極めて難しいとも述べている（Reyes Heróles 1996: 173）。

制度的革命党の大物政治家ファリアスは、1990年代の回想で次のように語っている⁹⁴。「連邦選挙委員会の委員であった野党・国民行動党幹事長クリストリーブは、当時の内務大臣ディアス・オルダスを、微笑させた。ユカタン州の議員が、得票率103%で選挙に勝利したからである。（・・・）クリストリーブは、言った。『その選挙については、争うようなことは何もないが、ただその同志にお祝いを言わせてほしい。登録有権者数を超えるほどの数の有権者を目覚めさせ、投票させたのだから』」（Fariás 1992: 304）。左派野党・メキシコ統一社会主義者党の党首コルデラもまた、制度的革命党は、間違いなく選挙に勝っている際にも選挙不正を行っており、その理由の一つは、当該の中下級政治家が制度的革命党内部での政治闘争を有利にすすめるためだとしている（Cornelius 1987: 30）。

もちろん、政治家たちの演説や回想、あるいはインタビューの発言を額面通

⁹⁴ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

りに受け取るわけにはいかない⁹⁵。嘘をついているかもしれないからである。とはいえ、1960年代以降1980年代ごろにかけてのメキシコ政治研究者たちも、概ね同じことを報告している。当時の匿名の大統領府高官のインタビューによれば、南部オアハカ州で、候補者が政府役職者に強い印象をあたえるために投票率140%を記録し、データを調整しなければならなかったと言っている (Raymond 1973: 41)。ある研究は、連邦選挙管理委員会は未整備であり、送られてきた選挙結果を単に集計する以上のことはしておらず、そのため選挙結果のバイアスや脱落は地方レベルに由来するものだと解釈している (Walton and Sween 1971: 727-728)。モレロス州でも、市民はほとんど投票しておらず、市町村の役人は、高い得票率を獲得すると、州の党組織から有利な扱いを受けることができると言いつつ投票を捏造していた (Alonso 1985: 354)。当時のメキシコでは詳細な選挙結果データがほとんど公開されなかったが、選挙結果を公表すれば、選挙に信ぴょう性がないことを白日の下にさらしてしまうと思われていたためかもしれない。

また、1970年代当時の政府高官の発言を裏付けるアーカイブ資料もある⁹⁶。例えば、連邦選挙委員会のある報告書は、「死亡および出稼ぎによる移動にともなう選挙人名簿の更新」「連邦選挙区、地方レベル双方での選挙区割の引きなおしによる選挙人名簿の再作成」「数万人の能動市民化による選挙人名簿への登録」といった点が、選挙人名簿作成にあたっての課題であり「カンペチェ、チワワ、ドゥランゴ、ミチョアカン州、サカテカス州の選挙人名簿は50%から80%の水増し (inflación) をもたらす構造および構成上の深刻な欠陥を有する」

⁹⁵ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

⁹⁶ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

として、選挙人名簿の改善作業が続けられた⁹⁷。メキシコ内務省の情報機関である政治社会調査局のエージェントもまた1965年のチワワ州の選挙について、投票率が95%以上になった市町村選挙の結果は、「馬鹿げており、この選挙結果は水増しされている」としていたことはすでに見た⁹⁸。

第5節. 結論

本章では、メキシコ革命後に支配政党が組織されて以降、1960年代までの党組織および選挙制度の時系列的変遷を辿ることで、エリート選抜制度が指名制から複数候補者間競争選挙制そして再び指名制へと回帰することを見てきた。一連の事実は、第3章で提示した命題1および命題2が妥当であることを示していると言えよう。

⁹⁷ AGN, Sala2, IPS, Caja1646, Exp4, fs1-2.

⁹⁸ AGN, sala 2, IPS Caja 1284, fs 245-6, 291.

第5章.

ソ連における指名制と複数候補者間競争選挙制の循環

どれほど巧策を尽してロシヤ政府は
専制主義から脱しようと努めているかをご覧いただきたい
それは人民自身よりも政府にとって重荷になっているのだ

モンテスキュー『法の精神』

かくてもし党が統一を失い、それによって麻痺させられるならば
ロシア社会の混乱と弱体化は名状しがたい形をとることになるだろう

ジョージ・F・ケナン (a.k.a. “X”) 『ソヴィエトの行動の源泉』

本章では、1922年から1991年までのソ連におけるエリート選抜制度の長期的な変遷が記述される。ソ連のエリート選抜制度は、指名制と複数候補者間競争選挙制を瘳癩的に振幅したことが示されるだろう。建国直後の1920年代にソ連で指名制・ノメンクラトゥーラ制が成立したが、後に導入が試みられた複数候補者間競争選挙制は、1937年の大テロルを引き起こす大きな一因となり、その後、指名制へと復帰したこと、またゴルバチョフのペレストロイカによる1989年の複数候補者間競争選挙制導入は、1991年のソ連国家の崩壊を導いたことが示される。一連の歴史過程は、第3章で導いた命題とよく整合する。

本章は以下のように構成される。まず第1節では、1920-30年代の時期のソ連の政治過程を記述するに先立って、筆者が用いる二次資料の出自、すなわちいわゆる社会史家の歴史記述の来歴そのものを論じる。この作業は極めて重要である。というのは、1960-90年代のソ連政治史に関しては英米と日本の歴史家や政治学者に一定の合意が存在するとみなせるが、1920-30年代のスターリン台頭とその統治の性質について、歴史家の議論は錯綜しており、2018年現在に至っても同時代的な国際政治の変化と直接的に呼応する形で深刻なパラダイム論争を引き起こしているからである。

第2節は、1920年代初頭から半ばにかけて、ノメンクラトゥーラ制が導入される過程で、スターリンが独裁権力を掌握したことを見る。第3節は、1934年から1937-38年の大テロルに至る政治過程を、スターリンのペレストロイカとして記述、分析する。第4節は、1985年に権力を掌握したゴルバチョフのもとで開始されたペレストロイカが、1989年の人民代議員大会選挙における複数候補者間競争選挙制を帰結し、共産党のヒエラルキー破壊とソ連国家の崩壊を招いたことを見る。

第1節. 資料・パラダイム論争・歴史認識の政治

本章の記述は、純粹に技術的な限界、すなわち筆者の「語学力」の不足によって、日本語・英語の二次文献に依拠して行われる。だが、このような方法には「プロクルーステースの寝台問題」(e.g., 保城 2015)が深刻になるという明白な欠点がある。歴史家間で対立する様々な歴史記述を、分析者が恣意的に選択することで政治学上の仮説の妥当性をテストしているが故に無意味である

との批判を免れないのである⁹⁹。

そこで本節は、用いる二次文献について、筆者の知る限りで、その来歴、および取捨選択基準を明示する。この作業の目的は、特定の二次資料がいかんして生まれてきたのかを可能な限り明らかにし、1920-30年代ソ連史研究のパラダイム（そして政治的）論争の背景に通じていない読者に、その背景情報を開示することにある。このような作業は、特定の歴史家や政治学者の手によって編集されることで生まれてきた二次文献の「データ生成過程」に関する筆者の理解（仮説）を明示することでもある。

1. 歴史認識の政治

1920-30年代のソ連政治史を記述する際に問題となるのは、歴史記述が時々
のイデオロギー対立あるいは宣伝と絡み合ってしまうため、国際・国内政治対立と歴史記述を切り離すのが極度に難しくなる点にある。ゴルバチョフ下のソ連で行われた一次資料の大幅な公開、東西冷戦の終結、ソ連国家の崩壊とともに、そうした状況には終止符が打たれるかとも思われた。しかし、新生ロシアの政治経済状況、新生ロシアとソ連を構成した共和国間の複雑な国際関係、ひいては新冷戦とも呼ばれるロシアと「西側」諸国の関係悪化により、1920-30年代のスターリン時代に関する解釈はますます捻れ、輻輳し、政治化している。

日本のソ連史家・政治学者である塩川は、ある書評で日本の「一般読者向けの書物では、通俗的なイメージを増幅するようなキワモノまがいの本が跋扈」している、とする（塩川 2014: 165）。例えば、日本では白水社から翻訳が出版された文学者モンテフィオーリによる『スターリンー赤い宮廷と廷臣たち』

⁹⁹ とはいえ、（少なくとも）ソ連政治史について言えば、歴史家と政治学者の関係はより微妙かつ複雑である。これについては後述する。

という本がある。この本は、「極悪非道の独裁者と彼を取り巻く権力者たちによる暴虐の数々——『人民の敵』狩りという名の恐怖政治、大量の餓死を招いた飢饉、『通敵分子』となることが恐れられた一連の民族の強制追放、拙劣な戦争指導による大規模な損失、国際政治における権謀術数」というステレオタイプを強めるものと塩川は批判する。そこで、

描き出されるのは、ひたすらおどろおどろしい権力者たちの乱痴気騒ぎの毒々しい像であり、それによって既成のステレオタイプを強めようとするものである。全体を通じて繰り返し強調されるのは、ほぼ全員が底なしの酒飲みであり、歯止めない性的乱行にふけていたということである。一言で言って、このような内容は芸能週刊誌のゴシップ記事というにふさわしい。それでいながら、本書には大量の参考文献（非公刊の公文書や関係者の遺族たちへの聴き取りを含む）が挙げられ、百頁以上の注を付けることで、あたかも歴史研究書であるかの体裁をとっている。訳者あとがきには、「ソ連の崩壊後に公開された各地各種の公文書館を渉猟して発掘した新資料に基づいて書かれたこと」が本書の最大の特色だとある。こけおどしの外見に幻惑されずに本書を読むなら、これが誇大宣伝だということは明らかである。政治史上の重要なテーマ（キーロフ暗殺、大テロル、独ソ戦、戦時中の大国間の駆け引き、スターリン晩年の権力闘争等）の大筋は、ほとんどが二次文献——しかもその多くはソ連解体以前のもの——に依拠して組み立てられている。（塩川 N.D.）。

塩川は、「日本を代表する『硬派』の出版社から、このような本が刊行されたという事実を悲しまないわけにはいかない」とさえ書き、書評を締めくくっ

ている。あまりにも厳しいため公刊されなかったこの書評は、塩川が個人ホームページで公開している。

スターリンをあつかった一般向け書籍に向けられる歴史家の批判は、塩川に限らない。英米圏のソ連史研究の泰斗であり、ソ連史研究を「全体主義パラダイム」から「社会史パラダイム」へ転換させる立役者となった「修正主義」の歴史家フィッツパトリックは、自身の研究人生を懐古して、次のように書いている。「ソ連史におけるパラダイム転換の物語は、それが驚くほどディシプリン内部での変化する諸観点に関するものであって、問題に関する一般そしてメディアのもつ意見とはほとんど完全に切り離されていた」（Fitzpatrick 2007: 79、傍点部原文）。フィッツパトリックは、冷戦終結後のソ連研究者の間でいわゆる「修正主義」歴史観が受け入れられるようになっていった一方、一般向けメディアではそうした修正主義の歴史観が報じられることはほぼなかったと苦情を述べている（Fitzpatrick 2008: 697fn41）。日本でも英米でも、スターリン時代のソ連に関する一般向け書物と、専門のソ連史学者による理解の間には、深い断絶が存在するわけである。

問題をさらに複雑にするのは、現代ロシアの国内状況である。ロシアにはスターリンを肯定的に見る立場と否定的に見る立場が真っ二つに分かれている。2003年、ロシア科学アカデミー附属歴史研究所で開かれたシンポジウム「スターリンなき50年」における議論は、スターリンを相当、積極的に再評価するものであった（横手 2014: ii-iii, 294-299）。スターリン再評価運動は、スターリンの政治的庇護の下で自然科学の発展を歪めた偽科学者ルイセンコの再評価にさえ繋がっているという（Graham 2016）。

そして、こうしたロシア国内でのスターリン「再評価」のために、1970年代以降の英米の専門歴史学者たちが発達させてきた「修正主義」歴史記述が援用

されているのである！著名なロシア人歴史学者フレヴニュークは、2015年に英訳が出版された『スターリン伝』で、その影響を率直に論じている。すなわち、「今日のロシアでは（・・・）スターリンのイメージは、第一に偽学問的な弁明（pseudo-scholarly apologies）によって描かれている」「これらの弁明家は、典型的には偽造資料や、恥知らずな形で歪曲されたかたちで実在資料を引用し、「この強力なイデオロギー的攻撃が読者に対して及ぼす影響は、ロシアの生活状況、はびこる汚職と腹がたつ邪悪によって、強められる」。そして、西側の一部の歴史家に対して、以下のような警告を発する。

ロシアの多くのスターリン主義者は、西側の歴史家たちが発展させた諸理論に依拠するのが便利だと気づいている。すなわち、テロルは自然発生的に起きたのであるとか、スターリンはテロルに深く関与していなかったとか、彼は考えられているよりもっと「普通の」政治指導者であったなどの諸理論である。もちろん、西側の同僚が再スターリン化をもたらしていると批判するのは、私の意図するところではない。西側の歴史家は、現在のロシアにおける政治的闘争に対して、マルクスがボルシェヴィキ革命に対して負うのと同じくらいの責任しか負わない。それでも我々は、我々の言葉が奇妙な反響を持ちうると意識すべきである（Khlevniuk 2015: x）。

では西側の歴史家の責任は重いのか軽いのか？ という素朴な疑問はさておき、読者を困惑させるのは、先述のモンテフィオーリによるスターリン伝『スターリン—赤い宮廷と廷臣たち』に対し、フレヴニュークは（その部分だけを見るならば）好意的とも読みうる記述を行っていることである。フレヴニュークは書く。モンテフィオーリの著作は、「『未公開資料』ジャンルに対してあ

る程度の学術的規律をもちこうもうとしつつ、より学術的テキストに比べ、より幅広いオーディエンスを集める読める歴史を創りだした」(Khlevniuk 2015: x)。塩川とフレヴニュークの(一見したところの)評価の乖離に驚かざるを得ない。

結局のところ、状況は以下のようなものであるらしい。日本を含め、英米で普及している一般向けのスターリンに関する書物は、スターリン個人を邪悪な独裁者として描く。他方で、英米の専門歴史家の描くスターリン体制像は、スターリン個人以外の要因を強調する。その英米専門家の観点はロシア国内に持ち込まれ、新生スターリン主義者の政治宣伝に利用される。結局、1920-30年代のソ連について語ることは、2018年時点でさえ、現在進行中のロシア政治の評価や動向と分ち難く結びついた政治的営みなのである。

これほどまでに政治化された歴史問題を前に、そうした政治対立には容喙しないというのも、政治学者の学問倫理のあり方の一つかもしれない。そもそも、スターリンとスターリンによる直接・間接の大量殺人という極めて特異な出来事を、2018年現在の「科学」の基準を満足させつつ扱うことは極めて困難である。ならば、「科学的因果推論」が不可能なこうした問題については、誠実で真剣な政治科学者は沈黙すべきかもしれない。これはこれで、一つの筋の通った考え方であろう。

だが、この時期の政治過程を政治科学者が議論すべき理由も、少なくとも2つ見つけることができる。まず、現代の独裁体制に関する比較政治学の研究は、間接的ながら上述の論争に影響を受けている。第1章で取り上げたスヴォリクの著作は、スターリン期ソ連に触れるにあたっては前述したソ連／ロシアの歴史家フレヴニュークの研究成果に全面的に依拠する一方、その異論については全く触れていない(Svolik 2012)。他方、プシェヴォルスキのラージN国家間

統計分析は、フレヴニュークの論敵にして修正主義の歴史家ゲッティを引用して自身の議論を補強している (Przeworski 2015: 26fn16)。独裁国家研究は、実際にはスターリン期の政治過程に関する特定の解釈に依拠して、その理論・統計分析の礎石としているわけである。政治科学者がみずからの用いるデータに注意深くあるべきだとすれば、政治化された歴史問題にあえて踏み込む理由も存在する筈である。

また、1920-30年代のソ連政治史の端的な「重要性」も無視できない。政治科学者がこの問題を扱わないことで、誰がこの問題を扱うことになるのか。そしてそれは、どのような政治的効果を生むだろうか。

2. パラダイム論争

歴史家は、スターリンが大量の人間を直接的そして間接的に殺害したことそのものについては争ってはいない。問題になるのは、スターリンが「なぜそのような命令を下したのか」という点にある。関連して、それほど多くの人間を死に追いやりつつ、いかにして、権力を維持できたのかも問題となる。

筆者の理解によれば、ソ連史学のパラダイム論争はこれらの疑問にどのように答えるかにかかっている¹⁰⁰。1950年代から1970年代の冷戦中に英米で広く受け入れられていた「全体主義」パラダイムによれば、スターリンが直接・間接的に大量の人間を殺害したのは、スターリンの個人的な権力欲とパラノイア的性格のためであり、権力を維持することができたのは秘密警察に全面的に依存したからであると考えられる。このパラダイムの下では、全てはスターリン個人の性質および権力闘争に還元される。全体主義パラダイムは、スターリン個人

¹⁰⁰ このパラダイム論争を概観しつつ、様々な立場の研究者の論考を集めたものとして、論文集 (Harris, James 2013) がある。以下の記述は、この本を筆者なりに再構成したものである。

の意図がそのまま実現したと見做すために「トップダウン」「政治史的」「伝統主義的」「意図重視 (intentionalist)」とも呼ばれる。また、現実のソ連の政治過程に見られた様々な政策転換は、すべてスターリンによる個人独裁体制の確立という目的に向けた戦術的撤退であり、欺瞞工作となる。

全体主義パラダイムに対しては、ソ連公式史観をそのまま裏返しているとの批判が古くから存在した。様々な出来事を全て成功と評価するのがソ連公式史学であるが、これを裏返して、全ての出来事をスターリンの陰謀としてネガティブに評価すると全体主義パラダイムとなるのである。このような見方は、溪内謙『スターリン政治体制の成立』に対する塩川の書評の言葉を借りると、「結果から意図を遡及的に説明する後知恵の論理」であり、「そこでは、意図——公言された意図ではなく、その裏に隠されていると想定される邪悪な意図——と結果とが直結される」（塩川 1993: 299- 300）。

他方で、1970年代以降に隆盛し、その後の英米のソ連史学者の間で有力な見解になったのが、「修正主義」「社会史」パラダイムである。興味深いことに、この修正主義歴史学の発展には、政治学者の議論が大きな影響を及ぼした。具体的には、1970年代以降、同時代のソ連政治を分析するために「利益団体」「政治参加」「権力の測定」といった概念を適用した政治学者ハフ（Hough 1977）、ブハーリンの政治的伝記を書くことで、1920年代のソ連にはスターリン主義に対するオルタナティブが存在したと論じた政治学者コーエンらは（コーエン 1979）、修正主義パラダイムの確立に大きな影響を及ぼしたと、修正主義の歴史学者フィッツパトリックは回顧している（Fitzpatrick 2007: 83）

101。

¹⁰¹ 現在の観点からすると、コーエンは政治学者というより歴史学者と呼べるかもしれない。しかしコーエンの手になるブハーリン伝が執筆された時点では、コーエンは政治学者とみなされていたと思われる。実際、塩川もコーエンの著作の解説で、コーエンを政治学者と見なしてい

政治学者の研究に影響を受けつつ、修正主義歴史家たちは、スターリンと言えども純粋な「暴力」のみで統治することができた筈はないと考える。いかに抑圧的な体制であれ、そこにはそうした体制を支持する人々が存在したと見る。さらに、共産党を一枚岩の主体とは見ず、最高指導者レベルと地方の党組織の間には利益の対立が存在するとして、それ以前の研究者たちが単なる政治宣伝だとみなしていたソ連側の公表資料などを用いた分析を始めたのである。

修正主義の歴史家の議論の特徴は、スターリンが特定の命令を発したことを所与として、スターリンがなぜそうした命令を下したのかを、派閥、制度、社会諸力、地方ロビー、政治情勢や文化といった観点から分析する点にある。修正主義者の歴史観はスターリンおよび最高指導部に対する「インプット」を重視する立場なのである。ここから、修正主義歴史家はボトムアップのアプローチあるいは「構造主義 (structuralists)」的アプローチとも呼ばれる。スターリンがパラノイア的な振る舞いを見せた場合、修正主義歴史学者は、スターリンがなぜ特定の時期にパラノイア的傾向を見せたのかを説明しようとすると言える。1990年代以降の英米のソ連史学者は、基本的に修正主義の立場を受け入れたため、静かなパラダイムシフトが起きた¹⁰²。

もちろん修正主義パラダイムに対する批判もある。少なくとも2つの原理的な批判が可能であろう。第1に、ボトムアップといっても、どの程度の「下から」なのか。一般大衆であるのか、あるいは中級・下級のエリートなのか。修正主義者であるフィッツパトリック自身が認めるように、ボトムアップというだけでは、これらを区別できない (Fitzpatrick 2008: 699-700)。

る (塩川 1979: 492)

¹⁰² なおこれに加えて、いわゆる「ポストモダン」的な文化主義的アプローチもある。近年日本のソ連史研究者によるこの時代の研究動向レビューは (松井 2012)、全体主義でも修正主義でもなく文化的要素をより重視している。

第2に、意思決定にあたってスターリンが何らかのインプットを必要とし、インプットの在り方には制度その他の要因が影響したことは疑いないにせよ、当のインプットのあり方を決定するシステムを構築したのは、他ならぬ独裁者スターリンではないかという批判がありうる。ボトムアップのあり方は、独裁者によるトップダウンによって決まったというわけである。

全体主義パラダイムと修正主義パラダイムの相互批判は、基本的には妥当なものであろう。独裁体制と民主主義体制とを問わず、統治にはボトムアップとトップダウンの要素が必要なのであり、ボトムアップ的要素がなければ、独裁者といえども何もできないであろう。修正主義パラダイムには否定できない正しさがある。他方、ボトムアップのあり方を含めて極めてトップダウン的に決定できたからこそ、スターリンは史上稀に見る独裁者なのである。

3. なぜ修正主義歴史学者の資料を用いるのか

その上で、修正主義歴史学者が提示する議論をより説得的なものとして本稿が見なす理由として、3点を挙げておきたい。第1に、最も重要なことは、スターリンは世襲で権力を得たわけではなく、また、レーニンの死後ただちに独裁権力を獲得したわけでもないことである。全体主義者が言うように、ソ連国家の制度的な枠組みそれ自身は、スターリン自身がトップダウンで構築した側面があるにせよ、スターリンがどのようにして巨大権力を掌握したのかを説明するには、トップダウンではなくボトムアップの説明に依拠せざるを得ない筈である。

加えて、スターリンにトップダウンの意思決定権力を与えた条件は、独裁者となった後のスターリンにとっても制約であり続けたと考えるのが妥当であろう。そして、続く節で見るように、スターリンによるトップダウンの決定が可

能になった理由を与えるのは、共産党指導部と党内エリートの相互作用を重視する修正主義パラダイムしかありえない。

第2に、全体主義モデルはスターリンという「個人」によって多くの現象を説明することで、政治学的な常識（あるいは前政治学的な一般常識）に抵触する主張を行っているように思われる。スターリンが個人として、体制内エリートの仕事ぶりを監視することができたと考えるのは、端的に馬鹿げている。それは、個人の能力の限界を遥かに超えている。現代ロシアのネオ全体主義論者フレヴニュークも、この点は認めている。他方フレヴニュークは、スターリンは秘密警察と恐怖に依拠して統治したと言う。しかし、この解釈は、政治学的な常識に抵触するように思われる。スターリンが秘密警察に多くを依拠したのは確かであろうが（Khlevniuk 2015: 37-39）、秘密警察内部の仕事ぶりを逐一、監視し、その要員を選抜することもできないのではないだろうか。だからこそ、秘密警察は一般に自己肥大化する傾向があるとされるのである。

第3に、比較可能性の問題がある。全体主義パラダイムは、スターリン（あるいはレーニン主義、ロシア的政治文化あるいは社会主義イデオロギー）という「固有名詞」による説明であり、一般性がない。

無論、これらの理由は、それだけでは特定のパラダイムを採用すべき理由にはならない。全て分析者の採用する「前提」（あるいは「常識」や「信念」）に依拠した議論であり、その前提を共有しない者には、説得力を持たないだろうからである。この論争がパラダイム論争とされる所以がここにある。それでも、修正主義パラダイムに基づく歴史記述を採用した上で、ソ連のエリート選抜制度の変遷に着目することで初めて見えてくる経験的パターンは厳然と存在する。これが本稿の立場であり、以下の記述を通じて筆者が示したいと欲することでもある。

第2節. 共産党による指名制の成立

本節の目的は、スターリンが「独裁者」となる過程を、指名制の成立との関連で記述することである。具体的には、(1) 成立直後のソ連における水平的な党内権力闘争を緩和するために指名制としてのノメンクラトゥーラ制が導入されたこと、(2) 指名制こそ、スターリンが最高指導者として君臨することを可能にしたこと、(3) 指名制を背景にした政治権力と経済権力の超集権化が、本人＝代理人問題の極度の悪化により悲惨な結果をもたらしたことを見ていく。

1. 成立直後の共産党内におけるノメンクラトゥーラ制の成立

第一次世界大戦中のロマノフ王朝の崩壊に乗じて権力を掌握した共産党¹⁰³にとって、最重要の課題の1つは、広大な領土を統治するための人材の登用と選抜であった¹⁰⁴。もともと小規模な非合法の革命政党であり、統治の実務経験をもたない共産党にとって、これは容易な課題ではなかった。加えて、建国直後から諸外国との関係も極度に悪化していたのである。

権力掌握後に大量の入党者を受け入れたこともあり、党内でエリートの選別や教育が追いつかず、党中央によるエリート配置は、無秩序的に行われざるを得なかった。

¹⁰³ ロシア共産党（ボリシェヴィキ）は、1925年に全連邦共産党（ボリシェヴィキ）、1952年に全連邦共産党と改名しているが、ここでは一貫して共産党と呼ぶ。

¹⁰⁴ この節の記述は、別に言及がなければ、主に以下の著作（Harris, Jame 2005; Davies and Harris 2014: Chap 1）に基づく。

党組織の各レベルでは、ポストをめぐる紛争と権限争いが頻発した。共産党の党則も、ソヴィエト制度も、公式的には極めて民主的であったからである。間接選挙で選ばれる各級のソヴィエト（評議会）と、各級の共産党ビューロー（執行部）は相互に権限争いを繰り広げた。同時に、各級の共産党執行部を選出する党集会も権力闘争の場となった（Harris, James 2005: 73）。1921年中には、月当たり150件の党組織内対立が記録されており（Harris, James 2005: 68）、紛争を処理する党中央は麻痺状態にあった。

1922年4月の第11回党大会で、党内問題について報告した最高指導者の一人、ペトログラードソヴィエト議長にして政治局員ジノヴィエフは権力闘争によって党が麻痺していることを強調した（Harris, James 2005: 69）。そして、この党大会で新設された書記長ポストに就任するのが、スターリンである。以前は党内で目立たない存在であったスターリンは、党の組織問題に対応する中で頭角を現していく。

この時期の組織設計上の特徴は、次の4点にまとめられるだろう。第1に、党中央の実務上の負担を軽減するため、党の人員の資格や配置の記録を担当する部門（通称ウチラスプレッド）を通して任務を受けていた党员の数を2分の1に縮小した。その目的の1つは、「日常的ないしは副次的な仕事への任命の重荷を中央機関から解き放そうとする意図的試みに負うものであった」（カー 1974: 160）。

第2に、いわゆる「ノメンクラトゥーラ」が導入された。すなわち、各級ポストにつく資格をもつ人間を名簿化する権限を、各級の党委員会に与えた。1926年までには、「党中央委員会秘密決定」によって、県（州）・地方・共和国中央委員会委員会、そして市と地区党委員会に独自のノメンクラトゥーラ作成が許された（稲子 2007: 234-235）。1920年代にはノメンクラトゥーラの存

在はいわば公然の秘密であったが、1930年代以降にはその存在そのものが極秘扱いとなった（稲子 2007: 235）。

第3に、スターリンは、地方党組織における紛争を現地で解決するよう促した（Harris, James 2005: 71）。結果として、既存党組織のエリートは下位者やライバルに対し圧倒的な優位に立った。現職エリートに、ヒエラルキー下位者からの挑戦に対する身分保障が与えられたからである。ヒエラルキーは絶対的であった。各級の党組織は独自の新聞を発行していたが、これらの新聞は同級のヒエラルキーに属する党機関を批判することはできなかった（Lenoe 2004）。批判は、常により上位の党組織からなされたのである。支配党内エリートは、上位者の不興を買えば解任されうるが、下位者あるいは同格のエリートによってその地位を奪われることはほぼなくなったと考えられる。

最後に、1922年8月4日～9日第12回ロシア共産党全ロシア協議会において、社会革命党とメンシェヴィキが完全に一掃され、公式に共産党一党体制が確立した。

共産党一党体制、中央から地方に至るまでのノメンクラトゥーラ制の成立、ヒエラルキーの厳格化と下位の党書記に対する人事権限の委譲によって、ソ連国家の全体で一元的な人事支配が行われるようになった。ここに指名制が成立したのである。

これほど厳格な指名制を採用すれば、各級の人事権を握るエリートによる権力濫用は避けがたい。実際、共産党内でもその弊害は認識されていた。1920年代を通じて、しばしば「官僚主義」という言葉を用いて党書記たちは批判され、競争選挙によって各級党執行部を選出せよという要望が出た。すでに1923年の大会で、「新しく設立された州の党ビューローのメンバーはすべてこれまで中央委員会によって指名されてきていたことを認め、『最大限の用心をしなが

ら』、じょじょに選挙制を導入することが可能かもしれないという考え」が示されている（カー 1974: 165）。地方ソヴィエトについても、非共産党員をその議長に据えることなどが奨励されていた（コーエン 1979: 336）。また、最高指導部レベルでも、トロツキーを含めた最高指導者は、この点を批判した。最高指導者の一人で共産党右派のイデオログであったブハーリンは、第14回党大会において次のように述べている。

わが全党、全国にとって、真の墮落の主たる可能性の一つとなっているのは、どんな特権的共産党員グループにとってのものであれ、恣意の残滓である。共産党員のグループにとって法律が無きに等しいなら、共産党員が「親戚をコネで就職させて」「うまく落ち着かせる」ことができるなら、共産党員がどんな罪を犯しても誰も逮捕したり追求したりできないなら、様々な手だてによって共産党員が今なお革命的合法性から逃げるることができるなら、——これこそ、われわれの墮落の可能性の最大の基盤の一つである。（コーエン 1979: 246）

1924-26年にかけて、ブハーリンはソヴィエトの活性化の主唱者でもあった。より上級のソヴィエトでは党員が支配的であるべきだが、下級、主として農村ソヴィエトのレベルでは、非党員大衆が引き込まれなければならないと論じた。ブハーリンの言葉を借りれば、当時「死滅」していた地方ソヴィエトを活性化するために、より自由な選挙によってソヴィエトを再活性化するキャンペーンが行われた（コーエン 1979: 243）。このキャンペーンの成果については詳らかではないが、たとえば1926年のウクライナでの民族村ソヴィエト選挙は、少数民族と多数民族の間の紛争を激化させたことを、ウクライナ党中央委員会が報告している（マーチン 2011: 65-67）。筆者が知りえた限り、これ以

降、地方ソヴィエトを自由な選挙で選ぶという試みはなされていない。

2. ノメンクラトゥーラ制とスターリンの権力掌握

書記局を頂点とする党ヒエラルキーの強化は、スターリンがレーニン死後の最高指導部レベルでの権力闘争を勝ち抜くにあたって決定的であった。トロツキーをはじめ、スターリンのライバルたちは、書記局ヒエラルキーを攻撃し、党書記ポストを競争選挙によって選出する「党内民主主義」を要求したが、そうした批判は、指名制によってポストの安泰を保障されている各級党書記の一貫した反発を招いたからである。

スターリンは次のように語って、党内民主主義を否定している¹⁰⁵。すなわち、「民主主義は、全ての時と場所に適したものではない」。「民主主義は、党細胞のメンバーそして組織全体にある程度の最低限の文化を必要とする・・・もちろん、我々はそこから逃げる必要がある」（Harris, James 2005: 75）。なぜなら、

もし我々が集団闘争の存在を認めるならば、我々は党を破壊し、それを一枚岩の、団結した組織から、集団と派閥の連合体へと変えるだろう。それは党ではなくなるだろう。党の破壊となるだろう（Harris, James 2005: 76）。

競争選挙制が自身のポストを危うくするものである以上、各地の党書記から構成される党中央委員会が、「党内民主主義」を否定するスターリンを熱狂的に支持したのは、当然の成り行きであった。

¹⁰⁵ 本パラグラフおよびそれに続くスターリンによる演説は、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 153）においても引用した。

この間、「新経済政策」（ネップ）のあり方をめぐって、党の最高指導部レベルで激しい論争があった。一国レベルでの急進的な工業化を主張するいわゆる「左派」と、農民層との妥協を主張し、ネップ路線／混合経済体制を主張する「右派」の間の対立である。スターリンはこの論争で一目したところ「中道」的態度を取りつつ、その都度、態度を融通無下に变化させたが、中央委員会は常にスターリンを圧倒的に支持した。

3. 政治権力と経済権力の超集権化

1920年代の「ネップ」すなわち混合経済体制には重大な欠陥があった。ネップは基本的に、農民層に都市／工業セクターの間での不利な交易条件を押しつける。国家は安価に入手した穀物を海外に輸出して工業化の原資とし、また都市部の労働者の食料とする。不利な交易条件下に置かれた農民は、都市部への人口流出やサボタージュ、また穀物の売り惜しみなどを行う。また、農作物の流通段階で汚職が発生した（荒田 1984）。

イギリスとの国際関係が1928年に悪化したこともあり、スターリンは軍備増強と重工業化のためには、農民層の搾取が必要であるとの立場に立った。右派ブハーリンはこの政策に反対したが、政治闘争に敗北し、この時点でスターリンにはライバルは存在しなくなった。

1929年、超工業化政策「5カ年計画」が策定される。これに先立ち、旧体制の各種の専門家層は次々に摘発、弾圧された。他方、この超工業化政策を熱狂的に歓迎したのは地方党書記たちであった。地方党書記たちが投資を呼びこむために中央に働きかけ、同時に、達成目標を次々と釣り上げていったことが、ウラル地域を対象にした事例分析から明らかにされている。中央から指令され

た目標を遥かに上回る成果を上げると約束し、自身の地方に投資を呼びこもうとしたのである (Harris, James 1999)。

明らかに不可能な目標を掲げる超工業化政策「5か年計画」は、折からの世界恐慌に伴う穀物価格の低下と相まって、悲惨な「飢餓輸出」となった。この時期、国家が農業セクターを直接的に統制するため、農民層の「コルホーズ」への強制加入キャンペーンが紆余曲折を経つつ、推進されていった。

1932年、ソ連政府はコルホーズに対し、国家の調達計画を達成した後の余剰を自由市場で処分することを許し、農民に生産性向上のインセンティブを与えようとした¹⁰⁶。だがこの政策は、生産物の窃盗を招いた。極めて低い公定価格と、極限まで逼迫した食料事情に由来する需要とのギャップが原因だと見られる。しかしスターリンらにとって、こうした動きは「破壊活動、サボタージュ、クラーク分子のコルホーズ管理業務への浸透」であった (Viola 1996: 223-4)。混乱の中、ウクライナを含む穀倉地帯や農村部で、大量の餓死者が出た (Davies and Wheatcroft 2004)¹⁰⁷。大量の餓死者が出ていたウクライナの党書記は食料援助を求めたが、スターリンは取り合わなかった。また餓死者が出たことを認めた後にも、その責任を転嫁した。

一連の急激かつ強引な「上からの革命」政策を展開するにあたって、スターリンは「反官僚シナリオ」と呼ばれる思考パターンを見せていた¹⁰⁸。官僚組織に強い不信感を持つスターリンは、その裏返しに信頼できる「活動家の選択」

¹⁰⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 86) をもとに、加筆修正したものである。

¹⁰⁷ このウクライナの大飢饉については、ウクライナ民族を特に対象とした間接的だが意図的な虐殺であったとする議論もあるが (e.g., スナイダー 2015)、ロシア政府はこの著書を発禁とした。ここでも歴史認識の政治が展開されている。

¹⁰⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 85) をもとに、加筆修正したものである。

と「遂行状況の監督」の必要を感じていたのである（リーほか 1996: 14-5）¹⁰⁹。

スターリンの各級党書記に対する態度の硬化は、スターリンが最高指導部レベルでの権力掌握を確実にしたことに加え、1930年代に入っても、ソ連の生産の現場ではさまざまな「経済犯罪」（Harrison and Kim 2006）が起きていたことと関係していると考えられる¹¹⁰。工業部門では、工場長や経済官庁の公務員といった経済実務家たちが、資金、資材の横領や流用、さらには固く禁じられたはずの資材の物々交換（これは計画を混乱させるため）を行っていた。また、たとえば後述する「大テロル」勃発直前の1937年3月、労働組合の全国センター「全連邦労働組合中央評議会」の機関紙は、傷病労働者を手当するはずの社会保障局には「横領者と人民の敵が隠れており、数百万ルーブルを盗み、組織的に年金制度を破壊している」と攻撃を加えている（Goldman 2007: 134-5）。1936年スターリン憲法第131条によれば、「公共的、社会主義財産に損害を与える者」はすなわち「人民の敵」だったのである¹¹¹。

これらの「経済犯罪」は、計画経済の教義と、実際の生産活動の間に横たわるギャップのために解決不能であった¹¹²。建前の上では、中央官庁は各産業・企業に生産ノルマを課すと同時に、必要な原材料・半製品・労働力といったインプットを供給することになっている¹¹³。しかし計画は完全ではないから、現

¹⁰⁹ 実際、レニングラード州・市党組織第一書記キーロフの暗殺、反革命陰謀（とされるもの）の相次ぐ摘発などを経て、この不信は悪化の一途をたどったと思われる。なお、このキーロフの暗殺については、その台頭を恐れたスターリン自らが暗殺したとする説が長い間ささやかれてきたが、この説を補強する証拠は見つかっておらず、基本的には棄却されたものと見て良いだろう（Lenoe 2010）。

¹¹⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 86）に基づいている。

¹¹¹ 「人民の敵」という言葉の起源と流行については、以下を参照（Goldman 2011: 73-6, 74 fn102; Browning and Siegelbaum 2009: 251）。

¹¹² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 87）に基づいている。

¹¹³ 一般に、「計画経済」体制下では上位者と下位者の情報の非対称性が深刻な問題になる。上位者は下位者の実際の生産能力を知らないため、ノルマの設定は個々のレベルでの上位者と下位者との間の複雑な交渉の結果で決まる（Kornai 1992）。また、仕事の達成度を測定する数量指標は、指標歪曲の格好の餌食となった（ノーヴ 1986: 第4章および第3章参照）。

場は非公式ルートを通じて必要なインプットを入手しなければ、ノルマを達成できない。ここから、現場は監督者に賄賂を贈って目こぼしを頼むことになる (Belova 2001)。その結果、企業長レベルから上級官庁、監督組織にまで、相互にかばい合うグループが生まれてきたと考えられる。1937年の2-3月中央委員会総会での演説で、スターリンはこうした慣行を批判している。「平和に生活し、互いに攻撃しないようにし、汚れた下着を見えるところで洗おうとはせず、身内ぼめをやり、ときどき、退屈で胸の悪くなる成功報告書を送ってくる。・・・こんな家庭的雰囲気のもとでは、仕事の欠陥の批判や自己批判が行われる余地はない」 (Marxists Internet Archive 2008, Speech in Reply to Debate)。

さまざまな監視の方法が試されてはいる¹¹⁴。たとえば1933年1月、農業生産を直接的に監督するため、コルホーズに機械力を提供する「マシン・トラクター・ステーション」に政治部が設置された。政治部には、中央で選抜された党員や赤軍兵士が送り込まれたが (下斗米1984)、熱意だけでまともな監視ができるはずもなく、やみくもな罷免と逮捕が行われた。1933年中に限っても、ソ連全体で半数、北コーカサスでは8割以上のコルホーズ議長が「階級敵」や「無能力」という名目で罷免あるいは逮捕されている (Davies and Wheatcroft 2004: 508, Table 46)。生産への悪影響を懸念した地方党指導者の批判をうけて、1934年中には政治部は廃止された (富田 1994: 183-8)。1934年にはまた、従来からの監査機関「労農監督委員会」が改組され、党員の犯罪行為や決定の遂行を監視する「党統制委員会」が設置されている。その特徴は、人事面で中央のコントロールを強めたことにあった (Getty 1997)。しかし、何が処罰されるべき経済犯罪であるか、党統制委員会の面々も決めかねていた

¹¹⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 87) に基づいている。

ようである (Belova 2001)。

現在の社会科学の観点からすれば、一連の問題は明らかに経済システムとエリート選抜制度の在り方に由来する構造的な問題である。だが、スターリンを含む多くの人々は、全てを意図的なサボタージュや反革命陰謀の一環と認識していた可能性が高い。このような背景の下で、1936年12月スターリン憲法制定に至るのである。

第3節. スターリンの「ペレストロイカ」

本節は、(1) 成立した指名制の弊害を矯正すべく、1934年から1937年にかけて導入の試みられた複数候補者間競争選挙制が、(2) 第一回選挙の実施と軌を一にして大テロルを引き起こしたこと、(3) 大テロルの激化過程で、複数候補者間競争選挙と国際関係の悪化が相互作用した可能性が高いと論じる。

1. 1934年の憲法改正の発議から1937年2-3月党中央委員会総会まで

1933年に第一次五カ年計画が前倒しで終了した後、1934年から1935年には抑圧を緩和しようとする試みがあった。この時期は、後に歴史家の一人が「あれは春だった」(ゲフテル 1989: 213) と語るスターリン体制の小春日和であった。秘密警察は改組され、司法制度改革が行われた (Solomon 2008)。第2次5カ年計画の目標は、より現実的なものに引き下げられた。

また、1935年3月以降、レニングラード党組織は「民主化」と「競争選挙」を強調するようになっていた。官僚主義的指導方法への反対、党活動に対する大衆の参加、政治教育が唱えられるようになった。1935年の各雑誌には、この

路線に沿う論文が多数、発表された (Getty 1985: 98) ¹¹⁵。

一連の改革の中に、1935年初頭スターリンが自らのイニシアティブで開始させた秘密選挙の定めを含む憲法改正があった (稲子 2007: 380-381; 富田 1999: 296)。ソ連邦中央執行委員会書記であったエヌキーゼが提出した覚書がそれまでのソ連の多段階・間接選挙を改めるとしたのに対し、スターリン自らが秘密選挙の実施までを含めるよう指示したのである (藤田 2007: 265)

残念ながら、新憲法草案起草委員会の議論については詳しい経緯を知ることができない。起草委員の多くが直後の大テロで銃殺されただけでなく、文書資料もほとんどが破棄されたためである (稲子2007: 406)。とはいえ、1936年6月半ばから5ヶ月あまり続いた憲法草案を議論するための「全人民討議」においては、報道こそされなかったが複数政党論も提起された¹¹⁶。

この時期のスターリンは、競争選挙と体制内エリートの監視、情報収集を同一視する発言を行っている¹¹⁷。1936年3月のアメリカ人記者ハワードとのインタビューで、スターリンは「地方政府機関が都市と農村の勤労者の多様な、いや増すニーズを満たすのに失敗しているところで」「活発な選挙戦」が行われ、有権者は「良質な学校をつくったか、住環境を改善したか」といった基準から

¹¹⁵ 1935年以降には、コルホーズ民主主義運動も盛んになった。これは、不人気あるいは汚職に手を染めたコルホーズ議長の解任や、上からの押し付けのコルホーズ議長を拒否する権限をコルホーズ農民に与えるものである (Fitzpatrick 1994: 195)。

¹¹⁶ 憲法改正においては、ブハーリンが大きな役割を果たしたとする証言がある。メンシェヴィキの活動家ニコラエフスキーは、ソ連国外で面会したブハーリンが次のように語ったと回想している。「ブハーリンは、『なんらかの第二の党は必要です。もしたった一つの選挙候補名簿しかなく競争がないならば、それはナチズムと同じことです』」と語り、「憲法起草委員会は選挙で数人の候補者を競争させる問題さえも提起したと言いました」(ニコラエフスキー 1970: 31, 38)。なお、後にブハーリンの妻は、このニコラエフスキー証言をでっち上げとしている (ラーリナ 1990)。とはいえ、1930年にカガノビッチがブハーリンのプログラムを「ブルジョワ民主主義国家」に繋がるものだと批判していたこと (Lewin 1994)、1920年代から一貫してブハーリンが競争選挙の主唱者であったことから見て、根拠の全くない捏造とも言いきれないのではないだろうか。

¹¹⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 87-88) をもとに、加筆修正したものである。

候補者を選ぶ。「普通・直接・秘密投票」は「機能していない権力機関にたいする国民の鞭」になるだろうと言う（Marxists Internet Archive 2008, Interview Between J. Stalin and Roy Howard）¹¹⁸。また、別の機会には、「われわれ老人は・・・まもなく消えていく。退場する。これは自然法則だ。われわれは何人かの後継者がいてほしいと思っている」と述べ、後継者選定と選挙を結びつけるかのような発言も残している（稲子 2007: 389）。

もちろん、こうしたスターリンの発言は「外向け」の公式発言にすぎない。だが、同時代的に説得力が全くなかったわけでもない。権力闘争に敗北し、すでに国外に亡命していたスターリンの宿敵トロツキーは、1936年出版の著書『裏切られた革命』で、ハワードとスターリンのインタビューに触れて、新憲法の定める秘密投票は、国家にはびこる汚職に対処するためのものであるとしている（トロツキー 1992: 330-331, 388-389）。

また、1937年2-3月に開かれた共産党中央委員会総会という独裁者と体制内エリートが正面から対面する場において、スターリンと彼の側近は、同じ趣旨の発言を繰り返していた。「新選挙制度に基づくソ連邦最高ソヴェト選挙への党組織の準備、これに応じた党＝大衆活動のペレストロイカ」と題された報告で、ジダーノフは次のように言う。「党の実践は、一貫して民主的でなければならない。党は、その全ての党内生活を、民主集中の原則に基づかせなければならない・・・全ての党機関を選挙で選び、批判と自己批判が行われることを完全に許し、党組織が党大衆に完全に責任をとるようにする（・・・）多くの組織は、党組織は選挙されなければならない、という党規則に定められた原則

¹¹⁸ 憲法草案起草に携わった法学者パシュカーニスも同趣旨の発言をしている。パシュカーニスは、選挙制度改革は「プロレタリア独裁強化の観点からであって、何らかの抽象的な民主主義優越論によるものではない」と強調した上で、秘密投票は「[公開投票なら不信任しにくいと]安心しきっている官僚主義分子に打撃を与えるもの」と説明した（富田 1994: 227, fn4）。なお、パシュカーニスは、1937年に逮捕、銃殺された（稲子 2007: 411）。

を犯している」 (Getty 1985: 142) ¹¹⁹。

1920年代とは全く異なり、2-3月共産党中央委員会総会を締めくくるスターリンの演説は、全面的に選挙の実施を支持するものであった¹²⁰。スターリンは、次のように語っている。すなわち、仕事の点検とは、「公式の報告書を通じて行うのではなく」「仕事の現場で、実際の仕事の結果に基づいて行うべきであり、それは「働き手を知り、実際の能力／手腕を判断」し、「執行機関の長所とその問題点を知り、「課された仕事の長所と問題点を知る」ためである。こうした点検のためには、「上からの点検」は十分ではなく、「下からの点検、指導される大衆」による点検が必要であって、これは選挙を通じてなされる (Marxists Internet Archive 2008, Speech in Reply to Debate、傍点部筆者)。

¹¹⁹ 速記録には、このジダーノフ報告に対する中央委員会参加者の反応はほとんど記録されていない。この無反応については、歴史家の間で解釈が分かれている。一つの解釈によれば、大会参加者はジダーノフの「民主化」演説を重視していなかった (Fitzpatrick 1994: 369, fn70)。というのは、この中央委員会総会においては、秘密警察の長官エジョフがブハーリンを含む党古参幹部をスパイ疑惑で告発しており (富田 1994: 75、表18; ゲティ・ナウモフ 2001)、スターリンもまた「トロツキスト」を攻撃する長大な演説を行っていたため、中央委員たちの注意はこうした重大問題に向いていたとされる。他方、選挙と大テロルの間に密接な関連を見る解釈によれば、主要報告には通例、その内容を絶賛する討論が続くが、このジダーノフ報告には異例なことに発言者がいなかったことに着目し、中央委員たちは実は党内民主化を恐れていたとする。「議長 A. A. アンドレーエフは、絶望的に発言した。『誰も討論者が登録されていない。誰か登録してください』。西シベリア地方の書記エイへは、『できません。用意ができていない。明日話します』と言って逃れた。スターリンは、『暫定的結論が必要だ』と発言を促した (Getty and Naumov 2010: 182)。なお、スターリンは確かにここでトロツキストを攻撃する演説を行っているが、同時に、かつてトロツキストであったり、トロツキストと関係があったというだけで攻撃してはならないと抑制を求めていること、またトロツキストは教育を通じて再更正を図るとも述べている。スターリンの演説を中央委員たちがどのように受け取ったのかを解釈するのは容易なことではない (Goldman 2007: 123-124)。

¹²⁰ 本パラグラフおよび続くスターリンの演説は、筆者が既に公表した論文 (豊田 2013a: 88-89) をもとに、加筆修正したものである。

党機関の選挙を義務とすること、候補者を指名する権利、反対する権利、秘密投票、批判と自己批判の自由、これらのすべての手段が、秩序だっ
て行われ、何より党員が党指導者を点検統制するのを容易にしなければなら
ない。（・・・）人民は、普通・平等・直接そして秘密投票による最高ソ
ヴェエト選挙において国家の指導者層を点検する（Marxists Internet
Archive 2008, Speech in Reply to Debate、傍点部筆者）

問題の解決には「大衆の、一般党員の、いわゆる普通の人びと、人民の声を
注意深く聞」かなければならないのであった（Marxist Internet Archive 2008,
Speech in Reply to Debate）¹²¹。参加者の発言から、彼らが来る最高ソヴェエ
ト選挙を真の脅威と考えていたことがわかる（Goldman 2007: 115-118）。あ
る地方の党指導者層は「我々は、旧クラークや僧職者、特にムラーが残存グル
ープの間で活動し、選挙準備をすすめているという事実をつかんでいます。こ
れら分子に決定的闘争を行わねばならないことは明白です」と述べ、また別の
指導者は「新憲法下では、クラーク分子、聖職者の子、[ツァーリ]体制下の
警官の子も選挙権を得ます。投票できます。我々は、各地方の人民の変化に特
別の注意を払わなければならないと考えます」と言っている（Getty 2002:
124-125）。

いずれにせよ、党内競争選挙の実施と最高ソヴェエト選挙に関する決議は、
地方組織に伝達された。また、労働組合役員も秘密・競争選挙で選出するこ
とが決定された。中央委1937年2～3月総会にかんするアゾフ・黒海地方委員会第

¹²¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 88-89）をもとに、加筆修正したものである。

八回総会の会議（3月14日～16日）議事録によれば、「アゾフ・黒海地方の党組織は党＝政治活動のレベルを高めて、スターリン憲法の公布が明示しているわが国の政治生活における転換の要請にふさわしいものとし、新選挙制度による選挙ではわが地方の勤労者大衆の先頭に立つであろう」（ゲティ・ナウモフ 1999: 403, 資料152）としている。全面的な競争選挙による役職者の選抜が行われることになったのである。しかし、この時点では1937年12月に実施される選挙法は、未だに制定されていなかった。

2. 選挙と大テロルの相関

そして、普通の人びとの声を聞けと訴えたこの37年2月－3月総会の後、37年6月から翌38年11月までの間に、わかっているだけでも68万人超の銃殺者を出す「大テロル」が勃発する。スターリンと指導者層が、1937年12月の最高ソヴィエト選挙の成り行きに恐怖したことが、その理由の一つだと考えられる

（Getty 2002; Jansen and Petrov 2002）。また、最高ソヴィエト選挙に先行して行われた党内役職者の競争選挙と組合内の競争選挙も、大テロルと密接な関連を持った。

まず、37年5月半ばまでに実施するよう決議された、党内役員選挙を見てみよう¹²²。党内選挙の結果、3割程度の下級党組織の役員が改選されたが（Getty 1991）、高位の役職者さえ僅差で当選するという事例が出始め、各地で以前の非競争的なやりかたが復活しだした。秘密通達を出して党中央はこの動きを攻撃している。まず3月20日、党内選挙は候補者一人ずつを対象に、秘密投票により候補者批判の自由を保証して選ぶこと、さらに5月8日には候補者がたとえ

¹²² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 90）に基づいている。

中央委員であっても、その獲得票数はその場で、口頭で発表するよう厳命された（稲子 2007: 413-4、傍点部筆者）。こうした秘密通達は、党内競争選挙にあたって党内役職者間の癒着を阻止することを目的としていたと思われる。

並行して行われた労働組合内部の競争選挙も、党内競争選挙と概ね同じ推移をたどった¹²³。37年4月に開かれた全連邦労働組合中央評議会の総会は、秘密・競争選挙を通じて工場レベルから順次、上のレベルの組合役員を選出していくよう決議した。組合役員が非民主主義的に選ばれており、官僚主義的な逸脱に陥り、下からの批判を抑圧し、「隠れた反対派」の巣窟になっているというのがその理由だった。選挙の結果、工場レベルではほとんどの役職者が改選された（Goldman 2007: 135-143, 146-147）。だが、秘密投票や競争選挙が行われない事例や（Goldman 2007: 147）、工場マネージャーと労働組合の役職者が交代しただけという事例、また改選された新指導部がより深刻に腐敗、あるいは無能な場合、さらには派閥闘争に至ることもあった（Goldman 2007: 151）。「組合指導者は、選挙後に権力闘争を始めたのであり、彼らは『破壊工作者』（・・・）『敵』（・・・）といった弾圧の語彙を使って、個人的そして狭い政治的な利益を得ようとし、速やかに秘密警察の注意を引いたのである（・・・）逮捕は単なる中央の党リーダーの命令の結果ではなく、むしろ全てのレベルの党組織・組合・秘密警察・全連邦労働組合中央評議会の中の恐ろしい相互作用の結果」であった（Goldman 2007: 255）。なお、大テロ終結後の1939年4月の組合選挙では、秘密裏のうちに中央が直接、選挙を監督するようになった（Goldman 2007: 256, 258-259）。

1937年12月の最高ソヴィエト選挙については、1937年6月末の中央委員会総会において、決選投票の制度などを含めた選挙規定が決定された。憲法制定を

¹²³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 90）に基づいている。

経て1937年7月9日に制定された連邦最高ソヴィエト選挙規定によれば、最高ソヴィエトは2院制で選挙区は小選挙区制、そして候補者は共産党組織、労働組合、協同組合、青年組織、文化団体が推薦するという団体推薦制が採用された（藤田 2007: 320）。成文法上では、複数候補者の競争選挙が想定されていたのである。

しかし、この決定に先立って、西シベリア党組織トップであるエイへは、刑事犯やクラーク分子のために、反ソ分子だけが当選するだろうという覚書を政治局に提出していた¹²⁴。スターリンは、エイへに元クラークや刑事犯の弾圧を許可した（稲子 2007: 416）¹²⁵。その後、1937年6月トゥハチェフスキー元帥のクーデタ未遂事件（とされるもの）が起きる¹²⁶。この後、弾圧は急ピッチで激化していく。1937年7月2日、党機関紙『プラウダ』に最高ソヴィエト選挙の規定が発表された。まさにその日、スターリンは各地の党指導者に、銃殺と流刑・追放の対象とする「旧クラークや犯罪者」の名簿を提出するよう命じる電報を送った。地方党組織はリストを提出し、未だにその速記録が見つからない秘密警察の特別会議を経て、7月31日、スターリンは悪名高い「内務人民委員部業務命令00447号」を承認した。この命令は、秘密警察に対し、地方や州ごとに数量的な上限を定めて銃殺、流刑または収容所へ送ることを許可するものであった。リストには逮捕者29万5450人、そのうち7万2950人を銃殺としていた（稲子 2007: 417）。このリストはその後、増加を続ける。

¹²⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 92）に基づいている。

¹²⁵ なお、このエイへ自身が告発を受け、1938年4月に逮捕、後に銃殺された。1939年1月、エイへがスターリンに送った陳述書によれば、「西シベリア地方党委員会第一書記としてトロツキストたちの逮捕を許可したことがあるから」「トロツキストたちは彼に復讐する目的で陰謀をたくらんだ」。エイへ陳述書を1956年の秘密演説において引用したフルシチョフは、エイへを逮捕に追い込んだのは本物のトロツキストであったとしている（フルシチョフ 1977: 57-62）

¹²⁶ このクーデタ未遂事件とその後の赤軍に対する粛清については、平井（2012）参照。

大弾圧作戦は8月に開始され、4ヶ月以内、すなわち12月12日の最高ソヴィエト選挙までに終了するとされた（ゲティ・ナウーモフ 2000: 505; 稲子2007: 427-8）¹²⁷。選挙とテロルの結びつきは、10月に開かれた共産党中央委総会でのある地方第一書記による以下のような発言からもわかる。「我々は、選挙準備に関連して、中央委員会に対し第一カテゴリー（注：銃殺数）の制限を上方に変更するよう要請してきたし、要請し続けるであろう」（Getty 2002: 127、傍点部筆者）。

1937年10月の党中央委員会において、結局のところ単一候補者による非競争的選挙を実施すること（党員＝非党員ブロックによる統一候補擁立）が秘密裏のうちに決定された。複数候補者間競争選挙制は、完全に破棄されたのである（稲子 2007: 420; 藤田 2007: 320-321）。それでも、選挙実施と大テロルの間に関連があることは、テロルの実施にあたった秘密警察内部でも共有されていた。内務人民委員部トームスク局長は「党と政府はトロイカの活動を37年12月31日まで延ばした。ソ連最高会議の選挙まで残っているのは2、3日だが、諸君は”準備”を始め、それから”がんばり”、迅速に仕事を片付けなければならない」と、期日までの「目標達成」を促している（稲子 2007: 428）。資料から伺える事態の推移を見る限り、指導者層はぎりぎりまで最高ソヴィエト選挙を競争的な形で実施しようとしており、選挙と大テロル激化の間には一定の連関が存在すると言える（Getty 2002; Jansen and Petrov 2002; Getty 2013）。

とはいえ、選挙と大テロルの明らかな関係はここまでである。確かに1937年12月に非競争的な選挙が行われた後にも、スターリンは引き続き銃殺の上限を引き上げる書類にサインし続け（稲子 2007: 434-443）、テロルは持続したからである。選挙後の1938年1月、中央委員会総会は、弾圧の標的を変化させ

¹²⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 92）に基づいている。

るような決議を出してもいる。特に1937年後半から無実の党員が大量に除名されており（大弾圧作戦については言及されていない）、これは除名を勧めることで、昇進を図る「出世主義者」や、後から警戒心が足りないと批判されないよう保険をかけて除名をすすめる者の仕業であって、こうした人びとをこそ見つけ出す必要があるとされた（McNeal 1974: 190-191; 稲子2007: 434）。1938年6月には、各共和国レベルで選挙が行われたが、大テロルとの関連を論じる日本語・英語の研究を見つけることはできなかった。テロルは1938年後半まで持続し、唐突に終焉した。

ロシアの歴史家フレヴニュークは、テロルと選挙の関係を完全に否定している。ソ連の選挙はそもそも、投票者にいかなる自発的な行動をも許さない。候補者名簿は前もって作成される。最高ソヴィエト選挙の名簿は、政治局によって承認されていたのであるから、たとえ「反対勢力」が、何か考えにくい方法を通じて自身の候補者を名簿に載せることができたとしても、指導部はその結果を操作できた。したがって、来る選挙に関して指導部が恐怖を覚えていたとは考えられない、とする（Khlevniuk 2003: 765）。他方で、この批判については、1937年10月の党中央委員会総会までは、競争選挙の実施を可能にするための準備が進められていたらしいこと、党内役職者や労働組合役職者に対する「競争選挙」については、これを実施するよう上からの指令があったことを無視しているのではないか、との反論も可能であろう。

全体として見た場合、大テロルと1937年12月の最高ソヴェト選挙、そしてその準備のために行われた党内競争選挙との間には、因果関係が存在したと本稿は考える。すなわち、1936年の憲法改正と、1937年12月に予定されていた最高ソヴィエト選挙、および最高ソヴィエト選挙に向けた準備のために行われた党内・労働組合内の競争選挙が全く存在しなければ、大テロルは現実には起きた

ような膨大な死者を出すことはなかったであろうと考える。

歴史家たちもまた、そうした可能性を否定していない。石井は「新憲法の制定と、それを実施する作業は、古参党员集団の寡頭支配の崩壊を引き起こす要因のひとつともなった」とし、テロルと政治体制の民主化を結びつけているし（石井 2002: 336）、塩川も「民主主義が強調されるなかで、『民主主義を蹂躪している官僚主義者の摘発』というかたちでテロルが進行していった」としている（塩川 1997: 219）。

3. 選挙・大テロル・国際関係

とはいえ、選挙が大テロルを引き起こした唯一の原因であったとまでは言えない¹²⁸。これも確かであろう。大テロルは、様々な要因が複雑に絡み合って展開した政治過程の結果であって、悪化する国際情勢や国内でのクーデタへの恐怖、さらには急激な工業化と都市化に伴って人びとの間に蓄積していた不満や怒り、スターリン個人の資質や秘密警察内の政治力学まで、あらゆる要素が複合的にからみ合って、多くの犠牲者を出したのである。それぞれの要因の重要性も、時期によって、また場所に応じて、大きく異なっただろう。

とりわけ重要な要因は、国際関係の悪化であろう。大テロル期には、「ドイツ作戦」（1937年7月25日）、「ポーランド作戦」（1937年8月11日）日本との関係が疑われた朝鮮人の強制移住政策（1937年8月21日）や「ハルビン作戦・日本作戦」（1937年9月20日）のように（稲子 2007: 417-419）、敵性民族と目された人々を対象とする全面的な弾圧が行われ、それぞれ莫大な犠牲者を出した。

¹²⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013a: 89）をもとに、加筆修正したものである。

敵性民族に対する全面的弾圧は、国内のスパイ狩りを目的とした。スターリンにスパイ狩りに踏み切らせたのは、国際関係の悪化に由来するスターリンの恐怖心と猜疑心であろう（Khlevniuk 2009; Khlevniuk 2015; Harris, James 2016）。また、1936年7月にはスペイン内戦がはじまっていたことも忘れるべきではない。

実際、この時期に日本との関係は極度に悪化している。日本は1936年11月に日独伊防共協定を締結しており、こうした動きはスターリンをはじめとした首脳部に、東西から挟撃される恐怖心を与えたかもしれない。特に、クーデタ未遂事件として軍のトゥハチェフスキーが逮捕された翌1937年6月29日、ソ連軍と日本軍は乾岔子島で国境紛争を起こしている。こうした国際情勢の悪化が、スターリンの猜疑心を刺激し、大テロルを拡大させた可能性は高い。

とはいえ、大テロルを国際関係の悪化のみに帰するのも、やはり行き過ぎであろう。むしろ、1937年の最高ソヴィエト選挙と、国際関係の悪化の組み合わせこそが、未曾有の犠牲者を出す大テロルに繋がったのではないだろうか。実は、この見方こそが大テロルの犠牲となったブハーリンの解釈である。1937年12月10日、すでに逮捕されていたブハーリンがスターリンに送った助命の嘆願書は、現状を次のように分析していた。すなわち、「民主化と国際政治情勢の下で、何か大胆で偉大な計画が動いている」。「目下進行中の事態をつらつら考えて、ぼくはおよそつぎのような考えをまとめた。(a) 戦争がさしせまっている時局との関連で、(b) 民主主義への移行との関連で、全面粛清にはなにか「大きな大胆な政治構想(強調)」がふくまれている。この粛清の対象は、(a) 有罪者、(b) 疑わしい者、(c) 疑われてもしかたのない者だが、ぼくも一枚くわわらねばすまなかった」と(ゲティ・ナウーモフ 2001: 588)。

いずれにせよ、1938年の大テロル終結後、エリート選抜制度は指名制度に復

帰した。その後、ソ連が1941年に始まった独ソ戦を猛烈な犠牲を出しつつ勝ち抜き、第二次世界体制の勝者として東欧に一大勢力圏を構築したことは周知の通りである。第二次世界大戦後、政党独裁体制の基軸となるノメンクラトゥーラ制は、東欧の共産主義諸国にも扶植された（e.g., 伊東 1982）。

第4節. ゴルバチョフのペレストロイカ

本節は、1985年にソ連最高指導者に就任したゴルバチョフのペレストロイカとソ連崩壊までを記述する。具体的には、（1）ゴルバチョフの権力掌握までを概観した後、（2）1985年に権力を握ったゴルバチョフの初期の政策、（3）1989年-90年にかけて急進化した政治改革・ペレストロイカの下で複数候補者間競争選挙が導入され、（4）ソ連国家が崩壊するまでを見ていく。

1. フルシチョフ時代とブレジネフ時代

1953年の独裁者スターリンの死後、最高指導部では激しい合従連衡と権力闘争が繰り広げられた（和田 2016）。第一副首相にして内相であったベリアは逮捕され処刑されたが、ソ連～現代ロシア期まで、失脚した政治指導者が物理的に抹殺されたのはこのベリアで最後である。中央委員会の支持を受けて最高指導部レベルの権力闘争に勝利したのは、フルシチョフであった。

権力を掌握したフルシチョフの下、エリート選抜制度に多少の手直しが試みられた。1961年第22回党大会で、党綱領の改正にあわせて党則が改正され¹²⁹、党内民主化を目的とする「体系的更新原則」が採用された。具体的には、各級

¹²⁹ 1936年全人民討議と同じく、複数政党制を求める提案があったが、提案の事実そのものが公表されなかった（松戸 2011: 199）。

の党ポストに改選割合と任期制限が設けられた。最高レベルのソ連共産党中央委員会とその幹部会では、定例選挙ごとに1/4以上を改選、連続3期まで、共和国・地方・州党委員会は1/3以上を改選、任期は連続3期まで、管区・市・地区党委員会では1/2以上改選、連続3期まで、最下級の初級党組織の委員会とビューローでは1/2以上改選、書記は連続2期までとされた。体系的更新原則制度の運用に関する詳細な研究成果を見つけることはできなかったが、各地で混乱を招いたと言われている（松戸 2011: 134-135）。

そして、この体系的更新原則の導入こそ、フルシチョフ失脚の重要な要因となったと見られる（Tompson 1995: 273）。全国に散らばる中央委員が一致団結してフルシチョフを解任するために団結した原因は、中央委員たちが体系的更新原則の対象となっていたからだと考えられるのである。実際、フルシチョフ失脚後の1966年に開催された第23回党大会では党則は修正され、体系的更新原則の数値は削除された（松戸 2011: 163）。

その後、権力の座についたのがブレジネフである。フルシチョフとは異なり、「幹部安定化」政策を唱えるブレジネフの下、体制内エリートたちには身分保障が与えられることになった。研究者たちは、この時期のソ連では人事が凍結されたことを報告している。人事の安定は、水平的権力闘争を抑える効果があったであろうし、水平的権力闘争を抑えこむことは、政策に安定性と中庸を与える上でも役立ったであろう。

他方で、その弊害もしばしば指摘される。エリートにポストを保証すれば、ポストを保証されたエリートたちは仕事に取り組む意欲が減退していくであろうし、潜在的エリート層や昇進を望むエリート層は、道を閉ざされることになると予想できる。ただし、トヴェーリ州という地方を事例に、ノメンクラトゥーラ制の下で、ソ連式（あるいはロシア式）の人材登用・教育を通じた実務的

専門家を育成するシステムが確立され、「それなりのメリトクラシー」が成立していたという議論もあり（松里 1994: 327）、ブレジネフ時代を「停滞」の時期と一括りにするには慎重であるべきかもしれない。

なお1970年代のソ連では、競争選挙のもつ破壊的な効果は一部では認識されていたようである¹³⁰。名前は明かされていないが、あるソ連の政治学者が、競争選挙には、「異なった候補者を応援する労働者集団の間に（よくても）政治的競争ないし（悪くすれば）敵対関係を生み出し、その結果、民衆の一枚岩的統一は破壊されてしまう、という懸念」があると、西側の政治学者に告げている（ヒル 1984: 29）。

この時期のソ連では、99%の得票率と投票率によってソ連共産党と各社会団体の統一候補が選挙に「勝利」していた¹³¹。既に紹介したが、ソ連の選挙委員や地方ソヴィエト執行委員会に選挙人名簿を作成・更新するよう、非常に強い圧力がかけられていた（Friedgut 1979: 80）。また、高い得票率と投票率を獲得するために選挙委員が代わりに投票する場合もまれではなかったとされる（メドヴェーデフ 1974: 173）。1967年には3、1969年には6の選挙が選挙条例違反のために無効になった（Jacobs 1970: 70）。これらの事実は、既に記述した通りである。

1982年にブレジネフが死んだ時点で、ソ連体制には何らかの改革が必要であることは明白であった。ブレジネフの後を襲った元 KGB 議長アンドロポフは、国内外の情勢に関して秘密情報を得る立場にあったためであろうが、若手の改革派としてゴルバチョフを引き上げるなど、改革を志向していた。しかし、高齢のアンドロポフは書記長に就任した直後、執務能力を失い、翌年には

¹³⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 153-154）に基づいている。

¹³¹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

この世を去った。次のより保守的な指導者チェルネンコが翌1985年にやはり死ぬと、ゴルバチョフがついに権力を掌握する（ブラウン 2008: 第3章）。改革の時代の幕開けである。

2. ゴルバチョフ統治初期（1985～1987）

ゴルバチョフの改革志向は、以前より明らかであった。書記長就任前の1984年12月にはすでに、公の場で民主化・グラスノスチ・法の前での万人の平等・ソヴェト政治体制のさまざまなレベルでの自治の拡大を語っている（ブラウン 2008: 175）。ただし、この「民主化」という言葉は、政治体制の民主化といった意味ではなく、従業員集団の権利を拡大するなどの意味合いであって（ブラウン 2008: 264）、西側諸国はゴルバチョフによるこの報告を特に重視しなかった。しかし、当時のソ連共産党書記長チェルネンコが、ゴルバチョフの改革路線を牽制していたことから分かるように（ゴルバチョフ 1996: 325-326）、ゴルバチョフが現状に甘んぜず、改革に乗り出す意図を持っていたことは、共産党トップエリートたちにとって周知の事実であったようである。チェルネンコが死去すると同時に、1985年3月ゴルバチョフは最高指導者の地位を確保した。

ゴルバチョフがまず着手したのは、国際関係の改善である。ゴルバチョフは1985年8月、西側とロシア国内の双方で広く報じられた対談内で、次のように述べている。

外交政策は、国内政策の延長であると、正しくも言われてきた。もしそうなら、貴方には考えてほしいのだ。すなわち、もし我々が国内領域について偉

大な計画をもっているならば、我々が興味をもつ外的状況とは何か？

(Hough 1997: 175-176)。

このように、国際関係の改善と国内改革は、ゴルバチョフの中で密接に結びついていたのである¹³²。自身の権力基盤を固めつつ、西側との関係改善に努めたゴルバチョフの下で、東西冷戦の時代は実質的に終結した。スターリンのペレストロイカが大テロルを招いたのが、ブハーリンが考えたように選挙と最悪の国際環境という組み合わせであったとするなら、ゴルバチョフのペレストロイカは、少なくとも国際環境を改善した上で国内改革に着手するという意味で妥当なものだっただろう。

国際関係を劇的な改善路線に乗せつつ、ゴルバチョフは国内改革に乗り出す。まず、1986年2月のソ連共産党第27回大会で、新党綱領および「加速化（ウスカレーニエ）」を決議し、改革の開始を公式に宣言した。この綱領自体には存外、「保守的」なものだという評価もあったが、1986年6月16日のソ連共産党中央委員会総会では、「経済の局面だけではなく、全社会の深刻なペレストロイカ」「ペレストロイカの過程」が始まっていると述べ、その後7月31日のハバロフスク演説で「ペレストロイカという言葉と革命という言葉をイコールでつなぎたい」と語るなど、大規模な変化を起こす意図を明らかにした(e.g., 和田 1994: 28)。同じ時期、情報公開（グラスノスチ）が精力的に推進された。メディアに対する統制は緩和された。

あわせて、ゴルバチョフの発言は急進化していく。例えば1986年12月、ゴル

¹³² 和田春樹もまた、次のように分析している。すなわち「ペレストロイカが30年代に生まれた体制を変革とするならば、外の世界の見方、関係をかえることと結び付かなければならないのである。」（・・・）ゴルバチョフは「早い時期から、国内改革に着手する前から、アメリカとの関係をかえるのに努力しはじめたのである」（和田 1989: 86）。

バチョフがソ連作家連盟の集会で行った演説内容の全文が流出し、ニューヨークタイムズに全文が掲載された。演説中ゴルバチョフは、官職者の層、党機構や省機構は変化を望んでおらず、特権と結びついた権利を手放そうとしないとして、権力基盤であるソ連共産党と政府機構そのものを攻撃した。また、「グラスノスチなき民主主義は存在しない」とした。他方、「限界のない民主主義はアナーキーである」とも述べ、民主主義とアナーキーとを同一視してもいた (Gorbachev on the Future: 'We Will Not Give In,'" The New York, Times, 22 December, 1986)。

国際環境の改善、グラスノスチに引き続き、改革は徐々に党機構そしてエリート選抜制度そのものに及んでいく。ゴルバチョフ就任に前後して、共和国レベルでの幹部人事にも変化がみられるようになっていた¹³³。1987年1月の党中央委員会総会ではゴルバチョフは、ソ連の思考はおおむね1930~40年代に固定されたままであって、社会を民主化する必要があると力説し、地区から連邦構成共和国に至るあらゆるレベルの党委員会の書記を、複数の候補者から選ぶ党内競争選挙を行うことを提案した。この提案そのものは総会の決議「ペレストロイカと党の幹部政策について」に採用されなかったが (上野 1995: 331)、同年6月には地方レベルで実験的に競争選挙を実施すること、その効果を1990年1月1日に評価すると決められた。また、1987年1月中央委員会総会では「社会の民主化」も打ち出されている。2月の共和国の法令もまた同様の決議を打ち出した (Hough 1997: 153)。

この時点まで、中央委員会委員を競争選挙で選出するかどうかをゴルバチョフは明白にしなかった (ブラウン 2008: 336)。このゴルバチョフの態度は、フ

¹³³ 例えば、カザフスタンである。ブレジネフ時代には固定化されていた党人事であるが、この時期、カザフスタン出身のエリートにかわって、ロシア人割合が上昇した (地田 2004)

ルシチョフの失脚と関連があるかもしれない。中央委員を競争選挙で選出する案を強行すれば、中央委員の一致団結した抵抗によってフルシチョフのように書記長を解任される恐れがあり、そのために中央委員のポストを複数候補が出馬する競争選挙によって選ぶかどうかをゴルバチョフは明言しなかった可能性がある。

いずれにせよ、この時点までは制度変更への動きは穏健かつ漸進的であった。ある党官僚は、政治改革には10年はかかると見ていたという（ブラウン 2008: 365）。しかしながら、グラスノスチの進展に伴い、ゴルバチョフが抜擢した党中央委員会書記イデオロギー担当リガチョフと党中央委員会書記国際問題担当のヤコブレフの間には、深刻な路線対立が発生していた。問題は、スターリン期の評価にあった。グラスノスチによって、以前ならありえなかったスターリン体制の全面否定論が大っぴらに語られるようになったため、イデオロギー担当のリガチョフが、この動きに反発していたのである（Harris, Jonathan 2004: 33, 39）。

また、グラスノスチの成果の1つとして、党エリート層はゴルバチョフ路線を公的に批判するようになった。1988年11月、クラスノドール辺区党第一書記ポロスコフは、中央委員会機関誌上で、進行中の党内民主主義が、党による人事統制を破壊していること、生産組織や党組織が上級機関による指名を拒絶して独自の候補者を選出していること、そうした人々の一部は「危険な規律のない指導者でおしゃべり屋」であると論じ、党内民主化プロセスを公然と批判しはじめた（Harris, Jonathan 2004: 54）。こうして、ゴルバチョフによる党・政府機構に対する直接的な攻撃、党・政府機構内部からの指導部の路線に対する攻撃、そしてスターリン時代の評価をめぐる対立が表面化していった。とはいえ、この時点までは制度改革の動きそのものは漸進的であった。

ここで、ペレストロイカの急進化の端緒となる事件が起きる（1988年3月）。いわゆる「ニーナ・アンドレーエヴァ事件」である。この事件は、レニングラード化学大学の女性講師アンドレーエヴァによる「原則を踏み外すことはできない」という投書が、雑誌『ソビエト・ロシア』に掲載されたことに端を発する。ゴルバチョフ外遊中というタイミングで発表されたこの文書は、「保守派」によるゴルバチョフに対する巻き返しと受け取られ、ソ連国内の知識人をふくむ多くの人々は、潮目が変わったと判断して、言論活動を差し控えた。外遊から帰国したゴルバチョフは巻き返した。投書の掲載を許可したイデオロギー担当のリガチョフは、ゴルバチョフによって遠ざけられ、影響力を失っていった（ブラウン 2008: 345-350; Hough 1997: 147）。

3. 連邦レベルと地方レベルの競争選挙制導入（1989～1990）

このアンドレーエヴァ事件後、ペレストロイカは急進化する。1989年、ソ連史上初の競争的な選挙であるソ連最高人民代議員大会選挙が行われた。翌1990年には地方人民代議員大会選挙が実施される。これらの選挙が、ソ連共産党の党組織の破壊とソ連国家そのものの解体を帰結するのである。ここでは、1989年のソ連人民代議員大会選挙後、人事統制が不可能になっていく状況を概観する。

アンドレーエヴァ事件の後、1988年6月28日から7月1日まで開催されたソ連共産党第19回党協議会においてゴルバチョフは、ソヴィエト民主主義に対する改革案を急遽、提案し、不意打ちに近い形で決議させた。改革の骨子は、以下の5点にまとめられる。（1）ソヴィエト選挙を複数候補制で行うこと、（2）ソヴィエト議長には対応する党委員会の書記を推薦すること、（3）地方の党

第一書記は通常、ソヴィエト議長を兼務すること、(4) 地方選挙区選出代議員・民族地方選挙区選出代議員・社会団体選出代議員から構成される連邦人民代議員大会を設置すること、(5) この連邦人民代議員大会が、最高会議を選出すること(和田 1990: 81-82)。

改革案のトリックは、最初の3点にあった¹³⁴。すなわち、(1) ソヴィエト選挙を複数候補制で行うこと、(2) ソヴィエト議長には対応する党委員会の書記を推薦すること、(3) 地方の党第一書記は通常、ソヴェト議長を兼務することという3つの規定によって、ソヴィエト選挙に落選した党第一書記は、同時にその職を失うことになってしまった(ブラウン 2008: 364)。各級党第一書記ポストを維持できるか否かが、ソヴィエト選挙の当落と直接的に結び付けられたのである。ゴルバチョフ側近のシャフナザロフは、このやり方に反対したが、ゴルバチョフは「いずれにしても、進歩的で前向きな人々は選出されるだろう」。新体制のもとでもそれらの進歩的な人々は生き残るだろうが、党官僚のうち生き残れない保守派党員は少なくあるまい、と改革を強行した(ブラウン 2008: 364)。

しかし、改革が極めて短期間のうちに進められたことには、強い批判が寄せられた。ゴルバチョフによって遠ざけられていたリガチョフは、その回想で、ソ連最高人民代議員大会選挙に適用される新選挙法はわずか一ヶ月で制定されており、これほど重要な制度変更がこれほどの短期間でなされたことに強い不満を表明している(リガチョフ 1993: 76-77)。

さらに、ソ連共産党上層部は党組織に選挙に介入するなという指示を送り続けていた。上述の制度デザインの下で、党組織が候補者調整を行わなければ、

¹³⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文(豊田 2017: 154)をもとに、加筆修正したものである。

共産党員の同士討ちが必然的に発生する。最高指導者層はむしろ、同士討ちを奨励したのである。

ゴルバチョフのやり方をよく示すのは、人民代議員大会選挙を一ヶ月後に控えた 1989年2月20日、ウクライナの党リーダーと並んでゴルバチョフが行なった演説である。この時、集会参加者がウクライナ党指導者層は自身にとって最も好ましい候補者を選出していると批判したところ、ゴルバチョフは次のように語った。「クレムリンの圧力だけでシステムを刷新 (shake up) することはできない。我々は上から圧力をかけるので、あなた方は下から圧力をかけ続けなさい。この方法によってのみ、ペレストロイカは成功する」 (Burns 1989)。ゴルバチョフの発言は、TV を通じてソ連国内で放映された。しかし、上と下からヒエラルキーに圧力をかければ、ヒエラルキーそのものが破壊されるのではないかといった問題には、ゴルバチョフは無関心であったように見える。

いずれにせよ、中央アジアの共和国レベルのように共和国レベルでは候補者指名プロセスを統制した場所もあったが (e.g., 地田 2004)、全体として候補者調整は行われなかった¹³⁵。結果として「同じ共産党員が複数立候補している状況ではどちらを応援していいか判らない。党の役員が立候補しているからといって、党役員の候補に投票を集中せよと党員に指令を出すこともできない」 (和田 1990: 217-218) 状況となり、共産党員の同士討ちが起きた。1989年の人民代議員選挙後、ソ連共産党政治局員メドベージェフはこの点を批判した。「多くが成行きまかせで進んだ。州委や地区委の書記たちが互いに代議員のポストをめぐる争った」 (ゴルバチョフ 1996: 535)。

¹³⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2017: 154) をもとに、加筆修正したものである。

当選した人民代議員の87%までは共産党員であったが¹³⁶、候補者選出過程においても選挙キャンペーンにおいても何の役割も果たさなかったのだから、ゴルバチョフをはじめソ連共産党の最高指導部には、選出された人民代議員たちを統制する手段はなかった。これはゴルバチョフ自身が認めている（ゴルバチョフ 1996: 546-547）。政治学者も、民主集中制とか党内人事におけるノメンクラトゥーラ制が崩壊したこと（ブラウン 2008: 361）、権力基盤の崩壊をもたらす一つの契機になったとしている（Hough 1997: 261）。

こうして、全連邦レベルでの党ヒエラルキーは弱体化し、消滅に向かっていたと考えられる。1989年5月の党中央委定例総会で、リガチョフは再び声明を出し、ペレストロイカを批判した。曰く、国内の政治的出世主義の傾向が強まっており、現状をみると、1937年夏の弾圧の時代に近づいているというのであった（リガチョフ 1993: 165-166）。

選出された代議員たちは事実上の派閥を組織した。1990年2月の党中央委員会は、選挙で支配政党の地位を維持することを目的としつつ、民主集中制を維持し、派閥の存在を許さないという中央委員会政綱を採択したが、無駄であった。こうしてレーニン以来の伝統であった党内分派禁止の原則が破られた。ゴルバチョフは、1990年3月—4月、ソ連大統領職を創設し、大統領に就任した。

そして、ソ連の一党体制を保証していた憲法第6条が改正される。公式制度上は複数政党制へと移行したのである。また、これまで独自の党組織をもつことが許されなかったロシア共和国でも、ロシア共産党創設の動きが加速化した。あわせて1990年の第28回党大会において、エリツィンが（当時ロシア最高会議

¹³⁶ ただし、リトアニアでは非共産党の人民戦線組織が42人中36人の代表を送った（志摩 2004: 216）。

議長) が共産党からの離党を表明した。尚、1988年以後も共産党内での競争選挙の実施を促すなど共産党改革のための試みが続けられていたが (Ogushi 2008: chap 4) 、党に所属する意義、党に服従する意義が失われた状況では、大きな成果を上げることはできなかったと思われる。

4. ソ連崩壊 (1991)

ソ連共産党およびソ連の解体を決定付けたのが、直後の1990年3月に行われた地方人民代議員選挙である。共和国・州・市の選挙で、共産党は再び分裂を重ねた。その結果、共産党員の政治家は、党に見切りをつけはじめた (和田 1990: 222-223) 。新たに競争的選挙によって選出された共和国は、中央からの分離傾向を強めた。さらに、共産党による統制が消滅した上に、各共和国レベルで競争選挙を行ったこともあり、「民族問題」が激化した。現在は、言論の自由を保証した上で何らの統制も行わずに競争選挙が導入される場合、権力を争う政治家たちが民族問題というイシューを取り上げることは、政治学的な常識となっているだろう。しかし、1990年の段階では、競争選挙と民族感情の激化に関して、多くのことは知られていなかった。実際、当時のソ連専門家は、このタイミングで民族問題が噴出することは想定外であったろう。

中でもいち早く対立が先鋭化したのが、ペレストロイカが本格化して以降、民族意識が高揚し、独立志向を強めていたバルト3国特にリトアニアであった (志摩 2004: 218) ¹³⁷。リトアニア共和国の選挙では、反共産主義で独立志向のナショナリストが勝利したため、共産党との対立が激化し、内戦寸前の状況に至った。この状況を見たゴルバチョフは、秩序回復のために再集権化に舵を

¹³⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2017: 155) をもとに、加筆修正したものである。

切る（Harris, Jonathan 2004: 141-142）。1991年1月、リトアニアに対して直接統治を布くことをゴルバチョフが示唆すると、現地治安機関は市民に対して武力を行使した（Harris, Jonathan 2004: 141-142; カセキャンプ 2014: 275-276）。この武力行使についてゴルバチョフは関与を否定、現地での独断専行と主張するが、暴力行使の可能性を伴う再集権化の動きは、ソ連共産党とは別個に権力基盤を築きつつあった共和国政府から大きな反発を呼ぶ。ロシア共和国の指導者エリツィンは、ただちにバルト共和国を支持する側に立った。ゴルバチョフは、エリツィンとの妥協を模索したが、すでに「ロシア共産党」（ソ連共産党ではない）はゴルバチョフの統制を離れており、1991年3月、ロシア共和国共産党がエリツィンをロシア共和国最高会議議長から罷免しようとしたため、エリツィン支持者とロシア共産党の間で決定的対立が持ち上がった（Harris, Jonathan 2004: 142）。ゴルバチョフは事態の激化を押し留めたが、状況は連邦大統領であるゴルバチョフの手を離れ始めていた。

連邦政府と共和国政府の関係は、極度に不安定化していた¹³⁸。ゴルバチョフは連邦政府と共和国間関係を律する新連邦（同盟）条約を締結し、中央＝地方関係の制度化を図ったが、この新連邦（同盟）条約はソ連政府の権限を大幅に弱めるものであるとして、軍・秘密警察そして共産党の一部勢力がクーデタに走った。しかし統制がとれておらず、短期間で失敗した。

このクーデタ未遂事件は、ゴルバチョフにとって致命的であった。ゴルバチョフが治安機関さえ統制していないことが露見したからである。党機構を通じた人事権を持たず、治安機関の服従さえ調達できないゴルバチョフは、もはや独裁者とは言えない。

¹³⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 156）をもとに、加筆修正したものである。

この時点で、広大なソ連領土に、全国的基盤をもつ政治主体は存在しなくなった¹³⁹。ソ連国家を維持するための条約締結の試みは続けられたが、連邦レベル・共和国レベルその下の自治共和国レベルで錯綜する利害と意見を一致させることはできず、またロシア共和国指導者エリツィンや、ウクライナ共和国指導者クラフチュークは、条約の合意を共和国議会に強制するだけの制度的基盤を持っていなかった。少なくとも、そのように語ることで、連邦条約交渉の締結をやり過ぎしている（塩川 2007: 541, 563）。実際、ソ連崩壊後のロシア共和国やウクライナ共和国の執行権力の情勢を見れば、この時点の各共和国の指導者層が、決定を自らの「議会」に押し付けるだけの制度的基盤を持っていなかったと考えるても、それほど不自然ではないだろう。ソ連は崩壊に向かった。

ソ連＝ロシアの政治学者、ミグラニャンは、1991年7月に行われた北海道大学スラブ研究センターのシンポジウムで、ゴルバチョフのペレストロイカを辛辣に批判している¹⁴⁰。ミグラニャンによれば、改革派の指導部は、自らが改革しようとする体制の性質を理解しておらず、党を破壊することで垂直的な権力の軸、効率的な執行権力を失ったとする。現在は、垂直的権力構造と権威主義的な性格を有する執行府を再建する必要があり、不幸なことに現状での民主化は不可能だという（Migranian 1992）¹⁴¹。

¹³⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 156）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁴⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 156-157）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁴¹ 1989年以降、ソ連＝ロシア国内では学者の間で「権威主義論争」が盛んに行われたが、論客の一人がこのミグラニャンであった。ミグラニャンは、「リアリストであるとともに、不可能なことも要求するロシアの急進的インテリゲンツィヤの伝統は現在も繰り返されている」「私は現時点においては独裁、独裁者を求めるのだ」と主張した。これに対し、権威主義的な指導者によって現状の困難を解決し、社会的合意・統一の枠組みを求める心理はすでに20年代半ばにも見られ、それはスターリン独裁への地ならしの役割を行うことになったの

ソ連の後継国家となった新生ロシア連邦共和国であったが、1990年代を通じ、その国力および国際政治上のプレゼンスは急激に低下していった。大統領エリツィンは、議会と衝突を繰り返し、ソ連時代からくすぶり続けていたロシア連邦内部の独立問題は、血まみれのチェチェン紛争として表面化した。価格の自由化をはじめとする急激な経済の自由化は、破滅的なインフレーションを招いた。破綻する経済を尻目に、国有企業の民営化過程で膨大な富を蓄積する富豪（オリガルヒヤ）が現れ、貧富の格差は急激かつ不可逆的に拡大した。経済格差は、再建したロシア連邦共産党の支持基盤を提供し、共産党と非共産党勢力の激しい権力争い（1996年大統領選挙など）を引き起こした。また、1993年に制定されたロシア連邦憲法は連邦大統領に強力な権限を与えるものであったが、他方で連邦政府は連邦構成主体に対して弱体化し（溝口 2016）、連邦政府は財源不足に苦しめられることになった。この間、社会不安も拡大し、例えば自殺率は急激に上昇していった。

ロシアに再び垂直的な権力構造が成立するのは、1999年、大統領エリツィンがそれまで政治的には全く無名であったプーチンに政権を禅譲し、新大統領プーチンの下で、各地の勢力を糾合した支配政党「統一ロシア」が誕生して以降のことである（e.g., 油本 2015）。だが、統一ロシアの下で権力の垂直構造を再

だという反論が行われた（中村 1991: 27, 31-32）。共産党の分党を通じた複数政党制への移行を進言していたヤコブレフは、1992年に出版された著書において、「一党制は、独占であり、それはどうやっても「必然的に停滞や腐敗に引きつけられ、社会に汚職と無気力の種を蒔く」が、「党の数が何十にもなり、その大部分が互いにほぼ同じような物差しで測れる場合には、妥協の模索を促すというよりもむしろ社会を分裂させる。政党の数が溢れるほどあって政治的な安定が促されたためしは、どこにもない」ので、二政党制が好ましい。他方、「このような構図を設計したり、まして人工的に植えつけるなどということではない」「二政党制の政治体制は第三の諸政党の登場や政治競争への参加の可能性を一切、禁止したり制限してはならない」としている（ヤコブレフ 1994: 272-273）。

建したロシアは、アメリカをはじめとする「西側」諸国と激しく衝突するようになっており、国際関係が悪化している。ロシア政治の今後の展開は、予断を許さない。

第5節. 結論

本章は、ソ連におけるエリート選抜制度の変遷を時系列的に記述することを通じて、指名制度が二重の権力闘争を抑制する一方で本人＝代理人問題の悪化及び指標歪曲の問題を招くこと、他方、組織化された野党が存在しない複数候補者間競争選挙制度は、政治秩序を危険にさらすことを見てきた。以上の事実は、第3章で導いた理論命題の観察可能な含意によく合致する。

これまで、第4章と第5章でメキシコとソ連がともに指名制と複数候補者間競争選挙制の間で動揺を繰り返したことを見てきた。次の第6章は、メキシコにおいて複数政党制が成立する過程を見る。

第6章. メキシコにおける複数政党制の成立

もしメキシコの事例を他の事例から切り離して評価すれば

賞賛に値する点が少なくとも二点ある

先ず第一は、発明の才ないしはその創意工夫である

そして、第二は困難な実験を巧妙かつ上首尾に

処理・運営しているその能力である

ジョバンニ・サルトーリ 『現代政党学』

本章の目的は、1977年の政治改革によってメキシコに複数政党制が成立したことを確認し、複数政党下で生起すると予想される事態がそこで実際に観察されるかを確認することである。複数政党制では、以下が予想される。

命題3：組織化された野党が存在し、これが支配政党に対し競争選挙を通じて挑戦する複数政党制の下では、二重の権力闘争は抑制されると同時に、選挙結果の指標歪曲の問題は緩和され、選挙結果は大衆の支持の度合いに関する正確なデータを伝達する。

続く4節において、これらの命題の妥当性を確認する。第1節は、現在から振り返ってメキシコ政治の転機となった1977年政治制度改革について、改革を主導したレジェス＝エロレスの演説やインタビューから、その公にされた意図がいかなるものであったかを確認する。第2節は、この1977年の制度改革が与野

党に与えた効果、および1988年の制度的革命党の分裂までを記述する。第3節は、1977年制度改革によって野党の組織化が進み、エリート選抜制度として複数政党制が成立し、上述の理論命題が経験的に確認できることを見る。第4節は、1970年から2003年までの市町村選挙の結果を計量的に分析し、命題の予想が経験的に支持されることを示す。

第1節. レジェス・エロレスと政治改革

1976年7月、6年に一度のメキシコ大統領選挙が行われた¹⁴²。野党・国民行動党は内部の路線対立から候補者を擁立できなかつたため、選挙は無競争のまま制度的革命党の候補者ポルティエヨが圧勝した。メキシコが、一党独裁体制に最も接近した瞬間であった。ここで新大統領ポルティエヨ（任期1976～1982）は、前大統領エチェベリアの下で制度的革命党幹事長を務めたレジェス＝エロレスを内務大臣に起用する。このレジェス＝エロレスの下で、メキシコ政治の転換点になる「連邦政治諸団体・選挙手続き法」制定をはじめとする一連の「政治改革」が行われる。このレジェス＝エロレスが、1963年の選挙制度改革に賛意を示したのはあまりに楽観的であったと、1971年に公式に認めた人物であることは、すでに見た（第4章第4節1参照）。

1971年に公に自己批判を行ったレジェス＝エロレスであったが、内務大臣に就任する以前から、野党の必要性そのものについては繰り返し主張している¹⁴³。1973年、連邦下院議員選挙に際し、当時は制度的革命党の幹事長であったレジェス＝エロレスは、次のように述べている。「よりよい民主主義は、多数

¹⁴² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 131）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁴³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 132）をもとに、加筆修正したものである。

政党内部と野党の改善をともに必要とする」。「メキシコの民主主義のあり方を改善するうえでは、何がしかは、野党にもかかっている」。野党は、「(政府を) 助けるために抵抗する」(Reyes Heróles 1996: 60-61)。

だが、既存の最大野党・国民行動党に対してレジェス＝エロレスは極めて批判的であった¹⁴⁴。1975年7月、レジェス＝エロレス全集において初公開されたレジェス＝エロレスと大統領警護隊との会談においては、野党へのいら立ちが率直に表明されている。「大きな野党は選挙を活性化させる」のに役立つ。しかし、「我々は、野党をもたない」「野党に補助を与えようか？野党を人工的に創りだそうか？もう試したのだが、機能しない」。なぜなら、野党とは「それ自身によって、野党に属する人間の能力によって、生まれてくるものでなければならない」からである(Reyes Heróles 1996: 173)。その後1977年8月、内務大臣に就任して制度改革プロセスを開始したレジェス＝エロレスは、同じことを議会演説で繰り返している。すなわち、「法律によって政党をつくりだすことはできない。政党とは、自ら生まれてくるものだ」¹⁴⁵。また、「それらの政党は全国に存在しなければならず、その一部だけにあってはならない」。政党は全国的基盤を持たなければならなかったのである(Reyes Heróles 1996: 229)。

これらの発言が単なる空語でなかったことは、内務省の資料からもうかがえる。1975年、制度的革命党幹事長時代のレジェス＝エロレスは、政党として未だに認可を与えられていなかった左派政治諸団体に対し、相互に連携するならば政党登録を与えるという条件を提示するなどの働きかけを行っていた。だが、この働きかけは実を結ぶことはなかった。左派政治諸団体は、提案を受け

¹⁴⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文(豊田 2013b: 132)をもとに、加筆修正したものである。

¹⁴⁵ AGN, Sala 1, Jesús Reyes Heróles, IPS 7, fs242-3.

ることは政府の罨に落ちることだとして拒絶したからである¹⁴⁶。

では、レジェス＝エロレスは全国野党による政治参加をなぜ必要だとしたのか。少なくとも2点を指摘できる。第1に、現状の統治の在り方に対する批判があった。この点は、1974年9月25日、大統領エチェベリアとの朝食会に際してレジェス・エロレスが作成した議題のメモから伺える。このメモは、体制が硬直化しつつあることを指摘している（Reyes Heróles 1996: 462, 227）。

第2に、レジェス＝エロレスは政治暴力の勃発を危惧していた。大統領との朝食会用のメモは、コロンビアを引きつつ、「制度の道への政治的發展を加速し、暴力の勃発を回避する」必要があるとする（Reyes Heróles 1996: 109）。コロンビアでは、選挙結果にかかわらず全ての公職ポストを保守党と自由党との間で分け合うという政治的取り決め（「国民戦線（Frente Nacional）」）が結ばれていた。その一方、左派ゲリラが勢力を伸ばしていた。メキシコでも当時、左派ゲリラの活動が散発的に続いていたことと考え合わせれば、政治暴力を回避するために政治制度の發展が必要であるとレジェス＝エロレスは見ていたのである。

大統領との朝食会向けのメモは、内務大臣就任後のレジェス＝エロレスの公式発言とも平仄が一致する。1978年の憲法記念日における演説で、レジェス＝エロレスは次のように語った。すなわち、「野蛮なメキシコ（México Bronco）は（・・・）、墓場に収められているわけではないと考えている。それは、眠っているのだ」。「もし野蛮なメキシコを呼び覚ませば、我々全ては敗北するであろう」（Reyes Heróles 1996: 230）。メキシコ革命のような事態の再来を恐れていたのである。

制度改革の必要性を繰り返し訴えるレジェス＝エロレスは、可能なことと不

¹⁴⁶ AGN, Sala 1, DFS, 48-88-L5, 75/8/2, Partido Mexicano de los Trabajadores.

可能なことを明確に区別する政治家でもあった。大統領警護隊との面談で、レジエス＝エロレスは言う。「当選者 (electos) の多くは、個人的な利益をもって (政治を) 行っている」。

いかなる国においても、人間が政治においてある程度の野心をもって行動することを妨げることはできない。問題は、その野心が正当で、正統性があり、昇進するにそって自然と望める程度に留まっているか、爆発したり、汚職、裏取引、容易な蓄財を可能にするものかどうかであると言いたい (・・・) 政治の進化には、実際的に跳躍は存在しない。ゆっくりとした永続的な歩みがあるだけである。その上で、我々、政治家にとっての関心事の一つは、流血と軍の介入を避けることである (Reyes Heróles 1996: 181)。

レジエス＝エロレスが折に触れて行った公式・非公式の発言からは、次のような3つのテーゼを引き出すことができるだろう。第1に、全国的な基盤をもつ野党が必要とされていること。第2に、野党は、暴力の勃発を回避するために必要であること。第3に、制度の進化は漸進的にのみ可能であると認識していたこと。

1976年に成立したポルティエヨ政権が内務大臣に指名したレジエス＝エロレスは、1979年5月に解任されるまで、政治改革をリードすることになる。

第2節. 1977年制度改革

1977年4月1日、ゲレロ州都チルパンシンゴで、就任まもない内務大臣レジエス＝エロレスは「制度改革 (Reforma Política)」に乗り出す意向を公にした

147。大多数の人びとにとって、この発言は青天の霹靂であった（Klesner 1988: 288）。直後から、制度的革命党をふくむ野党および政治団体、有識者が参加する公聴会が開催され（公聴会については浩瀚な報告書が公刊されている）、1977年12月「連邦政治諸団体・選挙手続き法（Ley Federal de Organizaciones Políticas y Procedimientos Electorales）」制定に至った。

レジェス＝エロレス本人は、この制度改革は危険や圧力によって促されたものではなく、むしろ、政治改革こそ危険や圧力をもたらすだろうとしているが（Reyes Heróles 1996: 555）、英語で出版された比較政治学の研究は、この連邦政治諸団体・選挙手続き法を、独裁者／体制内エリート側が一方的に利益を得るものだと論じることが多かった¹⁴⁸。すなわち、改革は、独裁者が体制の支持の程度を知り、左派勢力をフォーマルな政治プロセスに取り込み、さらに野党勢力を分断する目的で行われたとしてきたのである（Eisenstadt 2004: 35-37; Magaloni 2006: 25）。しかし、政治改革の詳細をそう単純に割り切ることはできない。実際には、制度的革命党に不利益をもたらすような規定も含まれていたからである。レジェス＝エロレスが1978年2月5日の1917年憲法記念日の演説で強調したように、「（政治改革は）あちらの政党や、こちらの政党に利益を与えたり、損害を与えるものではな」かった（Reyes Heróles 1996: 228）。具体的に見てみよう。

改革は、主に、以下の6点から成り立っていた¹⁴⁹。①左派政治犯の釈放と政党認可要件の緩和、②メキシコ固有の特徴を有する小選挙区比例代表並立制の採用、③野党のメディアへのアクセスを保証、④人口3万を超える市町村の市

¹⁴⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 133）に基づいている。

¹⁴⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 133）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁴⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 133）に基づいている。

参事会（市議会）ポストを、比例代表制によって分配、⑤公式に認可された政党に地方選挙への参加権を保証、⑥有権者名簿作成プロセスの改善である。最初の2点は、確かに野党勢力を分断する効果をもたらす。他方、③から⑥は、与党・制度的革命党内の体制内エリートにとっては不利である。そこで次に、改革の最初の2点に対する野党側の反応を概観し、その後、与党・制度的革命党の反応を見ることとする。

1. 野党に対する政治改革のインパクト

まず①左派政治犯の釈放と政党認可要件の緩和、②メキシコ型・小選挙区比例代表並立制の導入は、野党の分断効果を持っただろう¹⁵⁰。これは制度の詳細を検討すれば明らかである。まず①は、左派勢力が、公式な制度プロセスに参加するのを容易するものであった。特に、政党認可要件の緩和が重要である。この改革により、「条件付き認可」政党というステータスが新設された。これは、一定の期間、継続して活動している政治団体に、暫定的ながら連邦選挙に参加することを許すものである。さらに、条件付き認可政党として参加した連邦選挙で1.5%の得票率を達成すれば、公式認可政党に昇格できるようになった。従来の制度では、認可政党のステータスを獲得するのが極めて難しかったことを鑑みれば、新政党の参入が格段に簡単になった。

また、②の改革によって導入された特殊な小選挙区・比例代表制並立制は、左派政党が議会にアクセスするのを容易にする一方で、最大野党・国民行動党に不利益をもたらすと予想された¹⁵¹。比例代表枠の100議席は、メキシコ全土を複数の比例区に分割した上で、野党にのみ配分されるものであり、また、各

¹⁵⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 133）に基づいている。

¹⁵¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134）に基づいている。

比例区に対応する小選挙区の1/3以上で候補者を擁立しなければ、比例議席の割り当て対象にならなかったからである。つまり、複数の小選挙区で候補者を擁立し、しかも新規に選挙に参入する左派野党と競争しなければ、野党・国民行動党は比例代表枠の議席の配分に与ることができなかつたのである。

また、連邦選挙に参加しない政党はただちに公式認可政党としての資格を失うことになった¹⁵²。この規定が、1976年の大統領選挙に候補者を擁立しなかつた国民行動党に対するペナルティだったということは、十分にありうる。公式認可政党というステータスは、選挙管理を司る「連邦選挙委員会」での投票権（条件付き認可政党にはオブザーバー権のみ）、地方選挙への参加権利を保証するものであつたから、国民行動党は公式認可政党ステータスを失うわけにはいかなかつたであろう。

既存の最大野党・国民行動党からすれば、この①と②の規定によって、選挙ボイコット戦術を封じられ、唯一の実効的野党という立場を喪失し、さらに新たに登場してくる左派政党との競争を強いられたわけである¹⁵³。不利益は大きく、この点をもちろん国民行動党も理解していた。1978年2月、国民行動党幹事長ビセンシオ＝トバルは、制度改革は間接的に国民行動党を支配することを狙いとしていると認めた。だがそれと同時に、「政府自身を明らかに利するような特定の制度を作り出しつつ、（引用者注：そこから生じる）不都合な二次的効果を避けるのは（・・・）不可能である」（Loaeza 1999: 322-323）として、新しいゲームのルールに従うべきだとも主張した。制度改革は制度的革命党が圧倒的な議席を占める議会で可決されたのであるから、この制度の下で最善をつくすべきだというのである。

¹⁵² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134）に基づいている。

¹⁵³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134）に基づいている。

実際、新制度が単なる分断統治のために導入されたという考えは、一面的である。確かに、左派政党の新規参入によって、反制度的革命党票は左右の野党に分断されたであろう。しかしながら、拘束名簿式の比例代表制の導入は、野党執行部の権限を強化し、野党組織の一体性を高める効果をも有した。この点については、後述する。また、そもそも、先にみた既存の選挙制度（小選挙区制と党議員制の組み合わせ）の下で、野党・国民行動党は内紛から大統領選挙に候補者を擁立することさえできなかったのであるから、野党分断が目的ならば、既存制度の維持でも十分であったとも言える。

国民行動党の内部で新制度を受け入れるか否かを巡る議論が行われていた最中、政権側は、国民行動党の執行部を援助するような興味深い行動に出た¹⁵⁴。1978年のコアウィラ州モンクロバ市の市長選挙に、大統領みずから介入、国民行動党を勝利させていたのである。このモンクロバ市選挙では、国民行動党は11308票、制度的革命党は10104票を獲得し、最終的には僅差で国民行動党が勝利したが、実際には、国民行動党幹事長であるビセンシオ＝トバルを筆頭とした野党執行部の面々と、大統領ポルティエヨと、内務大臣レジェス＝エロレスが直接、面会をして引き出した条件であった。この面会において、大統領ポルティエヨと内務大臣レジェス＝エロレスは、トレオン市の選挙結果についてはどうしようもないが、モンクロバ市については、ポジティブな結果を出す約束したという¹⁵⁵。実際、制度的革命党内でコアウィラ州の選挙結果をめぐって対応が協議されていたことが、1978年12月11日付け「制度的革命党・全国執行委員会によるモンクロバ、トレオン、ムスキスの事例のケースへの解決策の選択肢」と題された内務省・政治社会調査局のメモから分かる。メモに

¹⁵⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 135）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁵⁵ CEDISPAN, COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL-1/1978/2-74: 28-29.

よれば、制度的革命党は、モンクロバの選挙結果について、選挙を無効として暫定市長を任命するか、制度的革命党の勝利としつつ、候補者に辞退させるか、あるいは国民行動党の勝利を認めるか、制度的革命党の執行部が複数の選択肢を考慮していた¹⁵⁶。

2. 制度的革命党に対する政治改革のインパクト

歴史の後知恵を借りて言えば、改革は制度的革命党に不利益をもたらし、国民行動党には有利に働いた¹⁵⁷。旧制度下の1976年連邦議会選挙での国民行動党の得票は135万票あまりであったが、新制度の下で行われた1979年の連邦議会選挙では148万票、経済危機のさなかの1982年選挙では363万票を獲得し、大躍進を果たすからである。国民行動党の執行部は、1978年の就任以来、選挙ボイコット派のとの対立や党内規律の欠如と言った問題に悩まされていたが¹⁵⁸、国民行動党内の「選挙ボイコット派」は次第に勢力を失っていった（Loeza 1999: 319; Klesner 1988）。

制度改革のうち、残る③野党のメディアへのアクセスを保証、④人口3万を超える市町村の市議会ポストを、比例代表制によって分配、⑤公式認可政党に、地方選挙へ参加する権利を保証、⑥有権者名簿作成プロセスの改善といった改革の内容は、実際に選挙を戦わねばならない制度的革命党の体制内エリートにとって、大きな不利益をもたらしたに違いない¹⁵⁹。実際、地方の制度的革命党組織に対し、野党を通じて圧力をかけることこそが改革の狙いであるという観

¹⁵⁶ AGN, Sala 2, IPS, Caja1483D, Ex18, fs314-315.

¹⁵⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁵⁸ CEDISPAN, COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL-1/1978/2-74: 40-42.

¹⁵⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134）に基づいている。

測が、1977年12月、独立系の新聞『ウノ・マス・ウノ』に掲載されている (Unomásuno, 12, dic, 1977, Cited by Klesner 1988: 283)。

政府と党が改革に異なる対応を示したという事実は、この見方を裏付ける¹⁶⁰。競争選挙に直接、さらされることのない経済担当省庁の閣僚（国有財産省大臣や通信交通省大臣）や内務省の官僚、制度的革命党のシンクタンク「政治経済社会研究所」の所長らは、改革に賛成したが（Klesner 1988: 280-1; Middlebrook 1986: 134）、当時の制度的革命党幹事長ペレスをはじめ、州知事以下の地方エリートや、制度的革命党の労働部会で大きな影響力をもつ「全国労働総同盟」は、改革に反対したのである（Middlebrook 1986: 132-4）。内務官僚に対する匿名インタビューによれば、改革は党の自殺を意味すると幹事長ペレスは考えていたという（Klesner 1988: 282-3）。このインタビューは、1980年代、制度的革命党が未だに盤石に見える時代に行われたことに注意すべきである。

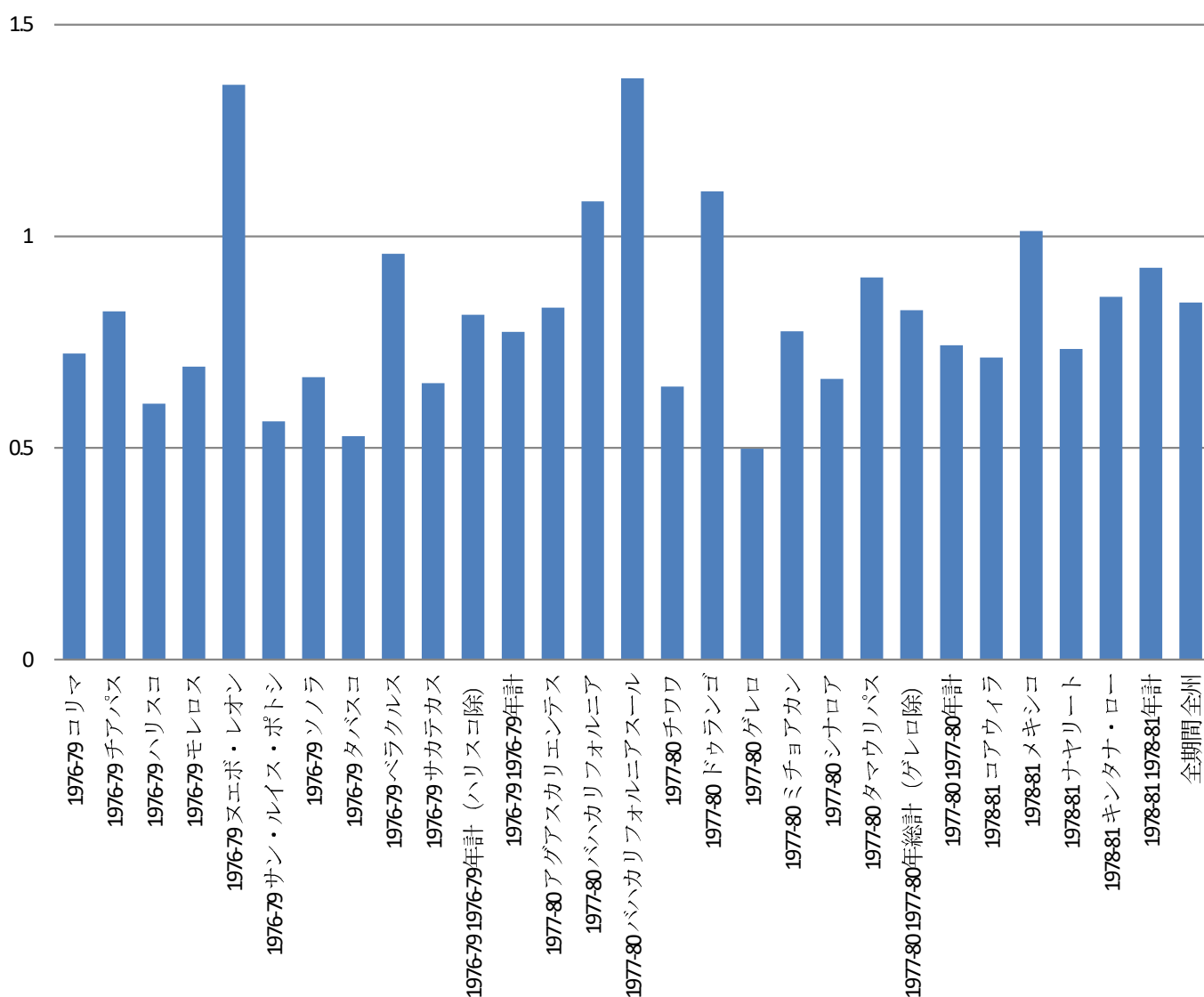
国政レベルにとどまらず、地方レベルでも政治改革は国民行動党にとって有利に働いた¹⁶¹。これは、連邦政治諸団体・選挙手続き法（1977年12月制定）の制定前後での市町村選挙の結果を比較すれば明らかとなる。図1に、改革後の制度的革命党の総得票数を、改革前の総得票数で除したグラフを示した。メキシコでは3年ごとに市町村選挙が実施されるが、州ごとに周期は異なるため、76年～79年、77年～80年、78年～81年の3波にわけて、結果を示している（紙幅の関係からメキシコ共産党など中小の左派勢力の票は示していない）。第3波の諸州について、1975～78年ではなく1978～1981年を比較したのは、1975年選挙のデータは不備が多かったためである。新選挙法制定の直後の1978年の

¹⁶⁰ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 134-135）に基づいている。

¹⁶¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 135）に基づいている。

選挙と1981年との比較は、新選挙法がもたらした時系列的な変化を見る上では妥当だと思われる。データが利用可能な25州のうち5州を除き、制度的革命党の総得票数が大きく低下していること、特にゲレロ、ハリスコ、タバスコ州でほとんど半減したことがわかる。

図6-1：制度改革以前／以後の市町村選挙における制度的革命党得票率変化
(州単位)



出所：Banamex（2001）より筆者作成（豊田2013b: 138）。

3. 新自由主義改革の進展と制度的革命党の分裂

改革から10年後の1988年の大統領選挙で、制度的革命党はついに真っ二つに分裂する¹⁶²。この大統領選挙においては、メキシコ政治の基礎を築いたラサロ・カルデナス大統領の息子クアウテモック・カルデナス、そして1975年に制度的革命党の幹事長を務めたムニョス＝レドといった制度的革命党「左派」の大物政治家が、制度的革命党を離脱し、1977年制度改革の後、徐々に勢力を伸ばしつつあった中小の左派政党と連携して大統領選挙に出馬した（Bruhn 1997）。

分裂の背景には、1982年から1988年まで大統領を務めたデ＝ラ＝マドリー政権（任期1982~1988年）が、急激な新自由主義改革を進めことがあった。すでに見たように、1950年代半ばからメキシコ政府は国家主導の工業化政策を推進しており、広範な経済統制を行っていた。だが、1980年代に入ると経済政策は一気に転回し、急激な自由化が行われた。経済成長を続けていた台湾や韓国が30年かけて実現した以上の自由化政策を、数年で強行したとされる

（Rodrik 1996: 18）。強力な経済統制策の後に続いたこの急激な経済の自由化は、当時の経済学者にとっても理論的な説明がつかないものであり（Rodrik 1996: 10-11）、現地の政治アクターによる反発は当然のことであった。これが制度的革命党分裂をもたらす重要な要因となった。

次節は、1977年の制度改革によって野党の組織化が進展し、これがメキシコ制度的革命党の統一に貢献していたかを見る。

¹⁶² 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 140）をもとに、加筆修正したものである。

第3節. 野党・国民行動党の組織化とその帰結

1977年の制度改革から約10年後の1988年には、制度的革命党は分裂した。本稿にとって重要なのは、1977年の制度改革によって、上からの指名と下からの競争選挙が結合された複数政党制へと移行し、野党の圧力が、制度的革命党に凝集力を与えたのかという点である。本節では、(1) 制度改革によって国民行動党の組織化が進展したこと、(2) 1977年の制度改革によって制度的革命党内部に集合行為問題が発生して、制度的革命党に対する凝集力が発生していたと見られること、(3) 制度的革命党の分裂にあたって、国民行動党は組織化されていたため、制度的革命党＝政府と国民行動党の間での「協定」の締結によって民主化に道筋をつけることが可能であったことを見る。

1. 国民行動党の組織化と複数政党制の成立

先に見た1977年「連邦政治諸団体・選挙手続き法」は、野党・国民行動党の執行部の権限を拡大することで、国民行動党が政党として組織化する道筋をつけるものであった。1978年5月20－21日に開催された国民行動党地方（州）党組織連絡会合で、国民行動党創設メンバーであり、国民行動党執行部に属していた法学者、弁護士ロシージョ＝パチェコは、政治改革はレジェス＝エロレスが以前から温めていた計画であろうと指摘した上で、そのメリットとデメリットを分析している。まず、制度改革が定めるマス・メディアへのアクセス、地方選挙への参加権限の保証、そして市町村参事会ポストと州議会への比例代表制の導入は、国民行動党にとってメリットであるとしている。

デメリットとしては、国民行動党は選挙ボイコットという戦術を使えなくなることに加え、国民行動党の内部に、潜在的に危険な影響を及ぼすだろうとロ

シージョ＝パチェコは指摘する¹⁶³。その危険とは、（1）選挙政治を重視することによる、党の原則からの乖離、（2）国民行動党内でのリーダーの腐敗と、党則と党内規則を無視した候補者の（豊田注：党執行部による）押し付けが発生する可能性があること、（3）小選挙区に立候補する候補者と比例区に立候補する候補者を分けることで、前者は選挙に勝つ見込みがなく、比例区の候補は議席を得る可能性が高くなるので、党内での対立が激化する可能性があること、（4）比例区の候補者リストを作成する権限をもつ国民行動党執行部に対する圧力が強くなるかもしれないこと、（5）新法は政党助成金の支給を定めていたので、この資金による腐敗が生じる可能性があること、以上の5点である¹⁶⁴。ロシージョ＝パチェコの報告は、連邦政治諸団体・選挙手続き法によって比例区の候補者リストを作成する権限をもつ党執行部の権限が強大化することが認識されていたことを示す。

比例区の候補者の選出基準については¹⁶⁵、国民行動党執行部において1979年2月2日と6日の2回にわたって激しく議論がかわされた結果、10点の選出基準が定められた¹⁶⁶。すなわち、（1）議員経験者については、資金・立法活動の面で、党への義務を果たした者を優先する、（2）その他の事情が同じならば議員未経験者を優先する、（3）その他の事情が同じならばベテラン党员を優先する、（4）動員と演説の巧みな者を優先する、（5）候補者候補

¹⁶³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 11）に基づいている。

¹⁶⁴ CEDISPAN, Sec. Comité Ejecutivo Nacional, SubSec. Organización, Serie. Reuniones, Caja1, Exp 10: 15-16.

¹⁶⁵ 党則上の比例代表の選出手続きは以下のようなものである。すなわち、（1）州党組織が各州の小選挙区の半数を超えない数の予備候補者を推薦する。（2）その上で、全国執行委員会 は、最も多くの候補者を指名する州の数を上限として、予備候補者を推薦する。（3）全国執行委員会と州党組織の代表から構成される「任命委員会（Comisión Dictaminadora）」が組織され、この任命委員会が比例代表名簿の順位を決定する。（4）最後に、「党全国協議会（Convención Nacional）」で決議されることになった（PAN Estatutos 1980: Artículo 36）。

¹⁶⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 11-12）に基づいている。

(precandidato) は、現在・過去において党に忠実であり、政府や政府党（筆者注：制度的革命党）から独立していなければならないこと、（6）チームで仕事ができること、（7）比例名簿を作成する「候補者指名委員会」は、複数の職業人から構成されること、（8）その他の条件が同じならば、候補者指名委員会は党内をもっとも広く代表する者を指名すること、（9）その他の条件が同じならば、その位置および組織の面からもっとも困難な小選挙区から出馬している候補者を優先的に比例区に割り当てること、そして、（10）比例区議員は、州ごとの得票と得票率そして党の必要性にみあった形で平等に配分されることが推奨されるため、同じ州の候補者が比例名簿中で連続することのないようにすること¹⁶⁷。

これらの規定が定められた目的は、党内での働きぶりが優れたものを国民行動党の比例代表区に選出することだったと思われる¹⁶⁸。1960年代のクリストリーブ時代と比較して、特筆すべきは選出基準の5番目であろう。この規定は、制度的革命党から国民行動党に鞍替えした政治家の擁立を明示的に禁止している。この規定により、1960年代に見られたような、制度的革命党の候補者と、制度的革命党から国民行動党への鞍替え候補の間での実質的な同士討ち選挙が起きる事態は、回避されたであろう。

また、「連邦政治諸団体・選挙手続き法」が党執行部に与えた比例代表区の割当て権限をテコに、国民行動党執行部が地方党组织に対して選挙参加を義務

¹⁶⁷ CEDISPAN, FONDO: PARTIO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SERIE, ACTAS DE SESIÓN Caja 2, Comité Ejecutivo Nacional, Libro 4, 1969-1978, PAN/CEN-1/1978/2-74: 34-35. この比例代表選出記述は、1982年・1985年の連邦下院議会選挙でもわずかに修正されつつ同じものが使われている。CEDISPAN, FONDO: PARTIDO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SERIE, ACTAS DE SECIÓN, 1982-1985, PAN/CEN-1/1982/4-175: 3, PAN/CEN-1/1985/4-216:2.

¹⁶⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 12）に基づいている。

付けていたことを示す資料が、国民行動党のアーカイブに存在する¹⁶⁹。1982年の連邦選挙にあたって、国民行動党幹事長ビセンシオ＝トバルは、各州党組織に対し、州内の全小選挙区で国民行動党候補者を擁立すること、候補者を擁立しない小選挙区がある州は、比例議席の割り当て対象としないと述べていた¹⁷⁰。

さらに、国民行動党執行部が党员・国民行動党選出の公職者の活動をコントロールしようとしていたことを、国民行動党全国執行委員会の議事録は示している¹⁷¹。例えば、1983年4月15日、全国執行委員会は、国民行動党の全国執行委員会・州執行委員会・連邦選挙区執行委員会・市町村執行委員会に対して、党規律を守らなかった者、国民行動党の公式集会以外で国民行動党の原則や政策を攻撃した者、非倫理的・破壊活動に従事した者の党员資格の停止権限を与える「党内規 (reglamento)」を承認した¹⁷²。全国執行委員会は、実際に地方の国民行動党公職者に対してこの権限を行使している。1983年10月、全国執行委員会は、国民行動党全国執行委員会の路線に対する不服従とサボタージュのため、複数の州議会議員の党员資格を停止したのである¹⁷³。これらの制度は、総じて国民行動党内部でのキャリア・パスの制度化に貢献し、国民行動党が一枚岩の組織に変貌していく契機になっただろう。

¹⁶⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 12）に基づいている。

¹⁷⁰ CEDISPAN, FONDO: PARTIO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SUBSECCIÓN: ORGANIZACIÓN, SERIE, REUNIONES, Caja1, ex 17: 3.

¹⁷¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 12-13）に基づいている。

¹⁷² CEDISPAN, FONDO: PARTIDO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SERIE, ACTAS DE SECCIÓN, 1982-1985, PAN/CEN-1/1984/4-188, REGLAS PARA ACORDAR LA SUSPENSION DE DERECHOS Y LA EXCLUSION DEFENITIVA DEL P.A.N.

¹⁷³ CEDISPAN, FONDO: PARTIDO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SERIE, ACTAS DE SECCIÓN, 1982-1985, PAN/CEN-1/1984/4-198: 2.

2. 制度的革命党内の集合行為問題

1960年代の政治改革とは異なり、1977年の政治改革は国民行動党の組織化を促進した。また、選挙の競争性が高まったにもかかわらず、1960年代のような暴力的弾圧に直結することはなかった。理論的には、組織化された野党の存在により、制度的革命党内に集合行為問題が発生し、同士討ちの発生を抑制したはずである。

残念ながら、制度的革命党のアーカイブは未だ閉じられており、国民行動党からの圧力が理論どおり制度的革命党の凝集力を高めたかどうかを個々の事例に照らして、逐一、知ることはできない。しかし、1988年の制度的革命党の分裂の時点までには、政党システム制の下で予想される集合行為問題が制度的革命党内部で発生していたことを示唆する間接的な証拠が3点存在する。

第1に、新自由主義改革が強力に推し進められた結果、1988年に制度的革命党が分裂するまで、制度的革命党の分裂が起きなかった。1982年の大統領選挙、1979年、1982年、1985年の連邦議会選挙、また州知事選挙をはじめとした各種の地方選挙で制度的革命党は基本的に党の統一を維持した。1963年の選挙制度改革、1965年の党内予備選挙のように、改革実施後ほとんど即座に制度的革命党の崩壊が起きたわけではないのである。1960年代の制度改革との差は、国民行動党の側が組織化されており、制度的革命党の政治家による離脱がより難しくなっていたためだと考えられる。

第2に、メキシコ内務省の情報機関・政治社会調査局の内部資料は、野党の圧力と制度的革命党の党内権力闘争の関連を示している¹⁷⁴。1979年の連邦議会中間選挙を控えて書かれたこの報告書は、「州知事側による候補者の押し付け

¹⁷⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 160）に基づいている。

とコアウィラ州の地方圧力団体内の内部闘争」によって、野党・国民行動党が支持を伸ばしていることを警告している（AGN, Sala2, IPS, Caja 1483D, Exp16, fs 280～285）。候補者指名プロセスにおける制度的革命党内の対立が、野党勢力の伸長に繋がることを、内務省は認識していたのである。この内務省のエージェントの認識が示すことは、制度的革命党内部の分裂が、野党側を利することになると知られていたこと、すなわち野党の伸長にさらされた制度的革命党内部に集合行為問題が発生していたことを示している。

第3の証拠は、1988年の選挙結果データである¹⁷⁵。前述のように、1982年以降、急激に進んだ新自由主義改革に反発した制度的革命党内の左派政治家が、中小の左派野党勢力と連携し、制度的革命党の大統領候補にして新自由主義政策の信奉者サリーナスに挑戦した。この1988年の連邦大統領・議会選挙の結果は、制度的革命党内の権力闘争と組織化された野党との関連を如実に示している。なぜなら、制度的革命党の分裂によって、野党・国民行動党が大躍進したからである。1985年連邦下院選挙で16.3%の得票率を獲得していた国民行動党は、制度的革命党が分裂した1988年には、わずか1.7%上積みして得票率18%を得ただけで、議席率を10.3%から20%へと大きく増加させている。

この国民行動党の大幅な議席率増は、制度的革命党の分裂につけ込んで小選挙区で勝利を重ねたことが大きい¹⁷⁶。1985年議会選挙では、国民行動党は小選挙区割当議席の2.3%を獲得したにすぎないが、1988年には7.6%まで増加している。逆に、1985年中間選挙で68.1%の得票率と72.3%の議席率を誇った制度的革命党は、分裂選挙となった1988年には得票率51.1%、議席率52%まで落ち

¹⁷⁵ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 160-161）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁷⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 160-161）をもとに、加筆修正したものである。

込んだ。

この選挙結果は、制度的革命党にとって分裂が自滅的であったこと、ひいては、制度的革命党内に集合行為問題が生じていたという本稿の理論的予測と合致する¹⁷⁷。この集合行為問題は1988年の分裂以前から存在していただろうから、1977年以降1988年までの制度的革命党の組織の維持を、組織化された野党の圧力によって説明できる。

これら3つの事実は、理論命題3「組織化された野党が存在し、これが支配政党に対し競争選挙を通じて挑戦する複数政党制の下では、二重の権力闘争は抑制されると同時に、選挙結果の指標歪曲の問題は緩和され、選挙結果は大衆の支持の度合いに関する正確なデータを伝達する」のうち、前半部分を支持している。

3. 制度的革命党の分裂後：国民行動党の「協定」締結路線と民主化

他方、政党間競争性が上昇するにつれて、制度的革命党と国民行動党以外の野党の間で散発的ながら暴力的衝突があったことが確認されている¹⁷⁸。1965年—66年にも紛争が発生したオアハカ州フチタンでは、1980年、地元の政治勢力「地峡地帯学生労農連合（COCEI）」が、新たに認可されたメキシコ共産党と連携して選挙を闘い、全国的な選挙不正の告発キャンペーンを行うなどして、得票率51%で選挙に勝利した。権力を握ったCOCEI側支持者は、政府所有地の占有問題や、地元市場での場所争いをめぐり、フチタンの制度的革命党の支持者と激しく対立した。フチタンの制度的革命党支持者は、「フチタン住民権利擁護委員会」を組織してCOCEIに対抗し、両者による暴力的衝突、さらに

¹⁷⁷ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2017: 161）に基づいている。

¹⁷⁸ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2013b: 139）に基づいている。

は軍による介入を招いた (Rubin 1997: 163-179)。メキシコ最南部のチアパス州シタラでも、この時期に深刻な対立が発生した。シタラの制度的革命党は、従来、得票率100%で勝利を重ねていたが、ボス支配を批判して土地の占拠を先導した左派政党「社会主義労働者党」(Partido Socialist Trabajadores)が、1979年の市長村選挙で3割の得票を獲得した。だが翌1980年、詳細は不明ながら、軍と現地の地主層によるとされる土地占拠農民の弾圧事件が起こり(「ゴロンチャンの虐殺」)、社会主義労働者党を支持していた農民は、大挙して制度的革命党に帰順した (Bobrow Strain 2007: Chap6, esp 121-130)。シタラの制度的革命党は党勢を回復し、以降、実に1991年まで得票率100%で選挙に勝ち続ける。1978年を境に、選挙を争点とする紛争が増加したことは、表6-1のように数量的にも確認できる。

これに対し、最大野党である国民行動党はあくまで交渉路線をとった¹⁷⁹。1984年に国民行動党幹事長に選出されたマデロは、国民行動党の研究者ロアエサが言うところの「瀬戸際外交 (La Política de Brinkmanship)」を採用していた (Loaeza 1999: Chap V)。すなわち、表向きには制度的革命党=政府側に対して強硬な対立路線をとりつつ、陰では政府と交渉するという戦術をとったのである。

確かに、1982年の金融危機後、国民行動党の勢力が特に市町村レベルで急速に拡大する中で、当時のデ=ラ=マドリー政権(任期1982~1988年)は1983年の半ばから、国民行動党の勢力拡大を様々な手段を用いて阻止するようになった (Cornelius 1987)。1983年8月24日付けで、党幹事長ビセンシオ=トバルは内務大臣宛ての書簡で、デ・ラ=マドリーには、最大野党である国民行動党との間で「尊厳ある、開かれた、誠実な対話を行う意図がないのではないか」

¹⁷⁹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文 (豊田 2015: 13) に基づいている。

と疑わせ、「公権力と国民行動党に代表される民主的反対派との間での、公式で不可欠な関係を縮小しようとしていると疑わせ」るものであるという非難の手紙を送っている¹⁸⁰。

表6-1：メキシコにおける集合的動員件数（政治・民主主義とそれ以外）

出典	Wada 2003, Table 6-3, p.335				Foweraker and Landman 1997, Table 5.4. p.150, 67fn24				Rubio 1987, p. 65 Cuadro I	
	非選挙関連動員数 ¹		選挙関連動員数 ¹		政治的 ³	物質的 ³	経済的 ³	市民的 ³	民主主義	土地紛争
年	政府系 ²	独立系 ²	政府系 ²	独立系 ²						
1964	8		0		31%	77%	37%	8%	NA	
1967	46		0							
1970	10		2							
1973	30		3							
1976	41		1							
1977	NA				89%	73%	80%	55%	24	129
1978	NA								32	112
1979	51	32	10	1					91	117
1980	NA								107	127
1981	NA								101	154
1982	161	82	8	13	169	227				

（出所）（Wada 2003; Foweraker and Landman 1997; Rubio 1987）に基づき筆者作成（豊田 2013b: 139）。ここで動員とされているものは、新聞から”Disruptive public Collective Action”と定義される出来事である。その定義は、（1）政府外の10人以上の人間によって、（2）一般人がアクセス可能な場所において、（3）もし実現されれば、集合行動の対象の利益にかかわるような要求に関わり、（4）集合行動に参加したメンバー以外のすくなくとも1人にたいして、（5）ストライキ、集合暴力、デモ、集会、パレードや行進、ラリー、土地占拠、座り込み、占有、組織化されたボイコッチ、ハンガーストライキなど、”disruption”を手段として、要求が行われるもののことである。詳細は以下を参照（Wada 2003: 131-135）。

注2：政府系／独立系新聞の別。注3：当該時期の集合行動のうち、政治的・物質的・経済的・市民的要求が占める割合を示している。政治的要求とは、例えば、弾圧の停止・政治犯の恩赦要求、政治的平等や政党の自由な結成の要求。物質的要求とは上水道・電気の整備、住宅の供給、清潔で機能する下水設備、学校、日常の用品に関するもの。経済的要求

¹⁸⁰ CEDISPAN, PAN/CEN-3/1983/10-9: 2.

とは、高い賃金、家庭・小規模ビジネスで利用する物品の安価な提供。市民的要求とは、土地の所有証書、言論・結社・良心の自由、人身保護条例。ある集合行動は複数のカテゴリーの内容を含むので、100%を超える。

そして翌1984年の全国党協議会において、新たに国民行動党幹事長に選ばれたのがマデロであった。この月の国民行動党全国執行委員会の議事録（のみ！）は、なぜかアーカイブに見つからないため、この幹事長変更の経緯については分からないことが多いが、新幹事長マデロは、デ＝ラ＝マドリー政権に対して表向きは強硬な姿勢をとった。

しかし、国民行動党の次期党幹事長であったアルバレスは、マデロを多少異なった風に回想している。アルバレスによれば、選挙不正が横行した1986年のチワワ州知事選挙において「チワワに到着したマデロは、道路封鎖などに反対した。その後、ハンガーストライキさえ延期させようとした」。「最初に全ての法的措置に訴えなければならぬ」というのがその理由であった（Álvarez 2006: 193）。

さらに、制度的革命党が大分裂した1988年の大統領選挙では、開票の過程で、制度的革命党＝政府側が大規模な選挙不正を行った疑いが浮上し、選挙不正を訴える群衆は、首都メキシコ・シティのソカロを埋め尽くすことになった。近年になって当時を振り返ったカルデナス陣営のブレーン、ムニョス＝レドは、選挙後の動員を鎮圧するために軍が介入すれば、経済権力と外国利益を含む諸権力は大統領選挙の無効化と暫定政権の樹立を働きかけただろうと語っている（Anaya 2008: 192-193）。

だが、この選挙後紛争は実際には激化することなく沈静化した¹⁸¹。その理由の一つは、野党・国民行動党が、選挙後の大衆動員にはコミットしなかったた

¹⁸¹ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 2）に基づいている。

めであろう。当時の国民行動党幹事長アルバレスは、1988年7月22日・23日の国民行動党「臨時全国委員会（Consejo Nacional Extraordinaria）」において、次のように述べて国民行動党は制度的革命党＝政府との交渉路線をとることを明確にしている。

今日のベネズエラやスペインのような体制が享受している民主主義の起源は、過激な敵対者さえも包含して、互いに人びとが望む国を建設することを目的にして結ばれた、実践的な協定にある（Partido Acción Nacional 1999: 56, 59）¹⁸²

ここで言及されているベネズエラやスペインの「協定」が、1978年スペインの「モンクロア協定」と1958年のベネズエラ「プント・フィホ協定」という両国の民主化を画した政府と反政府派の間の協定を指すことは、アルバレスの回想からも明らかである（Álvarez 2006: 233,241）¹⁸³。こうして、1960年代とは異なり、1988年には、政府との交渉・協定の締結が可能な、制度化された一枚岩の政治アクターとして、国民行動党が存在しえたのである。

実際、国民行動党執行部は、地方組織を含む党のすみずみまでを常に統制しようとしていた¹⁸⁴。例えば、1988年8月13日の全国執行委員会で激しい議論の後に成立した「他の政党との相乗り候補擁立」に関する規則は、以下のように定めている。まず、国民行動党が他党との相乗りで選挙に出馬する場合には、個々の案件ごとに、候補者の資質だけではなく、その政策プラットフォームも

¹⁸² アルバレスの演説は、既に公表した論文（豊田 2015: 2）にも引用した。

¹⁸³ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 2）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁸⁴ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 13-14）に基づいている。

考慮すること。次に、相乗りは市町村選挙に限ること。さらに、国民行動党の組織が強力な場所においてのみ相乗りを行うこと。また、国民行動党候補者は国民行動党から支援を受けること、党幹事長が個々の案件ごとに特別委員会を設置すること、国民行動党の全国執行委員会は、個々の案件ごとに明快で正確な公式宣言を出し、州委員会と世論を指導することなどが定められた¹⁸⁵。一連の詳細な規定は、明らかに、国民行動党のイデオロギーを共有せず、コントロールがきかない候補者を国民行動党の候補者として擁立してしまう危険性を回避するためのものであったと考えられる。

国民行動党執行部による、地方選挙レベルまでに及ぶコントロールは、実際にうまく機能していたと思われる¹⁸⁶。これは、1990年代の民主化移行期に突入した際の、市町村レベルでの選挙後紛争に関する数量データからも明らかである。表6-2に、1988年後の大統領候補カルデナスの支持者を糾合して誕生した民主革命党が関与した選挙後紛争発生件数および死者の発生件数と、国民行動党のそれとを比較した。民主革命党は、市町村選挙において制度的革命党勢力と頻繁に衝突する一方で、国民行動党の場合には、わずかな例外を除いて、死者を出すほどエスカレートすることがなかったことがわかる。国民行動党と民主革命党の差異は、1960年代以来、国民行動党執行部が進めた組織の一枚岩化と制度化の結果、国民行動党が一枚岩の組織として制度的革命党＝政府と交渉するようになった結果だと考えられる。

¹⁸⁵ CEDISPAN, FONDO: PARTIDO ACCIÓN NACIONAL, SECCIÓN: COMITÉ EJECUTIVO NACIONAL, SERIE , ACTAS DE SECIÓN, 1986-1989, PAN/CEN-1/1988/5-266: 2.

¹⁸⁶ 本パラグラフは、筆者が既に公表した論文（豊田 2015: 14）に基づいている。

表6-2. 1990年代の国民行動党と民主革命党の選挙後紛争の特徴

	国民行動党	民主革命党
選挙後紛争数	203	742
選挙後紛争死者数	3	152

出所：Eisenstadt (2004: 141, Table 5.2) ¹⁸⁷.

1988年の制度的革命党の分裂後、2000年の政権交代に至るまでの12年間の政治は、与党である制度的革命党と野党の間での議会での駆け引きを中心として進行した。そして、1990年、1993年、1994年そして1996年と幾度も繰り返される選挙制度改革により、選挙管理機構は中立化していく（岸川 2002）。もちろん、1988年から2000年の民主化までの道のりもまた、平坦なものではなく、重大な事件が連続する紆余曲折に満ちたものであった。

1988年の大統領選挙に勝利したサリーナス政権の下、新自由主義改革路線が推進されると同時に、「国民連帯計画」の名の下に経済資源を配分することで、1991年の中間選挙では党勢を回復する。この国民連帯計画は、統計的に見た場合に票の買収を目的に行われたと考える証拠が提出されている（Magaloni 2006; Takahashi 2012）。

1994年の大統領選挙年には、政治秩序の危機も訪れた。「北米自由貿易協定」が発効する1994年1月1日、メキシコ最南部チアパス州においてサパティスタの反乱が起き、引き続いてコロシオ制度的革命党大統領候補が暗殺され、さらにマッシュー制度的革命党幹事長も暗殺されたからである。この時期、散発的ながら選挙暴力の発生が確認されている（e.g., Calderón Mólgora 1994）。

1994年の政治危機の中、急遽、制度的革命党の大統領候補に指名され大統領

¹⁸⁷ 表6-2は、既に公表した論文（豊田2015: 14）の表を再掲したものである。

に就任したセディーゴ大統領は、もはや制度的革命党による権力独占を諦めたように見える。党と国家の分離が進められると同時に、選挙制度改革、司法制度改革と地方分権化が行われた。この司法制度と地方分権化改革については、政権交代後にも制度的革命党が勢力を維持できるよう保証するための「保険政策」であるとする議論も展開されている（e.g., Finkel 2005）。この議論が確かであれば、1994年からメキシコの大統領は、すでに民主化に向けた準備を始めていたことになる。

いずれにせよ、1990年代のメキシコには、一定程度まで組織化された政党システムが存在しており、与野党による議会での立法を通じて改革がすすめられた。同時に、1990年代には各級の選挙競争性が上昇するなか、各政党内部で党内予備選挙が導入されるようになった（Langston 1999; Wuh 2008）。

連続再選が禁止され、無所属候補の立候補が不可能であり、かつ、組織化された野党が存在する複数政党制の下では、制度的革命党と特に中道右派の野党・国民行動党の間で、政党規律を維持することができた。政党を介した議会における政党間交渉を通じて、民主化を準備する様々な制度改革が実現したのである。

第4節. 複数政党制の下での選挙結果に対する指標歪曲の緩和¹⁸⁸

指名制下のメキシコでは、体制内エリートによる指標歪曲の延長として、選挙結果の歪曲が存在したことはすでに見た（第4章4節）。理論命題3「組織化された野党が存在し、これが支配政党に対し競争選挙を通じて挑戦する複数政党制の下では、二重の権力闘争は抑制されると同時に、選挙結果の指標歪曲の

¹⁸⁸ 本節の内容は、公表予定の論文（豊田 2018）に基づいている。

問題は緩和され、選挙結果は大衆の支持の度合いに関する正確なデータを伝達する」に従えば、複数政党制の成立に伴い、野党が体制内エリートの指標歪曲としての選挙不正を抑制するため、選挙結果はより正確になる筈である。本節は、体系的なデータセットが利用可能となる1970年から政権交代が起きて民主化する2000年までをカバーするメキシコ市町村選挙の結果データを用いて、この観察可能な含意を検証する。

1. 指標歪曲・選挙不正・不自然な投票率

体制内エリートによって行われていた選挙結果の指標歪曲が、複数政党制への移行によって緩和されるという仮説は、体制内エリートが獲得する投票率と投票率の相関を観察することで部分的に検証できる。指名制の下で指標歪曲が行われている場合には「不自然な投票率の上昇」が起きるからである。

不自然な投票率の上昇は、以下のような論理で発生する¹⁸⁹。まず、選挙結果が業績評価に利用されると知っている体制内エリートは、選挙結果という指標を自らに有利となるよう歪曲すべく、選挙不正に従事する。その歪曲手段の一つは、得票の水増しに従事することである。得票の水増しは、同時に「公表された投票率」を押し上げる。野党が選挙に参加しておらず、指標歪曲としての選挙不正を監視する政治勢力が存在しなければ、選挙結果は大規模に水増しされ、投票率もまた大きく押し上げられるのである。その結果、体制内エリートは政治的競争性が低い（あるいは存在しない）にもかかわらず、圧倒的な投票率および得票率で選挙に勝利することになる。実際、選挙の清廉性に疑問が呈されることの多い現代ロシアなどの選挙では、得票率および投票率がともに

¹⁸⁹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

100%近くなる選挙区が存在している (e.g. Klimek et al. 2012)。

他方、複数政党制が存在し、野党による監視によって選挙結果が正確になるなら、圧倒的な得票率と投票率が同時に観察されることはない¹⁹⁰。合理的選択理論に基づく投票行動理論に基づけば、選挙が接戦である場合に（選挙の勝者の得票率が低い場合に）、投票率の上昇が予想される。逆に言えば、特定の候補者の圧勝は、投票率の低下に結びつく¹⁹¹。

ここから、指名制の下で指標歪曲が予想される選挙と、組織化された野党が選挙に参加する複数政党制下の選挙では、制度的革命党候補者の得票率と投票率の関係について対称的な予想を導くことができる¹⁹²。まず、指名制の下では不自然に高い得票率・投票率が観察されるだろう。他方、野党の勢力が拡大すればするほど、野党は、各投票所に政党の代理人を派遣し、開票作業を監視できる (Middlebrook 1986: 135-6)。複数政党制へと移行し、野党が選挙を監視するようになれば、投票率100%を超えるような明らかな選挙不正は抑制され、制度的革命党の候補者の得票率と投票率は相関しなくなる。実際、1980年の時点で、投票数の低下は政治的な多元性が原因であるとすでに分析されている (Segovia 1980)。

1970-2000年までの市町村首長選挙結果を用いて、以上で論じた関係が存在することを示す¹⁹³。市町村首長選挙の結果を分析に用いるのは、時期的にも空間的にも最も精度が高いからである。例えば、連邦下院議員選挙について選挙

¹⁹⁰ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

¹⁹¹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

¹⁹² 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

¹⁹³ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

区ごとの選挙結果データが入手できるのはレジェス＝エロレスの選挙制度改革が行われた1979年以降である。また、1979年以降についても、300ある連邦下院議員選挙区という集計単位でしかデータを入手できない。これに対して、市町村選挙の場合、1970年ごろから一部の州についてはデータが利用可能となる。また、市町村は全国に2000以上が存在する。市町村選挙の場合には、制度的革命党候補者の得票率と投票率の関係をより高い精度で分析できるのである。なお、メキシコは形式的には義務投票制であるが、罰則はなく強制力はない。

2. 投票率100%超の選挙不正と野党

まず、分析に先だって、1970年から民主化後の2000年までのメキシコ市町村首長選挙結果における野党総得票率の推移を箱ひげ図にして図6-2に示す¹⁹⁴。1977年政治改革後に若干、野党の得票率が上昇したことがわかる。そして1988年の制度的革命党分裂後には、野党得票率が大幅に上昇している。

その上で本小節では、もっとも明確な「不自然な投票率の上昇」である投票率100%を超える市長村首長選挙に着目する¹⁹⁵。図6-3に、投票率100%を超える明らかな選挙不正が起きた市町村首長選挙件数の推移と、野党候補が出馬した上で投票率100%超が報告された市町村首長選挙の件数とを示した。1970年から2000年までの間に、分かっているだけでも211の市町村首長選挙で投票率が100%を超えている。これは明らかに選挙不正によるものであろう。1970年以降も、選挙結果が利用できない州が多数存在しており、全州・全市町村の

¹⁹⁴ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

¹⁹⁵ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

首長選挙結果を欠損なく利用できるのは1980年代半ば以降のことであるから、この211という数は明らかに実態より過小だと考えられる。

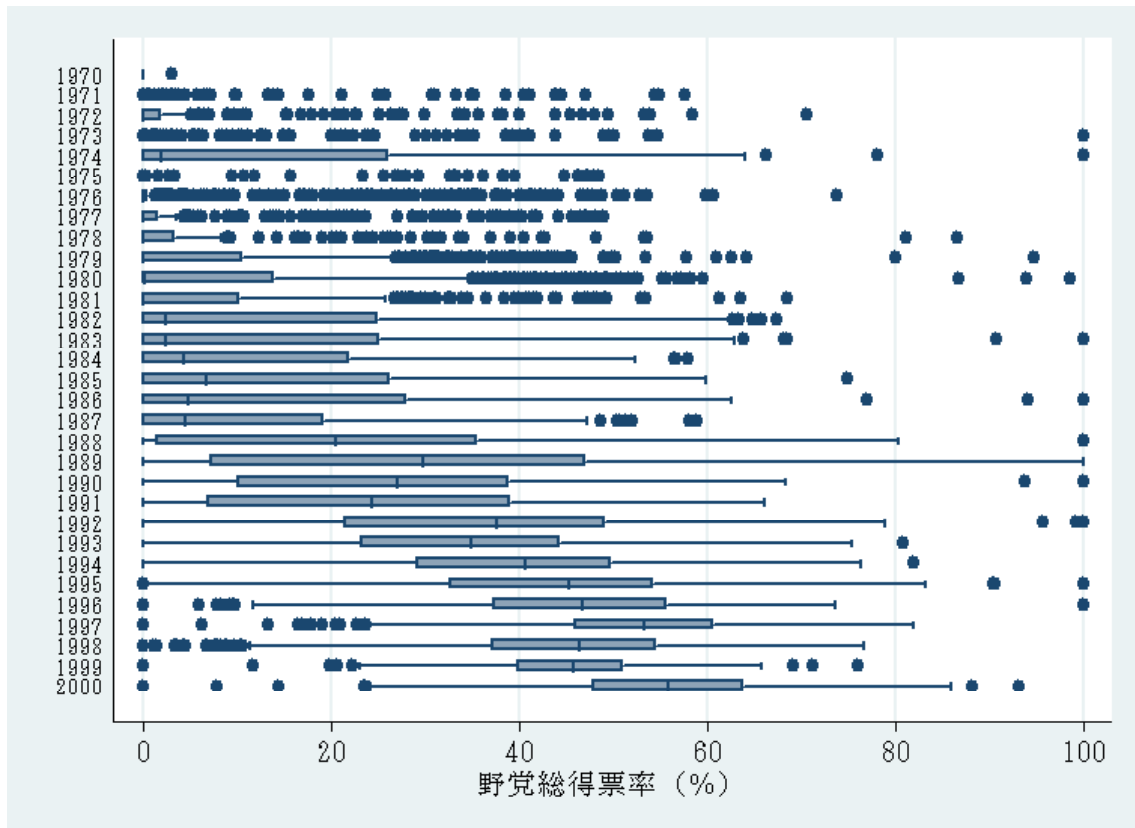
図6-3から、投票率100%超市町村の推移には、一定の波があることが見て取れる¹⁹⁶。特に1974年から1976年、その後1980年ごろに多くが集中している。このような結果がみられる原因については不明だが、それ以前には選挙結果が利用できなかった州で初めて選挙データが公開された場合に、多くの100%超投票率が記録されるとも考えられる。全ての州で選挙結果データが利用可能となる1980年以降には、投票率100%超の市町村数は10前後である。制度改革が進展した1990年代半ばからは、投票率100%超市町村はほぼ0であり、選挙管理の質が向上したことが伺われる。なお、市町村首長選挙は3年ごとに実施されるが、州ごとにそのサイクルは異なることに注意されたい。

次に、図6-3で示したデータを用いて、野党が選挙に参加すると投票率100%超えが起きる可能性が低下するか否かを検証した¹⁹⁷。カイ二乗検定を用いたところ、野党が政治参加している場合には投票率100%を超える選挙が行われにくいことが統計的に有意な形で示された ($p < 0.001$)。この結果は、野党の政治参加によって不自然に高い投票率の発生が抑制されることを示している。理論命題と整合的であり、メキシコ政治研究者たちがこれまで質的な形で指摘してきた主張を統計的に裏付けている (Gómez Tagle 1993: 68; Middlebrook 1986: 135-6)。

¹⁹⁶ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

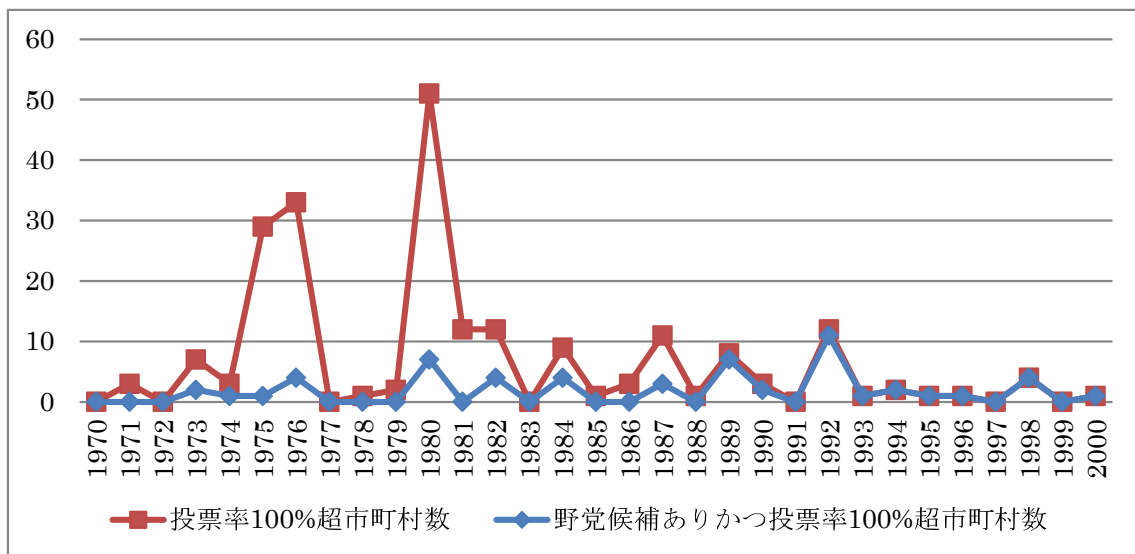
¹⁹⁷ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文 (豊田 2018) をもとに、加筆修正したものである。

図6-2. メキシコ市町村首長選挙における全野党の得票率推移（1970-2000）



出所：Banamex（2001）より筆者作成（豊田 2018）。

図6-3. 投票率100%を超える市町村数の推移（1970年-2000年）



出所：（Banamex 2001）より筆者作成（豊田 2018）。

表6-3. 野党の競争選挙参加と投票率100%越え市町村(1970-2000)¹⁹⁸

	競争の有無		計
	野党競争なし	野党競争あり	
選挙不正なし	4301	9147	13448
選挙不正あり	155	56	211
計	4456	9203	13659
Pearson Chi ² = 162.5942 Pr=0.000			

3. 公表された投票率と選挙競争性

次に、市町村首長選挙における制度的革命党の得票率と投票率の相関関係を検討する¹⁹⁹。図6-2が示す通り、メキシコ市町村首長選挙において野党が勢力を本格的に拡大するのは、1988年の制度的革命党分裂期以後のことである。1970年から1987年までを制度的革命党の覇権時代として、1988年から2000年までは民主化移行期としてサンプルを分割した。ここで、制度的革命党の覇権時代においては、野党勢力が伸長して選挙の競争性が上昇すれば、票の水増しは困難になり、報告された投票率は低下するだろう。他方で、すでに野党勢力が伸長し選挙管理の質が向上した民主化移行期においては、選挙の競争性の上昇は、すなわち真に競争性が高い選挙が行われていることを意味するので、そうした選挙では投票率は上昇するだろう。

この仮説を検証するにあたり、「公表された投票率＝総投票数／選挙人名簿

¹⁹⁸ 表6-3は、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）に掲載したものを再掲した。

¹⁹⁹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

総数 (lista nominal) 」を従属変数とした²⁰⁰。また、独立変数にあたる「選挙の競争性」は、二通りの方法で測定した。第1に、選挙に参加した全野党（非制度的革命党候補者）の得票率の総和（%）を「野党総得票」変数とした。上限は100%である。第2の方法として、「当選候補」と「次点候補」の得票率の差を、「接戦率」変数とした。こちらも上限は100%である。パネル形式のデータであるため、時間ダミーと市町村ダミーを投入した固定効果モデル（クラスター頑健標準誤差）を用いた。

結果は、表6-4にまとめてある。モデル1およびモデル2の独立変数は「野党総得票率」であり、モデル3およびモデル4は「接戦率」である²⁰¹。モデル1および3は1970-1987年の制度的革命党覇権時代、モデル2および4は1988-2000年の民主化移行期を対象にしている。統計分析の結果は、「野党総得票率」「接戦率」のいずれも、1970-1987年の時期には負の係数を、1988-2000年の時期は正の係数を示しており、統計的にも有意 ($p < 0.001$) である。

すなわち、1970-1987年には野党勢力の伸長は投票率を押し下げる一方、1988-2000年には投票率を押し上げているのである²⁰²。この結果は、1970-1987年には投票の水増しが一般に行われていたために投票率が過大に報告されている一方で、野党の勢力伸長がそうした慣行を阻害したことを示唆する。同様に、1988-2000年に係数の符号が逆転している事実は、この時期にはすでに選挙管理機構の質が向上しており、公平な選挙が行われていた証拠となる。これらの結果は、全体として理論命題3を支持している。

²⁰⁰ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

²⁰¹ 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

²⁰² 本パラグラフは、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）をもとに、加筆修正したものである。

表6—4. 市町村首長選挙における選挙競争性と投票率（1970-1987/1988-2000）²⁰³

時期	1970-1987	1988-2000	1970-1987	1988-2000
モデル	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	投票率			
野党総得票率	-0.379*** (0.0252)	0.345*** (0.0203)		
接戦率			20.84*** (1.306)	-20.87*** (1.172)
定数	58.59*** (0.247)	43.11*** (0.734)	38.01*** (1.061)	63.42*** (0.440)
N	7363	6045	7356	6046
adj. R-sq	0.071	0.136	0.070	0.140
Standard errors in parentheses				
="* p<0.05 ** p<0.01 *** p<0.001"				

5節. 結論

本章は、レジエス=エロレスの政治改革により、メキシコのエリート選抜制度が複数政党制へと移行したことを見てきた。複数政党制へと移行したことから、競争選挙の実施による制度的革命党の分裂が抑制され、また野党が組織化されていたために、制度的革命党の大分裂後にも、議会において政党間の交渉によって民主化を可能にする一連の制度改革が行われえたことを論じた。あわせて、1970年から2000年の市町村首長選挙の結果から、指標歪曲としての選挙不正は野党の選挙参加によって抑制されたことを統計的に確認した。一連の知見は、第3章で提示した理論命題と合致する。

以上、本稿が提示した命題が妥当であると示された。最終章となる第7章で

²⁰³ 表6—4は、筆者が公表を予定している論文（豊田 2018）に掲載したものを再掲した。

は、結論および残された課題を論じ、本稿の議論の意義を再検討したい。

第7章：結論

ぼくが王で石工だったとき——なまいき盛りだったころ
やつらがく暗黒からのことばをよこした
やつらはささやき、ぼくを脇に呼び寄せる
そしていった——「終わることはないのだよ」
こうもいった——「きみの分はもうすんだ」
「きみの宮殿はこれからも立ち続ける
ほかの誰か——これからつくる王の獲物として」

ぼくは、溝や石切場、波止場、そしてかなたから配下を呼んだ
これまでつくってきたもの何もかもを信仰なき年月への信仰に委ねた
ぼくはただ材木に彫る——ただ石に刻む
「われののちに作り手は来らん。彼に告げよ、われもまた知れり」

ラドヤード・キップリング 『王宮』

本論を締めくくるにあたって、本章ではこれまでの議論を要約した上で、その含意および残された課題、そして全体にわたる結論を述べる。

第1節. 議論の要約

本稿は、競争的一党制のような政治体制類型を射程にいれ、ソ連やメキシコ

をはじめとする政党独裁国家における政治改革の帰結を説明する理論枠組みを構築するため、体制内エリートの選抜制度に着目した。具体的にはエリート選抜制度には、指名制・複数候補者間競争選挙制・複数政党制の3つが存在し、それぞれがメリットとデメリットをもたらすとした（第1章～第3章）。

そして第4章から6章は、これら3つのエリート選抜制度の間を移行した事例として、メキシコとソ連の政治史を記述した。このうち第4章では、メキシコ制度的革命党におけるエリート選抜制度の、指名制→複数候補者間競争選挙制→指名制への変化を辿った。すなわち、メキシコ革命の勃発後、支配政党内に指名制が成立したが、その弊害が明らかになるにつれて、1960年代には組織化された野党不在の下、複数候補者競争選挙が導入された。その結果として党組織が破壊され、指名制へと回帰したことを見た。

第5章は、ソ連共産党のエリート選抜制度が、指名制と複数候補者間競争選挙制を循環したことを記述した。すなわち、ロシア革命後に成立した体制では早いうちから指名制が成立し、政党独裁が完成したが、その欠点も早くから明らかであった。だが、その難点を解決するために導入された複数候補者間競争選挙は、共産党組織を破壊するため、繰り返し政治秩序の危機を招いた。

第6章は、1977年の「政治改革」後、メキシコが複数政党制へと移行したことを見た。具体的には、組織化された野党が誕生し、独裁者は支配政党のヒエラルキーを維持しつつ、競争選挙のメリットを享受できるようになった。そして、制度的革命党が分裂した後は、組織化された野党と制度的革命党が交渉を繰り返す中で、「協定」による民主化すなわち選挙による政権交代が実現した。

第2節. 含意

以上の議論は、更に次のような新規の仮説と含意を導くだろう。第1に、検証可能な新規の仮説として、組織化された野党の勢力の多寡と、支配政党の崩壊の間に相関が存在すると予想される。政党独裁国家の独裁者は、単純多数ではあきたらず、時に80%を上回る圧倒的多数をもって選挙に勝利しようとする。先行研究は、この奇妙な現象を、圧倒的な得票率と投票率で選挙に勝つことで独裁者が党の統一を維持しようとしているからだと論じてきた（抑止シグナル論）（e.g. Magaloni 2006; Simpser 2013）。

だが、抑止シグナル論は、例えばマレーシアのように、相対的に低い得票・投票率によって党の統一を維持している事例を説明できなかった。本稿の理論は、支配政党の統一を維持するために必要な得票・投票率は、野党の組織化の程度に依存するのではないかという検証可能な仮説を導く。すなわち、野党が組織化されていればいるほど、支配政党が党の統一維持のために必要とする得票率（および投票率）は低くなるのである。この観察可能な含意は、事例分析によってその妥当性を検討することもできるし、国家間ラージ N 統計分析によって検証することもできるだろう。

第2に、組織化された野党を有することで独裁者が得る利益を明確にする本稿の議論は、政治体制変動理論あるいは民主化研究にも貢献するだろう。統計分析によれば、ある独裁体制が倒れた際に、当該の国家が民主化するか、再独裁化するかは、崩壊前の独裁体制における野党議席率によって予測できる。与党議席率が $2/3$ を下回る場合、体制崩壊後には民主主義体制が安定して存続する。他方、 $2/3$ 以上の議席を支配政党が独占している場合、独裁体制崩壊にも別の独裁体制が後を襲うにすぎないことが多い（e.g., Brownlee 2009）。この議論からは、組織化された野党の議席率が大きければ大きいほど、民主化しやすいことが示唆される。

また、1980-90年代にかけて盛んに研究された、いわゆる「アクター中心」民主化研究は、独裁体制における「オポジション」の内部凝集性と規律こそが民主化には重要であると論じている。より具体的には、独裁体制の内部でタカ派とハト派への分裂が生じた時点で、独裁体制内のハト派と穏健なオポジションが相互に死活的利益を保障し合う「協定」を締結できる限りで民主化は成功しやすいと論じ（O'Donnell and Schmitter 1986）、そうした相互の利益保証は組織化され党内規律を有する複数の政党が存在する場合に可能となると言われてきた（Geddes 1999: 136, 140）。政党組織が重要となるのは、独裁体制ハト派とオポジションの指導者は、協定を締結するに当たって、自陣営で協定に反対する内部のライバルを抑えこまなければならない、その規律を与えるものこそが党組織だとされるからである。

確かに、組織化されたオポジションが存在しなければ、民主化や政治体制の自由化は難しい。この点は、1991年のアルジェリア、1980-81年のポーランド、1989年の天安門事件に揺れた中国といった事例からも見て取れる。アルジェリアは独立後ながく一党体制を採用していたが、あるとき複数政党間の競争選挙に踏み切った。イスラム勢力が選挙に勝利する見込みとなったが、イスラム教に顕著な分権的宗教組織のため、世俗主義を求める軍に対して、政権奪取後も急進的なイスラム化政策を採用しないと確約することができなかった。同時に支配政党のヒエラルキーも崩壊していたため、独裁者である筈のアルジェリア大統領は、軍とムスリム勢力間の対立激化を傍観するより他なかった。軍は最終的にクーデタを起こし、イスラム勢力との内戦に突入した（Brumberg 1991; Ruedy 1992; Kalyvas 2000）。同様に、1980-81年に、独立労組「連帯」による動員に直面したポーランド統一労働者党（共産党）は、連帯の指導者ワレサと交渉を持ったが、連帯は各地で自然発生的に生まれたものであったため、

ワレサは内部に組織的基盤を持たなかった。この状況を見たヤルゼルスキ將軍率いる軍は、連帯運動との交渉は不可能であると判断し、戒厳令を布告、交渉から弾圧へと舵を切ったとされる（ヤルゼルスキ 1994: 221, 232-3, 309-310, 323-324; ミフニク 1995: 66-7）。1989年、中国における天安門事件の場合にも、自然発生的に生まれた学生運動には指導者及び組織が欠けていたため、学生側に体制と交渉する準備がなく、趙紫陽を中心とする体制内ハト派の立場はいつそう弱体化し、ハト派とタカ派の間で一定の中立を維持していた鄧小平は、武力弾圧を決断したとされる（Tsou 1996）。これらの事例はいずれも、独裁体制の民主化や自由化の成否を決める要因として、反対派の組織化の程度が決定的な意義をもつことを明らかにしている。

他方、統計分析と事例分析とを問わず、先行の民主化研究は、内部規律を有する野党がそもそも独裁体制に発生する理由を明らかにしてこなかった。これに対して、本稿の議論は、独裁者の側に組織化された野党を有するインセンティブがあることを明確にすることで、既存の民主化研究の欠点を補うものである。

第3節. 他の残された課題

これに加えて本稿が積み残した論点は多い。実証的には5点、理論的には2点の課題をあげることができる。

1. 実証的な課題

第1に、本稿の行なった事例分析と並行して、本稿の理論的命題をより頑健に検証する必要がある。より具体的に言えば、ハンガリー1963年、ユーゴスラ

ビア1953年、マリ1988年、コートジボワール1980年、トーゴ1985年、カメルーン1983年、ガボン1973年、チャド1990年、コンゴ＝ブラザヴィル1973年、ソマリア1985年、モザンビーク1986年、マラウィ1987年、モンゴル1973年、ミャンマー1981年において、一党制の枠組みを維持しつつ、複数候補者が議会選挙に立候補することが可能になった。これら事例で二重の権力闘争が悪化したかどうか、悪化しなかった場合には何故かを確かめることで、本稿の議論の一般的妥当性を確かめた上で、修正を加えることができるだろう。

第2に、多国間統計分析のためのデータセット構築も進めていくべきだろう。特に、政党独裁国家における党内役職者および政府公職者の選出制度に関する体系的データが必要である。

第3に、指標歪曲現象をより正確に観察する必要がある。すでに述べたように、定義からして指標歪曲の深刻度を数量的に把握するのは難しいが、過去のデータを分析することで、指標歪曲の存在を間接的に検出することはできるだろう。

第4に、本稿はメキシコにおける1988年選挙の得票率と議席率の乖離を確認することで、制度的革命党内部に集合行為問題が発生していたと推測した。しかし、集合行為問題の発生をより直接的に確認するためには、制度的革命党内の党アーカイブ資料に依拠するなどの方法も試みられるべきだろう。

第5に、競争選挙が大衆の不満の程度を低下させるのであれば、競争選挙を実施する体制における独裁者は、より少ない資源を治安機関に割振るだけで治安を維持できる筈である。ここから、指名によるエリート選抜制度を採用している独裁体制と複数政党制によってエリートを選抜している独裁体制では、前者において治安機関がより巨大化・肥大化していると予想できる。治安機関の規模を測定するのは困難ではあるが、この理論的予想を検証する意義は大きい。

2. 理論的な課題

次に、理論的な問題を2点、指摘したい。まず、「民主主義の質」をめぐる議論がある。すなわち本稿は、組織化された野党が存在する場合、選挙による政権交代という意味での民主化は容易になると論じた。では、独裁体制時代に野党が組織化された後に民主化した場合と、そうした経路を経ずに民主化した場合とでは、民主化後の民主主義の質に、差異が生まれるのだろうか。例えば、独裁体制時代から相互に死活的利益を保証する協定を結ぶ実績を積んできた民主主義体制は、与野党が一致団結して改革にあたることで、危機に際しても統治の質を改善していくことができるのだろうか。

第2番目の理論的論点として、イデオロギーの問題が残る。独裁者は、しばしば自前の政治イデオロギーを創り上げ、それを普及させようとする。コストのかかる政治イデオロギーの開発および普及は、独裁者にいかなる利益をもたらすのだろうか。関連して、メキシコとソ連では政治学の発展速度が大きく異なった。メキシコは比較的早くから政治学が教えられ、政治学の素養を持つ人々が官僚層に吸収されていったが、ソ連の場合、おそらくは唯物史観という強力で精緻な政治イデオロギーを有していたが為に、これが足かせになって政治学の発展が遅れた。換言すれば、政治イデオロギーは、独裁者にとってメリットとデメリットをもたらす可能性がある。だが、政治イデオロギーのメリットとデメリットという問題について、現在の政治科学は多くを知らないと言っ

てよい。今後は、政治イデオロギーを検討対象に加えていく必要があるだろう。

第4節. 結論：政治学一般にわたる本稿の意義

最後に本稿を閉じるにあたり、ここまで展開してきた議論が政治学一般に対し、何を付け加えたといえるか。筆者としては手短に2点を指摘したい。

第1に、能力と知性に秀でる独裁者やエリートによる「効率的」で「合理的な」統治というアイデアには、乗り越えられない明白な困難がある。何らかの方法で能力と知性と人格において優れる人間（たち）が独裁者になったとしても、独裁者が自ら統治することはできず、必ず、統治の実務を担うエリートを選び出さねばならない。優秀な人間をエリートに選抜するには、何らかの方法を用いてその能力を知る必要がある。一見すると、そうした能力に基づく選抜は容易に行えると思えるかもしれない。エリートを相互に競争状態に置き、政策の企画や実施能力を何らかの「客観的」指標によって長期的に評価すればよいのではないか、と。

だが、第3章で論じたように、評価に用いる指標そのものが歪曲される場合、そうした方法は機能せず、結局、上位者による下位者に対する恣意的な人治に接近せざるを得ない。大衆には十分な利益配分が行われなくなり、不満をため込んだ大衆を抑え込むためには、治安機関による弾圧が必要となる。治安機関に依存した支配は、当然ながら効率的でも合理的でもない。こうして、すぐれた統治者とエリートによる統治システム（「指名制」）は、単に非効率的な強権支配体制を帰結すると予測できるのである。

あるいは、近年になって急速に進む情報技術の革新が、こうした指名制の欠陥を解決すると考える向きもあるかもしれない。確かに情報技術は、大衆の不満に関する情報や大衆の動向に関する情報を収集し、分析する際のコストを低下させるだろう。ソ連のような過去の全体主義独裁体制をはるかにしのぐ、全面的な監視および統制も可能になるかもしれない。

しかし、情報技術が発達したとしても、体制内エリートの仕事ぶりを何らか

の方法で評価せざるを得ないことには変わりがない。独裁者と体制内エリート間の関係は依然として人治であり、大衆側には不満が蓄積するだろうという問題そのものは解決されないであろう。本稿が指摘した問題は、ほぼそのままの形で残るに違いない。

ここから第2の論点、すなわち我々の「民主主義」体制は果たしてどれほど民主的なのかという問いが現れる。本稿の議論の含意は、独裁国家が複数政党制に基づくエリート選抜制度を採用している場合には、選挙を通じた政権交代すなわち「民主化」が起きやすいというものであった。しかし、競争選挙を通じた単なる政権交代の実現を「民主化」と呼ぶのは、本稿はこれまでそれに従ってきたとはいえ、おもに（比較）政治学者の間での用語上の約束事に過ぎない。独裁者にとって、競争選挙が有意義であるのは、選挙結果が統治者に有益な情報をもたらすからでしかなかった。そうである以上、競争選挙を通じた政党間の政権交代が起きたからと言って、競争選挙が突如として、本来は民衆自身の統治を意味する「民主主義」体制へと転化すると信じるのは難しい。結局のところ、複数政党間競争選挙体制はせいぜい、大衆の不定形の不満を定期的に統治機構に伝達し、その不満の多寡に基づいて、平和裏に統治者を交代させる制度であるにすぎないだろう。

歴史を振り返れば、アリストテレス以来、選挙という制度はそもそも寡頭制と親和的な制度であった。組織化された政党同士の競争選挙を通じた統治者の選択という制度が、政党を寡頭的に支配する指導者のいずれに権力を与えるかを定める能力を部分的に有権者に与えるものにすぎないのは当然である。現存する「民主主義」は、正確には「代議制民主主義」である。そしてその実態は、「競争的寡頭体制（competitive oligarchy）」である（Manin 1997）。

では、指名制に基づく統治システムと、競争的寡頭制的な代議制民主主義の

いずれの政治制度が優れているのか。また、これ以外に何か優れた政体は存在するか。もちろん本稿の議論からこうした問題に答えることはできない。今後の課題である。

参考文献表

日本語文献²⁰⁴

- 油本真里（2015）『現代ロシアの政治変容と地方―「与党の不在」から圧倒的一党優位へ』東京大学出版会.
- 荒田洋（1984）「1920年代中葉の穀物調達問題―調達機関のユニフィカツィヤー」 溪内謙編『ソヴィエト政治秩序の形成過程―1920年代から30年代へ』岩波書店: 95-127.
- 石井規衛（2002）「スターリンと社会主義体制の発展」和田春樹編『ロシア史』山川出版社:311-362.
- 伊東孝之（1982）「ポーランドにおけるノメンクラトゥラ論争 上」『共産主義と国際政治』6（4）: 53-79.
- 伊東孝之（1984）「現存社会主義における社会変動と政治変動：ポーランドにおける党内選挙（1980-1981）に即して」『スラヴ研究』31: 81-125.
- 伊東孝之（1995）「一東欧研究者の歩み―変動期における社会学者と研究対象の関係を考える」『ロシア研究』20: 123-149.
- 稲子恒夫（2007）『ロシアの20世紀―年表・資料・分析』東洋書店.
- 上野俊彦（1995）「ソ連邦共産党第二十八回大会をめぐる諸問題」『法学研究』68:2: 329-357.
- ウォーマック Jr、ジョン（1970）『サパタとメキシコ革命』（向後英一訳）早川書房（Womack Jr., John（1969）*Zapata and the Mexican Revolution*, New York; Alfred A. Knopf）.
- エル＝ハイ、ジャック（2009）『ロボットミスト―3400回ロボットミ―手術を行った医師の栄光と失墜』（岩坂彰訳）ランダムハウス講談社（El-Hai, Jack（2005）*The Lobotomist*, New York; Laura Langlie, Literary Agent）.

²⁰⁴ 翻訳文献については、英語あるいはスペイン語のものについてのみ、原著を示した。

- 応星（2012）「中国陳情政治の運用メカニズムとその変容」（松戸庸子訳）毛里和子・松戸庸子編『陳情——中国社会の底辺から』東方書店: 41-63.
- 大湾秀雄（2011）「評価制度の経済学—設計上の問題を理解する」『日本労働研究雑誌』617: 6-21.
- 岡部恭宜（2009）『通貨金融危機の歴史的起源—韓国、タイ、メキシコにおける金融システムの経路依存制—』木鐸社.
- 角崎信也（2016）「『反腐敗』とは何か—ローカル・ポリティクスの視点から」『海外事情』64（1）: 44-57.
- カセキャンプ、アンドレス（2014）『バルト三国の歴史—エストニア・ラトヴィア・リトアニア 石器時代から現代まで』（小森宏美・重松尚訳）明石書店（Kasekamp, Andres（2010）, *A History of the Baltic States*, Palgrave Macmillan）.
- カー、E・H（1974）「『一国社会主義、1924—1926—政治』（南塚信吾訳）みすず書房（Carr, Edward Hallet（1959）, *Socialism in One Country, 1924-1926*, Macmillan & Co）.
- 岸川毅（2002）「メキシコ PRI 体制の『静かな移行』と政治社会の再編」『国際政治』131: 16-32.
- 喜多加実代（2013）「触法精神障害者という問題—1970年代における精神医療批判としての保安処分反対論—」『福岡教育大学紀要』62（2）: 1-17.
- 喜多加実代（2016）「触法精神障害者と保安処分の対象」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根編『概念分析の社会学2 実践の社会的倫理』ナカニシヤ出版: 65-84.
- ゲティ、A.・ナウーモフ、O.V.（2001）『ソ連極秘資料集 大粛清への道』（川上洗・荻原直訳）大月書店（Getty, Arch and O.V. Naumov（1999）*The Road to Terror: Stalin and the Self-Destruction of the Bolsheviks, 1926-1939*, New Haven: Yale University Press, translated by Benjamin Sher）.

- ケナン、ジョージ F. (2000) 『アメリカ外交50年』 (近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳) 岩波書店 (Kennan, George F. (1984) *American Diplomacy, Expanded Edition*, Chicago; University of Chicago Press) .
- ゲフテル、M. (1989) 「スターリンは昨日死んだ」 (和田春樹訳) アファナーシェフ編『ペレストロイカ思想』群像社: 179-218.
- コーエン、スティーブン・F (1979) 『ブハーリンとボリシェヴィキ革命』 (塩川伸明訳) 未来社 (Cohen, Stephen F. 1973, *Bukharin and the Bolshevik Revolution: A Political Biography, 1888-1938*, New York; Alfred A. Knopf) .
- ゴルバチョフ、ミハイル (1996) 『ゴルバチョフ回想録・上』新潮社 (工藤精一郎・鈴木康雄訳) .
- 櫻井稔 (2006) 『内部告発と公益通報—会社のためか、社会のためか』中央公論新社.
- サルトーリ、ジョヴァンニ (2000) 『現代政党学—政党システム論の分析枠組み— (普及版)』 (岡沢憲芙・川野秀之訳) 早稲田大学出版部 (Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Cambridge; Cambridge University Press) .
- 塩川伸明 (1979) 「解説 ブハーリン理論とネップ期のソ連社会」 スティーブン・F・コーエン『ブハーリンとボリシェヴィキ革命』 (塩川伸明訳) 未来社: 489-505.
- 塩川伸明 (1993) 「権力と共同体の接点—溪内謙『スターリン政治体制の成立』 (全四部) をめぐって」 『終焉の中のソ連史』朝日新聞社: 280-320.
- 塩川伸明 (1997) 「盛期スターリン時代」 田中陽兒・倉持俊一・和田春樹編『ロシア史3 20世紀』山川出版社: 191-244.
- 塩川伸明 (1999) 『現存した社会主義—リヴァイアサンの素顔』勁草書房.
- 塩川伸明 (2007) 「ソ連解体の最終局面—ゴルバチョフ・フォンド・アルヒーフの資料から」 『国家学会雑誌』120 (7/8) : 520-580.
- 塩川伸明 (2014) 「書評 横手慎二『スターリン—「非道の独裁者」の実像』」 『ロシ

ア・東欧研究』43:160-165.

塩川伸明 N.D. 「書評 モンテオオーリ 『スターリン—赤い皇帝と廷臣たち』 Available from <http://www7b.biglobe.ne.jp/~shiokawa/works/index.htm>

志摩園子 (2004) 『物語バルト三国の歴史—エストニア・ラトヴィア・リトアニア』中央公論新社.

下斗米伸夫 (1984) 「コルホーズ体制の危機と政治部の導入—党機構の対応を中心に—」 溪内謙編 『ソビエト政治秩序の形成過程—1920年代から30年代へ—』岩波書店: 71-213.

下斗米伸夫 (1999) 「『政治の終焉』から政治学の再生へ—ポスト・ソ連の政治学」 『年報政治学』50:19-34.

季武嘉也 (2011) 「大日本帝国憲法下での政党の発展」 季武嘉也・武田知己編 『日本政党史』吉川弘文館: 63-144.

杉本仁 (2007) 『選挙の民俗誌—日本の政治風土の基層—』梶社.

杉山裕之 (2016) 「遠ざかる『改革・開放』—大衆迎合と力の政治」 『海外事情』64(1): 26-38.

ステパン、アルフレッド・C (1989) 『ポスト権威主義—ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部』 (Stepan, Alfred C. (1988) *Rethinking Military Politics: Brazil and the Southern Cone*, New Jersey; Princeton University Press) .

スナイダー、ティモシー (2015) 『ブラッドランド上: ヒトラーとスターリン 大虐殺の真実』 (布施由紀子訳) 筑摩書房 (Snyder, Timothy (2012) *Bloodlands: Europe Between Hitler and Stalin*, New York; Basic Books)

瀧井一博編 (2011) 『伊藤博文演説集』講談社.

チェ・ゲバラ、エルネスト (2007) 『ヒューマン・フォトドキュメント: チェ・ゲバラ わが生涯』 (角敦子訳) 原書房 (Che Guevara, Ernesto and Victor Casaus (2004) *Self Portrait Che Guevara*, Ocean Press) .

- 地田徹朗（2004）「ソ連邦中央=カザフスタン関係の変遷（1980-1991）—党エリート人事動向を素材として」『スラヴ研究』51: 29-61.
- 津田みわ（2009）「暴力化した『キクユ嫌い』—ケニア二〇〇七年総選挙後の混乱と複数政党政治」『地域研究』9（1）: 90-107.
- 津田みわ（2016）「揺らぐ国政選挙への信頼——選挙後暴力後のケニア」『アジア研ワールド・トレンド』2016（8）: 30-33.
- 恒川恵一（1988）『従属の政治経済学メキシコ』東京大学出版会.
- デュベルジェ、モーリス（1970）『政党社会学：現代政党の組織と活動』（岡野加穂留訳）潮出版社.
- 富田武（1994）『スターリニズムの統治構造—1930年代ソ連の政策決定と国民統一—』岩波書店.
- 富田武（1999）「塩川氏の書評に答える—1930年代ソ連政治史の解釈をめぐって—」『スラヴ研究』46: 295-302.
- 豊田紳（2013a）「独裁体制における競争選挙のジレンマ：1937年ソ連と1965年メキシコにおける制度改革の比較分析」久保慶一・河野勝編『民主化と選挙の比較政治学—変革期の制度形成とその帰結』勁草書房: 73-97.
- 豊田紳（2013b）「独裁国家における『上からの改革』—メキシコ・制度的革命党による党組織／選挙制度改革とその帰結（1960～1980）」『アジア経済』54(4): 117-145.
- 豊田紳（2015）「覇権政党支配下メキシコにおける忠誠野党・国民行動党の誕生、1965-1988」『ラテンアメリカ論集』49:1-19.
- 豊田紳（2017）「組織化された野党不在の下の競争選挙実施による支配政党の崩壊—ソ連とメキシコの比較分析」『日本比較政治学会年報』19: 145-166.
- 豊田紳（2018）「独裁国家におけるゲーミングとしての選挙不正」『選挙研究』近刊.

トロツキー、レオン（1992）『裏切られた革命』（藤井一行訳）岩波書店.

中村裕（1991）「ソ連における権威主義論争」原暉之・藤本和貴夫編『危機の＜社会主義＞ソ連—スターリニズムとペレストロイカ』社会評論社: 13-43.

ニコラエフスキー、ボリス I.（1970）『権力とソヴェト・エリート』（中村平八・南塚信吾訳）みすず書房（Nicolaevsky, Boris I.（1965）, in Janet D. Zagoria eds., *Power and the Soviet Elite* and *Id Bolshevik" and Other Essays*, Now York; Frederick A. Praeger Publishers）.

ノーヴ、アレク（1982）『ソ連経済史』（石井規衛・奥田央・村上範明ほか訳）岩波書店（Nove, Alec（1976） *An Economic History of the U.S.S.R 2nd Edition*, Penguin Books）.

ノーヴ、アレク（1986）『ソ連の経済システム』（大野喜久之輔・家本博一・吉井昌彦訳）晃洋書房（Nove, Alec（1977） *The Soviet Economic System*, Allen Unwin）.

長谷直哉（2007）「『公正ロシア』の誕生—なぜ中道左派政党が必要とされたのか」『ロシア・東欧研究』36: 122-132.

長谷川寿一・長谷川真理子（2009）「政治の進化生物学的基礎—進化政治学の可能性」『レヴァイアサン』44（1）: 71-91.

バナジー、アビジット、V・デュフロ、エステル（2012）『貧乏人の経済学—もういちど貧困問題を根っこから考える』（山形浩生訳）みすず書房（Banerjee, Abhijit, V. and Esther Duflo（2011） *Poor Economics: A Radical Rethinking of the Way to Fight Global Poverty*, PublicAffairs）.

原田宏二（2016）『警察捜査の正体』講談社.

平井友義（2012）『スターリンの赤軍粛清—統帥部全滅の謎を追う』東洋書店.

ヒル、ロナルド・J（1984）『ソ連の政治改革』（菊井礼次訳）世界思想社（Hill, Ronald J.（1980） *Soviet Politics, Political Science and Reform*, U.K., Oxford; Martin Robertson & Company）.

深町隆・山口義正（2016）『内部告発の時代』平凡社.

藤田勇（2007）『自由・民主主義と社会主義 1917~1991』桜井書店.

ブハーリン、ニコライ・I.（1978a）「レーニンの政治的遺言—レーニン死後5周年の追悼会での宣説（1929年）」（和田敏樹・辻義昌訳）『ブハーリン著作選2』現代思潮社:101-142.

ブハーリン、ニコライ・I.（1978b）「『組織された不経済』の理論（1929年6月30日『プラウダ』）」（和田敏樹・辻義昌訳）『ブハーリン著作選2』現代思潮社: 179-214）.

ブラウン、アーチャー（2008）『ゴルバチョフ・ファクター』（小泉直美・角田安正訳）藤原書店（Brown, Archie（1996）*The Gorbachev Factor*, Oxford University Press）.

フルシチョフ、ニキータ（1977）『フルシチョフ秘密報告「スターリン批判」』（志水速雄訳）講談社.

保城広至（2015）『歴史から理論を創造する方法：社会科学と歴史学を統合する』勁草書房.

待鳥聡史（2009）『＜代表＞と＜統治＞のアメリカ政治』講談社.

松井康浩（2012）「スターリン時代—1991年以降の研究動向」ロシア史研究会編『ロシア史研究案内』彩流社: 125-138.

松里公孝（1994）「ロシア地方指導者のキャリア・パターン—トヴェーリ州を事例として—」石川晃弘・塩川伸明・松里公孝編『スラヴの社会—講座スラヴの世界第4巻』弘文堂: 299-332.

松里公孝（1996）「アパルト・デモクラシー：ロシアの中小都市における政治と行政」『スラヴ研究』43: 93-128.

松田康博（2006）『台湾における一党独裁体制の成立』慶應義塾大学出版会.

松戸清裕（2011）『ソ連史』筑摩書房.

松本充豊（2011）「台湾の政党システム」岩崎正洋編『政党システムの理論と実際』
おうふう：313-348.

丸山真男・松本礼二編注（2014）「人間と政治」『政治の世界』岩波書店: 43-68.

マーチン、テリー（2011）『アファーマティブ・アクションの帝国—ソ連の民族とナ
ショナリズム』（半谷志郎監修・荒井幸康・渋谷謙次郎・地田徹郎・吉村貴之訳）
明石書店（Martin, Terry（2001）*The Affirmative Action Empire: Nations and
Nationalism in the Soviet Union, 1923-1939*, Cornell University Press）.

ミグラニャン、アンドラニク（1989）「政治体制のなかの『ブレーキ』メカニズムとそ
の克服の方途」（下斗米伸夫訳）アフナーシェフ編『ペレストロイカ思想』群
像社: 83-107.

溝口修平（2016）『ロシア連邦ロシア連邦憲法体制の成立—重層的転換と制度選択の
意図せざる帰結』北海道大学出版会.

ミフニク、アダム（1995）『民主主義の天使：ポーランド・自由の苦き味』（川原彰・
武井摩利・水谷驍編訳）同文館出版.

ミル、J・S（1997）『代議制統治論』（水田洋訳）岩波書店.

メイエル、ロレンソ（1980）「楽観から懐疑へ—北アメリカ研究者の見た PRI
（Quartucci Guillermo・蔵重毅訳）『神戸学院法学』11（1）：20-31（Meyer,
Lorenzo（1979）“Del optimismo a la duda. El PRI visto por los norteamericanos,”
Nexos 1）.

メイエル、ロレンソ、マヌエル・カマーチョ（1981）「メキシコ政治学—その発展と
現状—」（山本純一・蔵重毅訳）『神戸学院法学』11（3）：131-169（Meyer,
Lorenzo and Manuel Camacho（1979）"La Ciencia Política en México: Su
Desarrollo y Estado Actual," en *Ciencias Sociales en México: Desarrollo y
Perspectivas*, El Colegio de México, D.F., México）.

メドヴェージェフ、ロイ（1974）『社会主義的民主主義』（石堂清倫訳）三一書房.

- 毛里和子（2012）「序章 陳情政治——圧力型政治体系論から」毛里和子・松戸庸子編『陳情—中国社会の底辺から』東方書店: 1-22.
- モスクワ大学共産党委員会主催シンポジウム（1990）『社会主義的多元主義：ペレストロイカ 理論・実践・論争』（浅原正基訳）協同産業出版部．
- モンテスキュー（2005）『法の精神』（根岸国孝訳）河出書房新社.
- モンテフィオーリ、サイモン・セバーグ（2010）『スターリン—赤い皇帝と廷臣たち（上下巻）』（染谷徹訳）白水社（Simon Sebag Montefiore（2003）*Stalin – The Court Of The Red Tsar*, New York: Vintage Books）．
- ヤコブレフ、アレクサンドル（1994）『マルクス主義の崩壊—20世紀の呪縛を解く』（井上幸義訳）サイマル出版会.
- ヤルゼルスキ、ヴォイチェフ（1994）『ポーランドを生きる：ヤルゼルスキ回想録』（工藤幸雄監訳）河出書房新社.
- 横手慎二（2014）『スターリン—「非道の独裁者」の実像』中央公論新社.
- 吉田徹（2015）「『くじ引き民主主義』を考える」『北海道自治研究』555: 1.
- ラーリナ、アンナ（1990）『夫ブハーリンの思い出・下』（和田あき子訳）岩波書店.
- リガチョフ、エゴール（1993）『ゴルバチョフの謎』（抄訳・大熊秀治監訳）東京新聞出版局.
- リー、L、O・ナウーモフ、O・フレヴニユク編（1996）『スターリン極秘書簡—モロトフあて・1925-1936年』（岡田良之・荻原直訳）大月書店（Lih, Lars T., Oleg V. Naumov and Oleg V. Khlevniuk eds.,（1995）*Stalin's Letters to Molotov*, Yale University Press）．
- ルイス＝レイナ、ホセ（1980）「党の内外から—メキシコ人研究者の見たPRI」（蔵重毅訳）『神戸学院法学』11（1）：33-43（Luis Reyna, José（1979）“Desde dentro y desde Fuera: el PRI visto por los Mexicanos,” *Nexos* 17）．

レイエス=エローレス、ヘスス (1977) 「メキシコの革命と政治発展」スタンレー・R
・ロス編『メキシコ革命は死んだのか?』(中川文雄・清水透訳)新世界社: 273-289
(Ross, Stanley Robert ed, (1972) *Ha muerto revolución Mexicana?* D.F.,
México; Secretaría de Educación Pública) .

鷺田任邦 (2014) 「集票インセンティブ契約としての資源配分政治—マレーシアの開
発予算・閣僚ポスト配分」『レヴァイアサン』55: 118-144.

和田春樹 (1989) 「歴史の中のペレストロイカ」『ロシア史研究』47: 76-87.

和田春樹 (1990) 『ペレストロイカー成果と危機』岩波書店.

和田春樹 (1994) 「ペレストロイカ再考」『ロシア史研究』18: 26-40.

和田春樹 (1996) 「ゲフテル—歴史家・市民」『ロシア史研究』58: 72-75.

和田春樹 (2016) 『スターリン批判1953～56年 一人の独裁者の死が、いかに20世紀
世界を揺り動かしたか』作品社.

非日本語文献

Alonso, Jorge (1985) “Micropolítica Electoral,” en Pablo González Casanoza coord,
Las Elecciones en México: Evolución y Perspectivas, D. F., México: Siglo Veintiuno
Editores: 349-374.

Álvarez, Luis H. (2006) *Medio Siglo. Andanzas de un Político a Favor de la
Democracia*, D.F., México; Rondon House Mondadori.

Ames, Barry (1970) “Bases of Support for Mexico’s Dominant Party,” *American
Political Science Review* 64 (1) : 153-167.

Anaya, Martha (2008) *1988: El Año Que Calló el Sistema*, D.F., México; Debate.

Anderson, Roger Charles (1971) *The Functional Role of the Governors and Their
States in the Political Development of Mexico, 1940-1971*, Ph.D Dissertation,

University of Wisconsin.

Antonieta Benejam, María (1980) *Actividad e Ideología de Carlos Madrazo: Reseña Cronológica 1915-1969*, D.F., México; Universidad Nacional Autónoma de México.

Banamex (2001) *México Electoral*, D.F., México; Banamex.

Barkan, Joel D. and John J. Okumu (1978) "Semi-Competitive Elections, Clientelism, and Political Recruitment in a No-Party State: The Kenyan Experience," in G Hermet, R. Rose and A. Rouquié eds., *Elections without Choice*, London; Macmillan: 88-107.

Barros, Robert (2002) *Constitutionalism and Dictatorship: Pinochet, the Junta, and the 1980 Constitution*, New York; Cambridge University Press.

Bates, Robert H. (1974) "Ethnic Competition and Modernization in Contemporary Africa," *Comparative Political Studies* 6 (4) : 457-484.

Bell, Daniel A. (2015) *The China Model: Political Meritocracy and the Limits of Democracy*, Princeton; Princeton University Press.

Belova, E. (2001) "Economic Crime and Punishment," in P. Gregory eds., *Behind the Façade of Stalin's Command Economy*, Palo Alto; Hoover Press.

Bevan, Gwyn and Christopher Hood (2006) "What's Measured Is What Matters: Targets and Gaming in the English Public Health Care System," *Public Administration* 84 (3) : 517-538.

Blaydes, Lisa (2011) *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*, New York; Cambridge University Press.

Bobrow Strain, Aaron (2007) *Intimate Enemies: Landowners, Power and Violence in Chiapas*, Durham; Duke University Press.

Brandenburg, Frank (1964) *The Making of Modern Mexico*, Prentice-Hall.

- Bratton, Michael and Nicolas van de Walle (1997) *Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in Comparative Perspective*, New York; Cambridge University Press.
- Brown, David S. (2006) *Richard Hofstadter: An Intellectual Biography*, Chicago; The University of Chicago Press.
- Browning, Christopher R. and Lewis H. Siegelbaum (2009) "Framework for Social Engineering; Stalinist Schema of Identification and Nazi Volksgemeinschaft," in Michael Geyer and Sheila Fitzpatrick eds., *Beyond totalitarianism: Stalinism and Nazism Compared*, New York; Cambridge University Press: 231-265.
- Brownlee, Jason (2007) *Authoritarianism in an Age of Democratization*, New York; Cambridge University Press.
- Brownlee, Jason (2009) "Portents of Pluralism: How Hybrid Regimes Democratic Transitions," *American Journal of Political Science* 53 (3) : 515-532.
- Bruhn, Kathleen (1997) *Taking on Goliath: The Emergence of a New Left Party and the Struggle for Democracy in Mexico*, University Park; Penn State University Press.
- Brumberg, Daniel (1991) "Islam, Elections, and Reform in Algeria," *Journal of Democracy* 2 (1) : 58-71.
- Burns, John F. (1989) "A Rude Dose of Reality for Gorbachev," *New York Times*, 21, Feb, A3.
- Calderón Mólgora, Marco Antonio (1994) *Violencia Política y Elecciones Municipales*, Michoacán, México; El Colegio de Michoacán.
- Castro, Pedro (2007) "Carlos A. Madrazo y la Reforma Imposible del PRI," *POLIS* 3 (1) : 161-189.
- Cheibub, José Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland (2010) "Democracy and Dictatorship Revisited," *Public Choice*, 143 (21) : 67-101.

- Cline, Howard (1963) *Mexico, Revolution to Evolution*, Oxford; Oxford University Press.
- Cornelius, Wayne A. (1987) "Political Liberalization in an Authoritarian Regime: Mexico, 1976-1985," in Judith Gentleman eds., *Mexican Politics in Transition*, Westview Press: 15-39.
- Creelman, James (1908) "President Diaz: Hero of the Americas," *Pearson's Magazine* 19 (3) : 231-277.
- Davies, Sarah and James Harris (2014) *Stalin's World: Dictating the Soviet Order*, New Haven; Yale University Press.
- Davies, R.W. and Stephen G. Wheatcroft (2004) *The Years of Hunger: Soviet Agriculture, 1931-1933*, New York; Palgrave Macmillan.
- Díaz Ordaz (1965) "Primer Informe de Gobierno del Presidente Díaz Ordaz," (http://www.biblioteca.tv/artman2/publish/1965_90/index.shtml, 2018年12月8日アクセス確認).
- Dowlen, Oliver (2008) *The Political Potential of Sortition: A Study of the Random Selection of Citizens for Public Office*, Essex, U.K.; Imprint Academic.
- Eifert, Benn, Edward Miguel and Daniel N. Posner (2010) "Political Competition and Ethnic Identification in Africa," *American Journal of Political Science* 54 (2) :494-510.
- Eisenstadt, Todd A. (2004) *Courting Democracy in Mexico: Party Strategies and Electoral Institutions*, New York; Cambridge University Press.
- Fariás, Luis M. (1992) *Así Lo Recuerdo. Testimonio Político*, D.F., México; Fondo de Cultura Económica.
- Fernández y Fernández, Ramón y Ricardo Acosta (1961) *Política Agrícola*, D.F., Mexico; Fondo de Cultura y Económica.

- Finkel, Jodi (2005) "Judicial Reforms as Insurance Policy: Mexico in the 1990s," *Latin American Politics and Society* 47 (1) : 87-113.
- Fitzpatrick, Sheila (1994) *Stalin's Peasants: Resistance and Survival in the Russian Village after Collectivization*, New York; Oxford University Press.
- Fitzpatrick, Sheila (2007) "Revisionism in Soviet History," *History and Theory* 46: 77-91.
- Fitzpatrick, Sheila (2008) "Revisionism in Retrospect: A Personal View," *Slavic Review* 67 (3) : 682-704.
- Fitzpatrick, Sheila (2015) *On Stalin's Team: The Years of Living Dangerously in Soviet Politics*, Princeton; Princeton University Press.
- Foweraker, Joe and Todd Landman (1997) *Citizenship Rights and Social Movements: A Comparative and Statistical Analysis*, New York; Oxford University Press.
- Friedgut, Theodore H. (1979) *Political Participation in the USSR*, Princeton; Princeton University Press.
- Gambetta, Diego (1993) *The Sicilian Mafia: The Business of Private Protection*, Cambridge; Harvard University Press.
- Gandhi, Jennifer (2008) *Political Institutions and Dictatorship*, New York; Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer and Ellen Lust-Okar (2009) "Elections under Authoritarianism," *Annual Review of Political Science* 12: 403-422.
- Garabito Martínez, Jorge (2005) "RESEÑA DE LA LEY ORGANICA DEL CONGRESO GENERAL DE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS", *Revista Quórum Legislativo* 81: 15-34.
- García Orozco, Antonio (1988) *Legislación Elecotral Mexicana 1812-1988, Tercera Edición*, D.F., Méxocp; Secretaría de Gobernación, Diario Oficial.

- Garner, Paul (2001) *Porfirio Díaz*, London; Longman.
- Geddes, Barbara (1999) "What Do We Know about Democratization after Twenty Years?" *Annual Review of Political Science* 2: 115-144.
- Geddes, Barbara (2006) "Why Parties and Elections in Authoritarian Regimes?," Manuscript.
- Geddes, Barbara, Joseph Wright and Erica Frantz (2014) "Autocratic Regimes and Transitions," *Perspectives on Politics* 12 (2) : 313-331.
- Getty, Arch J. (1985) *Origins of the Great Purges: The Soviet Communist Party Reconsidered, 1917-1938*, New York; Cambridge University Press.
- Getty, Arch J. (1991) "State and Society under Stalin: Constitutions and Elections in the 1930s," *Slavic Review* 50 (1) : 18-35.
- Getty, Arch J. (1997) "Pragmatists and Puritans: The Rise and Fall of the Party Control Commission," *The Carl Beck Papers in Russian and Soviet Studies* 1208.
- Getty, Arch J. (2002) "'Excesses Are Not Permitted': Mass Terror and Stalinist Governance in the Late 1930s," *Russian Review* 61 (1) : 113-138.
- Getty, Arch J. (2013) "Pre-election Fever: The Origins of the 1937 Mass Operations," in James Harris ed, *The Anatomy of Terror: Political Violence under Stalin*, Oxford; Oxford University Press: 216-238.
- Getty, Arch J. and Oleg V. Naumov (2010) *The Road to Terror: Stalin and the Self-Destruction of the Bolsheviks, 1932-1939*, Updated and Abridged Edition, New Haven; Yale University Press.
- Gillingham, Paul (2014) "'We Don't Have Arms, But We Do Have Balls': Fraud, Violence, and Popular Agency in Elections," in Paul Gillingham and Benjamin T. Smith eds., *Dictablanda: Politics, Work, and Culture in Mexico, 1911-1968*, Durham; Duke University Press: 149-172.

- Goldman, Wendy Z. (2007) *Terror and Democracy in the Age of Stalin: The Social Dynamics of Repression*, New York; Cambridge University Press.
- Goldman, Wendy Z. (2011) *Inventing the Enemy: Denunciation and Terror in Stalin's Russia*, New York; Cambridge University Press.
- Gómez Tagle, Silvia (1993) "Electoral Reform and Party System," in Neil Harvey eds., *Mexico: The Dilemmas of Transition*, New York; The Institute of Latin American Studies and University of London and British Academic Press: 64-90.
- González Compeán y Leonardo Lomelí Vanegas (2000) *El Partido de la Revolución. Institución y Conflicto (1928-1999)*, D.F., México: Fondo de Cultura Económica.
- Graham, Loren (2016) *Lysenko's Ghost: Epigenetics and Russia*, Cambridge; Harvard University Press.
- Grindle, Merilee S. (1977) *Bureaucrats, Politicians, and Peasants in Mexico: A Case Study in Public Policy*, Berkeley; University of California Press.
- Haber, Stephen, Herbert S. Klein, Noel Maurer and Kevin J. Middlebrook (2008) *Mexico since 1980*, New York; Cambridge University Press.
- Han, Li (2014) "Are Elections in Autocracies a Curse for Incumbents? Evidence from Chinese Villages," *Public Choice*, 158 (1) : 221–242.
- Harris, James (1999) *The Great Urals: Regionalism and the Evolution of the Soviet System*, Ithaca; Cornell University Press.
- Harris, James (2005) "Stalin as General Secretary: The Appointments Process and the Nature of Stalin's Power," in James Harris and Sarah Davies eds., *Stalin: A New History*, New York; Cambridge University Press: 63-82.
- Harris, James ed. (2013) *The Anatomy of Terror: Political Violence under Stalin*, Oxford; Oxford University Press.

- Harris, James (2016) *The Great Fear: Stalin's Terror of the 1930s*, New York; Oxford University Press.
- Harris, Jonathan (2004) *Stalin's Reform of the Party's Apparatus*, Oxford, United Kingdom: Rowman & Littlefield Publishers.
- Harrison, Mark and Byung Yeon Kim (2006) "Plans, Prices, and Corruption: The Soviet Firm under Partial Centralization, 1930-1990," *Journal of Economic History* 66 (1) : 1-41.
- Hegre, Håvard, Tanja Ellingsen, Scott Gates and Nils Petter Gleditsch (2001) "Toward a Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change, and Civil War, 1816-1992," *American Political Science Review* 95 (1) : 33-48.
- Hernández Rodríguez, Rogelio (1991) *La Formación del Político Mexicano: El Caso de Carlos A. Madrazo*, D.F., Mexico; El Colegio de México.
- Hernández Rodríguez, Rogelio (2008) *El Centro Dividido: La Nueva Autonomía de los Gobernadores*, D.F., México, El Colegio de México.
- Higashijima, Masaaki and Ryo Nakai (2016) "Elections, Ethnic Parties, and Ethnic Identification in New Democracies: Evidence from the Baltic States," *Studies in Comparative International Development*, 51 (2) : 124-146.
- Hirst, Derek (1975) *The Representative of the People? Voters and Voting in England under Early Stuarts*, New York; Cambridge University Press.
- Hofstadter, Richard (1969) *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840*, Berkeley; University of California Press.
- Hough, Jerry F. (1977) *The Soviet Union and Social Science Theory*, London; Harvard University Press.
- Hough, Jerry F. (1997) *Democratization and Revolution in the USSR 1985-1991*, Washington D.C; Brookings Institution.

- Huntington, Samuel P. (1970) "Social and Institutional Dynamics of One-Party Systems," in Samuel P. Huntington and Clement H. Moore eds., *Authoritarian Politics in Modern Society: The Dynamics of Established One-Party Systems*, New York; Basic Books: 3-47.
- Hyde, Susan and Nichorail Marinov (2012) "Which Elections Can be Lost?," *Political Analysis*, 20 (2) : 191-210.
- Izquierdo, Rafael (1995) *Política Hacendaria del Desarrollo Estabilizador, 1958-1970*, D.F., Mexico; El Colegio de México/Fondo de Cultura y Economía.
- Jacobs, Everett M. (1970) "Soviet Local Elections: What They Are, and What They Are Not," *Soviet Studies* 22 (1) : 61-76.
- Jansen, Marc and Nikita Petrov (2002) *Stalin's Loyal Executioner: People's Commissar Nikolai Ezhov, 1895-1940*, Stanford; Hoover Institution Press.
- Javier Garrido, Luis (1982) *El Partido de la Revolución Institucionalizada: La Formación del Nuevo Estado en México (1928-1945)*, D.F., México; Siglo Veintiuno.
- Jia, Ruixue, Kudamatsu Masayuki and David Seim (2015) "Political Selection in China: The Complementary Roles of Connections and Performance," *Journal of the European Economic Association* 13 (4) : 631-668.
- Kalyvas, Stathis N. (2000) "Commitment Problems in Emerging Democracies: The Case of Religious Parties," *Comparative Politics* 32 (4) : 379-398.
- Karklins, Rasma (1986) "Soviet Elections Revisited: Voter Abstention in Noncompetitive Voting," *American Political Science Review* 80 (2) : 449-470.
- Katz, Friedrich (2004) *De Díaz a Madero: Orígenes y Estallido de la Revolución Mexicana*, D.F., México; Era.
- Kaufman Purcell, Susan (1973) "Decision-Making in an Authoritarian Regime:

- Theoretical Implications from a Mexican Case Study,” *World Politics* 25 (1) : 28-54.
- Kaufman Purcell, Susan (1981) “Business-Government Relations in Mexico: The Case of the Sugar Industry,” *Comparative Politics* 13 (2) : 211-233.
- Khlevniuk, Oleg V. (2003) “Stalin's Loyal Executioner: People's Commissar Nikolai Ezhov, 1895-1940 (review) ,” *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History* 4 (3) : 760-767.
- Khlevniuk, Oleg V. (2009) *Master of the House: Stalin and his Inner Circle*, New Haven; Yale University Press.
- Khlevniuk, Oleg V. (2015) *Stalin: New Biography of A Dictator*, New Haven; Yale University Press.
- Kiewiet, D. Roderick and Mathew D. McCubbins (1991) *The Logic of Delegation: Parties and the Appropriations Process*, Chicago; University of Chicago.
- King, Gary, Jennifer Pan and Margaret E Roberts (2013) “How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression,” *American Political Science Review* 107 (2) : 1-18.
- Klesner, Joseph L (1988) *Electoral Reform in Mexico*, Ph.D. diss. Massachusetts Institute of Technology.
- Klimek, Peter , Yuri Yegorov, Rudolf Hanel and Stefan Thurner (2012) “Statistical detection of systematic election irregularities,” *Proceedings of the National Academy of Sciences* 109 (41) :16469-16473.
- Knight, Alan (1986) *Mexican Revolution*, two volumes, New York; Cambridge University Press.
- Knutsen, C., Nygård, H., and Wig, T. (2017) “Autocratic Elections: Stabilizing Tool or Force for Change?” *World Politics* 69 (1) : 98-143.

- Kornai, János (1992) *The Socialist System: The Political Economy of Communism*, Princeton; Princeton University Press.
- Kuran, Timur (1995) *Private Truths, Public Lies: The Social Consequences of Preference Falsification*, Cambridge; Harvard University Press.
- Langston, Joy (1999) "Why Rules Matter: The Formal Rules of Candidate Selection and Leadership Selection in the PRI, 1978-1996," *Document de Trabajo*, D.F., México; CIDE.
- Langston, Joy (2006) "The Birth and Transformation of the *Dedazo* in Mexico," in Gretchen Helmke and Steven Levitsky eds., *Informal Institutions and Democracy: Lessons from Latin America*, Baltimore; Johns Hopkins University Press: 143-159.
- Le Bas, Adrienne (2006) "Polarization as Craft: Party Formation and State Violence in Zimbabwe," *Comparative Politics* 38(4): 419-438.
- Lenoe, Matthew E. (2004) *Closer to the Masses: Stalinist Culture, Social Revolution, and Soviet Newspapers*, Cambridge; Harvard University Press.
- Lenoe, Matthew E. (2010) *The Kirov Murder and Soviet History*, New Haven; Yale University Press.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way (2010) *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*, New York; Cambridge University Press.
- Lewin, Moshe (1994) "Bukharin and the Problem of Bureaucracy," in Theodor Bergmann, Gert Schaefer and Mark Selden eds., *Bukharin in Retrospect*, M.E.Charpe: 159-175.
- Lijphart, Arend (1971) "Comparative Politics and the Comparative Method," *American Political Science Review* 65 (3) : 682-693.
- Loaeza, Soledad (1999) *El Partido Acción Nacional: La Larga Marcha, 1919-1994. Oposición Leal y Partido de Protesta*, D.F., Mexico; Fondo de Cultura Económica.

- Loeza, Soledad (2008) “Gustavo Díaz Ordaz: Las Insuficiencias de la Presidencia Autoritaria,” en Will Fowler coord, *Gobernantes Mexicanos II: 1911-2000*, D.F., México; Fondo de Cultura Económica.
- Longva, Anh Nga (2005) “Neither Autocracy nor Democracy but Ethnocracy: Citizens, Expatriates and the Socio-political System in Kuwait,” in Paul Dresh and James Piscatori eds., *Monarchies and Nations: Globalization and Identity in the Arab States of the Gulf*, New York; I.B. Tauris.
- López Mateos, Adolfo (1959) “Primer Informe de Gobierno del presidente Adolfo López Mateos,” (http://www.biblioteca.tv/artman2/publish/1950-1959_32/index.shtml, 2018年12月8日アクセス確認).
- López Mateos, Adolfo (1960) “Discurso del Lic. Adolfo López Mateos, al abrir el Congreso sus sesiones ordinarias, el 1 de septiembre de 1960,” (http://www.biblioteca.tv/artman2/publish/1960-1969_33/index.shtml, 2018年12月8日アクセス確認).
- López Portillo, José (1980) “Discurso del Lic. José López Portillo, al abrir el Congreso sus sesiones ordinarias, el 1 de septiembre de 1980,” (http://www.biblioteca.tv/artman2/publish/1980-1989_35/index.shtml, 2018年12月9日アクセス確認).
- Lujambio, Alonso (2000) *El Poder Compartido: Un Ensayo sobre la Democratización Mexicana*, D.F., Mexico; Oceano.
- Lujambio, Alonso (2001) “Democratization through Federalism? The National Action Party Strategy, 1939-2000,” in Kevin J. Middlebrook eds., *Party Politics and the Struggle for Democracy in Mexico*, La Jolla; Center for U.S.-Mexican Studies, University California Press: 47-94.
- Mabry, Donald J. (1973) *Mexico's Acción Nacional: A Catholic Alt*
lution, New York; Syracuse University Press.

- Madrazo, Carlos A. (1972) *Madrazo: Voz Postrera de la Revolución. Discursos y Comentarios, 3a Edición*, D.F., México; B.Costa-Amic.
- Magaloni, Beatriz (2006) *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*, New York; Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz (2008) “Credible Power-Sharing and the Longevity of Authoritarian Rule,” *Comparative Politics Studies* 41 (4/5) : 715-741.
- Makumbe, John and Daniel Compagnon (2000) *Behind the Smokescreen: The Politics of Zimbabwe's 1995 General Elections*, Harare; University of Zimbabwe.
- Manin, Bernard (1997) *The Principles of Representative Government*, New York; Cambridge University Press.
- Manin, Bernard, Adam Przeworski and Susan C. Stokes (1999) “Introduction,” in Adam Przeworski, Susan C. Stokes and Bernard Manin eds., *Democracy, Accountability, and Representation*, New York; Cambridge University Press: 1-26.
- Marxist Internet Archive (2008) “Interview between J. Stalin and Roy Howard” (<https://www.marxists.org/reference/archive/stalin/works/1936/03/01.htm>, 2018年12月8日アクセス確認).
- Marxists Internet Archive (2008) “Speech in Reply to Debate” (<https://www.marxists.org/reference/archive/stalin/works/1937/03/05.htm>, 2018年12月8日アクセス確認).
- Maturana Medina, Sergio Enrique (1970) *El Azúcar : Problema de México : un Estudio Regional de Michoacán*, D.F., Mexico; Centro de Investigaciones Agrarias.
- McNeal, Robert H. (1974) *Resolutions and Decisions of the Communist Party of the Soviet Union, Volume 3: The Stalin Years, 1923-1953*, Toronto; Canada, University of Toronto Press.
- Meyer, Jean (2004) *La Revolución Mexicana*, D.F., Mexico; Tusquets.

- Middlebrook, Kevin J. (1986) "Political Liberalization in an Authoritarian Regime: The Case of Mexico," in G. O'Donnell, P. C. Schmitter and L. Whitehead eds., *Transitions from Authoritarian Rule*, Baltimore; The Johns Hopkins University Press: 123-147.
- Migranian (Migranyan) , Andranik M. (1992) "The End of Perestroika's Euphoric Stage," in Minagawa Shugo and Slavic Research Center eds., *Thorny Path to the Post-Perestroika World: Problems of Institutionalization*, Sapporo, Japan; Hokkaido University Press: 99-126.
- Migranyan, Andranik (2015) "Peculiarities of Russian Politics," in Adam Przeworski ed, *Democracy in a Russian Mirror*, Cambridge; Cambridge University Press (Kindle Edition) .
- Miller, Michael K. (2015) "Elections, Information, and Policy Responsiveness in Autocratic Regimes," *Comparative Political Studies* 48 (6) : 691-727.
- Mizrahi, Yemile (2003) *From Martyrdom to Power: The Partido Acción Nacional in Mexico*, Notre Dame; University of Notre Dame Press.
- Molinar Horcasitas, Juan (1991) *El Tiempo de la Legitimidad: Elecciones, Autoritarismo y Democracia en México*, D.F., Mexico; Cal y Arena.
- Nacif Hernández, Benito (1997) "La Rotación de Cargos Legislativos y La Evolución del Sistema de Partidos en México," *Política y Gobierno* 4 (1) : 115-145.
- O'Donnell, Guillermo and Philippe C. Schmitter (1986) *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, Baltimore; Johns Hopkins University Press.
- Ogushi, Atsushi (2008) *The Demise of the Soviet Communist Party*, New York; Routledge.
- Olken, Benjamin (2007) "Monitoring Corruption: Evidence from a Field Experiment in Indonesia," *Journal of Political Economy* 115 (2) : 200-249.

- Partido Acción Nacional (1999) *Informe y Mensajes de los Presidentes del Partido Acción Nacional, Tómo 4. La Victoria Cultural 1987-1996*, D.F., México: EPESSA.
- Pozas Horcasitas, Ricardo (2008) “La Democracia Fallida: la Batalla de Carlos A. Madrazo por Cambiar al PRI,” *Revista Mexicana de Sociología* 70 (1) : 47-85.
- PRI-ICAP (1982 a) *Historia Documental del Partido de la Revolución*, Tomo 5, PRM-PRI, 1945-1950. D.F., México; Partido Revolucionario Institucional/Instituto de Capacitación Política.
- PRI-ICAP (1982 b) *Historia Documental del Partido de la Revolución*, Tomo 7, PRI 1957-1962. D.F., México; Partido Revolucionario Institucional/Instituto de Capacitación Política.
- PRI-ICAP (1982 c) *Historia Documental del Partido de la Revolución, Tomo 8, PRI 1963-1968*, D.F., México; Partido Revolucionario Institucional/Instituto de Capacitación Política.
- PRI-ICAP (1984) *Historia Documental del Partido de la Revolución, Tomo 9, PRI 1969-1974*, D.F., México; Partido Revolucionario Institucional/Instituto de Capacitación Política.
- Przeworski, Adam and Henry Teune (1970) *The Logic of Comparative Social Inquiry*, Hoboken, USA: Wiley-Interscience.
- Przeworski, Adam (2015) “Acquiring the Habit of Changing Governments Through Elections,” *Comparative Political Studies* 48 (1) : 101-129.
- Raymond, Bezdek Robert (1973) *Electoral Oppositions in Mexico: Emergence, Suppression, and Impact on Political Processes*, Ph.D. Dissertation, Ohio State University.
- Reyes Heróles, Jesús (1996) *Obras Completas, Política I*, D.F., México; Fondo de Cultura Económica.
- Rodríguez Kuri, Ariel (2008) “Los Años Maravillosos: ADOLFO RUIZ CORTINES,” in

Will Fowler ed, *Gobernantes Mexicanos, Tómo 2*, D.F., México; Fondo de Cultura Económica: 265-286.

Rodrik, Dani (1996) "Understanding Economic Policy Reform," *Journal of Economic Literature* 34 (1) : 9-41.

Rubin, Jeffrey W. (1997) *Decentering the Regime: Ethnicity, Radicalism, and Democracy in Juchitán, Mexico*, Durham; Duke University Press.

Rubio, Blanca (1987) *Resistencia Campesina y Explotación Rural en México*, D.F., México; Era.

Ruedy, John (1992) *Modern Algeria: The Origins and Development of a Nation*, Indianapolis; Indiana University Press.

Rylander, Gosta (1947) "Psychological Tests and Personality Analysis Before and After Frontal Lobotomy," *Acta Psychiatrica Scandinaviana* 22 (S47) : 383-398.

Santoro, Victor (1994) *Gaslighting: How to Drive Your Enemies Crazy*, Port Townsend, Washington; Loompanics.

Sassoon, Joseph (2012) *Saddam Hussein's Ba 'th Party: Inside an Authoritarian Regime*, New York; Cambridge University Press.

Schedler, Andreas (2006) "The Logic of Electoral Authoritarianism," in Andreas Schedler ed, *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, London; Lynne Rienner Publishers: 1-26.

Segovia, Rafael (1980) "Las Elecciones Federales de 1979," *Foro Internacional* 20 (3) : 389-494.

Simpser, Alberto (2013) *Why Governments and Parties Manipulate Elections: Theory, Practice, and Implications*, New York; Cambridge University Press.

Slater, Dan (2008) "Can Leviathan be Democratic? Competitive Elections, Robust Mass Politics, and State Infrastructural Power," *Studies in Comparative*

International Development 43: 252-272.

Smith, Peter H. (1979) *Labyrinths of Power: Political Recruitment in Twentieth-Century Mexico*, Princeton; Princeton University Press.

Solomon Jr., Peter H. (2008) "Judicial Power in Authoritarian States: The Russian Experience," in Tom Ginsburg and Tamir Moustafa eds., *Rule by Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes*, New York; Cambridge University Press: 261-282.

Svolik, Milan (2012) *The Politics of Authoritarian Rule*, New York; Cambridge University Press.

Takahashi, Yuriko (2012) "Does Democracy Dampen Clientelism? The Politics of Oversight and Social Spending in Mexico," Manuscript.

Tompson, William J. (1995) *Khrushchev: A Political Life*, St. Martin's Griffin.

Tsou, Tang (1996) "The Tiananmen Tragedy: The State-Society Relationship, Choices, and Mechanism in Historical Perspective," in Jon Elster, ed, *The Roundtable Talks and the Breakdown of Communism*, Chicago; The University of Chicago Press: 213-240.

van Voren, Robert (2010) "Political Abuse of Psychiatry-An Historical Overview," *Schizophrenia Bulletin* 36 (1) : 33-35.

van Voren, Robert (2012) "The Abuse of Psychiatry for Political Purposes," in Michael Dudley, Derrick Silove, and Fran Gale eds., *Mental Health and Human Rights: Vision, Praxis, and Courage*, Oxford; Oxford University Press: 237-254.

van Voren, Robert (2016) "Ending Political Abuse of Psychiatry: Where We Are At and What Needs to Be Done," *BJPsych Bulletin* 40: 30-33.

Viola, Lynne (1996) *Peasant Rebels under Stalin: Collectivization and the Culture of Peasant Resistance*, New York; Oxford University Press.

- Wada, Takeshi (2003) *A Historical and Network Analysis of Popular Contention in the Age of Globalization in Mexico*, Ph.D. diss., Columbia University.
- Wallace, Jeremy L. (2016) "Juking the Stats? Authoritarian Information Problems in China," *British Journal of Political Science* 46 (1) : 11-29.
- Walton, John and Joyce A. Sween (1971) "Urbanization, Industrialization and Voting in Mexico: A Longitudinal Analysis of Official and Opposition Party support," *Social Science Quarterly* 52 (3) :721-745.
- Weldon, Jeffrey A. (1997) "The Political Source of Presidentialismo in Mexico," in S. Mainwaring and M. Shugart eds., *Presidentialism and Democracy in Latin America*, New York; Cambridge University Press: 225-258.
- Widner, Jennifer A. (1992) *The Rise of a Party-State in Kenya: From "Harambee" to "Nyano!"*, Berkeley; University of California Press.
- Wintrobe, Ronald (1998) *The Political Economy of Dictatorship*, New York; Cambridge University Press.
- Wuh, Steven T. (2008) *Savage Democracy: Institutional Change and Party Development in Mexico*, University Park; Pennsylvania State University Press.
- Yates, P. Lamartine (1981) *Mexico's Agricultural Dilemma*, Tuscon; University of Arizona Press.